国立国語研究所学術情報リポジトリ

Linguistic sociological study on the kinship vocabulary of Japanese dialects (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 国立国語研究所, The National Language Research Institute メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00001257

国立国語研究所報告　64

各地方言親族語彙の言語社会学的研究(1)

国立国語研究所

1979

刊行のことば

国立国語研究所は，昭和48年度から51年度まで「各地方言親族語彙の言語社会学的研究」という研究課題をとりあげた。目的は，次のようなことにあった。

(1) 日本語の方言の親族語彙は，語彙としてどのような構造をもっているか。親族組織上の特定の項目を表す単語にどのようなものがあり，それらは全国的にどのように分布しているか。個々の親族語は，単に親族名称としてばかりでなく，一般に単語としてどのような意味や用法の構造をもっているかなど。このような事実を言語学の立場から明らかにする。

(2) さらに，このような言語的事実が親族組織を含む日本の伝統的な社会や文化の構造とどのようにかかわり合う側面があるのかを明らかにする。

この程この研究の成果が一まとまりの段階に達したので，ここに国立国語研究所報告64として刊行する。

親族語彙は，生活語彙の基本的な部分をなすものである。親族語彙の研究は，日本語および日本人の言語生活，さらに日本の社会・文化の特性を明らかにするための重要な分野である。ここに報告するものは，その研究の出発点における一つの試みであって，大方のご批判とご指導をいただければ，幸いである。

この研究を担当し，かつ本報告を執筆したものは下名である。

渡辺友左（現言語行動研究部長）

なお，研究補助員角田令子と山口恵子が一部の作業を助けた。

この研究を進めるにあたって，臨地調査その他に格別のご高配をいただいた各方面のご厚意に対して研究担当者と共にここに感謝の意を表したいと思う。

昭和53年9月

国立国語研究所長　林　　大

目　　次

刊行のことば

まえがき…… 1

序　論…… 3

1　研究の目的…… 5

2　研究の手続…… 5

3　言語社会学と社会言語学に対するわたしの立場……10

4　親族および親族語彙とは何か……15

本　論……21

Ⅰ　家族成員を指し示す個人親族語の用法・意味の特質について……23

1　親族語彙の6分類……23

2　用法上からみた個人親族語の特質……24

3　家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理……27

4　論点の整理……32

5　父・母を意味する俚言が家長・主婦の意味をあわせもつ
　　各地方言の事例……34

6　臨地調査の結果……52

7　まとめ……65

Ⅱ　家族成員に対する日本人の reference と address の型について ……71

1　はじめに……71

2　個人親族語本来の原理によるもの……72

3　共感的同一化の原理によるもの……84

4　擬似的な家中心の原理によるもの……87

5　家・家族内地位親族語を使用する型……98

6　年齢階梯語を使用する型 ……108

7　個人親族語の年齢階梯語化ということと虚構的用法ということ …112

8　個人親族語の虚構的用法の事例 ……126
9　おわりに――親族語による家族成員認知の枠組みの原理―― ……130
Ⅲ　各地方言個人親族語の年齢階梯語化に関する資料集 ……133
1　はじめに ……133
2　祖父・祖母を意味する個人親族語の場合 ……134
3　父・母を意味する個人親族語の場合 ……145
4　おじ・おばを意味する個人親族語の場合 ……150
5　兄・姉を意味する個人親族語の場合 ……158
6　若干の例外的事例 ……167
Ⅳ　俗謡「お前百まで，わしゃ九十九まで～　」を現代青年は
どう理解しているか ……171
1　はじめに ……171
2　理解調査の実施 ……172
3　回答内容の整理結果 ……172
4　整理結果についての若干のコメント ……174
5　ことわざ「情は人のためならず。」と「灯台もと暗し。」の場合 …176
6　まとめ ……177
Ⅴ　小砂丘忠義と親族呼称のこと ……179
1　津野松生さんと小砂丘忠義（ササオカタダヨシ） ……179
2　津野松生さんからの聞き書き ……180
3　子どものときに身につけた周囲の親族に対する呼称や名称の
形式は容易に変化しにくいということ ……181
Ⅵ　日本語の親族語の多義語化現象についての事例研究 ……189
1　はじめに ……189
2　福島北部方言のオジ・オバ名称の意味用法の記述（改訂版） ……193
3　旧稿との比較 ……201
4　「オンツァレル」の俚言分布 ……208
5　オジ・オバ名称を性向語彙として使用している事例 ……213

6　兄名称を性向語彙として使用する事例 ……218
Ⅶ　二男以下・二女以下を意味するとされる各地方言の俚言について …221
1　はじめに ……221
2　二男以下・二男・三男……を意味するとされる俚言の資料集 …222
3　二女以下・二女・三女……を意味するとされる俚言の資料集 …244
4　オジ名称・オバ名称に一概に二男以下・二女以下の
　　標準語訳を与えることには問題がある…… 256
5　二つの資料集からわかること…… 265

付　録

「東条カード」と「補充カード」の採集文献目録 ……269
はしがき（271）　北海道（272）　東北地方（272）　青森県（272）　秋田県（274）　岩手県（274）　宮城県(275)
山形県（276）　福島県（276）　茨城県（277）　栃木県（278）　群馬県（279）　埼玉県（280）　千葉県（281）
東京都（282）　神奈川県（282）　山梨県（283）　長野県（283）　新潟県（284）　富山県（286）　石川県（287）
福井県（287）　東海地方（288）　静岡県（288）　愛知県（289）　岐阜県（290）　三重県（291）　和歌山県(292)
奈良県（293）　滋賀県（294）　上方・近畿地方（294）
京都府（294）　大阪府（295）　兵庫県（295）　中国地方（296）　鳥取県（296）　島根県（296）　岡山県（297）
広島県（298）　山口県（299）　香川県（299）　愛媛県（300）　徳島県（300）　高知県（301）　福岡県（302）
佐賀県（302）　長崎県（303）　熊本県（304）　大分県（305）　宮崎県（305）　鹿児島県（306）　奄見（307）
沖縄本島（307）　先島（308）

ま　え　が　き

(1)　この報告書は，国立国語研究所で，わたし（渡辺友左）が昭和48年度から51年度までの４年間にわたって担当した研究課題「各地方言親族語彙の言語社会学的研究」の研究成果の一部をまとめたものである。

(2)　この研究課題は，国立国語研究所の旧第四研究部第二資料研究室で昭和40年度から取りあげた研究課題「社会構造と言語の関係についての基礎的研究」の中でわたしが分担した課題の一部を発展させたものである。

(3)　研究課題「社会構造と言語の関係についての基礎的研究」でわたしが分担した部分の研究成果は，下記の報告書と論文に発表してあるが，なお相当量の未発表の部分が残っている。その中で，研究課題「各地方言親族語彙の言語社会学的研究」の研究内容と関連する部分は，本報告書および今後刊行を予定している報告書や資料集の中に適宜とりこんで報告することにする。

『社会構造と言語の関係についての基礎的研究(1)(2)(3)』（国立国語研究所報告32・35・47　　昭和43・45・48年）

「福島北部方言の親族語と形容詞の語彙体系――福島北部調査報告(1)――」（国立国語研究所論集３『ことばの研究』昭和42年）

(4)　世界には多くの民族が存在するけれども，言語をもたない民族はないし，同じように家族や親族をもたない民族もない。言語は，いかなる民族にとっても最も基本的な文化の一つであるが，同じように家族や親族は，いかなる民族にとっても最も基本的な社会集団の一つである。民族にとってこのような重大なかかわりをもつ言語と家族・親族が互いに交錯し合うところに，その民族の民族語の親族語彙とその民族による親族語彙の運用（・使用）の問題が広がっている。

言語学や国語学の研究それ自身のためにも，日本民族と異民族の文化・社会・民族性の対照研究のためにも，日本語の親族語彙と日本人によるその運用（・使用）の問題は，もっと研究されてしかるべきだとわたしは思うが，そう思う一つの根拠はここにある。このような観点に立って，わたしは標記の研究課題と取りくんだ。

(5) 本報告書で報告する事柄は，そのすべてが今回はじめて発表するものばかりだというわけではない。いくつかの事柄は，これまで学会その他ですでに下記のとおり発表しているので，そのことをお断りしておきたい。

Ⓐ 昭和50年5月，大阪府富田林市の大谷女子大学で開かれた日本方言研究会第20回研究発表会で，「家族成員を指し示す個人親族語の意味・用法の特質に関する言語社会学的研究」という題の研究報告をした。その内容は，本報告書の第1論文の一部である。

Ⓑ 同年11月，東京都武蔵野市の成蹊大学で開かれた第48回日本社会学会大会で，「各地方言親族語彙の言語社会学的研究」という題の研究報告をした。その内容は，ほぼ本報告書の第6論文の第1～4節の部分にあたる。

Ⓒ 昭和52年11月，東京都港区虎の門の国立教育会館で開かれた第50回日本社会学会大会で，「各地方言親族語彙の言語社会学的研究(2)」という題の研究報告をした。その内容は，ほぼ本報告書の第2論文の第1～6節の部分にあたる。

Ⓓ 『言語生活』第295号（昭和51年4月号）にのせた小論「社会学と言語学——言語への学際的接近・4——」は，本報告書の序論第3節がその主たる内容をなしている。

Ⓔ 野元菊雄・野林正路監修の『日本語と文化・社会』の第2巻『ことばと社会』（昭和52年　三省堂）にのせた小論「親族語彙と親族組織——福島北部方言のオジ・オバ名称の場合——」は，Ⓑの口頭発表の原稿を活字にしたものだ。

Ⓕ 日本方言研究会・柴田武編『日本方言の語彙——親族名称・その他——』（仮称）（昭和53年10月刊行の予定。三省堂）にのせた小論「親族語彙の全国概観」は，本報告書の序論第4節，それに本論でのべた事柄の要約，その他が主な内容となっている。

(6) 本研究を進めるにあたっては，臨地調査その他の面で多くの方がたから暖かいご援助をいただいた。いちいちお名前をあげることができないのが残念であるが，ここに改めて皆様に心からお礼を申し上げます。

(7) 下記の研究補助員が本研究の一部の補助的業務にあたった。

角田令子　昭和49年4月11日から同年12月末まで。

山口恵子　昭和50年4月1日から51年3月末まで。

序　　論

1　研究の目的

昭和48年度から51年度までの４年間，「各地方言親族語彙の言語社会学的研究」という研究題目のもとに進めた仕事は，具体的にはわが国各地方言の親族語の採集とその記述的研究の二つである。この仕事には，次の三つの目的があった。

(1)　言語学的な目的――(a)，日本語の方言の親族語彙は，語彙としてどのような構造をもっているか。(b)，親族組織上の特定の項目（・意味）を表す単語にはそれぞれどのようなものがあり，それらは全国的にどのように分布しているか。(c)，個々の親族語は，単に親族名称としてばかりでなく，一般に単語としてどのような意味や用法の構造をもっているかなどなど。言語学が日本方言の親族語彙を研究対象にすえたときに設定される課題は，ほぼ以上のようなものであろう。これを言語学の立場から明らかにする。

(2)　言語社会学的な目的――第２の目的は，言語社会学的な目的である。言語学の立場から明らかにされた以上の言語的事実が，親族組織を含む日本の伝統的な社会構造や文化の構造とどのようにかかわり合う側面があるのか。言語社会学が日本方言の親族語彙を研究対象にすえたときに設定される課題は，ほぼこのことに尽きるはずだと思う。このことを明らかにする。これは，「日本語と日本の社会」「日本語と日本の文化」「日本語と日本人のパーソナリティ」に関する言語社会学的研究の一つの領域を占めることになる。本研究の最大の目的は，このことにあった。

(3)　資料集作成の目的――第３の目的は，上記二つの記述研究的な目的に付随する副次的なものである。日本方言の親族語彙について言語学者はもちろん，日本の家族や親族の問題を研究している社会学・文化人類学・民俗学などの研究者にも充分役立つ資料集を作成したい，ということであった。このことについては，次節で述べる。

2　研究の手続き

この研究は，旧第二資料研究室の研究課題「社会構造と言語の関係についての基礎的研究」（昭和40～47年度）でわたしが分担した部分の一部を発展させたものである。研究の手続きとしては，次の二つを並行して実施した。

(1) 文献調査――前述した(1)(2)の研究目的を達成するには，そのための手続きの一つとして，各地方言の親族語の語形とその意味・用法をできるだけ多く採集して，研究資料にすることが必要になる。この研究資料を臨地調査によって集めることになるのはもちろんである。だが，それにしても，わたし一人の臨地調査では，調査旅費や労力の点からして，当然採集できる量に大きな限界があると予想した。そこで，各地の方言集や方言辞典など，既存の文献資料を利用して，その欠を補うことになる。わたしは，ここで当研究所に創設当初から所蔵されている「東条カード」を積極的に利用することにした。

わたしどもが「東条カード」と呼んでいるのは，次の(a)(b)二つを合わせた約四十万枚にのぼる大量の方言語彙カードのことである。（同一語を五十音別・地域別・事項別と，3枚のカードにとってあるので，延べにすれば百二十万枚になる。）

(a) 東条操さんが，かつて太平洋戦争末期ごろまでに刊行された全国各地の方言の主な文献から網羅的に採集したといわれるもの。約三十六万枚。各カードには，見出し語と採集文献名，それにその見出し語の意味・用法などに関する記述が大部分のものは採集文献そのままの形で転写されている。文献名を極端に省略したものや記号化したものがある。そのために採集者が故人となられた現在では，肝心の採集文献名を復元できないものがある。意味・用法などに関する記述の一部を省略して転写したものもある。しかし，ともかく大部分のカードの記載内容がおおむね文献そのままであるという点で，東条操編『全国方言辞典』・同『分類方言辞典』・柳田国男編『族制語彙』・民俗学研究所編『綜合日本民俗語彙』などには見られない利点がある。

この大量の語彙カードは，戦後当研究所が創設されたときに，東条さんから当研究所の資料にすべく寄贈された。

(b) 上記カードの寄贈を受けた当研究所が，創設当初の一時期当研究所の仕

事の一つとして，戦後刊行の主要な方言文献から東条さんと同じ方針で採集し，補充したカード。約四万枚。以上(a)(b)合わせて，約四十万枚。

「東条カード」は，その後今日まで補充されることもなく，また，当研究所の研究に利用されたということもあまりなかったが，本研究ではこれを積極的に利用することにした。前述したとおり文献名の省略や記号化，その他の事情のために利用したくとも利用できないカードがあるのは仕方がない。だが，利用できるカードはとにかく利用するという態度をとった。このようにして利用した方言親族語のカードは，約一万枚あった。

しかし，これだけのカードでは資料としてはまだまだ不充分である。あとはわたしの手で可能な限りこれに新しいカードを補充することにした。補充の作業は，本研究に先立つわたしの研究課題「社会構造と言語の関係についての基礎的研究」の中で昭和46年3月に開始し，以後49年9月までの間，断続的に進めてきた。この間当研究所図書館所蔵の全国各地の方言集・方言辞典・民俗誌・村落調査報告書その他の文献を主たる資料にして，これらの文献に収録されている方言語彙の中から親族語とそれに関連するいくつかの意味領域の語を網羅的にぬきだした。そして，その語形および意味・用法・語誌などに関するその文献の記述を細大漏らさずそのままカードに転写した。このようにして新たに補充したカードは約二万二千枚。これを「補充カード」と呼ぶことにする。「東条カード」と合わせて，約三万二千枚のカードが集まった。これに臨地調査によって収集したカードも合わせれば，かなり大量の資料が研究資料として揃ったことになる。

そこで，この大量のカードは，ただわたしの(1)(2)の研究目的である記述的研究に利用するだけでなく，意味項目ごとの都道府県別，または語形別全国俚言資料集といったものを作成することを計画した。これだけのカードがあれば，言語学者はもちろん，日本の家族や親族を研究している社会学・民俗学・民族学・文化人類学・法社会学などの研究者にも充分役立つ資料になり得るのではないか。こう考えたからである。

日本語の方言の親族語を全国的な規模で扱ったものとしては，方言学の立場から『全国方言辞典』や『分類方言辞典』，それに民俗学の立場から『族制語

彙』や『綜合日本民俗語彙』などがすでに刊行されている。しかし，わたしが作成しようとしている二つの資料集のうち，意味項目ごとの都道府県別全国俚言資料集は，これらの文献に対して次の利点をもっている。

親族組織上の特定の意味項目を表す単語にどのようなものがあるか。そして，それらは全国的にどのように分布しているか。このことを都道府県別に容易に概観することができる。

また，二つの資料集はともに次の利点をもっている。

親族組織上のある特定の意味項目を表す俚言として収録されたものがそれぞれ単に親族名称としてばかりでなく，一般に単語としてほかにどのような意味・用法をもっていると記述されているか。このことを採集文献の記述そのままの形で容易に概観することができる。

前節の冒頭で述べた(1)(2)の記述研究的な目的を達成するには，以上の二つの利点は特に便利な事柄となる。しかし，『全国方言辞典』『分類方言辞典』『族制語彙』『綜合日本民俗語彙』などの著作は，一次的には必ずしもこのような形では編集されていない。資料集を作成しようとした動機はここにあった。

(2) 臨地調査——この研究のスタート当初の段階では，全国を東北・関東・甲信・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄の10ブロックに分け，各1～2地点，全体で15地点程度の臨地調査を最終年次までに実施するという計画だった。しかし，各年次ともに調査旅費がとぼしく，最終的には結局9地点しか調査できなかった。下記のとおりである。（カッコ内は調査年月）

青森県東津軽郡蟹田町・三厩村（昭和49年10月）

〃　北津軽郡板柳町（〃　51年2月）

千葉県長生郡一宮町（〃　48年11月）

島根県隠岐郡西ノ島町（〃　48年10月）

山口県阿武郡川上村（〃　50年3月）

香川県三豊郡高瀬町（〃　50年3月）

徳島県三好郡西祖谷山村・東祖谷山村（〃　50年3月）

高知県宿毛市（〃　51年3月）

大分県東国東郡国東町（〃　51年9月）

ブロック別にいうと，東北(2)・関東(1)・中国(2)・四国(3)・九州(1)の９地点となる。残りの甲信・北陸・東海・近畿・沖縄の５ブロックについては１地点も調査できなかった

なお「社会構造と言語の関係についての基礎的研究」の時代に，次の地点で方言親族語彙の調査をしている。調査の内容がお互いに若干異なるところがあるが，同じところもある。そこで，これもあわせて以下に報告することにする。

青森県西津軽郡深浦町（昭和45年３月）
秋田県大館市二井田（〃　41年９月）
〃　北秋田郡阿仁町（〃　〃　〃　）
〃　平鹿郡十文字町（〃　45年３月）
岩手県岩手郡葛巻町（〃　41年12月）
〃　江刺市（〃　43年10月）
〃　二戸郡安代町（〃　〃　〃　）
山形県西村山郡河北町（〃　42年２月）
山形市（　〃　〃　〃）
宮城県柴田郡大河原町（〃　48年８月）
福島県伊達郡保原町（〃　41年７月）
茨城県北茨城市（〃　47年２月）
〃　行方郡麻生町（〃　44年４月）
群馬県館林市（〃　46年12月）
栃木県安蘇郡田沼町（〃　44年３月）
栃木県那須郡黒羽町（〃　46年12月）
埼玉県比企郡小川町（〃　〃　〃　）
〃　羽生市（〃　〃　〃　）
〃　北葛飾郡杉戸町（〃　〃　〃　）
千葉県成田市（〃　43年11月）
山梨県南都留郡道志村（〃　43年５月）
〃　都留市（〃　〃　〃　）
〃　北巨摩郡長坂町（〃　43年11月）
長野県南佐久郡臼田町（〃　〃　〃　）

〃　　上伊那郡高遠町（〃　〃　〃　）
新潟県三島郡与板町（〃　43年10月）
富山県砺波市（〃　45年10月）
石川県羽咋郡志雄町（〃　45年12月）
福井県大飯郡高浜町（〃　47年３月）
静岡県周智郡春野町（〃　45年２月）
三重県鳥羽市（〃　47年11月）
島根県八束郡玉湯町（〃　48年３月）
〃　　〃　　宍道町（〃　〃　〃　）
〃　　簸川郡大社町（〃　〃　〃　）

3　言語社会学と社会言語学に対するわたしの立場

「各地方言親族語彙の言語社会学的研究」という研究課題を掲げたが，この研究の起点となる「言語社会学」について，わたしは当面次のような認識をもっている。

(1)　**学際科学としての言語社会学**――言語社会学は学際科学である。言語への学際的接近ということを社会学と言語学の間の事柄としてみた場合，まず言及しなければならないのは，言語社会学のことであろう。言語への学際的接近ということからすれば，言語社会学は，まぎれもなく社会学と言語学の学際領域に位置する科学，つまり学際科学であるからだ。

社会学の中に限っていえば，社会学には，社会の一般的原理を取扱う一般社会学（general sociology）のほかに，具体的個別的領域の現象や問題を取扱う特殊社会学（special socilogy），または分科社会学（branch sociology）・連字符社会学（Bindestrich-soziologie）と呼ばれるものがある。これには例えば家族社会学・法社会学・教育社会学・知識社会学・道徳社会学・政治社会学・都市社会学・農村社会学・産業社会学・経済社会学・職業社会学・医療社会学……など多くのものがある。社会心理学やマス・コミュニケーション研究なども特殊社会学の一つである。そして，言語社会学もこの特殊社会学・分科社会

学の一つなのだ。

しかし，学際科学ということからすれば，言語社会学は，社会学の一部門であるばかりでなく，言語学の一部門でもあるということになろう。言語学と地理学の学際科学である言語地理学が言語学の一分科であるとともに地理学の一分科でもあり，社会学と心理学の学際科学である社会心理学が心理学の一分科であると同時に社会学の一分科でもあるのと全く同じである。法社会学や宗教社会学・教育社会学が社会学の一分科であるとともに，それぞれ法学や宗教学・教育学の一分科であるのと同様である。たとえば，清水幾太郎さんの『社会心理学』(岩波全書　初版1951年)は，社会学の側から提出された本格的な「社会学としての社会心理学」である。心理学の側から提出されている多くの社会心理学書，たとえば南博さんの『体系社会心理学』（光文社　1957年）などと内容を比べれば，このことがはっきりと分かるはずだ。

ところが，『国語学辞典』（国語学会編）を見ると，言語社会学の項目は，言語学の側から柴田武さんの執筆で次のように規定されている。

> 言語社会学　言語行動または言語を言語行動の主体である人間またはその集団との関連において研究する言語学の一分科。

社会学の側からいえば，この規定は言語社会学がもっている特殊社会学・分科社会学としての側面を全く無視しているという点で不満が残る。

さて，この学際科学としての言語社会学を最近の言語学・国語学界では，わざわざ言語社会学ではなく社会言語学といっている。アメリカ言語学の socio linguistics の影響を受けてだ。しかし，これは，国際政治の世界で，たとえば日本と中国，日本と韓国の関係を，日本では「日中」関係，「日韓」関係というのに対して，中国と韓国ではそれぞれ「中日」関係，「韓日」関係というのと同じようなものだ。慶応大学の一部学生に，天下の早慶戦をわざわざ早慶戦でなく慶早戦というのがいたということを前に聞いたことがあるが，これと同じようなものである。

仙台に学生でいたころ，下宿のおばさんから次のような話を聞いたことがある。奥羽山脈の宮城・秋田・岩手の三県境にまたがるコニーデ型二重式火山に栗駒山（1628メートル）というのがある。この山は，宮城県側では栗駒山と呼

ぶが，岩手県側の地元では須川岳，秋田県側では大日(おおひ)岳と呼ぶ。それぞれ県によって地元の呼び名が違うのだという。山の好きな方の中には，御存じの方も多いことだろう。昔，けわしい山にさえぎられ，相互に隔絶した社会に生きた三県の地元の人たちが，それぞれ独立してつけた名称が現在にまで残っているものなのだろう。だから，この場合はこれでいい。しかし，1970年代の今日の学際的な研究の世界で，言語学・国語学の側の研究者が言語社会学という名称に異をたてて，わざわざおれたちのやっているのは「言語社会学」ではなく「社会言語学」なんだということもないだろうに，というのがわたしの率直な感想である。言語社会学と社会言語学は，同一物に対する異なる科学の側からの異なる名称だ，というのがわたしの立場である。

(2) 言語社会学（社会言語学）の研究対象―― 学際科学である言語社会学（社会言語学）の研究対象は，「社会と言語の相互関連に関する諸問題」であるとわたしは規定する。ただし，ここでいう「社会」と「言語」は，それぞれ社会学と言語学が研究対象とする「社会」と「言語」であって，その内容は次のに述べるようなものである。

まず社会学が研究対象とする「社会」には，第一に社会集団の問題がある。社会学は，一義的には社会集団を研究対象とする科学であるといえる。社会集団には家族や親族・同族，都市と村落，民族と国民・国家，群集と公衆，企業・組合・政党・学会・研究所，フォーマルグループに対するインフォーマルグループ，それに小はスモールグループに始まって，大は大衆社会に至るまでなどという具合に，実に多くのものがある。社会学は，これら社会集団の構造や機能，集団による個人の欲求充足，集団帰属意識，社会統制，支配と服従，その他といったことを研究対象とする。社会集団そのものではないが，その周辺にあるものとして，資本家階級・労働者階級・中間階級といった階級の問題，それに社会階層・社会的成層の問題などもあげておかねばならない。

社会学が研究対象とする「社会」には，第二にこれら集団との関連における個々の人間の社会的形成の問題が含まれている。人間が社会集団との関連において自己の行動機式や態度・信念・価値観・パーソナリティを社会的に形成していくことに関する諸問題と，このようにして社会的に形成された人間が今度

は逆に集団・社会を形成していくことに関する諸問題などである。

社会学が研究対象とする「社会」には，第一・第二の事柄と不可分の関係において第三に文化の問題が含まれている。たとえば人間の行動を拘束する規範や慣習・道徳などの制度的文化，信念・偏見，さらには世論・流言蜚語のような社会意識，それに目的意識的な所産としてのイデオロギーや科学・テクノロジーなどに関する諸問題などがこれだ。

他方，言語学が研究対象とする「言語」には，いわゆるラングとしての言語のほかに，言語行動・言語生活としての言語も含まれている。

言語社会学（社会言語学）は，上に述べたような意味での「社会」と「言語」を結びつけ，その相互関連に関する諸問題を固有の研究対象とする。言語社会学（社会言語学）は，このことによって言語学や社会学の他のすべての研究部門から弁別されるのである。わたしは，このように考えている。

(3) 言語社会学（社会言語学）の言語学・社会学の他の研究部門に対する寄与 —— 言語社会学（社会言語学）は，固有の研究対象である「社会と言語の相互関連に関する諸問題」を研究調査することによって社会学や言語学の他の研究部門に対して多くの寄与をすることができる。第一に，言語社会学は「言語」との関連において「社会」を研究し，そのことによって社会学の他の研究部門に対して寄与することができる。第二に，言語社会学は「社会」との関連において「言語」を調査研究し，そのことによって音韻論・語彙論・意味論・文法論など言語学の他の研究部門に対して寄与することができる。前者が言語社会学がもっている社会学としての顔であるとすれば，後者はさしづめ言語社会学がもっている言語学としての顔だということになる。「社会と言語の相互関連に関する諸問題」を研究対象とする以上，言語社会学には当然この二つの顔が絶えずつきまとうことになる。

ところが，アメリカ言語学の sociolinguistics の影響のもとに，わが国の言語学・国語学畑で最近とみに盛んになっている社会言語学では，学際科学としての言語社会学がもっているこの二つの顔を引き離して，別個独立したものとして扱う傾向が強いように見受けられる。つまり言語社会学は社会学であって，社会言語学は言語学だ，と割り切る考えかただ。(注1)

わたしは，この考えかたには賛成しない。この伝でいくと，言語地理学は地理学であって言語学でないし，法社会学は社会学であって法学ではない。社会心理学は心理学であって社会学ではない……などとなってしまうからだ。

ゲシュタルト心理学で知覚実験に使用する図形の一つに反転図形というのがある。次の図がその一例である。

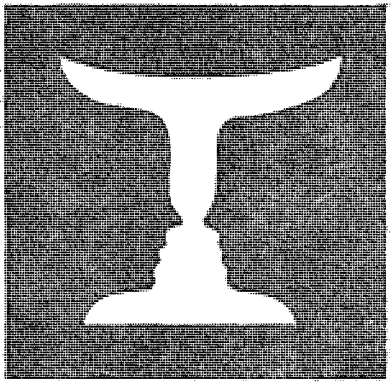

反転図形

右の図は，一見すると，白い果物皿に見える。しばらく見ていると，今度は黒い人の横顔が左右から向き合っているように見えてくる。これは，前者の場合は白い部分を図柄（figure）としてとらえ，黒い部分は地づら（ground）としているのに対し，後者の場合はそれが反転して，黒い部分を図柄，白い部分を地づらと知覚しているからだ。

なぞらえるのにちょっとよい例ではないかも知れないが，わたしは，学際科学としての言語社会学（社会言語学）は，この反転図形のようなものだと思う。図形が白い果物皿に見えたときは「言語社会学」で，向かい合った黒い横顔に見えたときは「社会言語学」だというのではない。そう知覚する以前の事柄として，この反転図形そのものが言語社会学（社会言語学）なのだ。それがときにはいわゆる社会言語学のいう「言語社会学」に見えたり，ときには「社会言語学」に見えたりすることが多いという。ただそれだけのことである。学際科学としての言語社会学（社会言語学）を，わたしはこのように考えている。もちろんこのような意味での言語社会学を「社会言語学」と呼ぶことにしようというのなら，それはそれで結構だ。そうなれば，それは単なる呼び名の違いの問題にすぎなくなる。言語社会学（社会言語学）の学問論ならともかく，単なる呼び名の問題にこだわる気持は，わたしには少しもない。

わたしは，言語社会学（社会言語学）に対して現在このような認識をもっている。研究課題「各地方言親族語彙の言語社会学的研究」は，このような認識のもとに進めてきた。本報告書は，この研究に関してこれまでまとめた個別論

文の論文集の体裁をとっているが，収録されている論文は，すべて言語社会学（社会言語学）に対するこのような認識のもとに執筆したものである。はじめに，まずこのことを御承知いただきたいと思う。

4　親族および親族語彙とは何か

本研究では，日本語の親族および親族語彙という単語を次のように定義して使うことにする。

下記のA，またはA・B二つの条件の存在ということを軸にして，人間と人間の社会的組合せ一般を抽象したときに生ずる言語的意味を「親族」と呼ぶ。そして，この言語的意味を何らかの意味でになっている単語を「親族語」と呼び，その総体を「親族語彙」と呼ぶことにする。

A，血縁関係または婚姻関係という社会関係の存在，またはこれらの二つが複合した社会関係の存在を必要条件とする。

B，さらにこれらの社会関係にともなう権利・義務や役割の相互認知とその履行を充分条件とする。

Aの条件だけで抽象したときに生ずる意味は，同じ親族でも親族集団の成員としての性格は稀薄である。A・B二つの条件で抽象したときに生ずる意味は，親族集団の成員としての性格が濃厚になる。前者を単なるrelationship（・続柄）としての親族であるとするなら，後者はさしづめmembership（・集団）としての親族である，ということになる。

「親族」という日本語の単語の意味は，このA・B二つの条件を軸にした人間と人間の社会的組合せであるという点で，他の一切の人間の組合せに関する言語的意味から弁別される。ある人間甲が他のある人間乙との間に，このA，またはA・B二つの条件を満たした社会関係を構成しているとする。その場合，わたしたちは，その側面を他の一切の人間と人間の組合せから区別して，たとえば，「甲と乙とは親族関係にある。」とか，「甲は乙の親族である。」とかいうことができる。

上の定義について，若干の補足説明をつける。

① Aの条件について

婚姻関係が社会関係であることは，説明を要しまい。血縁関係も，こと親族関係の成立の契機に即していえば，社会的なものである。異民族の例をあげて恐縮だが，人類学者の報告によると，アフリカのスーダンに住むヌエル族には亡霊婚（ghost marriage）という制度があるという。夫が死亡すると，妻は亡夫の弟と夫婦関係にはいる。日本でも太平洋戦争当時などによく見られた，いわゆる逆縁婚（levirate）である。ところが日本の逆縁婚と異なるのは，この亡夫の弟との間に生まれた子どもは，社会的には亡夫の子どもであるという点だ。なぜなら，このヌエル族の社会では，その妻は依然として亡夫と婚姻関係にあると観念されているからだ，というのである。下世話に「腹は借りもの」というが，ここではまさに「タネは借りもの」なのである。

日本の民法でも，「妻が婚姻中に懐胎した子は，夫の子と推定する。」（第772条第1項）とされている。母と実子の生物学的な血縁関係は，少なくともその出生の瞬間においては否定すべくもない。だが，父と実子の生物学的な血縁関係は，一度これを疑いだしたら，それこそ際限のない泥沼にのめりこんでいく。これを題材にした著名な文学作品があるくらいだ。だから，法律はそれを「推定」しているのである。そしてこの「推定」の上に父子関係が安定しているのである。夫婦がたがいに相手に対して貞節であらねばならぬという価値観，とりわけ妻が夫に対して貞節でなければならないという価値観は，この「推定」をできるだけ確実なものにするために社会が考案したものだと言えるだろう。だから，その限りにおいて父といわゆる実子の間の血縁関係は，生物学的なものではなく，社会的なものであるといえる。いわゆる養親と養子の関係に至っては，いうまでもない。ことわざに「生みの親よりも育ての親」という。「育ての親」と「育ての子」との間には，生物学的な血縁関係がなくても親子関係は充分成立する。たとえ生物学的には親子であっても，社会的に認知された親子関係でなければ，親族ではありえない。

親子以外の血縁的な親族関係は，すべてこの親子関係の連鎖の上に形成される。たとえば祖父母と孫は，二つの親子関係を縦に組み合わせたもの。きょうだいは，両親または片親を共通とする複数の親子関係である。だから，血縁的

な親族関係は，すべて社会的な関係であるということになる。

現代日本語では，この血縁関係だけを条件とした親族関係を示す親族語には，たとえば親・子・父・母・むすこ・むすめ・兄・姉・弟・妹・祖父・祖母・孫・おじ・おば・おい・めい・いとこ……など，たくさんのものがある。また，婚姻関係だけを条件とした親族関係を示す親族語には，たとえば夫婦・夫・妻・配偶者……などがある。血縁関係と婚姻関係の二つが複合した親族関係を示す親族語には，たとえば嫁・しゅうと・しゅうとめ・こじゅうとめ……などがある。

親族関係は，Aの条件がない限り成立しない。この意味で，Aは親族関係成立の必要条件である。

② Bの条件について

Aの条件で成立した親族関係には，それぞれの具体的な親族関係（・続柄関係）に応じて，種々の権利・義務や役割関係がともなう。民法のことだけに限っていえば直系血族および兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある（第877条），未成年の子は親の親権に服する義務がある（第818条），夫婦は同居して互いに協力し扶養する義務がある（第752条）などなど。

法律以外にも，さまざまの権利・義務や役割関係がある。家（・家族）の中では，親族関係に対応して家長・主婦・隠居・嫡子・嫡孫・非嫡子……など，それぞれの地位に応じた権利・義務や役割がある。ある個人の誕生・成年・結婚・厄年・死亡など，人生の重要な節目において営まれる宗教的儀礼，つまり通過儀礼一つをとりあげてみても，その個人をとりまく親族は，それぞれの親族関係に応じて，さまざまな権利・義務や役割をもっている。

親族成員がこれらさまざまの権利・義務や役割関係を相互に認知し，かつ充分に履行した場合，その親族は実体としての社会集団の姿をとる。つまりmembershipとしての親族が成立する。

③ 親族関係を構成する単位について

親族は人間と人間の社会的組合せの一つであるといったが，この人間には，具体的には個人のほかに家（・家族）がある。(注2)

たとえば，A家の太郎がB家の花子と結婚した場合，A・B両家は互いに相

手の家を親族とみる。わたしたちは，普通これを「親類」とか「親戚」とかいっている。ただし，民法は徹底して個人を単位とする立場をとっている（第725条・第726条）。

本家・分家・大本家・孫分家などは，本質的には家の本末の系譜関係にもとづくものだが，これも家を単位とする親族関係に含める。

④ 親族の範囲について

親族関係の成立には，血縁関係または婚姻関係という社会関係の存在，またはこの二つの複合した社会関係の存在が必要条件になる，といった。しかし，とはいっても，このような社会関係をたどれるすべての人間（つまり個人と家や家族）が親族になれるわけではない。Bの条件との関連において，それにはおのずから一定の範囲があり，枠がはめられることになる。

たとえば，個人を中心にしてその血縁関係だけをとりあげてみても，それは理論的には父方・母方の双方について無限に広がる形でたどることができる。子から孫，孫から曽孫……と世代をおりていけば，これまた，末広がりに無限に展開する。上をみても下をみても，親族関係は，ある個人を原点にして無限の広がりをみせるということになる。

しかし，これでは親族が社会的制度として存在することができない。その社会の体制に対応する制度的規制に従って当然その範囲を限定しなければならなくなる。父系・母系のいずれかの系列が強調されることもあるし，同じ父系でも，本家・分家の家の系譜が特に強調されることもある。

したがって，親族組織をもたない民族はないが，その具体的内容は民族によって異なる。同じ民族でも，社会体制の変動によって変化する。

日本の場合，親族の範囲は，現行民法では6親等内の血族と配偶者，それに3親等内の姻族に限定されている（第725条）。しかし，法制的にはそうであっても，わたしたちが具体的に自分の親族と認知している範囲は，地域によって，さらにはそれぞれの家の習慣や個人の親族観によって，広狭さまざまである。

注

(1) たとえば，社会言語学者野元菊雄さんの考え方がそうだ。野元さんが『言語生活』第303号にのせた論文「接近される側から——言語への学際的接近・12

――」や，『言語生活』第288号の≪わたしの読んだ本≫ 欄で野元さんが鈴木孝夫さんの著作『閉された言語・日本語の世界』と『ことばと社会』について述べている書評などにこの考え方がよくあらわれている。

(2) したがって，親族関係は次の三つの組合せの間に成立する。(ア)，個人と個人。(イ)，家と家。(ウ)，個人と家。

本　　論

I　家族成員を指し示す個人親族語の用法・意味の特質について

1　親族語彙の6分類

本研究では，親族語彙を序論の第4節で述べたように定義する。このように定義された親族語彙は，その語彙的意味の性格の違いにもとづいて種々に分類することができる。わたしが小論「福島北部方言の親族語と形容詞の語彙体系」(注1) において試みた分類は，その一つの事例である。だが，前述したとおり，日本の場合親族関係を構成する単位が個人と家の二つであることに着目すると，親族語彙は次の六つに分類することもできる。

① 個人親族語――個人と個人の親族関係だけを指し示す語を仮にこう呼ぶことにする。親・子・親子・父・母・むすこ・むすめ・長男・長女・二男・二女・長子・末子・祖父・祖母・孫・曽祖父・曽祖母・曽孫・兄・姉・弟・妹・きょうだい・おじ・おば・おい・めい・いとこ・またいとこ・いとこちがい(注2)・夫婦・夫・妻・配偶者・しゅうと・しゅうとめ・こじゅうと・嫁・婿……などの意味を表す語がこれである。親族語彙の大部分を占める。この中には，全国的にみると，俚言の数がきわめて多いものがある。

② 家・家族親族語――夫婦・親子・きょうだい・祖父母・孫・嫁・しゅうとなどの個人的な親族関係にさらに日常生活の共同その他の社会的条件が加わって出来上がった，社会集団としての家や家族を指し示す語を仮にこう呼ぶ。具体的にはイエ・ウチ・家族……など。語数は非常に少ない。俚言の数も非常に少ない。

イエは，もちろん日本の家族という親族関係のまとまりがもっている他の一つの側面，つまり祖先から子孫へと超世代的に連続する集団という側面を抽象したときに生ずる言語的意味を表す。

③　家の系譜親族語――家と家の系譜関係だけを指し示す語をこう呼ぶことにする。本家・分家・大本家・孫分家・アイベッケ(注3)・隠居・カンキョ(注4)・同族……などの意味を表す語がこれである。全国的にみると，俚言の数がかなり多いものがある。

④　個人・家(いえ)親族語――個人と個人の間，家と家の間，個人と家の間，以上それぞれの間の親族関係や系譜関係を指し示す語をこう呼ぶことにする。親類・親戚・身うち・親族・先祖・子孫……などの意味を表す語がこれである。この中には，全国的にみると，俚言の数がかなり多いものがある。

⑤　家・家族内地位親族語――家（・家族）の中で成員がしめる集団的地位を指し示す語をこう呼ぶ。家長・主婦・隠居・嫡子・嫡孫・嫁・婿・嫡系成員・非嫡系（・傍系）成員……などの意味を表す語がこれである。これも全国的にみると，俚言の数がかなり多いものがある。

⑥　親族全体語――個人と個人の間，家と家の間，個人と家の間をめぐる個々の親族関係や系譜関係の全体的複合を指し示す語をこう呼ぶことにする。親族・身うち・一族……などの意味を表す語がこれである。

すべての親族語は，以上の六つのどれかに分類される。中には二つ以上の項目に分類されるものもある。たとえば，隠居は，家の系譜親族語にも分類されるし，家・家族内地位親族語にも分類される。いわゆるオジ・オバ名称は，二男以下・二女以下，それに弟・妹を意味するという点では個人親族語に分類されるし，家の非嫡系成員である男・女を意味するという点では家・家族内地位親族語に分類される。嫁は，一方において婿・しゅうと・しゅうとめ・こじゅうと・こじゅうとめなどに対する意味では個人親族語に分類しなければならない。他方また，一家の中にあって主婦であるしゅうとめからまだ主婦権を譲渡されていない妻という意味では，家長・主婦・隠居・嫡子・嫡系成員・非嫡系成員などと同じく，家・家族内地位親族語に分類することになる。

2　用法の上からみた個人親族語の特質

さて，前節のように分類した六つの親族語群のうち③の家の系譜親族語は，

家と家との系譜（・親族）関係だけを指し示すというその語彙的性格からいって，家と家との関係を指定する次の文型の中では当然使うことができる。

○　「アノ家ワ　コノ家ノ　――ダ。」

たとえば次のように使うことができる。

○　「アノ家ワ　コノ家ノ　本家（・分家・大本家・孫分家）ダ。」

しかし，個人と個人の関係や家と個人の関係を指定する次の文型の中では使うことができない。

×　「アノ人ワ　コノ人の　――ダ。」

×　「アノ人ワ　コノ家ノ　――ダ。」

×　「アノ家ワ　コノ人ノ　――ダ。」

⑤の家・家族内地位親族語は，家（・家族）の内部における集団的地位だけを指し示すという語彙的性格からいって，家（・家族）の中での集団的地位を指定する次の文型の中では当然使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ家ノ　――ダ。」

たとえば次のように使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ家ノ　家長（・主婦・隠居）ダ。」

だが，次の文型の中では使うことができない。

×　「アノ人ワ　コノ人ノ　――ダ。」

×　「アノ家ワ　コノ家ノ　――ダ。」

×　「アノ家ワ　コノ人ノ　――ダ。」

④の個人・家親族語は，個人と個人との間，家と家との間，個人と家との間のそれぞれの親族関係を指し示すというその語彙的性格からいって，当然次の四つの関係指定の文型の中で使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ人ノ　――ダ。」

○　「アノ家ワ　コノ家ノ　――ダ。」

○　「アノ人ワ　コノ家ノ　――ダ。」

○　「アノ家ワ　コノ人ノ　――ダ。」

たとえば次のように使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ人ノ　親類（・身うち・先祖・子孫）ダ。」

○　「アノ家ワ　コノ家ノ　親類（・身うち・先祖・子孫）ダ。」

○　「アノ人ワ　コノ家ノ　親類（・身うち・先祖・子孫）ダ。」

○　「アノ家ワ　コノ人ノ　親類（・身うち・先祖・子孫）ダ。」

以上③④⑤の親族語に対して，①の個人親族語はかなり異なった用法上の特質をもっている。すなわち個人親族語は，個人と個人の親族関係だけを指し示すという語彙的性格からして，次の文型の中では当然使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ人ノ　――ダ。」(注5)

たとえば次のように使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ人ノ　父（・母・祖父・長男・おじ）ダ。」

そして，次の三つの文型の中では使うことができないはずだ。

×　「アノ家ワ　コノ家ノ　――ダ。」

×　「アノ家ワ　コノ人ノ　――ダ。」

○　「アノ人ワ　コノ家ノ　――ダ。」

ところが，父・母・祖父・祖母・むすこ・むすめ・孫などを意味するいくつかの個人親族語は，最後の○印をつけた文型の中では立派に使うことができるのである。たとえば，「アノ人ワ　コノ人ノ　オ父サン（・オ母サン・オ祖父サン・オ祖母サン・息子・長男・孫……）ダ。」というほかに，「アノ人ワ　コノ家ノ　オ父サン（・オ母サン・オ祖父サン・オ祖母サン・息子・長男・孫……）ダ。」という表現が日本語の場合は充分可能なのである。

それでは，オ父サン・オ母サン・オ祖父サン・オ祖母サン・ムスコ・ムスメ・長男・長女・二男・二女・末子・孫……などの，家族を構成する親族を指し示す個人親族語を次の二つの文型の中で使用した場合，両者の間にはその語彙的意味の上でどのような異同の関係が発生するのであろうか。

「アノ人ワ　コノ人ノ　――ダ。」

「アノ人ワ　コノ家ノ　――ダ。」

つまり，単語と単語の組合せに関する連語論的な問題として，これらの個人親族語につくノ格の飾り名詞が個人を意味する名詞であるか，それとも家（・家族）を意味する名詞であるか。この違いに対応して，当の個人親族語がもっている語彙的意味にどのような異同の関係が生じてくるのか，という問題であ

る。

3　家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理

前節において提示した問題を，まずわたしの native language である福島北部方言の場合についてくわしく考察してみよう。

福島北部方言社会に仮に「甲家」という屋号の家があって，その家族構成は第1図のようであったとする。

この甲家の成員相互の親族関係を，甲家以外の第三者が「アノ人ワ　コノ人ノ——ダ。」という文型を使って refer するとする。そうすると，たとえば次のようないろいろな表現が可能になる。

第1図　甲家の家族構成

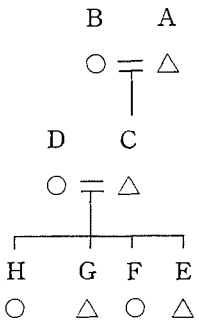

(1)　Aワ　Cノ　オトッツァマ（＝お父さん）ダ。

(2)　Cワ　E・F・G・Hノ　オトッツァマダ。

……

(3)　Bワ　Cノ　オッカサマ（＝お母さん）ダ。

(4)　Dワ　E・F・G・Hノ　オッカサマダ。

……

(5)　Cワ　A・Bノ　ムスコダ。

(6)　E・F・G・Hワ　C・Dノ　ムスコト　ムスメダ。

……

(7)　Cワ　A・Bノ　ソーリョームスコ（＝長男）ダ。

(8) Eワ　C・Dノ　ソーリョームスコダ。

(9) Fワ　C・Dノ　ソーリョームスメ（＝長女）ダ。

(10) Gワ　C・Dノ　ニバンムスコ(注6)（＝二男）ダ。

(11) Hワ　C・Dノ　バッチ(注7)（または，バッチムスメ）ダ。

……

(12) Aワ　E・F・G・Hノ　ジッチサマ（＝お祖父さん）ダ。

(13) Bワ　E・F・G・Hノ　バッパサマ（＝お祖母さん）ダ。

……

(14) E・F・G・Hワ　A・Bノ　マゴダ。

これに対して，「アノ人ワ　コノ家（つまり甲家）ノ　――ダ。」という文型を使って refer するとする。そうすると，福島北部方言社会では，甲家の家長・主婦の世代がA・Bであるか C・Dであるかの違いに対応して，次のように個人親族語を使い分けることが多いのだ。

I，Aが家長，Bが主婦の場合

(15) Aワ　甲家ノ　オトッツァマダ。

(16) Bワ　甲家ノ　オッカサマダ。

(17) Cワ　甲家ノ　ムスコダ。

(18) Dワ　甲家ノ　ヨメダ。

(19) E・F・G・Hワ　甲家ノ　マゴダ。

(20) Eワ　甲家ノ　ソーリョーマゴ（または，マゴムスコノ　ソーリョー）ダ。

(21) Fワ　甲家ノ　マゴムスメノ　ソーリョーダ。

(22) Gワ　甲家ノ　マゴムスコノ　ニバンメダ。

(23) Hワ　甲家ノ　バッチマゴダ。

ただし，Dが甲家の家つき娘で，Cがその婿養子の場合は，次のようになる

(24) Cワ　甲家ノ　ムコダ。

(25) Dワ　甲家ノ　ムスメダ。

II　Cが家長，Dが主婦の場合

(26) Aワ　甲家ノ　ジッチサマダ。

(27) Bワ　甲家ノ　バッパサマダ。

(28) Cワ　甲家ノ　オトッツァマダ。

(29) Dワ　甲家ノ　オッカサマダ。

(30) E・F・G・Hワ　甲家ノ　ムスコト　ムスメダ。

(31) Eワ　甲家ノ　ソーリョームスコダ。

(32) Fワ　甲家ノ　ソーリョムスメダ。

(33) Gワ　甲家ノ　ニバンコムスコダ。

(34) Hワ　甲家ノ　バッチ（または，バッチムスメ）ダ。

つまり甲家以外の第三者が「アノ人ワ　甲家ノ――ダ。」という文型を使って refer するのに，どのような個人親族語を使うか，その使い分けの原点（・基準）になるのは，甲家の家長・主婦の座にあるのが誰と誰かということだ。家長・主婦の座にある夫婦がすなわち「甲家ノ　オトッツァマ・オッカサマ」である。これが基準となって，その一つ上の世代は「甲家ノ　ジッチサマ・バッパサマ」となる。反対に一つ下の世代は「甲家ノ　ムスコ・メムス」，そして「甲家ノ　ヨメ」となる。この世代が家つき娘と婿養子の場合は，「甲家ノ　ムスメ・ムコ」ということになる。そして更にそのもう一つ下の世代は，「甲家ノ　マゴ」ということになる。このようにして，福島北部方言社会では「アノ人ワ　コノ家ノ――ダ。」という文型を使って refer する場合，――の部分に登場する個人親族語は，いわば家長・主婦の世代を基準とする家・家族中心の世代原理とでもいうべきものによって選択されることが多いのだ，ということになる。

したがって，A・BまたはC・Dを指して，「甲家ノ　オトッツァマ・オッカサマ」といった場合のオトッツアマ・オッカサマは，A・Bを指して「Cノ　オトッツアマ・オッカサマ」といい，C・Dを指して「E・F・G・Hノ　オトッツァマ・オッカサマ」といった場合のオトッツァマ・オッカサマとは，明らかにその語彙的意味が異なるといわねばならない。単なる「父・母」の意味で使われているのではない。「甲家の家長・主婦の座にあるもの」という意味で使われているのだ。「father・mother」という個人親族語としての意味ではなく，「その家（・家族）の家長・主婦」という性格の全く異なる意味で使用

されているのである。

同じように，A・Bを「甲家ノ　ジッチサマ・バッパサマ」といった場合のジッチサマ・バッパサマは，A・Bを「E・F・G・Hノ　ジッチサマ・バッパサマ」といった場合のジッチサマ・バッパサマとは明らかにその語彙的意味が異なっている。単なる「祖父（grandfather）・祖母（grandmother）」の意味で使われているのではない。「甲家の家長・主婦の座を息子夫婦のC・Dにゆずって，現在は隠居の座にあるもの」という意味で使われているのだ。このようにいわねばならない。

ついでにいえば，第1図において，C・Dが仮にE・F・G・Hのような息子・息女をもっていない夫婦であっても，C・D夫婦が甲家の家長夫婦であれば，第三者は次のように refer する。

Cワ　甲家ノ　オトッツァマダ。

Dワ　甲家ノ　オッカサマダ。

Aワ　甲家ノ　ジッチサマダ。

Bワ　甲家ノ　バッパサマダ。

つまりこの場合の「オトッツァマ・オッカサマ」は，「甲家の家長・主婦の座にあるもの」の意味で使われているのである。また，「ジッチサマ・バッパサマ」は，「家長・主婦の座にある，この子供をもたない夫婦(注8) のもう一つ上の世代のもの」という意味で使われているのである。

研究者の中には，子どもをもたない（つまり父・母ではない）C・Dが「甲家ノ　オトッツァマ・オッカサマ」と父・母名称で refer され，同じく孫をもたない（つまり祖父・祖母でない）A・Bが「甲家ノ　ジッチサマ・バッパサマ」と祖父・祖母名称で refer されることをE・F・G・H のような子ども（・孫）の存在を虚構することによって説明しようとする人がいる。(注9) しかし，わたしはこの場合はこのような虚構説はとらない。これまで述べてきたような家長・主婦の世代を基準とする世代原理によって説明するのが最も合理的であると考える。（なお，この親族名称の虚構的用法ということについては第2論文の第7節でわたしの意見を述べる。）

同じように，CやE・Gを「甲家ノ　ムスコ」といった場合のムスコは，C

を「A・Bノ　ムスコ」といい，EとGを「C・Dノ　ムスコ」といった場合のムスコとは明らかに意味が異なっている。FとH，それに家つき娘である場合のDを「甲家ノ　ムスメ」といった場合のムスメも，FとHを「C・Dノ　ムスメ」といい，家つき娘である場合のDを「A・Bノ　ムスメ」といった場合のムスメとは明らかに意味が異なっている。単なる「息子 (son)」「娘 (daughter)」の意味ではない。「甲家の家長・主婦の座にあるA・Bまたは C・Dの一世代下の者，つまり息子・娘」という意味をもっているのだ。

E・F・G・Hを「甲家ノ　マゴ」といった場合のマゴも，彼らを「A・Bノ　マゴ」といった場合のマゴとは明らかに意味が異なる。単なる「孫 (grand child)」の意味ではなく，「甲家の家長・主婦の座にある夫婦の二世代下の者，つまり孫」という意味をもっているのだ。

Dを「甲家ノ　ヨメ」といった場合のヨメも，単なるしゅうと・しゅうとめ・婿・こじゅうとに対する「嫁」という意味で使われているのではない。Bを「甲家の主婦の座についているもの」という意味で「甲家ノ　オッカサマ」と refer する。これに対してDは，「まだ甲家の主婦の座についていないもの」という意味で「甲家ノ　ヨメ」と refer されるのだ。（ただし，Dが嫁でなく家つき娘の場合は，「甲家ノ　ムスメ」と refer される。）

それが証拠に，福島北部方言社会では，Dが甲家に嫁入りした当座はもちろん「甲家ノ　ヨメ」と refer される。だが，そればかりではない。その後10年20年と経過しても，つまり年齢でいえば，30歳をすぎ，40歳をすぎても，そして子どものE・F・G・Hが高校生ぐらいの年齢になっても，まだBから主婦の座をゆずられていない。そういうことになると，彼女は，甲家以外の第三者（主に年輩の第三者）によってなお依然として「甲家ノ　ヨメ」と refer されることが多いのである。

主婦の座をゆずられてはじめて，晴れて「甲家ノ　オッカサマ」と refer されるようになるのだ。これに対応して，Bは「甲家ノ　オッカサマ」から「甲家ノ　バッパサマ」へ，そしてE・F・G・Hは「甲家ノ　マゴ」から「甲家ノ　ムスコ・ムスメ」へと，甲家以外の第三者による reference term がそれぞれ一世代ずつ昇格していくのである。

同じことは，Dの夫であるCの場合にも存在する。Cは，Aから家長の座をゆずられていなければ，たとえ30歳をすぎ，40歳をすぎても，そしてE・F・G・Hが高校生ぐらいの年齢になっても，甲家以外の第三者（主に年輩の第三者）からなお依然として「甲家ノ　ムスコ」（Cが婿養子の場合は「甲家ノ　ムコ」）と refer されることが多い。家長の座をゆずられてはじめて，晴れて「甲家ノ　オトッツァマ」へ，そしてE・F・G・Hは「甲家ノ　マゴ」から「甲家ノ　ムスコト　ムスメ」へと，甲家以外の第三者による reference term がそれぞれ一世代ずつ昇格していくのである。

こんなわけで，家族を構成する個々の成員を指し示す個人親族語に家（・家族）を意味するノ格の飾り名詞を冠して，たとえば「甲家ノ　——」と refer する場合(注10)，その個人親族語は単なる個人と個人の親族関係を指し示しているのではない。その家（・家族）の中での集団成員としての地位を考慮に入れた上で，個人と個人の親族関係を指し示しているのだ。しかも，その場合具体的にどのような個人親族語を選択するかということの基準（・原点）になっているのは，家長・主婦の座にいるのがどの世代の者かということである。

4　論点の整理

ここで，これまで述べてきたことを要約し，論点を整理してみよう。個人親族語は，個人と個人の間に存在する親族関係，別のことばでいえば続柄だけを指し示すものだ。だから，その意味・用法は，いわば個人の原理によって貫かれていなければならないはずのものである。たとえば，父・母は息子・娘との関係においてしか父・母であり得ないし，息子・娘は父・母との関係においてしか息子・娘であり得ない。ある個人と他のある個人との間に存在する純粋に個人的な社会関係においてある一定の条件を満たした者だけが父・母であり，息子・娘である。

したがって，父・母・息子・娘を意味する単語は，それぞれある一定の条件を満たしたある個人と他のある個人との関係（もしくはその関係にある個人）にだけ適用することができる性質のものである。この意味で，これらの単語の

意味・用法を貫く原理は，集団ではなく個人の原理である。

ところが，父・母・息子・娘は，この父・母←——→息子・娘という個人的な親族関係において常にばらばらの形でこの世に存在しているというのではない。すでに御承知のとおり，彼らは，多くの場合相寄って家族という集団を構成しているのである。そして，この家族という集団を貫く原理は，もちろん父・母←——→息子・娘に見られるような個人の原理ではない。家族というれっきとした集団の原理である。父・母・息子・娘は，一方においては父・母←——→息子・娘（さらには夫←——→妻，兄・姉←——→弟・妹など）という個人的な親族関係（・続柄）を保持しながら，他方においては，家族という集団の原理に従って家長・主婦・嫡系成員・傍系成員……のような集団内地位を分け合って，それぞれの地位に応じた権利と義務・役割を果しているのだ。祖父・祖母・孫・嫁・婿養子のような個人親族が家族の構成員であれば，また然りである。日本の家族制度は，夫婦家族制ではなく，直系家族制を採用してきた長い歴史的伝統がある。だから，これらの祖父・祖母・孫・嫁・婿養子なども同一家族の構成員であることが非常に多かった。

そこで考えられることは，父・母←——→息子・娘・長男・長女・二男以下・二女以下・末子，祖父・祖母←——→孫，嫁（・婿養子）←——→しゅうと・しゅうとめ……のような個人的親族関係（・続柄）の上に，それらを包みこむような形で家族（・家）という集団の網の目が覆いかぶさった場合，これら個々の個人親族語の意味・用法にどのような影響が生じるか，または生じないか，ということである。つまり，これらの個人親族語がもっている個人の原理は，それら個々の個人的な親族関係（・続柄）を包みこんだ家族（・家）が有する個有の原理，つまり集団の原理によってどのような影響を受けるか，または受けないか，という問題だ。もっと溯っていえば，父・母・息子・娘・長男・長女・二男以下・二女以下・祖父・祖母・嫁・婿・しゅうと・しゅうとめ……などの意味を表す個人親族語に家族（・家）という集団の網の目を覆いかぶせて使用することが，そもそも可能なのかどうか，ということが問題になるだろう。

この辺の事情を日本人および日本語の場合について明らかにしてみようというのが，この第1論文の狙いである。狙いは，まさしく言語社会学的なものと

いえるだろう。第1節で試みた日本語の親族語彙の6分類は，このような狙いのもとに試みたものである。そして，第一に日本語の場合，上にあげた個人親族語に家（・家族）という集団の網の目をかぶせて，たとえば「アノ人ワコノ家ノ　――ダ。」という文型で使用することが充分可能であることが分かった。ついでこの場合，これらの個人親族語が有する語彙的意味や用法の構造にどのような影響が生じるかを福島北部方言についてくわしく検討した。その結果，まず最初に「家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理」というものが析出できたというわけである。福島北部方言の個人親族語は，家（・家族）を構成する個々の成員を refer して，たとえば「甲家ノ　――」という形で使用する場合には，その個人親族語の意味・用法がもっている個人の原理に干渉する形で家（・家族）という集団の原理が顔をのぞかせる。個人の原理を軸とした個人親族語の意味・用法は，この集団の原理の干渉を受け，いわば変形した形をとってくることがある。このことがまず明らかになったのである。

5　父・母を意味する俚言が家長・主婦の意味もあわせもつ各地方言の事例

この個人の原理に対する集団の原理の干渉という事柄は，日本語の場合，なにも福島北部方言に限ったことではない。全国各地の方言にも，程度の違いこそあれ，かなり広く認められる。各地の方言集・方言辞典をみると，父・母を意味する俚言に家長・主婦の意味もあわせて認めているものがいくつもある。手許にある方言親族語カードの中から，その事例を全部ぬき出して，おおむね都道府県別に排列すると，以下のようになる。

カードをぬき出すにあたって，「家長」の意味の認定について問題があった。「家長」という標準語訳を与えられているのは，全く問題がない。このほか「戸主」「主人」「亭主」「旦那」などの標準語訳を与えられているものもぬき出してある。このうち「戸主」という標準語訳を与えられているカードは，まず問題がない。しかし，「主人」「亭主」「旦那」などの標準語訳を与えられているものをすべて「家長」を意味する俚言だと認定することには問題がある。「主人」「亭主」「旦那」のどれもが多義語であって，「家長」以外

の意味をもっているからだ。

たとえば，昭和50年5月国賓として来日されたエリザベス女王のお人柄について，当時の新聞は次のようなエピソードを記事にのせた。この記事で使われている「主人」は，主婦に対する家長という意味の「主人」ではない。妻に対する夫という意味の「主人」である。

……それから2年後の7月10日，ＢＢＣ放送は歓喜の臨時ニュースを全世界に向け放送することになる。「王と王妃は，王女エリザベスとフィリップ・マウントバッテン伯の婚約を心から祝福すると発表された」。

英国王のスピーチや公式発表は「私と王妃は」か「王と王妃は」で始まる。これに従えば，エリザベス女王は「私と公は」で始まらなければならない。しかし，女王のスピーチは，いつも「マイ・ハズバンド・アンド・アイ（私の主人と私は）」で始められる。ともすれば，女王のかげに隠れがちな最愛の夫君を思う，優しい心づかいの現れ，とお見受けする。……（昭和50年4月24日付『読売新聞』夕刊の社会面「ようこそ女王陛下」の記事から。）

「亭主」や「旦那」にもこれと似た事情がある。したがって，「主人」「亭主」「旦那」などの標準語訳を与えられた俚言の中には「家長」の意味をもたないものもあり得ることになる。標準語訳の前後の文章や用例などから明らかにそうだと分かるものは除外した。だが，その判定が難しいものまでも除外することには問題があると考え，この資料集にのせてある。この例をみても，俚言の標準語訳に多義語を使うのは，はなはだまずいやりかただということが分かるだろう。方言辞典の編者にぜひ注意してほしい事柄の一つである。

見出し語の表記や意味用法の記述は，すべてカードのまま，つまり原典のままであることを原則とした。ただし，長い記述のカードは一部をはしょったものがある。見出し語の次に㋣とあるのは「東条カード」，㋐とあるのはわたしが採集した「補充カード」である。㋣㋐二つの記号がついているのは，「東条カード」の記載内容検証のために，わたしが原典から重ねて採集したカードである。

なお，父・母を意味する単語を内部に含む複合語が家長・主婦を意味する場合も，そのカードはぬき出した。家長・主婦の意味しか記載されていないもの

でも，その俚言が当該府県の方言や隣接する府県の方言で父・母の意味を有することが明らかな場合も，そのカードはぬき出した。

このようにしてぬき出したカードを排列してみると，以下に示すとおり，北は青森から南は沖縄本島まで全国各地に点在することになった。この事実に注目してほしい。とりわけ東北や北陸など，東日本に色濃く分布していることは注目すべきことだと思う。福島北部方言の父・母名称に認められた，個人の原理に対する集団の原理の干渉という事実は，程度とニュアンスの違いこそあれ，おそらくこれらの地域の方言の父・母名称にも存在することなのであろう。

最後にもう一つつけ加えるならば，以下に示すカードの中には，父・母のほかに家長・主婦を意味するものばかりでない。その上さらに妻に対する夫，夫に対する妻を意味するものもある。このことにも注意しておいていただきたい。親族語は，一義語（単義語）のままいつまでも存在しつづけるのではない。それは常に流動，変化，発展して，多義語化しようとする内的生命力をもっている場合が多いのである。このことについては，また，あとで触れる。

父・母を意味する俚言が家長・主婦の意味もあわせもつ事例の資料集

青森県

アヤ　⑦(1)父。下級用語。ダダとも。(2)主人。(3)結婚した男。(4)親父。『青森県五戸語彙』

あや　⑦他の父又は主人への敬称。『野辺地方言』

エデ　⑦亭主。(古)真澄，追柯呂能通度一「エデ，あっぱ，をぢ・をば，よて居ならびて　去年より　かみしたる濁り酒をなんくみかはし」　真澄集六，390。『町田語彙』

おど　⑦お父さんのこと。子供からみて父，妻からみて亭主，他人からいってだんなさん。お父さん。津軽の田舎では，昔は，ある程度の財産家や勤め人，官吏・役人等が「おど」などといい，純粋の田作り，小作人などは「えで・てで・とど・あや」等といった。（以下，略。）『津軽のことば』第2巻

ゴテオドサマ　㋐父，家長，主人。『青森県五戸語彙』

だだ　㋐父。父より転じて主人。『野辺地方言』

ドド・オド・テデ・ゴデ　㋐津軽では家長をドド・オド・テデなどと，古く父を指したことばで呼び，南部ではゴデという。『日本の民俗２　青森』

あっぱ　㋐母。それから転化して主婦。『野辺地方言』

アッパ　㋐母。またはオジョメ(注11)が子をもって以後の称呼。ガガとも言い，主婦・婦人の意もある。『青森県五戸語彙』

カカ　㋐母。町では主婦も意味する。『青森県五戸語彙』

ゴテカカ　㋐主婦。エヌシとも。『青森県五戸語彙』

オガア　㋐上流の主婦の称。　『青森県五戸語彙』

オガサマ　㋐他家の主婦の敬称。　『青森県五戸語彙』

秋田県

あな　㋐阿汝(ア ナ)。農家ノ戸主，農家ノ子ガ父ヲ呼ブ称，又其ノ子ノ母ガ夫ヲ呼ブニモ此ノ語ヲ用ヰル。あなノ配偶者ハあぱ又ハあっぱナリ。他人ガ農家ノ主人ヲ呼ビカクルニ，ヤヤ敬意ヲ表シ若クハ親愛ノ意ニテ汝(ナ)ニあヲ冠シタル古語ト思ハル，カクテ妻子モ之ニ倣ヒ家庭ニ於ケル称呼トモナレル如シ。『鹿角方言考』

いで　㋒戸主。問「内のいでは君かね」　答「いや僕の兄がいでです」　秋田県北秋地方　『東北方言集』

とど　㋐貧乏な家の主人。（下略）　『男鹿寒風山麓方言民俗誌』

あぱ又ハあっぱ　㋐農家ノ主婦。又農家ノ子ノ母ニ対スル称呼。夫ヨリ妻ヲ指シテモカク呼ブヲ例トス。他人ニあぱこなノ語ヲ用ヰルコトモアリ，こハ添語，なハ敬称又ハ愛称，近頃ハあぱさんトモイフ。（下略）『鹿角方言考』

おが　㋒㋐〔鹿角郡・平鹿郡〕妻，主婦。『秋田方言』

おが　㋐昔は大体中産階級以上の，子供を産み終った年齢層の主婦のこと。「本家のおがは，なぼ歳とっても，いいおなごだねし。」（下略）　『男鹿寒風山麓方言民俗誌』

おが一さま又ハおがさん　㋐㈠子ヨリ母ヲ呼ブ，ココニテ最モ普通ニ用ヰラ

レル称呼。㈡主婦，内儀，おかみさんニハ主ニおがさんノ称ヲ用キル。子ノ母ニ対スル称呼ヲ借リテ，他ノ人モ敬意ヲ表シテ，カク呼ブニ至レルモノト思ハル。即チ，何処其処ノおがさんトイヘバ其ノ家ノ子某々ノおがさんノ意味ニテ用キラレタルモノガ後ニハ子無キ家ノ主婦ニ迄応用セラレルニ至レルナリ。（下略）　『鹿角方言考』

がが　㋑㋐〔河辺郡〕主婦，母。　『秋田方言』

じゃじゃ　㋑㋐〔鹿角郡・北秋田郡・南秋田郡・河辺郡〕主婦，お母さん。　『秋田方言』

ぢゃぢゃ　㋐母，主婦，其ノ夫ハちゃト呼バルル人ノ連レ合ヒナリ，敬語ハぢゃさん又ハぢゃぢゃさん。（中略）ぢゃハ父ノちと同様嬰児ノソレトナク発シタル声ヲ母ニ宛テタルニテ，元来ハ母ノ称。之ヲ主婦ノ称トスルハ転用ナリ。　『鹿角方言考』

じゃや　㋑㋐〔南秋田郡・河辺郡〕主婦，お母さん。　『秋田方言』

岩手県

オド　㋐父，夫，戸主。10(注12)　『岩手方言の語彙（旧南部）』

オドー　㋐父，夫，戸主。　『岩手県宮古市方言語彙』

オドー（サン）　㋐父，夫，戸主。7　『岩手方言の語彙（旧南部）』

オドッチャマ　㋐お父さん，中年の戸主（敬）。3　『岩手方言の語彙（旧南部）』

おどっちゃま　㋐父・中年の戸主の敬称。　『九戸郡誌』

オドーサン　㋐父，夫，戸主。　『岩手県宮古市方言語彙』

オドッツァン　㋐おとうさん，だんな，主人。　『岩手県宮古市方言語彙』

オドッツァン　㋐お父さん，主人。7　『岩手方言の語彙（旧南部）』

オヤジ　㋐主人，父，船頭。5　『岩手方言の語彙（旧南部）』

オヤジ　㋐父，主人。7　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

オヤジ　㋐主人，父，船頭。　『岩手県宮古市方言語彙』

ゴデ　㋐夫，主人，父。40　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ダダ　㋑父，又は中年の戸主。岩手県九戸郡　『族制語彙』

ダダ　㋐父，中年の世帯主。40　母。2　『岩手方言の語彙（旧南部）』

だだ　㋥父，中年の戸主。　『九戸郡誌』

チャ（ア）　㋐父，主人，戸主。40　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ちゃア　㋥父，中年の戸主。　『九戸郡誌』

トッチャ　㋐父，中年の世帯主，老人。23　『岩手方言の語彙（旧南部）』

とっちゃ　㋥父，中年の戸主。　『九戸郡誌』

トド　㋐父，主人，夫，子どものある夫，老人。54　『岩手方言の語彙（旧南部）』

とど　㋥父，中年の戸主。　『九戸郡誌』

アバ　㋐母，主婦。9　『岩手方言の語彙（旧南部）』

オガサマ　㋐主婦，婦人。3　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

オガサマダズ　㋐主婦，婦人，婦人方。3　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

オガサン　㋐主婦，婦人。18　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

ガガ　㋐主婦。5　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

ガガ　㋐母，妻，主婦，乳母。45　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ガガ　㋐母，妻，主婦，乳母。　『岩手県宮古市方言語彙』

ガガサ　㋐母，中年の主婦。5　『岩手方言の語彙（旧南部）』

カガサン　㋐お母さん，婦人，奥さん，主婦。　『岩手県宮古市方言語彙』

ガァサマ　㋐お母さん。主婦・婦人をもかく呼ぶ。単にガー，又はオガーともいう。　『気仙方言誌』

ガーサマ　㋐お母さん。4　主婦，婦人。15　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

カッカ　㋐母，中年の主婦。22　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ガッカ　㋐母，中年の主婦。21　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ジャジャ（一）　㋐母，主婦，中年の婦人，老母，婆様。57　『岩手方言の語彙（旧南部）』

チッチ　㋐母，中年の主婦。17　『岩手方言の語彙（旧南部）』

宮城県

つぁんが　㋐父，お父さん。自分の亭主の場合もある。　『細倉の言葉』

とうちゃん　㋐父，亭主，夫。子供が父を呼ぶ呼名であるが，又妻が夫を呼ぶ時にも子供にならっていう。尤も子供のない亭主にも使うから，すでに

「父」を離れて「亭主」である。　『細倉の言葉』

ガガ　gaga<kaka<khakha<haha　がが　⑦仙言「がが，母の事」。仙方「ガガ　母と云こと。ガガサン・ヲガサンと呼ぶ。又四，五十歳以上の卑賤の婦人を呼て，ガガと云，又ガアサマ・ガスマなど云は，皆カカサマの転ずるなり，鄙人用ゆ」。主婦，妻，母。　『仙台方言』

がが　gaga<kaka<khakha<haha　⑦仙言「がが，母の事」。仙方「がが　母と云こと。ガガサン，ヲガサンと呼ぶ。又四五十歳以上の卑賤の婦人を呼て，ガガと云，又ガアサマ，ガスマなど云は，皆カカサマの転ずるなり，鄙人，用ゆ」。浜「がかあ　母の事。がさま，かか様とも，皆田舎詞也。おふくろ（かかさん共）」。同「ががあ　田舎の者は女房の事ををらがががあといへり。やまのかみ」。かか・かかあご，主婦・母・妻・女房。　『宮城県方言』

だんなかが　⑦もう今では——だ。旦那嬶（カカア）。①家事について実権をもっている主婦。②一家で最も実権のある主婦。姑より財布（身上）を渡された中年の嫁（主婦）などを云い，家事について旦那の如く，実権のある「ががさん」＝お母さんの意味か？　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

山形県

おどっつぁま〔～do～〕<全>　⑦お父さん。主人。お父様。　『米沢方言辞典』

だだ　⑦父。主人。とうさん。　「おれさ　ねさげ　ださがら　もらえ」（私にないから，父さんから貰いなさい）　『北荘内方言集』

だだちゃ　⑦おとうさん。主人。　「だだちゃ　えだがや」（御主人，おりますか）　『北荘内方言集』

だだマ　⑦①よその主人。庄内。①。(注13) ②農家の主人。庄内。　⑩。「だだまのきもいりど（肝煎殿）さ　いて居た」〔湯〕。③年配の男の使用人。西田川郡加茂。㊸。　『山形県方言辞典』

とど　⑦父。親方。「ここねのとど　えだがや」　『北荘内方言集』

マチャ　⑦旦那。父さん。マッチャとも。　東置賜郡金山。西置賜郡東根。

⑥⓪。　『山形県方言辞典』

オッカ・オッカー　⑦母・主婦・妻（自他ともに）を呼ぶ詞。　置賜・村山・最上各地方。酒田市。①③⑫⑬⑭⑲㉒㉔　『山形県方言辞典』

がが〔gaga〕<成・老>　⑦（置賜）母。おふくろ。主婦。女房。「嬶」の転。　『米沢方言辞典』

カカ・カカショ　⑦主婦。（庄内地方）　『日本の民俗6　山形』

がが　⑦母。主婦。「ががきてから，もらえの」（母さんが来てから，貰いなさいね）　『北荘内方言集』

ががちゃ　⑦主婦。かあさん。「こごねのががちゃ，えだがや」（お宅のかあさん居りますか）　『北荘内方言集』

ナナ　⑦①農村の主婦・母・妻。（漁村の主婦はアバ）。庄内。㊵。　②母。東田川郡立谷沢・大泉。　西田川郡大山・田川。　飽海郡田沢・上郷・南平田。①③㊷㊻㊾。「ウナ」ともいう。東田川郡大泉。㊻。　③妻。東田川郡余目・東栄・立谷沢・黄金・山添・東・本郷。西田川郡大山。飽海郡田沢・北俣・上郷・南平田。③㊷　『山形県方言辞典』

福島県

オヤンツァマ　⑦他人の父。主人。　『会津方言集』（安達）

ちゃちゃさま　⑦戸主。ちゃちゃさまにおじぎしろよ。　県北・県南地方。『福島県の方言』

とっつあま　⑦父の敬語。夫の敬語。主人。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

おやじ　㋣①父。(2)他家の主人一般。(3)中年以後の男子の通称。「あのおやじなんだっぺぇ。金治郎おやじ」　『福島県棚倉町方言集』

かがさま　⑦主婦。母。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

茨城県

とッつァー　㋣父，夫，主人。　『茨城県稲敷郡方言集』

とッつァま　㋣父，夫，主人。　『茨城県稲敷郡方言集』

トドー　⑦亭主（これは昔ではごく低い家しか言わなかった。村でもこの語をいう家は一二軒しかなかった。今は用いない。）　『茨城県南部方言集

(1)』

栃木県

ツァン・ヤトウ　㋐戸主権を有している者は一家の長であり，ツァンまたはヤトウなどと呼ばれ，家にあっては最高の権力を有し，家族における一切の関係を支配した。　『日本の民俗９　栃木』

オッカー・カーチャン　㋐戸主の座に比べて主婦の座は低く，主婦はオッカー，またはカーチャンなどと呼ばれ，戸主の指揮監督を受けて家計をきりまわし，食事や子どもの世話をした。『日本の民俗９　栃木』

群馬県

おとう　㋐旦那。　『上州ことば』

オヤジ・ダンナ　㋐主人。　『日本の民俗10　群馬』

オッカア　㋐主婦。　『日本の民俗10　群馬』

埼玉県

オッカー　㋒母を呼ぶ語，一般に農家の主婦を呼ぶのに。　『埼玉県入間郡宗岡村言語集』

千葉県

オトッツァン　㋒(1)父。(2)主人。　千葉山武　『千葉方言』

トトウ　㋐亭主。千葉県香取郡誌　『千葉県郡別方言集』

オッカ　㋒(1)母。(2)妻。(3)主婦。(4)乳母。　千葉山武　『千葉方言』

オッカ　㋒㋐主婦。（農）　『千葉県長生郡一宮町方言』

オッカー　㋒㋐主婦。　『房州平館方言資料』

オッカサン　㋒(1)母。(2)主婦。　千葉山武　『千葉方言』

オッカサン　㋒㋐主婦。　『房州平館方言資料』

東京都

カカー　㋐主婦。　『利島語彙』

カッカァサマ　㋐ダンナサマの敬称を受ける家の刀自。島に一人しか居ないわけだ。　『伊豆大島方言集』

長野県

とっさ　㋐夫，主人。　『上伊那方言集』

トト　㋟㋐主人，旦那，魚（児）。　『長野市及び上水内郡方言集』

新潟県

おとっつぁま　㋐父の敬称。又良家の主人。　『山古志地方方言辞典』

ダン　㋐主人，親父，ダン又はダンダン（父の敬称）。　『海府方言』

ツァーツァー　㋐トトと同様。（父，家の主，中年男子の汎称）。長岡市・新潟市にも魚沼方面にもあったが，今は多くオトッツァマに変ってゐる。略してはただツァーともいふ。　『越後方言七十五年』

ツァマ　㋐父，家の主，中年男子の汎称。（新潟市）　『越後方言七十五年』

とっつあ　㋐父。主人。　『山古志地方方言辞典』

トト　㋐父，家の主，中年男子の汎称。少し敬語には，トトサ・オトト・オトッツァマもあり，村松方面にはトトマも聞かれた。強音は下のトにあり，近畿系の語で西鶴物などに折節現はれる。　『越後方言七十五年』

トフ　㋐父，家の主。　『新潟県北蒲原郡西山・長浦・水原村方言』

とっつぁ　㋐亭主のこと。「おとっつぁ」　例　となりのとっつぁ　おきたか。（上越市高田）　『新潟県方言辞典（上越編）』

とっつぁん　㋐だんな。　『吉井村方言集』

トツァン　㋐30歳以上の主人を呼ぶ敬語。　『佐渡小木港方言』

とと　㋐家の主人。　『吉井村方言集』

おかか　㋐お嚊。奥さん。良家の主婦。　『山古志地方方言辞典』

オガ　㋐主婦，母親と同じ。（呼）オクサマ。　『越後津川附近方言集』

おっかさん　㋐母の敬語。転じて良家の主婦をいふ。　『山古志地方方言辞典』

オッカチャン　㋐おかあさん。オッカチァン，オッカン，オッカチャ，オッカサ，オッカ，カカの順に区別して呼ぶ。オッカチャンは中流家庭の主婦の呼称。　『頸城の方言』

おっかま　㋐①お母さん。②他家の主婦の呼称。　（津川）　『越後東蒲原方言語彙集』

カァサン　㋐主婦（名称・呼称）。（親睦をあらはす）。　『新潟県佐渡郡加茂村方言』

カカ　⑦主婦。　外海府。　『佐渡海府方言集』

カカ　⑦母，主婦，中年の婦人の汎称。東蒲原郡では階級に従ひ，下よりオバ，オカメ，オカマ。女房もカカであるが，前者では下のカを強く発音し，後者では反対である。　『越後方言七十五年』

カカ　⑦主婦（名称）。　『新潟県佐渡郡加茂村方言』

カカ　⑦主婦。　『新潟県語彙（上）』

カカサ　⑦主婦。　『新潟県語彙（上）』

かかさ　⑦①お母さん（中）（下）。(2)他家の主婦の呼称。（津川・鳥井・西村・日出谷・谷花・岡沢。）　『越後東蒲原方言語彙集』

カカサン　⑦主婦（上品・尊敬）。　『新潟県佐渡郡加茂村方言』

カカマ　⑦主婦。　『新潟県語彙（上）』

カカヤン　⑦主婦（上品・尊敬）。　『新潟県佐渡郡加茂村方言』

カサ　⑦主婦。　『新潟県語彙（上）』

カッカ　⑦主婦。　『新潟県語彙（上）』

富山県

オトト　⑦父。または戸主の二，三人称。中流。　『砺波民俗語彙』

おとっちゃん　⑦父親，主人。「おとっつぁん」も同じ。「おとーちゃん」「とーちゃん」ともいふ。『富山県方言集成稿』

トッツァ　⑦世帯主，主人。（中位）。　『富山県方言集成稿』

とっつぁ　⑦「とっつぁま」というより以下のものを呼ぶ称。父，家長（亭主）。　『富山県方言集成稿』

とっつぁま　⑦下等社会の亭主を呼んでいう。新聞切抜。　『富山県方言集成稿』

トッツァマ　㋑⑦主人。　『富山県射水郡櫛田村地方言』

とと　⑦父（一般）。主人。　中層，生地。　『富山県方言集成稿』

トート　⑦(1)父の二，三人称。　下流。　(2)自分の家よりずっと低い家の戸主の二人称，および他家の戸主の三人称。　『富山県方言集成稿』

トート　⑦父，または戸主の二，三人称。　下流。　『砺波民俗語彙』

トート　⑦世帯主，主人。　・オトト「高岡」在中流。　トッタマ「下」下

流。　『富山県方言集成稿』

トッタマ　㋐主人。　生地。　『富山県方言集成稿』

とーま　㋐父（一般），主人。　生地。　『富山県方言集成稿』

オカカ　㋐母，または他家の主婦に対する二，三人称。　中流。　『砺波民俗語彙』

おかか　㋐1. お母さん。2. 奥さん・主婦。3. 女郎屋の女将。　中位。　『富山県方言集成稿』

オカッツァン　㋐上流の年輩の主婦に対する二，三人称。対称としては，この方がよく使われる。　『砺波民俗語彙』

おかっつぁん　㋐1. 主婦，妻，奥さん。2. おかあさん。3. 一般に壮年の女。・おかっつぁん，おかっつぁま，おかっちゃま。おかっちん。　・人の妻君を呼ぶ称。勝手向きを主宰する年頃，嫁と隠居との間の名。　・上流又は中流，所により下流の時にも使う。　『富山県方言集成稿』

オカッツァン　㋐主婦。　『日本の民俗16　富山』

オカツ‿ァン　㋑㋐主婦（呼称）。　『富山県射水郡櫛田村地方方言』

オカッツァマ　㋑㋐主婦（呼称）。　『富山県射水郡櫛田村地方方言』

オカッツァマ　㋐上流の年輩の主婦に対する二，三人称。『砺波民俗語彙』

おっかさん　㋐母，おかあさん，主婦。・おっかさま，おっかはん，おっかあん，おっかん，おっかや，おっかちゃんも同じに広く用いられる。　・「かーちゃん」も同じ。　『富山県方言集成稿』

オッカハン　㋐上流の年輩の主婦に対する二，三人称。但し上流でも少し下。　『砺波民俗語彙』

オ‿ッカハン　㋑㋐主婦（呼称）。　『富山県射水郡櫛田村地方方言』

おっかー　㋐母，主婦，妻，おかあさん。中流以下。　『富山県方言集成稿』

かか　㋐主婦，妻，母。　・子供が母を呼ぶのと夫が妻を呼ぶのとアクセントが違ふ。　『富山県方言集成稿』

かかー　㋐主婦（妻）。卑称。　『富山県方言集成稿』

カ‾カー　㋑㋐主婦。　『富山県射水郡櫛田村地方方言』

カーカ　㋐母の二，三人称（下流），　または自分の家より下の主婦に対する二，三人称。　『砺波民俗語彙』

かーか　㋐母親，妻。　・自分の家より下位の主婦に対する三人称。　・ずっと低い家の主婦に対する二人称。　『富山県方言集成稿』

かかま　㋐主婦，母。（全県，下流・中流）　『富山県方言集成稿』

かーま　㋐主婦，妻。　・「かか」参照。　『富山県方言集成稿』

じゃーさ　㋐主婦（妻）の中位の呼称・三人称。人前で我が妻をいうとき使う。「じゃーま」より少し卑称。「かかさ」参照。　『富山県方言集成稿』

じゃーさま　㋐かみさん，母，主婦。他人の妻をよぶときの尊称。生地。『富山県方言集成稿』

じゃま　㋐母，主婦。　生地，下新川，内山。　『富山県方言集成稿』

じゃーま　㋐主婦，母。生地。　『富山県方言集成稿』

でーやさま　㋐主婦又は御母様。「姑」に（隣の――小川の湯へ行った）ヤヤに同じ。　「下」中流。　『富山県方言集成稿』

でーやさま　㋐主婦。　下新川。中流。　『富山県方言集成稿』

やーや　㋐（他家の）主婦。　（――町へ参りに行かしゃんか）　高岡在。オイサマに同じ。　『富山県方言集成稿』

石川県

トウト　㋑父，主人。　『珠洲郡誌』

トッツァマ　㋐世帯主。（中層）　輪島市町野町粟蔵。　『日本の民俗17　石川』

パッパ　㋐世帯主。（下層）　輪島市町野町粟蔵。『日本の民俗17　石川』

チャーチャ　㋐世帯主。　（最下層）　輪島市町野町粟蔵。　『日本の民俗17　石川』

イネ　㋑母，主婦。　『能美郡誌』

イネ　㋐主婦（白山麓）。　『日本の民俗17　石川』

おかか　㋐オッカサン。又女主ヲ呼ブニ用フルコトアリ。　県。　『石川県方言彙集』

オカカ　㋑母，主婦。　『河北郡誌』

カ・カァカ　㋐母，主婦。　『鳥越村の方言について』

ガア　㋑母，主婦。　『能美郡誌』

カーヤ　㋑母，主婦。　『能美郡誌』

ジャ　㋑母，主婦。　『能美郡誌』

ジャ・ジャーサ　㋐母。主婦。　『鳥越村の方言について』

ジャーサ　㋑母，主婦。　『能美郡誌』

ジャーマ　㋑母，主婦。『能美郡誌』

ヂャーマ　㋑主婦，母。　『石川郡誌』

ジャーサマ　㋐主婦。（上層）　輪島市町野町粟蔵。　『日本の民俗17　石川』

ジャーサ　㋐主婦。（中層）　輪島市町野町粟蔵　『日本の民俗17　石川』

ジャーマ　㋐主婦。（下層）　輪島市町野町粟蔵　『日本の民俗17　石川』

ジャー　㋐主婦。（最下層）　輪島市町野町粟蔵　『日本の民俗17　石川』

静岡県

オットー　㋐父，亭主。　『磐田郡水窪町における収録，方言的な語彙の整理(1)』

おとー　㋐〔お父〕<卑>　①（下層で）お父（さん）。（子供が父を呼ぶ）。②おやじ，夫，おじさん。　例：おらン～（僕の父），　うちの～（私のおやじ，夫）。　『駿河岡部の方言と風物』

オトッサ　㋐父親。年配の世帯を持った男子。　『遠州方言集』

かかさん　㋐かみさん。主婦を呼ぶ語。　『静岡県方言辞典』

オッカー　㋐主婦。　『水窪方言（語彙）の基礎調査（名詞篇）』

愛知県

かか　㋐嬶，主婦。　・「サァかか最早行て休も」（睦月連理懋）・「かかめが見くさって，それ尻から煙が出るといいおるから」（四編の綴足）・此女鏡を質にあたりのかかを頼みおきけるに……（鸚鵡籠中記）　・主として亭主が自分の女房を呼ぶ称である。やや丁寧に呼べば〔かかさ〕。　・「かかさエ，茶を一つくだされんか。」（女楽巻）（作者注，女房をかかさといふ詞ハ，子持家のくせなり）。現在，子どもがその母を「かあちゃん」

「おかあさん」と呼ぶにつれて，夫が妻を「かあちゃん」「おかあさん」と呼ぶのと同じである。「かか」は「母」の意。「かかさまか　何しておいでだ」（通妓酒見穿）『名古屋方言の研究』

岐阜県

おやじ　㋐親爺，父親，主人，夫，亭主。（卑）　『飛騨のことば』

つおっつぁ　㋐父（とっ）さまの転。父。親爺。亭主。（卑）　その呼び方に，つあー（ま）・とっさま・とっつぁ（ま）等がある。　『飛騨のことば』

とと　㋐父。一家の親爺。　『飛騨のことば』

おっかあ　㋐主婦。　『揖斐郡徳山村方言』

カカサ　㋐かみさん（主婦）（下）。郡一円。　『郡上方言』

カカサマ　㋐かみさん（主婦）。各川筋<中～老>　カカサマ，ゴザルカエ。（かみさん，おいでかね）。　『郡上方言』

三重県

おやじ　㋐①主人。（上野）　②父。（名張・青山）　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

とーさん　㋐①主人。（志島・片田・布施田）　②父。（坂手・国崎・志島・畔名・片田・布施田・御座・越賀・船越・甲賀・神島）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

ててら　㋐①主人。（神島）　②夫。『三重県方言資料集（志摩篇）』

えや　㋐①母。（『分類方言辞典』「補遺」・神島）　②主婦。（神島）『三重県方言資料集（志摩篇）』

おか　㋐①母。（上野・大山田・名張・青山）〔『名賀郡郷土資料』・『伊賀国名張町方言』〕　②主婦。（名張）　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

おかちゃん　㋐①母。（阿山・名張・青山）〔『伊賀国名張町方言』〕　②主婦。（青山）　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

おかはん　㋐①母。（阿山・名張・青山）〔『伊賀国名張町方言』〕②主婦。（青山）　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

かか　㋐①妻。（坂手・神島・浜島・布施田・片田・畔名・志島・相差・桃

取・答志）　②主婦。（浜島・国崎・国府）　③母。　（『全国地誌取調草按』・『分類方言辞典』「補遺」・桃取・坂手・船越・国府・志島・鵜方・安乗・答志・浜島・加茂・片田・甲賀）『三重県方言資料集（志摩篇）』

かーさん　⑦①母。（坂手・国崎・志島・畔名・片田・布施田・御座・船越）②主婦。（国府・布施田）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

かから　⑦主婦，主婦方。（坂手）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

はじゃしと　⑦主婦。（相差）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

やー　⑦①もしもし。（神明）　②ハイ＝返辞。（志島・神明）　③主婦。（答志）　④妻。（答志）　⑤母。（波切）　⑥矢。（布施田）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

大阪府

おやじ　⑦敬称はオヤッサン。①父。②夫。③主人。『上方語源辞典』

オヤッサン　⑦おやじさん。（父親・主人・亭主）。　『関西方言のしをり』

兵庫県

オヤッサン　⑦おやじさん。（父・主人・亭主）。　『伊川谷方言集』

おやっさん　⑦親爺さん。　『佐用郡俗語方言集』

オヤッサン　㋣父親・主人・亭主等。　『神戸方言集』

オヤジ　㋣父親・主人・亭主等。　『神戸方言集』

鳥取県

おやっさん・おやっつぁん　⑦主人。　『鳥取県方言辞典』

おかーさん・かかさん・かくさん・かかさ・おかさん　⑦主婦。『鳥取県方言辞典』

島根県

テテ　㋣戸主。（下）　『隠岐島の昔話と方言』

てて　⑦戸主。（下流語）。隠岐の西郷町・五箇村。　『島根県方言辞典』

おやっつぁん　⑦(1)親爺さん。(2)中流の主人。石見の益田（真砂）・那賀郡，出雲の飯石郡・大原郡・八束郡。(3)帆船の水夫長。石見の邇摩郡，隠岐の西郷町。　『島根県方言辞典』

おかーま　⑦①母の呼称。(2)下流の主婦の呼称。石見の鹿足郡。　『島根県

方言辞典』

カカサン　㋑㋐主婦の呼名。（矢上）　『島根県邑智郡市山村方言』

カーサン　㋑㋐主婦の呼名。　『島根県邑智郡市山村方言』

広島県

オトー　㋐主人。父。　『郷土調査』

オヤジー　㋐①夫の卑称。②主人。③中年の男の対者の呼称。『郷土調査』

オカー　㋐主婦。母。小母。　『郷土調査』

カカー　㋐①妻の卑称。②主婦。　『郷土調査』

カクー・カクサン　㋐主婦（他家の）。お内儀さん。　『郷土調査』

カ　カー　㋐主婦。　『広島県安芸郡坂村方言』

山口県

カカー　㋐主婦。（大津島・祝島）　『瀬戸内海島嶼方言資料』

香川県

トト　㋐旦那。（屋島）　『瀬戸内海島嶼方言資料』

カカー　㋐主婦。（広島）　『瀬戸内海島嶼方言資料』

徳島県

オヤッサン　㋐①主人。②自分の父。③酒屋の杜氏。　『阿波言葉の辞典』

オヤッサン　㋐①主人。②自分ノ父。③酒屋ノ杜氏。　『阿波美馬郡方言語彙』

オタタ　㋐主婦さん。又オタッツァン。　『阿波美馬郡方言語彙』

おたた　㋐主婦。『阿波の国言葉』

かか　㋐母。主婦。　『阿波の国言葉』

佐賀県

オヤヂー　㋐主人。　『佐賀県藤津郡久間村方言』

カカー　㋐主婦。　『佐賀県藤津郡久間村方言』

熊本県

トト　㋐親爺。　『肥後方言集』

オカカ　㋐主婦。（天草郡）　『方言の性格と分布相』

オッカサン　㋐主婦。（球磨郡）　『方言の性格と分布相』

カカ　㋐主婦。（阿蘇郡・葦北郡）　『方言の性格と分布相』

カカサン　㋐主婦。（球磨郡）　『方言の性格と分布相』

カカン　㋐主婦。（天草郡）　『方言の性格と分布相』

カクサン　㋐お主婦さん。　『肥後方言集』

カクサン　㋐主婦。（阿蘇郡・鮑託郡・熊本市・上益城郡）　『方言の性格と分布相』

カシャン　㋐主婦。（天草郡）　『方言の性格と分布相』

カッカン　㋐主婦。（天草郡）　『方言の性格と分布相』

宮崎県

かくさん　㋐主婦。奥さん。　『西臼杵方言考』

鹿児島県

トド　㋐主人。（児ケ水）　『南方薩摩方言』

おかっさあ　㋐主婦。オクサマ。　『鹿児島方言集』

カガ　㋐主婦。（児ケ水）　『南方薩摩方言』

沖縄

taarii　㋐①父，おとうさん。士族についていう。名称でも呼称でもある。平民の父は sjuu。「昔は主（シュー）といひたるなれども，久米村（閩人の子孫の部落）より始まりて，支那語の大令をもて，父を呼びたるにより，首里にも移り来るものと師の朝保翁いへり。（南島八重垣）」あるいは中国語「大人」の転訛か。②家族・士族以外から taarii といえば，士族の父・士族の戸主に対する卑称ともなる。士族のおやじ。taariigwaa ともいう。　『沖縄語辞典』

taariigwaa　㋐taarii の卑称。士族のおやじ。　『沖縄語辞典』

6　臨地調査の結果

臨地調査では，その土地生えぬきの老人を対象に，次のような文言で面接調査を試みた。

この土地に渡辺家（屋号は甲屋）という家があって，その家族構成は第2図のようであったとします。市兵衛・ナミ夫婦は，長男の太郎・ハナ夫婦に代をゆずって隠居の地位にあります。太郎・ハナ夫婦は，ただ今申しましたように，この家の家長・主婦の座にある夫婦。一郎・春子は太郎・ハナの長男夫婦で，将来この家の家長・主婦の座にすわるべき立場にある夫婦。こうしますと，この渡辺家以外の，土地の人びとは，次の場合をそれぞれどういうでしょうか。この土地のごく普通のいいかたを教えて下さい。

① 渡辺家の家長の座にある者という意味で，太郎のことを「甲屋ノ——」といいますか。

② 渡辺家の家長の座をゆずった者という意味で，市兵衛のことを「甲屋ノ——」といいますか。

③ 将来渡辺家の家長の座につく立場にある者という意味で，一郎のことを「甲屋ノ——」といいますか。

④ 渡辺家の主婦の座にある者という意味で，ハナのことを「甲屋ノ——」といいますか。

⑤ 渡辺家の主婦の座をゆずった者という意味で，ナミのことを「甲屋——」といいますか。

⑥ 将来渡辺家の主婦の座につく立場にある者という意味で，春子のことを「甲屋ノ——」といいますか。

「甲屋ノ——」を「渡辺家ノ——」とか「アノ家ノ——」「アソコノ——」などといいかえて下さっても，もちろん結構です。

第2図　渡辺家（屋号甲屋）の家族構成

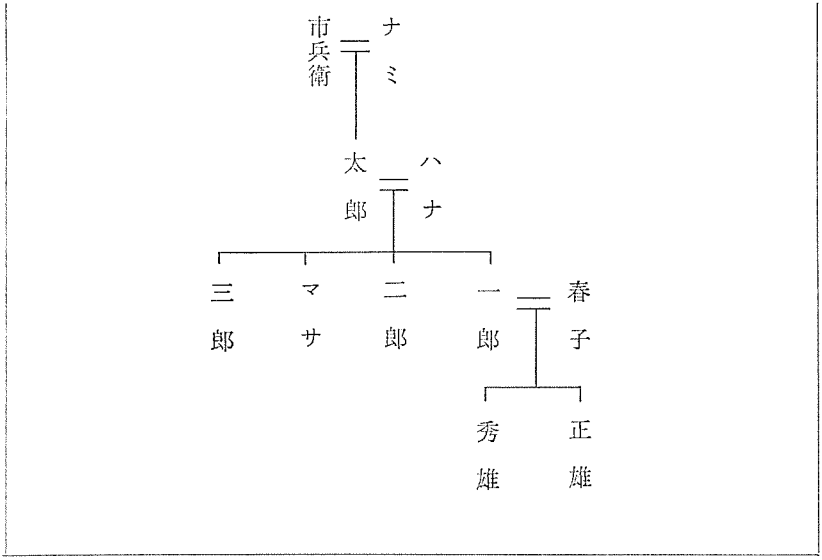

いくつかの地点の調査結果を以下に報告する。太郎・ハナには父・母名称を，市兵衛・ナミには祖父・祖母名称を，一郎には嫡子または息子を意味する名称を，そして春子にはその配偶者を意味する，ヨメ・アネその他の名称を使って refer する地点が多いことに注目してほしい。とりわけこの事実が東北や北陸などの地域に多いことに注目してほしい。これは，前節で報告した事実と一致する。

① 青森県東津軽郡蟹田町下蟹田

太郎――「甲屋ノ　オド」と父名称で refer することが多い。

ハナ――「甲屋ノ　オガ」と母名称で refer すること多い。

市兵衛――「甲屋ノ　ジーチャ（・ジッコ)」などと，祖父名称を使って refer することが多い。

ナミ――「甲屋ノ　バーチャ（・ババ)」などと，祖母名称を使って refer することが多い。

一郎・春子――二人の間に子どもが生まれないうちは，「甲屋ノ　アニ・アネ」と refer される。アニは，嫡子である長男を意味する俚言。アネは，アニの嫁または妻を意味する俚言。子どもが生まれると，一郎は「甲屋ノ　オッチャ」，春子は「甲屋ノ　アッチャ」と refer される。ただし，子どもが生ま

れても，従前どおりアニ・アネと refer されることも多いようだ。太郎・ハナがオド・オガと refer されている間は，一郎・春子は，子どもが生まれても，オド・オガとは決して refer されない。

上の場合に使用される父・母・祖父・祖母，嫡子である長男，そしてその配偶者を意味する名称には，次の岩手県その他の場合のように，階層による使い分けの事実が存在する。しかし，ここではこの点についての記述は省略する。以下，この使い分けについて記述していない地点でも，同じことが存在する（・存在していた）場合が多い。いちいちこの事実を記述していくのは繁雑なので，省略していることが多い。あらかじめこのことをお断りしておく。

② 青森県西津軽郡深浦町・同北津軽郡板柳町

上述の東津軽郡蟹田町下蟹田の場合とほぼ同じである。

③ 岩手県岩手郡葛巻町葛巻

太郎――「甲屋ノ　テーシュ（・ダンナ・オヤジ）」などと refer するほか，父名称を使って refer する。この場合，父名称には社会階層の上下の違いによって，次のような使い分けがある。「甲屋ノ　オドサマ・オドチャマ（最上層），オドチャ（上層），チャ・トド（中層），テデ・アヤ・ダダ（下層）」など。

ハナ――「甲屋ノ　テーシュカガ（・エヌシ）」などと refer する。テーシュカガはテーシュに対する俚言。主婦を意味する。エヌシも主婦を意味する俚言。このほか母名称を使って refer する。この場合，母名称には社会階層の上下の違いによって，次のような使い分けがある。「甲屋ノ　オガサマ（最上層），オガサ（上層），ガガ・ガガサ・カッチャ（中層），アッパ（下層）」など。

市兵衛――祖父名称を使って refer する。これにも社会階層の違いによって次のような使い分けがある。「甲屋ノ　オジーサマ・ジーサマ（最上層），ジーサ（上層），ジーチャ・ジッチャ（中層），アマ・アマナ・ジー（下層）」など。

ナミ――祖母名称を使って refer する。社会階層の違いによって，これにも次

のような使い分けがある。「甲屋ノ　オバーサマ・バーサマ（最上層），バーサ（上層），バーチャ・バッチャ（中層）バー・バーナ・ンバ・ババ（下層）」など。

一郎――嫡子である長男を意味する俚言を使って refer する。これにも，次のような社会階層による使い分けがある。「甲屋ノ　イェーナ・イェーナサマ（最上層と上層），アンコ・アンコサマ（中層），アニ・アンニ（下層）」など。「甲屋ノ　ソーリョー（・アトトリ）」ともいう。旧藩領時代に郷士の家柄であった家の嫡子は，「甲屋ノ　ワコサマ」と refer される。

春子――嫡子である長男の嫁または妻を意味する俚言を使って，「甲屋ノ　アネ（・アネサマ）」と refer する。「甲屋ノ　ヨメ」と refer することもある。ハナとの間にヘラワタシ（主婦権の譲渡）がすんでいないうちは，上のように refer される。ほかにヨメカガという俚言がある。これは，テーシュカガに対する語。嫁入りして10年20年と年月がすぎ，子どもも大きくなっているが，まだ主婦の座をゆずられていない嫁を主婦のテーシュカガに対して，ヨメカガという。

ついでにいえば，嫡子である長男の嫁または妻がアネ・アネサマであるのに対して，非嫡子である二男以下の嫁または妻はオジョメ・オジョメサマという。オジヨメの転訛したもの

④　岩手県二戸郡安代町字古屋敷

太郎――「甲屋ノ　テーシュ（・オヤジ）」などと refer するほか，父名称を使って refer する。これには社会階層によって次のような使い分けがある。「甲屋ノ　オドーサン・トーサマ・チャサマ（上層），ドド・ドドナ（中層），アヤ・アヤナ・ダダ（下層）」など。家長の座を一郎にゆずれば，太郎は，たとえ孫がなくても，祖父名称で refer される。

ハナ――母名称を使って refer する。「甲屋ノ　オガーサン・ジャジャサマ・ガガサマ（上層），ジャジャ・ガガ・ガガナ（中層），アッパ・アッパナ（下層）」など。主婦の座を春子にゆずれば，ハナは，たとえ孫がなくても，祖母名称で refer される。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ」と refer するほか，祖父名称を使って，次の

ように refer する。「甲屋ノ　オジーサン・ジーサマ（上層），ジチャ・ジサマ（中層），ジジ・ジジナ・ジッコ（下層）」など。

ナミ――「甲屋ノ　インキョ」と refer するほか，祖母名称を使って refer する。「甲屋ノ　オバーサン・バーサマ（上層），バチャ・ババサマ（中層），ババ・ババナ（下層）」など。

一郎――嫡子である長男を意味する俚言を使って refer する。「甲屋ノ　アイナサマ・アンコサマ（上層），アンコ・アンコナ（中層），アニ（下層）」など。「甲屋ノ　アトトリ（ムスコ）・カトク（ムスコ）」ともいう。家長の座につかないうちは，たとえ40歳をすぎても，上のように refer される。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer される。主婦の座につかないうちは，たとえ40歳をすぎても，このように refer される。

⑤　秋田県大館市二井田

太郎――父名称を次のように使い分けて　refer　する。「甲屋ノ　オドーサン（最上層），オド（上層），ドド（中層），イデ・テデ（下層）」など。

ハナ――母名称を次のように使い分けて　refer　する。「甲屋ノ　オガーサン（最上層），オガ（上層），ガガ（中層），アッパ（下層）」など。

市兵衛――祖父名称を使って refer する。「甲屋ノ　オジーサン　（最上層），ジサマ（上層），ジッチャ（中層），ジジ（下層）」など。

ナミ――祖母名称を使って refer する。「甲屋ノ　オバーサン　（最上層），バサマ（上層），バーチャ（中層），ババ（下層）」など。

一郎――嫡子である長男を意味する俚言を使って refer する。「甲屋ノ　アンサマ（最上層と上層），アンチャ（中層），アニ（下層）」など。

春子――嫡子である長男の嫁または妻を意味する俚言で refer する。「甲屋ノ　アネサマ（最上層と上層），アネチャ（中層），アネ（下層）」など。非嫡子である二男以下の嫁または妻は，ンバサマ（最上層と上層）・ンバチャ（中層）・ンバ（下層）などという。

⑥　秋田県北秋田郡阿仁町荒瀬・萱草

大館市二井田の場合とほぼ同じ。

⑦　山形県西村山郡河北町谷地

地域社会の社会階層を最上層・上層・中の上層・中の下層・下層の5段階に分けると，階層の違いによって次のような使い分けがある。

太郎――「甲屋ノ　ダンナサマ（最上層），ダンナサマ・ダナハン（上層），ダンナサン（中の上層），オドッツァ・オッツァ・オド（中の下層・下層）」など。オドッツァ・オッツァ・オドは，父名称である。

ハナ――「甲屋ノ　アネサマ（最上層・上層），オカサン・オカサ（中の上下層），カガサ・オカ・アヤ・カガ（下層）」など。オカサン・オカサ・オカ・アヤ・カカなどは，母名称である。

市兵衛――「甲屋ノ　トショリダンナ（サマ）・ゴインキョ（サマ）・オーダンナ（サマ）（最上層），オジンツァン（上層），ジンツァン（中の上層），ジンツァ（中の下層・下層）」など。オジンツァン・ジンツァン・ジンツァは，祖父名称。

ナミ――「甲屋ノ　ゴンゴサマ・ゴインキョ（サマ）（最上層），オバンチャン（上層），バンチャン（中の上層），バンチャ（中の下層），ババサ・アバ（下層）」など。オバンチャン～ババサの各語は，ともに祖母名称。

一郎――「甲屋ノ　アンサマ（最上層・上層），アンツァ（中の上下層），アンニァ・アンツァコ（下層）」など。どれも嫡子である長男を意味する俚言。

春子――「甲屋ノ　ワカイアネサマ（最上層），アネハン（上層），アネサ・ヨメサン（中の上下層），アネサ・ヨメ（下層）」などと refer する。

⑧　宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬

太郎――「甲屋ノ　ダンナカブ（・オトッツァン・オヤジ）」など。このように父名称も使われる。ダンナカブは，もちろん旦那株のこと。

ハナ――「甲屋ノ　ダンナカガ（・オガサン・ガガ・ガガサン）」など。ダンナカガは，主婦の意の俚言。オガサン・ガガ・ガガサンは，母名称。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョカブ（・オジンツァン）」などと，祖父名称でも refer する。インキョカブは，もちろん隠居株のこと。

ナミ――「甲屋ノ　インキョカブ（・オバンチャン）」などと，祖母名称でも refer する。

一郎――「甲屋ノ　カトクムスコ」。単に「甲屋ノ　ムスコ」とも refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer する。

⑨　茨城県北茨城市磯原

太郎――「甲屋ノ　オヤジ」と refer することが多い。

ハナ――「甲屋ノ　カカア」と refer することが多い。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・ジッチヤン・ジッチ)」。ジッチヤン・ジッチと，祖父名称でも refer する。

ナミ――「甲屋ノ　バッパヤン（・バッパ)」と，祖母名称で refer する。

一郎・春子――「甲屋ノ　ムスコ・ヨメ」。30代・40代になっても，家長・主婦の座を譲られていなければ，依然としてこのように refer される。

⑩　茨城県行方郡麻生町白浜

太郎――「甲屋ノ　シンショモチ（・オヤジ・オトッツァマ)」などと，父名称を使っても refer する。シンショモチは，身上持ち。家長・主婦を意味する，この地方の俚言。

ハナ――「甲屋ノ　シンショモチ（・カカア・オッカサマ)」などと，母名称を使っても refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・オジーサン・ジッチ・ジーヤン)」などと refer する。カッコ内は祖父名称。

ナミ――「甲屋ノ　インキョ（・オバーサン・バッパ・バーヤン)」などと refer する。カッコ内は祖母名称。

一郎――「甲屋ノ　ヨトリ（・ワカテ・ムスコ)」などと refer する。ヨトリ・ワカテは，嫡子を意味する俚言。ワカテは，おそらく若手であろう。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer する。一郎・春子は，30代，40代になっても，家長・主婦の座を譲られていなければ，このように refer される。

⑪　栃木県安蘇郡田沼町作原

太郎――「甲屋ノ　ダンナ（・オヤジ・タイショー)」などと refer する。

ハナ――「甲屋ノ　カカ（・オッカ)」などと refer する。オッカは母名称。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・ジーサン)」などと refer する。

ナミ――「甲屋ノ　インキョ（・バーサン)」などと refer する。

一郎――「甲屋ノ　アトトリ（・ソーリョー・ワカタイショー・ムスコ)」な

どと refer する。家長がタイショーであるのに対して，嫡男はワカタイショーという。

春子――「甲屋ノ　ヨメ（・ワカタイショーノ　カカ)」などと refer する。

⑫　千葉県成田市東和田

太郎――「甲屋ノ　ダンナ（・オヤジ・オド・トー)」などと refer する。カッコ内は父名称。

ハナ――「甲屋ノ　カカア（・オッカ・カーヤ・カー)」など，母名称を使う。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・ジー・インキョジー)」などと refer する。

ナミ――「甲屋ノ　インキョ（・バー・インキョバー)」などと refer する。

一郎――「甲屋ノ　アトトリ（・アトトリムスコ・ヘヤズミ)」などと refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメ（・アネサン)」などと refer する。

⑬　千葉県長生郡一宮町宮原

太郎――「甲屋ノ　ダンナ（・オヤジ・チャン・トー・オトー・オトッツァン)」などと refer する。カッコ内は，この地の方言の父名称。

ハナ――「甲屋ノ　ジョーサン（・オッカー・カー・オッカサン)」などと refer する。ジョーサンは，最上層の家格の家の主婦を指す俚言。ジョーサンといわれるのは，一村に2～3人しかいない。ほかは，カッコ内の母名称で refer される。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・ジー・ジーサン・オジーサン)」などと refer する。

ナミ――「甲屋ノ　インキョ（・バー・バーサン・オバーサン)」などと refer する。

一郎――「甲屋ノ　セガレ（・コダンナ)」などと refer する。コダンナと refer されるのは，最上層の家の嫡男だけ。

春子――「甲屋ノ　ヨメ（・ヨメドン・アネサン)」などと refer する。

⑭　山梨県南都留郡道志村竹ノ本

太郎――「甲屋ノ　オヤジ（・オトー・オトッツァン)」などと refer する。

ハナ――「甲屋ノ　オカー」と refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　オジー」と refer する。

ナミ――「甲屋ノ　オバー」と refer する。

一郎――「甲屋ノ　ムスコ（・ワカイシュ)」と refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer する。一郎と春子は，40歳をすぎても，家長・主婦の座を譲られていなければ，依然としてこのように refer される。

⑮　山梨県北巨摩郡長坂町大八田

太郎――「甲屋ノ　オダンナ」と refer する。

ハナ――「甲屋ノ　オカッサン」と refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョノオジー（サン)」と refer する。

ナミ――「甲屋ノ　インキョノオバー（サン)」と refer する。

一郎――「甲屋ノ　アトトリ（・ワカイモノ)」と refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer する。40歳すぎても，家長・主婦の座を譲られていなければ，依然として一郎はワカイモノであり，春子はヨメである。

⑯　長野県南佐久郡臼田町三反田

太郎――「甲屋ノ　ダンナ（・テーシュ・オヤジ・オトッツァ)」などと refer する。

ハナ――「甲屋ノ　カカー（・オッカー・オッカサ)」などと refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・ジーヤ・ジーヤン・オジーヤン・ジーサ・オジーサ)」など，インキョのほか祖父名称で refer する。インキョジーヤンともいう。

ナミ――「甲屋ノ　インキョ（・バーヤ・バーヤン・オバーヤン・バーサ・オバーサ)」など，インキョのほか祖母名称で refer する。インキョバーヤンともいう。

一郎――「甲屋ノ　アトトリ（・アトトリムスコ・ムスコ)」と refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer する。

⑰　長野県上伊那郡高遠町

太郎――「甲屋ノ　ダンナ（・タイショー・シュジン)」などと refer する。

ハナ――「甲屋ノ　アネサマ」と refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョジーサン」と refer する。

ナミ――「甲屋ノ　インキョバーサン」と refer する。

一郎――「甲屋ノ　アトトリムスコ（・ソーリョームスコ）」と refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer する。

⑱　新潟県三島郡与板町

太郎――「甲屋ノ　テーシュ（・オヤジ・オトーサン・オトッツァン・オトト・トト・トッツァ・ツァーツァ）」などと refer する。カッコ内は父名称。

ハナ――「甲屋ノ　カカ（・オカカ・カッサ・オカサ・オカーサン）」などと母名称で refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・ジジ・ジーヤ・ジーサ・ジーサン・オジーサン）」などと refer する。カッコ内は祖父名称。

ナミ――「甲屋ノ　インキョ（・ババ・バーヤ・バーサ・バーサン・オバーサン）」などと refer する。カッコ内は祖母名称

一郎――「甲屋ノ　アニ（・アンニャ・アンニャサ・アンサ・アンサマ・セガレ）」などと refer する。セガレのほかは，全部嫡子である長男を意味する俚言。

春子――「甲屋ノ　アネ（・アネサ・アネサマ）」などと嫡子である長男の配偶者を意味する俚言で refer する。

⑲　石川県羽咋郡志雄町金谷

太郎――「甲屋ノ　ダンナ（地主層），オヤッサマ（大自作農層），オトト（自作農層），トート（小作農層）」などと refer する。オトト・トートは，父名称の俚言。

ハナ――「甲屋ノ　オクサン（地主層），オカッツァマ（大自作農層），オカカ（自作農層），ヤヤ・カーカ（小作農層）」などと refer する。オカカ・ヤヤカーカは，母名称の俚言。

市兵衛――「甲屋ノ　インキョ・オジーサマ（地主層），ジーサマ（大自作農層），オジジ（自作農層），ジージ（小作農層）」などと refer する。インキョ以外は祖父名称。

ナミ――「甲屋ノ　オバーサマ（地主層），バーサマ（大自作農層），オババ

（自作農層），バーバ（小作農層）」などと refer する。どれも祖母名称。

一郎――「甲屋ノ　オアンサマ（地主層），アンサマ（自作農層），アンサ（小作農層）」などと refer する。どれも嫡子である長男を意味する俚言。

春子――「甲屋ノ　オアネサマ（地主層），アネサマ（自作農層），ニャーニャ（小作農層）」などと refer する。

⑳　福井県大飯郡高浜町鎌倉

太郎――「甲屋ノ　オヤッサン　（・オヤジ・トトン・トヤン・トッツァン）」などと refer する。カッコ内は父名称。

ハナ――「甲屋ノ　オカッツァン（・カカ・カカン・カヤン・オカン）」などと refer する。カッコ内は母名称。

市兵衛――「甲屋ノ　オジーサン（・ジヤン）」など祖父名称で refer する。

ナミ――「甲屋ノ　オバーサン（・ババン）」など祖母名称で refer する。

一郎――「甲屋ノ　アトトリ（・アニボン）」などと refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメ」と refer する。

㉑　静岡県周智郡春野町気多

太郎――「甲屋ノ　オヤジ（・オヤッツァマ）」などと refer する。

ハナ――「甲屋ノ　オッカ（・ナカオバー）」などと refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　オジー（・マゴオジー・インキョ・トショリ）」などと refer する。マゴオジーは祖父名称。

ナミ――「甲屋ノ　オバー（・マゴオバー・インキョ・トショリ）」などと refer する。マゴオバーは祖母名称。

一郎――「甲屋ノ　ワカ（・ワカダイショー）」と refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨンメー」と refer する。一郎・春子は，家長・主婦の座につかないうちは，このように refer される。

㉒　三重県鳥羽市相差（オウサツ）

太郎――「甲屋ノ　オヤジ」　　ハナ――「甲屋ノ　カカー」

市兵衛――「甲屋ノ　オジー」　　ナミ――「甲屋ノ　オバー」

一郎――「甲屋ノ　アニキ」　　春子――「甲屋ノ　ヨメ」

㉓　島根県飯石郡三刀屋町

太郎――「甲屋ノ　オヤッツァン」と refer する。オヤッツァンは，家長の意の俚言。

ハナ――「甲屋ノ　オバハン」と refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　オジジ（・オジジハン)」と refer する。

ナミ――「甲屋ノ　オババ（・オババハン)」と refer する。

一郎――「甲屋ノ　アトトリハン（・ワカハン)」と refer する。

春子――「甲屋ノ　ヨメハン」と refer する。30代になると，「甲屋ノ　ワカイオバハン」と refer されるようになる。

㉔　島根県簸川郡斐川町富村（トビムラ）

太郎――「甲屋ノ　ダンサン（上層)，オヤカタ（中層)，オッツァン（下層)」などと refer する。

ハナ――「甲屋ノ　オクサン（上層)，　オカッツァン（中層)，　オバサン（下層)」などと refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　オーダンサン（上層)，大キイオヤカタ（中層)，オジジ（下層)」などと refer する。オジジは祖父名称。

ナミ――「甲屋ノ　オコシッツァン（上層)，大キイオカッツァン（中層）　オババ（下層)」などと refer する。オババは祖母名称。　オコシッツァンは，「御後室様」の転訛。この地方の方言では，村の最上層の家の隠居した老婦人のことを意味する。

一郎――「甲屋ノ　ワカダンサン（上層)，ワカイオヤカタ（中層)，ワカイオッツァン（下層)」などと refer する。「甲屋ノ　ワカサン」ともいう。

春子――「甲屋ノ　ワカオクサン・ゴシンゾサン（上層)，　ワカオカッツァン（中層)，ワカイオバサン　（下層)」　などと refer する。「甲屋ノ　ヨメサン」ともいう。

㉕　島根県簸川郡大社町日御碕

太郎――「甲屋ノ　ダンサン（上層)，　オッツァン（中・下層)」　と refer する。

ハナ――「甲屋ノ　オカッツァン（上層)，オバハン（中・下層)」と refer する。

市兵衛――「甲屋ノ　ゴインキョサン（上層），オジジ・ジーヤン（中・下層）」などと refer する。

ナミ――「甲屋ノ　ゴインキョサン（上層），オババ・ババ（中・下層）」などと refer する。

一郎――「甲屋ノ　ワカダンサン（上層），ワカイシュ（中・下層）」と refer する。「甲屋ノ　ワカハン」ともいう。

春子――「甲屋ノ　ワカオカッツァン（上層），ヨメハン（中・下層）」と refer する。

㉖　島根県隠岐郡西ノ島町浦郷（ウラゴウ）・赤ノ江（シャクエ）・三度（ミタベ）

太郎――「甲屋ノ　テタ（・トッツァン・ダナサン）」などと refer する。テタは，トッツァンと同じく，父名称の俚言。

ハナ――「甲屋ノ　カカ（・カカサン・ゴレンサン）」などと refer する。カカ・カカサンは母名称。ゴレンサンは，「御簾様」のこと。村の最上層の家の主婦を意味する俚言。

市兵衛――「甲屋ノ　ジー（・ジーサン）」などと，祖父名称で refer する。

ナミ――「甲屋ノ　ババ（・バーサン）」などと，祖母名称で refer する。

一郎――「甲屋ノ　アンヤ（・アンヤサン）」などと refer する。

春子――「甲屋ノ　アネ（・アネサン）」などと refer する。

㉗　島根県隠岐郡西ノ島町宇賀（ウカ）

太郎――「甲屋ノ　テチャ（・テテ・トト・トッツァン・オヤカッツァン）」などと refer する。オヤカッツァン以外は，父名称の俚言。オヤカッツァンは，「オヤカタサマ（御屋形様・御館様）」の転訛したものであろう。

ハナ――「甲屋ノ　カカ（カカサン・オクサン・オゴレンサン）」などと refer する。カカ・カカサンは，母名称。(オ)ゴレンサンは，最上層の家の主婦を指す俚言。

市兵衛――「甲屋ノ　ジー（・ジーサン・オジーサン）」などと祖父名称で refer する。

ナミ――「甲屋ノ　ババ（・バーサン・オバーサン）」などと祖母名称で refer する。

一郎――「甲屋ノ　アンヤ（・アンヤサン・アニキ）」などと refer する。
春子――「甲屋ノ　アネ（・アネサン）」と refer する。
㉘　徳島県三好郡西祖谷山村
太郎――「甲屋ノ　テーシュ（・オヤジ・オッサン）」などと refer する。
ハナ――「甲屋ノ　オバサン（・オシンゾー）」などと refer する。
市兵衛――「甲屋ノ　インキョ（・ジーヤン）」などと refer する。
ナミ――「甲屋ノ　バーヤン（・オバーサン）」などと refer する。
一郎――「甲屋ノ　ワカ」と refer する。
春子――「甲屋ノ　ネーサン（・ワカヨメ）」と refer する。

7　まとめ

以上，この第1論文で述べてきたことを要約すると，次のようになる。わたしのいう個人親族語とは，個人と個人の間に存在する親族関係，つまり続柄を指し示す親族語のことだ。だから，個人親族語は個人と個人の親族関係を指定する次の文型の中でなら，当然使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ人ノ　――ダ。」

たとえば，次のように使うことができる。

○　「アノ人ワ　コノ人ノ　父（・母・むすこ・むすめ・祖父・祖母・孫・おじ……）ダ。」

しかし，次の三つの文型の中では使えないはずである。

×　「アノ家ワ　コノ家ノ　――ダ。」
×　「アノ家ワ　コノ人ノ　――ダ。」
○　「アノ人ワ　コノ家ノ　――ダ。」

ところが，父・母・むすこ・むすめ・祖父・祖母・孫などの親族が相寄って一つの家（・家族）を構成している場合，これら父・母・むすこ・むすめ・祖父・祖母・孫などを意味するいくつかの個人親族語は，上にあげた最後の文型でもじゅうぶん使うことができる。つまり日本語には，次の(a)(b)二つの reference の型が存在するのである。

○ (a)「アノ人ワ　コノ人ノ　オ父サン（・オ母サン・ムスコ・ムスメ・オ祖父サン・オ祖母サン・孫……）ダ。」

○ (b)「アノ人ワ　コノ家ノ　オ父サン（・オ母サン・ムスコ・ムスメ・オ祖父サン・オ祖母サン・孫……」ダ。」

異民族・異民族語の場合，この辺の事情がどのようになっているのか。それは，まだつまびらかにしていない。しかし，少なくとも英語やドイツ語など西欧の諸民族語にとっては，(b)の型はなじまないものであるらしい。

それでは，日本語の問題として，父・母・むすこ・むすめ・祖父・祖母・孫……などを意味する個人親族語を，この(a)(b)二つの文型で使用した場合，両者の間にはその個人親族語の語彙的意味の上でどのような違いが生じるのか。または生じないのか。このことが問題になる。つまり単語と単語の組合せに関する連語論的な問題として，これらの個人親族語につくノ格の飾り名詞が個人を指し示す名詞であるか，それとも家（・家族）を指し示す名詞であるか。その違いに対応して，当の個人親族語が有する語彙的意味にどのような異同の関係が生じてくるのか，という問題である。

この問題を手はじめに福島北部方言についてくわしく検討してみた。そうしたら，まず最初に「家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理」というものが析出できた。父・母・むすこ・むすめ・祖父・祖母・孫……などを意味する福島北部方言の個人親族語は，家（・家族）を構成する個々の成員を refer して，たとえば「甲屋ノ　――」と refer する。この場合には，その個人親族語の意味・用法が有する個人の原理に干渉する形で，家（・家族）という集団の原理が顔をのぞかせる。個人の原理を軸とした個人親族語の意味・用法は，この集団の原理の干渉を受け，いわば変形した形をとってくる。このことがまず明らかになったのである。

第2に，この個人の原理に対する集団の原理の干渉という事柄は，日本語の場合なにも福島北部方言に限ったことではない。文献調査や臨地調査の結果，それは程度とニュアンスの違いこそあれ，日本各地の方言にもかなり広く認められることが明らかになった。とりわけ東北地方や北陸地方などの地域に色濃く認められる。このことが明らかになったのである。

この第1論文で報告したことをごく大まかにまとめると，以上のようになる。さて，前にも述べたように，異民族語と異民族社会の場合には，この個人の原理に対する集団の原理の干渉ということがどうなっているかは，まだつまびらかにしていない。だから，このことが日本の親族語彙の意味・用法の特徴的な事柄なのかどうかは，今は断定できない。「特徴」とは，「他と異なって，特に目立つしるし。特色。」(『日本国語大辞典』) のことだ。そういう意味で日本語と比較すべき言語は，世界には数多く存在する。グレイ (L. H. Gray) によると，世界には日本語を含めて言語が2,769もあるという。(注14)これでは，日本語の親族語彙の，厳密な意味での「特徴」を記述することなど，とてもわたしにはできない。

しかし，たとい「特徴」であると断定することができないにせよ，この個人の原理に対する集団の原理の干渉ということは，日本語の親族語彙の意味・用法をその具体的現実に即して正確に記述していくことを責務とする言語学者にとって，見逃すことのできない重要な事柄ではあるだろう。言語学者ばかりではない。社会学者や文化人類学者などにとっても，このことは，日本人の対人認知の枠組みにおける集団の規準の優越性という興味ある問題を展開させてくれる。

伝統的な日本のムラ社会において，社会構成の単位をなすのは，家族(・家)であって，個人ではない。日本の家族制度は，夫婦家族制ではなく，直系家族制であった。したがって家族は，具体的には家（いえ）という形をとった。社会構成の単位ということからすれば，この家が個人に先行し，優越してきたのである。このことが日本語の親族語の用法や日本人の対人認知の枠組みをこれまで報告してきたような方向に導いていったのであろう。東北や北陸など，家についての意識がこれまで強かった地域にこのことが色濃く認められるという調査結果が，なによりもこの推測を有力に証拠づけるものだ。

この第1論文では，「家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理」についてだけ報告した。家族成員に対する日本人の，これ以外の reference や address の型については，次の第2論文で報告する。

付記——国語辞書の「よめ」の意味記述——

標準語の「よめ」の意味がどのように記述されているかをいくつかの国語辞典についてみると，次のようになる。

岩波国語辞典（第２版）

①むすこの妻。「——と姑」②新婚の妻。「花——」。結婚の相手としての女性。「——を迎える」「——に行く」▷←→婿

明解国語辞典

①息子の妻。②結婚の相手の婦人。③新婚の・（結婚した）婦人。

新明解国語辞典

結婚して夫の方の家族の一員となること。また，その人。「——を迎える・娘を——にやる・お——に行く」←→婿

例解国語辞典

①息子の妻。「息子に——を貰う」②結婚の相手の婦人。「——の来手がない」

新選国語辞典

①むすこのつま。②結婚の相手の婦人。③新婚の婦人。新婦。「花——」④結婚した婦人。ひとづま。

講談社国語辞典

←→むこ。①むすこの妻。②新婦。③妻。

新潮国語辞典

①むすこの妻。〔和名抄〕〔枕71〕②結婚した当座の女。にいづま。「熊野の別当の——になし〔保元・為義最後事〕③結婚した女。【——に杓子（シャモジ）を譲・る】（杓子は一家の主婦権を象徴することから）姑が主婦の座を嫁に譲り渡す。

広辞苑（第２版）

①息子の妻。<和名抄２>②結婚した当座の女子の称。新婦。更級「越前の守の——にて下りしが」③嫁した女。妻。人妻。

新明解国語辞典を除けば，どれも似たような記述だ。しゅうと・しゅうとめ

・こじゅうとめ・婿・夫などに対する嫁は，どの辞書でも記述されている。しかし，主婦に対する嫁はどの辞書でも記述されていない。つまり，主婦の座にある妻に対して，まだ主婦の座についていない，家つき娘でない妻，という意味・用法はどの辞書でも記述されていない。方言のヨメにこの意味用法のある場合が少なくないことは，すでに報告したとおりである。標準語の「よめ」の場合にも，これと同じことがあるはずだ。

新潮国語辞典に見える「嫁に杓子を譲る」という慣用句の意味記述も訂正すべきだ。「杓子を譲る」というのは，「姑が主婦の座を嫁に譲り渡す」ことではない。「主婦の座についている妻（嫁取りの場合は姑，婿取りの家つき娘の場合は母）が，まだ主婦の座についていない妻（嫁取りの場合はその嫁，婿取りの場合は家つき娘）に対してその主婦の座を譲り渡す」ことであるからだ。

「よめ」は，個人親族語であるとともに，れっきとした家・家族内地位親族語である。この事実を無視してはいけない。新明解国語辞典の記述は，他の国語辞典の記述と違っておもしろい。しかし，これとても嫁取り婚の場合の嫁の記述だけに終っている。

注

(1) 『ことばの研究(3)』（秀英出版　昭和42年）所収。

(2) いとこといとこの子どもとの関係をいとこちがいという。AとBがいとこ同士であるとすれば，AとBの子ども，Aの子どもとBの関係がそれぞれいとこちがいになる。地域によっては，いとこはん・ひといとこはん・ちんばいとこなどともいう。

(3) 本家が同じである分家同士の関係を指し示す俚言。秋田県地方・青森県津軽地方などで使う。岩手県の旧南部藩領地方では，アイカマドという。

(4) 長男に嫁を迎えると親夫婦がすぐに隠居する習慣のある土地では，往々にして前の代の隠居がまだ達者でいる場合があり，ここに二重の隠居ができることがある。茨城県多賀郡，宮城県伊具郡などではこのうち新しい方をインキョ，古い方をカンキョと呼んで区別するという。（柳田国男『族制語彙』）

(5) ただし，夫婦・親子……などの個人親族語は，この文型では使用できない。これらの個人親族語は，次の文型でなら使うことができる。

○「アノ人ト　コノ人ワ　――ダ。」

また，きょうだいという個人親族語は，次の二つの文型でなら使うことができる。

○「アノ人ワ　コノ人ノ　――ダ。」

○「アノ人ト　コノ人ワ　――ダ。」

(6) 二男のことは，ほかにニバンムスコ・ニバンコヤロ・ニバンヤロともいう。三男以下は，サンバン（コ）ムスコ・サンバン（コ）ヤロ，ヨ（ン）バン（コ）ムスコ・ヨ（ン）バン（コ）ヤロ……となる。「……ムスコ」と「……ヤロ」では，「……ヤロ」の方がぞんざい。ただし，福島北部方言のヤロは，全国共通語の「野郎」と違って，それのもつニュアンスは余りきびしくない。

(7) バッチは，末子を意味する福島北部方言の俚言。バッチコともいう。ついでに言えば「末息女」はバッチムスメ，「末息子」はバッチムスコ・バッチヤロ・バッチコヤロなどという。

(8) 福島北部方言では，子どもをもたない夫婦のことをコモタズ夫婦という。

(9)たとえば，鈴木孝夫『ことばと文化』（岩波新書）P.158 以下。

(10) 屋号のほかに，その家や家族の姓をとって，たとえば「渡辺家ノ　――」「佐藤家ノ　――」と refer するのもこれである。指示語を使って，「アノ家ノ　――」「アソコノ　――」「ココノ　――」などと refer するのもこれである。

(11) オジョメは，オジヨメが転訛したもの。オジのヨメである。オジは，家の非嫡系成員である（，家長の弟や二男以下などの）男性。その配偶者がオジョメである。

(12) 『岩手方言の語彙』では，見出し語の共通語訳や用例のあとに，このような数字をのせてある。これは，採集地点と資料の数を示す。少ないのは，1地点・1資料から多いのは100に近いものもある。これは，地域の人びとや採集者の，それらの語に対する方言意識や関心の度合をいくらかでも察することことができるので，読者にも少しは興をひくものであろう。（同書の「はしがき」による。）

(13) 『山形県方言辞典』では，見出し語の共通語訳や用例，使用地域などの記述のあとに，このような丸ガッコの数字がのっている。この数字は，すべて出典を示す。どの数字がどの出典を示すかは，『山形県方言辞典』の「出典の解題」を参照されたい。

(14) 『国語学辞典』（国語学会編）の「言語」の項の記述による。

II　家族成員に対する日本人の reference と address の型について

1　はじめに

家族成員に対する日本人の reference と address の構造を明らかにするという研究課題は，言語学者にだけ興味関心のあることではない。第1論文でも述べたように，それは，日本人の対人認知の枠組み一般の問題と直接的にかかわり合う側面をもっている。だから，この研究課題は，社会学者はもちろんのこと，文化人類学や民族学，それに社会心理学などの研究者にとっても，興味関心のあるものとなる。

さて，自分の家族成員や他人の家族成員に対する日本人の reference と address の型は，姓や人名，それに職業名や人称代名詞などによるものを除くと，次のように整理することができるだろう。

1　個人親族語を使用する型

(1)　個人親族語本来の原理によるもの

(2)　家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理によるもの

(3)　共感的同一化の原理によるもの

(4)　擬似的な家中心の原理によるもの

2　家・家族内地位親族語を使用する型

3　年齢階梯語を使用する型

以上のうち，「1－(2)　家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理によるもの」については，第1論文ですでに報告してある。この第2論文では，これ以外のものについて報告する。

2　個人親族語本来の原理によるもの

——個人親族語を使用する型(1)——

個人親族語本来の原理によるものといったが，個人親族語本来の原理とは，一体なにか。

たとえば父・母は，そのむすこ・むすめとの関係においてしか父・母であり得ないし，むすこ・むすめは，その父・母との関係においてしかむすこ・むすめであり得ない。ある個人とある個人の関係において，ある一定の条件を満たした者だけがそれぞれ相手との関係において父・母であり，むすこ・むすめであることができる。祖父母と孫，兄・姉と弟・妹，おじ・おばとおい・めい，その他みな然りである。このように個人と個人との間にだけ存在する親族関係（続柄）を指し示す，またはそのような親族関係（続柄）にある個人を指し示す親族語を，わたしは他の親族語と区別して，個人親族語と呼んだわけだ。

したがって，むすこ・むすめが自分の父・母を父・母を意味する個人親族語で refer(・address)する。たとえば，第三者に対して「私ノ　父・母ワ～」などと refer したり，父・母に向かって「オ父サン・オ母サン」などと addressする。孫が自分の祖父・祖母を祖父・祖母を意味する個人親族語で refer（・address）する。たとえば，第三者に対して「私ノ祖父・祖母ワ～」などと refer したり，祖父・祖母に向って「オジイサン・オバアサン」などと address する。弟・妹が自分の兄・姉を兄・姉を意味する個人親族語で refer（・address）する。たとえば，第三者に対して「私ノ　兄・姉ワ　～」などと refer したり，兄・姉に向かって「兄サン・姉サン」などと address する。おい・めいが自分のおじ・おばをおじ・おばを意味する個人親族語で refer（・address）する。たとえば，第三者に対して「私ノ　オジ・オバワ　～」などと refer したり，おじ・おばに向かって「オジサン・オバサン」などと address する。これらは，まさに個人親族語本来の原理に従った reference の型であり，address の型である。それだけに，家族ばかりでなく親族成員に対する日本人の reference や address の型としては，最も単純なものだともいえる。

しかし，それでもこのように個人親族語をその本来の原理に従って refere-

nce や address に使用する場合，日本語には標準語・方言を含めて次の二つのはっきりした原則がある。

(a) 日本語では，下の世代の親族および兄・姉以外の同一世代の親族を指し示す個人親族語は，すべて reference にしか使用できない。address には使用できない。address には人名を使用する。

他方，兄・姉を含めて上の世代の親族に対しては，人名を address に使用することができない。その代りに個人親族語を使用する。（兄・姉などの場合に若干の例外がある。）

(b) 兄・姉を含めて上の世代を表す個人親族語にも，address には使用できるものと，できないものとがある。

上の二つの原則について，若干の補足説明をする。

(1) **(a)の原則について**——日本語では，下の世代の親族および兄・姉以外の同一世代の親族を表す個人親族語は，その親族に対する address には使用できない。たとえば，むすこ・むすめ・孫・曽孫・おい・めい，それに弟・妹・いとこ・またいとこ……などの個人親族語は，address には使えない。なぜか。それは人名が address に使えるからだ。人名が使えるので，個人親族語を使う必要がないのである。このようにわたしは解釈する。

中年以上の男性などが，名前を知らない若い女性に向かって，「チョット ソコノ ムスメサン，〜」などと address することがある。この場合のムスメは，個人親族語のムスメ，つまり親に対するムスコ・ムスメのムスメではない。年齢階梯語のムスメである。（このことについては，第7節で改めてとり上げる。）

兄・姉を含めて上の世代の親族に対する address には個人親族語を使う。なぜか。下の世代の場合とは逆に，address に人名が使えないからだ。人名が使えないから，その代りに個人親族語が使われるのである。このようにわたしは解釈する。

日本語では，家族や親族以外の上下の社会関係にも，これと全く同じ事実が存在する。たとえば学校で，生徒は先生に向かって「先生」と address する。これは，その先生の姓や名前を使って，「佐藤サン」「太郎サン」などとad-

dress することができないからだ。その反対に，先生は生徒に向かって「生徒」とは address しない。これは，先生が生徒に向かってその姓や名前を使って，「佐藤クン」「太郎クン」などと address することができるから，そうしないまでのことである。会社で，平社員が社長や課長に向かって「社長・課長」と address するのも同じである。課長や社長の姓や名前を使って，「伊藤サン」「博文サン」，あるいは「桂サン」「小五郎サン」などと address することができないから，「社長・課長」と address する。反対に，社長・課長は平社員に向かって，「伊藤クン」「博文クン」，あるいは「桂クン」「小五郎クン」というように姓や名前を使って address することが多い。これは，姓や名前を使って address することが可能だから，そうしているまでのことである。

このように日本の社会では，目下の者に向かってはその名前を使って address できるのに，目上の者に向かってはそれができないということが多い。これは，名前をめぐる日本社会の伝統的な文化や習俗と結びつけなければ，とても解釈できない事柄であるように思う。

昭和50年3月，徳島県三好郡の祖谷山地方へ調査に行ったときのことである。わたしは，この地方に最近まで伝承されていたフデノオヤ——フデノコという擬制的親子の制度について，土地の老人から次のような話を聞いた。

祖谷山では，子どもは実の親（ウミノオヤ）のほかにフデノオヤをとり，自分はそのフデノコとなって，終生オヤコのつきあいをするという慣行が最近まであった。生後すぐにフデノオヤをとれば，フデノオヤはフデノコのナツケオヤを兼ねることになる。生後すぐにフデノオヤをとらないで，幼年時代・少年時代にはいってから，とることもある。フデノコは，フデノオヤを父名称・母名称で refer・address する。つまり両者の間には親子の関係が設定される。フデノオヤは，フデノコが女子が13歳，男子が15歳になったとき，フデを添えて，それぞれ女子には腰巻，男子には褌を贈る。フデノオヤは，また，フデノコが結婚するときは，男のフデノコには羽織・袴，女のフデノコには晴着や鏡台などをお祝いとして贈る。仮にこのようなものを贈ることができない場合でも，フデノオヤは他の人よりも多くの品を贈るのが慣例とされる。フデノコは，フデノオヤに対して結婚後も親子のつきあいをする。

生まれた子どもが病弱のときは，親は，一旦その子を捨て，前もって頼んでおいた人に拾ってもらう。いわゆるステゴ――ヒロイオヤの習俗だ。祖谷山では，このヒロイオヤをフデノオヤがする。そして，この場合フデノオヤは，拾い上げたフデノコの名前をつけかえてやることが多いのだという。名前をつけかえるといっても，改名の法的な手続きはとらないから，そのフデノコは，それまでもっていた名前，つまり役場の戸籍上の名前と，フデノオヤに新たにつけてもらった名前と，あわせて二つの名前をもつようになる。ムラ社会の中で世間一般にとおるのは，もちろんフデノオヤが新たにつけてくれた名前である。

祖谷山の普通の民家の便所は，昔は便つぼの上に板を2枚渡して踏み板にしただけの，至って簡単なつくりだった。だから，小さな子どもの中には誤って便つぼに落ちるのもいた。祖谷山では，また，民家の周囲や畑のそばなどに農業用の野つぼがある。小さな子どもの中には，やはり誤ってこの野つぼに落ちるものもいた。

子どもがこんな具合にして便つぼや野つぼに落ちて，救い上げられると，その子どもは，あとでフデノオヤに名前をつけかえてもらったのだ，という。前述のケースと同じで，改名の法的な手続きはとっていないから，その子どもは二つの名前をもつことになる。ムラ社会の中で通用するのは，もちろんつけかえた新しい名前のほうである。

病弱の子どもがウミノオヤに捨てられ，フデノオヤに拾われて，新しい名前をつけてもらう。そうすると，病弱な子どもとは別の丈夫な子どもになるという。便つぼや野つぼに落ちた子どもがフデノオヤに新しい名前をつけてもらう。そうすると，そのけがれた子どもとは別のけがれのない子どもになるという。どちらも，人の名前はその人そのもの，その人の人格そのものという言霊的思想に裏うちされた習俗である。フデノオヤ――フデノコの間にみられるナツケオヤ――ナツケゴというもう一つの擬制的親子の慣行は，オヤは名をつけることによってコに対してオヤの立場，つまり支配者の立場に立ち，コは名をつけてもらうことによってオヤに対してコの立場，つまり従者の立場に立つというものだ。これも，名をつける人がその名をつけるという行為によって名をつけられる人を支配することができるのだという言霊的思想にもとづいている。

兄・姉を含めて上の親族成員にはその名前を使ってaddressはしない。その代りに個人親族語を使ってaddressする。その反対に，下の世代の親族および兄・姉を除く同一世代の親族に対しては，名前を使ってaddressする。個人親族語を使ってaddressすることはしない。この非常にはっきりとした原則も，実は名前に対するこのような言霊的思想と直接的に結びついているものなのだ。わたしは，このように解釈している。

(2) **(b)原則について**——兄・姉を含めて上の世代の親族を表す個人親族語がどれもaddressに使えるというわけではない。使えるものと使えないものとがある。たとえば，標準語で「父・母・祖父・祖母」などはreferenceには使えるが，addressには使えない。「嫁」に対する「しゅうと・しゅうとめ」などもreferenceには使えるが，addressには絶対使えない。全国各地の方言にもこれと似た事情がある。だから，日本語の個人親族語を記述する際には，標準語・方言いずれの場合も，それがaddressに使えるかどうかを忘れずに記述しておく必要がある。この記述は，その方言を知らない研究者にとって大変便利なものになる。方言ばかりでなく，標準語も含めていえば，外国人研究者や外国人に対する日本語教育にとっても大変便利なものになるだろう。

(3) **二人称代名詞の使用について**——(a)の原則に関連して，現代日本語では，目下の親族に二人称代名詞を使ってaddressすることはできるが，目上の親族に対してはできない。親族ばかりでなく，一般に目下の者には二人称代名詞を使えるが，目上の者には使えない。こういう趣旨のことを，鈴木孝夫さんはいろいろな機会にくり返し述べている。(注1)

鈴木さんのこの主張は，同氏の母語である現代東京方言については正しい。しかし，東京方言以外の，現代日本各地方言には必ずしもそうでない事例が多い。このことを注意しておく必要がある。

目上に向かって二人称代名詞を使える方言がある。このことは，これまでも他の多くの方言研究者によって指摘されていることだ。参考までに，わたしがこれまで目に触れた事例のなかから，いくつかをあげておこう。

① 福島北部方言——この方言の二人称代名詞には，ニシャ・オメエ・アンタ・ワガなどがある。

ニシャ――ニサともいう。目下の者に使う。複数形はニシャラ。たとえば，親が子どもに向かって，兄・姉が弟・妹に向かって，夫が妻に向かって使う。「ニシャモ　早ク　休メ。」

オメエ――目上に対して使う。主に親しい目上に対して使うことが多い。複数形はオメエラ。たとえば，子どもが親に向かって，弟・妹が兄・姉に向かって，妻が夫に向かって使う。子どもが親に向かって，「オトッツァン，オメエモ　早く　休マッシェ。」などと使う。「休マッシェ」は，「休メ」の尊敬表現。以前は，小学校で児童が先生に向かって「オメエ」ということさえあった。親しくない目上の人にはアンタを使うことが多い。

アンタ――オメエに比して，方言としては新しい。東京方言のアンタとちがって，ていねい。ぞんざいではない。目上にも使う。複数形はアンタラとアンタガタ。アンタガタのほうがよりていねい。

ワガ――本来文語の一人称代名詞「わ」に格助詞「が」がついた形であって，標準語では「わたくしの・自分の」を意味する連体詞である。福島北部方言にもこの用法はあるが，この方言では，さらに二人称代名詞としても使う。親しい者同士の間で使うことが多い。かなりていねいなニュアンスがある。複数形はワガラ。たとえば，次のように使う。「オレモ　行クカラ，ワガモヤベ（行こう）。」「コノ帽子，ワガノカ（あなたのものか）。」「ワガラ，コノ魚　ドコデ　釣ッテキタ？」

② 青森県西津軽郡深浦町方言――昭和44年3月に臨地調査した結果は，次のとおりである。

ナ――同等および目下の者に使う。たとえば，親が子に，兄・姉が弟・妹に，夫が妻に対して使う。

オメエ――目下の者が目上の者に対して使う。たとえば，子どもが親に，弟・妹が兄・姉に，妻が夫に対して使う。

ついでにいうと，一人称代名詞は，ワである。つまりこの地方では，上代語の人称代名詞ナとワが現在でも使われている。

③ 青森県北津軽郡板柳町方言――昭和51年2月に臨地調査したが，結果は上の深浦町方言の場合と同じ。

④　『津軽のことば　第2巻』（鳴海助一著　昭和33年）――次のような記述がある。

おまェ　標準語の「あなた・おまえ」に当る。複数・親愛の意味の接尾語をつけて，「おまェだじ」，敬語の接尾語をつけて，「おまェさま」ともいう。津軽方言では，「おまェ」は，いくらか敬意が含まれているから，目上の人に用いる。しかし，標準語の方では，すでに敬意は失われ，さらに卑称と変っているから，田舎の人が，「おまェ」などと呼ぶと，いい気はしない。方言に悪意は無いのだが，言語は時代と共に変化して，方言の伝統性を無視する。これはくどくどいうまでもあるまい。例えば「君・きみ・クン」なども好い例である。それで，現代では，津軽人の間でもあなた・あんた・アナタ・アンダ・アダ等を用いるようになった。老人達はやはり，最大級の敬称として今でも「おまェさま・おまェだじ」を用いる。（下略）

⑤　『鹿角方言考』（大里武八郎著　昭和28年）――秋田県鹿角郡地方の方言を扱ったものだが，中には次のような記述がある。

おまァェ　おまへ（御前）ノ訛音。おまへナル語ハ今ハ他ニテハ目下（メシタ）ニノミ用ヰレド，ココニテハ古ノママ敬語トシテ使用シ，一層敬意ヲ表スルニハ様ヲ加フ。古ノ例ヲ挙ゲレバ宇治拾遺八「その料紙は御（オ）まへのもとになん　中略　事のやうは御前（オマヘ）にとひ奉れとありつる」コレハ紀友則ト三井寺住僧トノ談話ナレバ，敬語ノ例ト見ルベシ。

⑥　『山形県方言辞典』（山形県方言研究会編・発行　昭和45年）――これにも次のような記述がある。

オマエ　あなた（農村では第二人称尊称。都会地では卑称化しつつある）。全県的。

⑦　「仙南地方の家族称呼」（菅野蔵治　『方言』第5巻5号所収　昭和10年――宮城県南部地方の方言の家族称呼を扱った論文だが，中には次のような記述がある。

アンダ　対称。年上の者に対して「アンダ」（貴方），複数形は「アンダガタ」となる。「アンダ」「オメエ」の間には，使用上左程の懸隔があるわけではない。相交錯して用いられる。従って「アンダラ」（貴方等）の如く長上に対して用ひられぬ語も出来てゐる。

オメエ　対称。対等の者に対して「オメエ」（おまへ），複数形は「オメエラ」。

ニサ　対称。対等以下の者に対して「ニサ」（お主（ヌシ）），複数は「ニサラ」或は「ニッ

シャラ」が普通だが，極端に卑下したときは「ウナ」「ウナラ」（汝）を用ひることがある。（下略）

⑧　『砺波民俗語彙』（佐伯安一著　昭和36年）——富山県砺波地方の方言民俗語彙を扱ったものだが，中に次のような記述がある。

アンタ　あなた。平板的にいうと，対等（女同志の場合）またはちょっと上に対しての語となり，アにアクセントを入れるとそれより上の人に対しての語となる。

アンタハン　あなたの最敬称。

⑨　「一集落内における敬語行動」（真田真治　『日本語と文化・社会2　ことばと社会』所収　昭和52年）——真田さんが1971年7～8月と同年12月～1972年1月の2回にわたって，富山県東砺波郡上平村の一小集落真木で10歳以上の住民全部を対象に実施した敬語調査の一部を報告したもの。これによると，この真木の方言の二人称代名詞には，オマイ・アンニャ・ワリの三つがある。オマイ・アンニャは敬意があり，うちオマイはアンニャよりも敬意の度合が強い。集落の中で最も家格が高いn家の人びとは，他の家の人びとからオマイとaddressされている。これに対して，ワリは敬意を含まない。年少の子どもたちは，周囲の大人からワリとaddressされていることが多い。（詳しくは上掲論文を参照のこと。）

⑩　『鳥羽志摩の民俗』（岩田準一著　昭和45年）——本書によると，三重県志摩の和具村では，長上に対する二人称代名詞としてアガミを使い，神島や布施田村では長上に対してアンジョという二人称代名詞を使うという。

⑪　島根県隠岐郡西ノ島町方言——昭和48年10月に臨地調査した際，インフォマントの老人から次のような教示を得た。

この島の方言の二人称代名詞には，次の三つがある。

ノシ——普通ないしぞんざい。同輩以下に向かって使う。

オマエ——ていねい。目上に対して使う。

オマエサン——ごくていねい。目上に対して使う。

親が子に，夫が妻に，兄・姉が弟・妹に向かって，ノシという。反対に，子が親に，弟・妹が兄・姉に，妻が夫に向かっては，オマエとaddressする。オマエサンは，ごくていねいな形。インフォマントの老人が若かったころのこと

である。仲間の若者が大阪へ奉公に出た。奉公先の主人にオマエサンと，島の方言のやりかたでaddressした。ところが，主人からは失礼だということで，叱られたという。

ちなみに，一人称代名詞には次の二つがある。

ダ――くだけた場面で使う。男女ともに使う。

ワシ――やや改まった場面で使う。男女ともに使う。

もう一つ報告しておくと，この島の方言では，格助詞の「ノ」と「ガ」が現在でも敬意によって使い分けられている。「ガ」は敬意がなく，「ノ」は敬意がある。たとえば，「私のものだ」という意味で「ダガモンダ」とはいうが，「ダノモンダ」とはいわない。「先生のものだ」という意味で「先生ノモンダ」とはいうが，「先生ガモンダ」とはいわない。

二人称代名詞を使って相手のものかどうかを尋ねるにも，ノシとオマエサンとでは次のように違う。興味のある事実だ。

コレワ　ノシガモンカノ？

コレワ　オマエサンノモンカノ？

⑫　香川県観音寺市伊吹島方言――伊吹島は，観音寺市の沖合にある小島だ。昭和50年3月，香川県三豊郡高瀬町で臨地調査をした際，同町在住の大井潔さん（当時観音寺市立伊吹島小学校長）から伊吹島方言についても教示を得た。それによると，伊吹島の方言の二人称代名詞には，次の二つがある。

ワレ――同輩や目下に使う。複数形はワレラまたはワイラ。

オマエ――目上に使う。敬語である。複数形はオマエラ。これにはエピソードがある。大井先生が伊吹島小学校に赴任してすぐのこと，まだ校長先生とは知らない島の女の児童が大井先生に向かって，「オマエ，先生キャ？」と尋ねたという。オマエが敬語だから，この女の児童は，先生であると思った大井先生に向かって，こうaddressしたのである。

このほか青年以上の男子が親しみをこめてaddressする場合，次の語を使う。

コンタ・コンタラ（複数）　イトコ　イトコヅキ　キョーダイ　キョーダイヅキ

イトコ・イトコヅキ・キョーダイ・キョーダイヅキのこのような用法は，親族名称の虚構的用法とみることができる。（第8節を参照のこと）

また，同輩や目下を口汚なくいう場合は，次の語を使う。

オドレ　オドイラ（複数）　オノレ　オノイラ（複数）

一人称代名詞は，島民同士の間では男女ともにウラを使う。複数形はウララ。（なお以上のことは，観音寺市立伊吹小学校編の同校教育資料Ⅰ『伊吹島のことば』にものっている。）

⑬　高知県宿毛市方言――昭和51年3月宿毛市本町で臨地調査した。インフォマントによると，この地の方言の二人称代名詞には，次のものがあるという。

オンシ――ちょっとぞんざいなニュアンスがある。同輩や目下に使う。

オマエ――ていねいなニュアンスがある。目上に対して使う。たとえば兄は弟に対してオンシと address し，弟は兄に向かってオマエと address する。子どもは，親に向かってオンシとは address できない。オマエと address する。

コサン――ていねいなニュアンスがある。目上に対して使う。インフォマント（72歳・男）が子どものころ，あるとき祖母とけんかした。祖母が怒って，裁縫用の物差をもって追いかけてきた。そこでインフォマントが祖母に向かって，こう言った。「コサンガ　ココマデ　来テ　ミッシャレ。」ただし，現在では主に老人が使う。

ほかに，ワレ・オドレ・ワンダラ（複数）などの，ぞんざいで乱暴なニュアンスをもった二人称代名詞もある。

⑭　高知県土佐清水市方言――昭和51年3月，土佐清水市寿町で調査したが，結果は次のとおり。

オマン――同等以下に使う。

オマサン――目上に対して使う。たとえば，子どもが親に向かって，次のように address する。「オトヤン（・オカヤン）　オマサン　何　タベルデ？」ただし，幼児は親に向かってオマンを使うことがあるようだ。たとえば，「オカーチャン，オマンガ　違ウヤ　ナイカ。」「オトーチャン，オマン　ソーヤ　ナイゼ。」など。また，ざっくばらんな家庭では，弟・妹

が兄・姉にオマンということがあるようだ。

オンシ・オンシャ――主に男が同等・目下の者に使う。「オンシャ　何　シヨッタ？」

ワレ――ぞんざい。漁師が日常よく使う。

オドレ――相手をののしるときに使う。

ついでに一人称代名詞について報告しておく。一人称代名詞には次のようなものがある。

ワシ――改まったいいことば。主に男が使う。女でも老女は使う。

オラ――目下の者との会話で使う。主に男が使う。女でも老女は使う。

アテ――女が使う。複数はアテラ。

ウチ――女が使う。複数はウチラ。

オンダ――ぞんざいで乱暴なことば。複数はオンダラ。男が使う。

⑮　「天草島牛深町方言集」（江上たつゑ　『方言』第3巻8号所収　昭和8年）――熊本県天草牛深の方言の人称代名詞を次のようにまとめてある。

	目上に	同輩に	目下に
自　称	ワ　シ	ワ　シ	オ　イ
	ワシドン	オドン	オドン
対　称	アアタサマ	アンタ	ワ　イ
	アアタガタ	アンタチ	ワイドン

⑯　「熊本県山村語彙」（最上孝敬　『方言』第6巻12号所収　昭和11年）―熊本県球磨郡神瀬村の方言語彙を収録してあるが，その中に次の語がある。

ワサン　あなた。目上の人に対してつかふ。

⑰　『毎日の言葉』（柳田国男著　昭和31年）――この本の中で，柳田さんは次のように述べている。オマエを尊敬語として使うのは何も九州に限ったことではないが，東京方言の native speaker はもって銘ずべきことばである。

今では東京などではオマヘと言はれると，同輩の人でも少し怒る。尊敬どころかやや軽蔑したときに，使ふ言葉になって居るからである。ところが九州の或地方に

行くと，オマヘはまだ人をあがめた時にしか使はない。それを知らずにあの辺は言葉が悪いなどと，還って来てさういふ人が折々有った。（定本・第19巻・P.503）

⑱ 「奄美大島方言の代名詞」（新屋敷幸繁　『方言』第6巻9号所収　昭和11年）——奄美大島方言の二人称代名詞について次のような記述がある。

次に奄美大島方言に於ける人代名詞の対称には，「ナ」「ナン」「ナミ」などが用ゐられてゐる。「ナレ」「ナンヂ」「アナタ」などは用ゐられてゐない。

ナン　ヤ　ダーチ　モロチ　（名瀬）
（あなた）（は）（どこへ）（おいでになりますか）

ナミ　ヤ　ドゥクサン　ウモリュティナ　（宇検村）
（あなた）（は）（元気で）（居られましたか）

ナーミェー　ヂャチドゥ　ウモユル　（喜界）
（あなたは）（どこに）（おいでになりますか）

琉球語では「ナ」を「ナー」と発音する。南島語の「ナ」は目上に対する敬称で日本上代の「汝（ナ）」の面影をとどめてゐる。右の外対称を示す敬称の代名詞には「ウイ」或は「ウリ」と「ウンジュ」がある。「ウンジュ」は琉球で最もひろく行はれてゐる敬称の代名詞であって，大島では喜界島と沖永良部島とに行はれて，本島と徳之島には無い。（中略）同僚以下即ち「君」「お前」といふ代名詞に相当するものは「ウラ」といふ言葉である。琉球方言には無い言葉であるから鹿児島の「オラ」系統の語であらう。（中略）目下のもの，或は貶しめの代名詞に「イャー」「イャン」といふのがある。（下略）（p.49～50）

なお，この論文によると，奄美大島方言では一人称代名詞に「ワ」「ワン」「ワヌ」などを用いて，「ワレ」「ワタクシ」は用いないとある。「ワン」「ワヌ」は「ワ」から出たものだという。つまり上代語の一人称代名詞「ワ」と二人称代名詞「ナ」がこの方言に現存している。津軽方言の場合と同じである。

⑲ 『沖縄語辞典』（国立国語研究所編　昭和38年）——次のような記述がある。

ʔuNzu　〔御胴〕㊀あなた。目上および，親しくない同等に礼をもって対する時の，二人称。さらに目上の貴人に対しては nunzu, mjuNzu という。㊁御自分。御自身。duN（自分）の敬語。（略）

3　共感的同一化の原理によるもの
——個人親族語を使用する型(3)——

日本の親族では，親は幼ないむすこ・むすめに向かって，祖父母は幼ない孫に向かって，兄・姉は幼ない弟・妹に向かって，おじ・おばは幼ないおい・めいに向かって，自分自身のことを「ワタシ・ボク・オレ」などと一人称代名詞では refer しないことが多い。そして，その代りにそれぞれ次の個人親族語を使って自分自身を refer することが多い。

父は，オトーサン・パパ・トーチャンその他，父を意味する個人親族語。

母は，オカーサン・ママ・カーチャンその他，母を意味する個人親族語。

祖父は，オジーサン・ジーチャンその他，祖父を意味する個人親族語。

祖母は，オバーサン・バーチャンその他，祖母を意味する個人親族語。

兄は，オニーサン・アンチャンその他，兄を意味する個人親族語。

姉は，オネーサン・ネーチャンその他，姉を意味する個人親族語。

おじは，オジサン・オジチャンその他，おじを意味する個人親族語。

おばは，オバサン・オバチャンその他，おばを意味する個人親族語。

これらは，すべて話し相手であるむすこ・むすめ・孫・弟・妹・おい・めいの立場から自分をとらえた個人親族語である。つまり相手が自分を address または refer するときに使用している個人親族語をそっくりそのまま借用して自分自身を refer する方式だ。たとえば，相手が自分を「オトーサン（・オカーサン・オジーサン・オバーサン・オニーサン・オネーサン・オジサン・オバサン)」と address または refer しているとする。そうすると，相手に向かって，「ワタシ（・ボク・オレ）ガ　オ前ヲ　連レテ　イクヨ。」とはいわない。「オトーサン（・オカーサン・オジーサン・オバーサン・オニーサン・オネーサン・オジサン・オバサン）ガ　オ前ヲ　連レテ　イクヨ。」という。

幼稚園・小学校などで，先生が園児や児童に向かって自分自身を一人称代名詞で refer しないで，「先生」と refer することが多い。たとえば，「ワタシト　一緒ニ　行キマショー。」といわないで，「先生ト　一緒ニ　行キマショー。」という。これと全く同じ self reference の方式だ。

このように，相手が幼ない場合，話し手が相手の立場に心理的に同調し，自分の立場を相手の立場に歩みよらせ同一化して，自分自身を refer する方式を，わたしは鈴木孝夫さんにならって共感的同一化 (empathetic identification) による reference と呼ぶことにする。(注2) これは，第2節で述べた個人親族語本来の用法による reference とは明らかに異質のものである。

世間には，大学生になったような，大きなむすこ・むすめ・（・孫・おい・めい）に向かって，なお依然としてこの共感的同一化による self reference をする親（・祖父母・おじ・おば）がいる。しかし，これは年少の子どもであった彼（・彼女）らに対する習慣の望ましからぬ残存である。大きく成長した彼（・彼女）らに対する親（・祖父母・おじ・おば）の self reference としてあるべき姿ではない。彼（・彼女）らに対する親（・祖父母・おじ・おば）のベタベタした心情が感じられて，いやみだ。学生に向かって自分自身のことを「先生」と refer する大学教授は，おそらく一人もいないだろう。それと同じである。やはり self reference 本来の原理に立ち帰って，自分のことはすべて一人称代名詞で refer すべきだ。日本人の言語生活の改めるべき事柄の一つといえる。

ただし，self reference でなく，other reference の場合は話は別だ。小論では，相手に対する話の中で相手以外の第三者を refer することを self reference に対して，other reference と呼ぶことにする。

この other reference だが，日本の親族では，たとえば親がむすこ・むすめに向かって，祖父母が孫に向かって，おじ・おばがおい・めいに向かって話す場合，話の中で refer する人物が相手よりも目上の親族であれば，その親族に対する reference は，共感的同一化の原理に従うことが多い。たとえば，妻は夫の行先を子どもに尋ねるのに，「オトーサンワ　ドコエ　行ッタノ？」と，夫を子どもの立場に立って父名称で refer する。自分の親や夫の親の行先を尋ねるのなら，「オジーサン（・オバーサン）ワ　ドコエ　行ッタノ？」と，自分の親や夫の親を子どもの立場に立って祖父・祖母名称で refer する。自分の兄弟姉妹や夫の兄弟姉妹の行先を尋ねるのなら，「オジサン（・オバサン）ワ　ドコエ　行ッタノ？」と，子どもの立場に立っておじ・おば名称で refer す

る。子どもが二人以上いて，年下の子どもに年上の子どものことを尋ねるのなら，「オニーサン（・オネーサン）ワ　ドコエ　行ッタノ？」と，相手の年下の子どもの立場に立って兄・姉名称で refer する。以上，どれも母親が話し相手である子どもの立場に共感的同一化した other reference である。このような other reference は，話し相手である子どもの年齢にほぼ関係なく許される。

以上に述べた共感的同一化による other reference の方式が土台になって，日本の親族の間では，また，一種独特な reference や address の方式が採用されている。親夫婦は，お互いに相手を「オトーサン」「オカーサン」と address するし，祖父母夫婦はお互いに相手を「オジーサン」「オバーサン」と address する。親は，自分の親や配偶者の親を「オジーサン」「オバーサン」と address するし，祖父母は自分たちの孫の親（つまり自分のむすことむすこの嫁，または自分のむすめとむすめの婿）を「オトーサン」「オカーサン」と address する。子どもが同席していれば，自分の兄弟姉妹や自分の配偶者の兄弟姉妹を「オジサン」「オバサン」と address する親もいる。

夫婦は，自分たちの会話の中で自分の親や相手の親を「オジーサン」「オバーサン」と refer するし，祖父母夫婦は自分たちの会話の中で，孫の親である自分のむすこや嫁（またはむすめや婿）を「オトーサン」「オカーサン」と refer することもある。夫は，自分の親やしゅうと・しゅうとめとの会話で，自分の妻を「オカーサン」と refer することもあるし，妻は自分の親やしゅうと・しゅうとめとの会話で，夫を「オトーサン」と refer することもある。祖父母は，孫の父親であるむすことの会話で，むすこの妻を「オカーサン」と refer することもあるし，嫁との会話でその夫であるむすこを「オトーサン」と refer することもあるなどなど。これらは，すべて前述した共感的同一化による other reference の方式が土台になって発生した，一種独特な reference や address の方式だ。どれも第2節で述べた個人親族語本来の原理による reference や address の方式とは異質のものである。

日本語では，以上に述べた共感的同一化による self reference や other reference と address，それにこの共感的同一化による other reference が土

台になっている一種独特な reference や address の方式は，標準語ばかりでなく，各地の方言にも存在することが多い。家族成員に対する日本人の reference と address の型のうち，個人親族語を使用する型の第3種とした理由である。

なお，共感的同一化の原理による address として次のような事例もある。きょうだいがいて，そのうち年上の子どもに行先を尋ねる場合，その子の親や祖父・祖母，おじ・おばなどは，次のように address することがある。

「オニーサン（・オネーサン），オニーサン（・オネーサン）ワ　ドコエ行クノ？」

これは，きょうだいのうちの一番年下の子どもの立場に共感的同一化して，その立場から話し相手の年上の子どもをとらえた address だ。この address は，相手が幼少のうちに限定されることが多い。親や祖父・祖母，おじ・おばがむすこ・むすめや孫，おい・めいに向かって相手の立場に共感的同一化して self reference するのが，相手が幼少の場合に限定されることが多いというのと同じである。

4　擬似的な家中心の原理によるもの
——個人親族語を使用する型(4)——

個人親族語を擬似的な家中心の原理によって reference に使用する方言は，各地に多い。標準語にもこの方式は存在する。ここでは，東京方言の場合を代表にとりあげる。

下町でも山の手でも郊外でも，どこでもよい。東京都内のあるところに渡辺家（第1図）という平凡なサラリーマン家庭があったとする。渡辺家以外の第三者が渡辺家の成員太郎または花子との会話の中で，太郎に対しては太郎以外の成員を，そして花子に対しては花子以外の成員をそれぞれ個人親族語を使って refer する場合のことを考察してみよう。

東京方言では，この場合の reference には次のA・B二つの方式がある。

(1)　A方式

第1図　渡辺家の家族

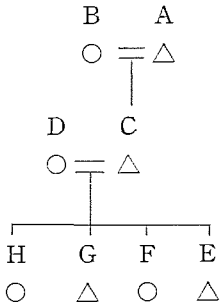

二人称代名詞や話し相手の姓（渡辺）・名前（太郎または花子）や職名などを冠して，たとえば次のように refer する方式だ。これをA方式とする。

(1)　「アナタ（・君・オ前・オ宅・etc）ノ　オ父サン（・オジイサン・御主人・奥サン・息子サン弟サン・オ兄サン・オ孫サン・オシュウトサン・etc)」　この場合の「アナタ・君・オ前・オ宅・etc」は，A・B・C・D・E・F G・Hのうち，それぞれ refer される家族成員との関係であてはまる者なら，だれでもよい。これは，B方式でも同じ。（ここでの「オ宅」は，二人称代名詞である。」

(2)　「渡辺サンノ　オ父サン（・オジイサン・御主人・奥サン・息子サン・弟サン・オ兄サン・オ孫サン・オシュウトサン・etc」　この場合の「渡辺サン」も，A・B・C・D・E・F・G・Hのうち，それぞれ refer される家族成員との関係であてはまる者なら，だれでもよい。これは，B方式でも同じ。

(3)　「太郎サン（・花子サン）ノ　オ父サン（・オジイサン・御主人・奥サン・息子サン・弟サン・オ兄サン・オ孫サン・オシュウトサン・etc」　この場合の「太郎サン」は，A・C・E・Gのうちの，同じく「花子サン」はB・D・F・Hのうち，それぞれ refer される家族成員との関係であてはまる者なら，だれでもよい。これは，B方式でも同じ。

この reference の方式では，「アナタ・君・オ前・オ宅・渡辺サン・太郎サ

ン・花子サン・職名・etc」によって指し示される個人（渡辺太郎か花子）を原点にして，彼（彼女）と，referされる他の家族成員との続柄にぴったり対応する個人親族語が選択される。選択，つまりreferenceの基準は，あくまでも当の話し相手（太郎か花子）を原点にした個人中心の原理である。このA方式は，第2節で述べた「個人親族語本来の原理」によるreferenceである。

(2) B方式

もう一つの方式であるB方式は，たとえば次のようにreferする方式だ。

(4) 「アナタ（・君・オ前・etc）ノ家（イエ・ウチ）ノ オ父サン（・オジイサン・御主人・奥サン・息子サン・弟サン・オ兄サン・オ孫サン・オシュウトサン・etc」

(5) 「渡辺サンノ家（イエ・ウチ」ノ オ父サン（・オジイサン・御主人・奥サン・息子サン・弟サン・オ兄サン・オ孫サン・オシュウトサン・etc」

(6) 「太郎サン（・花子サン）ノ家（イエ・ウチ）ノ オ父サン（・オジイサン・御主人・奥サン・息子サン・弟サン・オ兄サン・オ孫サン・オシュウトサン・etc」

(7) 「オ宅ノ オ父サン（・オジイサン・御主人・奥サン・息子サン・弟サン・オ兄サン・オ孫サン・オシュウトサン・etc」（ここでの「オ宅」は，A方式の(1)の「オ宅」と違って，「あなたの家（イエ・ウチ）」という意味の「オ宅」である。）

つまり，「アナタ・君・オ前・渡辺サン・太郎サン・花子サン・職名・etc」によって指し示される当の話し相手ではない。その相手が所属している家（・家族）を引き合いに出して，それをノ格の飾り名詞とし，その後に適当な個人親族語をつづけてreferするという方式だ。(4)(5)(6)のノ格の飾り名詞は，東京方言ではしばしば次のようになる。

(4′) 「アンタンチ（・キミンチ・オマエンチ）ノ ～」

(5′) 「渡辺サンチノ ～」

(6′) 「太郎サンチ（・花子サンチ）ノ ～」

話し相手である太郎や花子が自分の家族についてreferする場合も，上述の

ことに準じて，三つの方式がある。

(a)　「ワタシ（・ボク・オレ・etc）ノ　個人親族語」

(b)　「ワタシ（・ボク・オレ・etc）ノ家（イエ・ウチ）ノ　個人親族語」

(c)　「ウチノ　個人親族語」

(b)は，東京方言では，しばしば次のようになる。

(b′)　「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・etc」ノ　個人親族語」

「家（イエ・ウチ)」の代りに，「トコ・トコロ」を使うこともある。たとえば，次のような具合にである。

(8)　「アナタノトコ（・トコロ」ノ　個人親族語」

(9)　「ワタシノトコ（・トコロ）ノ　個人親族語」

(10)　「渡辺サンノトコ（・トコロ）ノ　個人親族語」

(11)　「太郎サン（・花子サン）ノトコ（・トコロ）ノ　個人親族語」

東京方言では，これらはしばしば次のようになる。

(8′)　「アナタントコ（・トコロ）ノ　～」

(9′)　「ワタシントコ（・トコロ）ノ　～」

(10′)　(渡辺サントコ（・トコロ」ノ　～」

(11′)　「太郎サン（・花子サン）トコ（・トコロ）ノ　～」

話し相手である太郎や花子が自分の家族について refer する場合も，上に準じて次のような方式がある。

「ワタシ（・ボク・オレ・etc」ノトコ（・トコロ）ノ　個人親族語」

「ワタシントコ（・ボクントコ・オレントコ・etc）ノ　個人親族語」

「ワタシントコロ　(・ボクントコロ・オレントコロ・etc）ノ　個人親族語」

以上，ＡＢ二つの方式のうち，Ａ方式については，第２節「個人親族語本来の原理によるもの」の中ですでに述べているので，ここではくり返さない。問題はＢ方式だ。以下このＢ方式の検討にはいるが，その前にまず次のことを考えてみたい。

わたしたち国立国語研究所の職員は，所外の人との会話の中で，林大所長をたとえば次のように refer することができる。

○　「ワタシ（・ボク・オレ・etc）ノ　研究所ノ　所長」

○　「ワタシ（・ボク・オレ・etc）ノトコロ（・トコ）ノ　所長」

○　「ワタシタチ（・ボクタチ・オレタチ・etc）ノ研究所ノ　所長」

○　「ワタシタチ（・ボクタチ・オレタチ・etc）ノトコロ（・トコ）ノ所長」

○　「ワタシタチ（・ボクタチ・オレタチ・etc）ノ　所長」

○　「ウチノ研究所ノ　所長」

○　「ウチノ　所長」

しかし，次のように refer することはできない。

×　「ワタシ（・ボク・オレ・etc）ノ　所長」

研究所の外部の人は，わたしに向かって，林所長をたとえば次のように refer することができる。

○　「アナタ（・キミ・オマエ・etc）ノ研究所ノ　所長」

○　「アナタ（・キミ・オマエ・etc）ノトコロ（・トコ）ノ　所長」

○　「アナタタチ（・キミタチ・オマエタチ・etc）ノ研究所ノ　所長」

○　「アナタタチ（・キミタチ・オマエタチ・etc）ノトコロ（・トコ）ノ　所長」

○　「アナタタチ（・キミタチ・オマエタチ・etc）ノ　所長」

○　「渡辺サンノ研究所ノ　所長」

○　「渡辺サンノトコロ（・トコ）ノ　所長」

○　「渡辺サンタチノ研究所ノ　所長」

○　「渡辺サンタチノトコロ（・トコ）ノ　所長」

○　「渡辺サンタチノ　所長」

○　「オ宅ノ研究所ノ　所長」

○　「オ宅ノ　所長」

しかし，次のように refer することはできない。

×　「アナタ（・キミ・オマエ・etc）ノ　所長」

×　「渡辺サンノ　所長」

なぜなら，所長は，研究所の職員の一人であるわたしとの関係において所長

であるのではなく，研究所という組織（集団）との関係において所長であるからだ。別のことばでいえば，所長以外の全職員（所員）である「わたしたち」との関係において所長であるからだ。この「わたしたち」は，話し相手である所外の第三者の立場からすれば，「あなたたち」であり，「渡辺さんたち」であるということになる。だからこそ，「ワタシ（・アナタ・渡辺サン・etc）ノ所長」とはいえないが，「ワタシタチ（・アナタタチ・渡辺サンタチ・etc）ノ　所長」とはいえるのだ。また，「ワタシ（・アナタ・ボク・キミ・オマエ・渡辺サン）ノ　トコロ（・トコ）ノ　所長」ということができるのは，「トコロ」や「トコ」をつけることによって，そこに言語的に集団化・組織化の手続きがとられているからである。

東京方言では，このほかに「ウチノ　所長」「オ宅ノ　所長」とも refer することができる。ただし，この場合の「ウチ」と「オ宅」は，以上に述べたことからして，その指し示す人間は，決して単数ではない。複数である。「わたし」や「あなた」ではない。「わたしたち」であり，「あなたたち」である。

以上，林所長を所長として refer する際に認められる reference の原理は，どこまでも国立国語研究所という集団（組織）を基準にした集団の原理である。父・母・むすこ・長男・祖父・祖母・孫……などを意味する個人親族語を「アナタノ　オ父サン」「ボクノ　母」「渡辺サンノ　御長男」「花子サンノ　オシュウトサン（・御主人）」などと使用する際に認められる個人を基準にした個人の原理とは全く異質のものだ。「所長」ばかりでない。「校長・学長・委員長・社長・会長・大臣・長官・局長・部長・課長・研究室長・係長・課員・係員・……」など，集団(組織)の中での成員的地位を指し示す語は，すべてこの集団を基準にした集団の原理に基づいて使用されなければならない。これを個人中心の原理による reference に対して，集団中心の原理による reference と呼ぼう。

さて話を前にもどす。A方式は，いうまでもなく個人中心の原理による reference である。B方式は，外観上，つまりその連語論的な組合せの形は，集団中心の原理をとっている。少なくともそのノ格の飾り名詞は，(4)(5)(6)(4′)(5′)(6′)(7)（89〜90ページ）のどれもそうである。しかし，このノ格の飾り名

詞によって飾られる名詞は，所長・校長・学長・社長・会長・部長・課長・研究室長……など，集団（組織）の中での成員的地位を指し示す単語ではない。それとは全く性格が違う個人親族語だ。ここに，このB方式の特色がある。つまりB方式は，外観上は家や家族という集団中心の原理をよそおいながら，その実，意味的にはA方式の個人中心の原理による reference と基本的には少しも変わっていないのである。

大事なところなので，いくつか例をあげて，もっとくわしく説明しよう。

(1) 88ページの第1図で，渡辺家以外の第三者は，A・Bに向かって，E・F G・HをA・B二つの方式によって東京方言では次のように refer することができる。（第1図のAを太郎，同じくBを花子とする。）

(A) 「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・太郎サン・花子サン）ノ　オ孫サン」

(B) 「アンタンチ（・キミンチ・オマエンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・花子サンチ・オ宅）ノ　オ孫サン」

第1図で，(A)の方式によって refer される人物は，E・F・G・H以外には存在しない。(B)の方式によって refer される人物も，E・F・G・H以外には存在しない。つまり(A)と(B)は，意味的には全く同じである。

(1′) 第1図で，AとBは，第三者に対してE・F・G・HをA・B二つの方式によって次のように refer することができる。

(a) 「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　孫」

(b) 「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　孫」

渡辺家で，E・F・G・Hを(a)のように refer できるのは，AとBとだけである。(b)のように refer できるのも，AとBだけである。つまり(a)と(b)は，意味的には全く同じである。

(2) 第三者は，C・Dに向かって，E・F・G・Hのことを次のように refer することができる。（Cが太郎で，Dが花子。）

(A) 「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・太郎サン・花子サン）ノ　ムスコサント　ムスメサン」

(B) 「アンタンチ（・キミンチ・オマエンチ・太郎サンチ・花子サンチ・

オ宅）ノ　ムスコサント　ムスメサン」

第三者がE・F・G・Hのことをこのように refer できる相手は，渡辺家にはC・D以外には存在しない。つまり(A)と(B)は，意味的には全く同じなのである。

(2′)　C・Dは，第三者に対してE・F・G・Hを次のように refer できる。

(a)　「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　ムスコト　ムスメ」

(b)　「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　ムスコト　ムスメ」

渡辺家で，E・F・G・Hを(a)(b)二つのように refer できるのは，CとDだけである。つまり(a)と(b)は，意味的には全く同じなのだ。

(3)　第三者は，Eに対して，F・G・Hを次のように refer することができる。

(A)　「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・太郎サン）ノ　弟サント　妹サン」

(B)　「アンタンチ（・キミンチ・オマエンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・オ宅）ノ　弟サント　妹サン」

E以外の者に対しては，このようには refer できない。Eに対してだけである。つまり(A)と(B)は，意味的には全く同じ。

(3′)　Eは，第三者に対してF・G・Hのことを次のように refer できる。

(a)　「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　弟ト　妹」

(b)　「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　弟ト　妹」

渡辺家で，F・G・Hを(a)のように refer できるのは，Eだけである。(b)のように refer できるのもEだけである。

(4)　第三者は，Cに向かって，Dを次のように refer することができる。第三者がDをこのように refer できるのは，Cに向かってだけ。ほかにはいない。

(A)　「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・太郎サン）ノ　奥サン」

(B)　「アナタンチ（・キミンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・オ宅）ノ　奥サン」

(4′)　Cは，第三者に対して，Dを次のように refer することができる。第三

者に対してDをこのように refer できるのは，Cだけである。ほかにはいない。

(a) 「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　女房（・家内・ワイフ）」

(b) 「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　女房（・家内・ワイフ）」

(5) 第三者は，Dに対して，A・Bを次のように refer することができる。第三者は，Dに対してだけこう refer できる。

(A) 「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・花子サン）ノ　オシュウトサント　オシュウトメサン」

(B) 「アンタンチ（・キミンチ・オマエンチ・渡辺サンチ・花子サンチ・オ宅）ノ　オシュウトサント　オシュウトメサン」

(5′) Dは，第三者に対してA・Bを次のように refer することができる。渡辺家で，A・Bをこう refer できるのは，Dだけ。ほかにはいない。

(a) 「ワタシノ　シュウトト　シュウトメ」

(b) 「ワタシンチ（・ウチ）ノ　シュウトト　シュウトメ」

(6) 第三者は，E・F・G・Hに対して，A・Bを次のように refer することができる。

(A) 「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・太郎サン・花子サン）ノ　オジイサント　オバアサン」

(B) 「アナタンチ（・キミンチ・オマエンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・花子サンチ・オ宅）ノ　オジイサント　オバアサン」

ここで問題なのは，(B)である。第三者は，E・F・G・Hに向かってばかりでなく，C・Dに向かってもA・Bを(B)の方式で refer できる。第三者は，さらにAに向かってBを，そしてBに向かってAを(B)の方式で refer できる。これが今までの場合と異なる。しかし，これは，前節で述べた共感的同一化の原理から来た reference である。(A)の方式は，(B)と違って，E・F・G・H以外の人に向かっては，絶対使えない。

(b′) E・F・G・Hは，第三者に向かってA・Bを次のように refer することができる。

(a) 「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　オジイサント　オバアサン」

(b) 「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　オジイサント　オバアサン」

ここでも問題なのは，(b)である。E・F・G・Hだけでなく，C・Dも第三者に向かってA・Bを(b)のように refer できる。さらにAが第三者に対してBを，Bが第三者に対してAを refer するときにも，(b)のように refer できる。これも，すべて共感的同一化の原理から来たものである。(a)は，(b)と違って，E・F・G・H以外の人は，絶対に使えない。

(7) 第三者は，F・G・Hに対してEを次のように refer できる。

(A) 「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・太郎サン・花子サン）ノ　オ兄サン」

(B) 「アナタンチ（・キミンチ・オマエンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・花子サンチ・オ宅）ノ　オ兄サン」

ここでも(B)が問題になる。第三者は，F・G・Hだけでなく，A・B・C・Dに対しても，Eを(B)のように refer することができる。これも共感的同一化の原理から来たものである。(A)は，(B)とちがって，第三者はF・G・H以外の人に向かっては，絶対に使えない。

(7′) F・G・Hは，第三者に対してEを次のように refer することができる。

(a) 「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　オ兄サン」

(b) 「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　オ兄サン」

ここでも(b)が問題になる。F・G・Hだけでなく，A・B・C・Dも第三者に向かってEを(b)のように refer できる。これも共感的同一化の原理から来たものである。(a)と(b)は，この点で違う。

(8) 第三者は，E・F・G・Hに向かってC・Dを次のように refer できる。

(A) 「アナタ（・キミ・オマエ・オ宅・渡辺サン・太郎サン・花子サン）ノ　オ父サント　オ母サン）

(B) 「アナタンチ（・キミンチ・オマエンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・花子サンチ・オ宅）ノ　オ父サント　オ母サン」

第三者は，E・F・G・Hに対してばかりでなく，A・Bに対してもC・D

を(B)のように refer できなくはない。また，Cに向かってDを，Dに向かってCを(B)のように refer できなくもない。これも共感的同一化の原理から来るもの。

(8′) E・F・G・Hは，第三者に対してC・Dを次のように refer できる。

(a) 「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　オ父サン（・オヤジ・父）ト　オ母サン（・オフクロ・母）」

(b) 「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　オ父サン（・オヤジ・父）ト　オ母サン（・オフクロ・母）」

E・F・G・Hだけでなく，A・Bも共感的同一化の原理からC・Dを第三者に「ワタシンチ　（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　オ父サント　オ母サン」と refer することができなくはない。しかし，A・BがC・Dを「ワタシンチ　（・ボクンチ・オレンチ・ウチ）ノ　オヤジ　（・父）ト　オフクロ（・母）」と refer することはないだろう。共感的同一化の原理の本質からいって，東京の普通の家庭なら，ちょっとあり得ない。高校生や大学生・大人になったむすこ・むすめならともかく，親を「オヤジ・オフクロ」「父・母」という幼少のむすこ・むすめは，広い東京のどこを探しても，まあないだろう，と思うからである。

以上，A方式とB方式の間には，ノ格の飾られ名詞がむすこ・むすめ・孫・弟・妹……などを意味する個人親族語の場合は，意味的には全く違いが存在しない。祖父・祖母・親・父・母・兄・姉……など目上の家族成員を意味する個人親族語が飾られ名詞の場合は，二つの方式の間に若干の食い違いがある。しかし，この食い違いは，すべて共感的同一化の原理から来たものである。つまり，A・B二つの方式の間には，この共感的同一化の原理から来る食い違いを除けば，本質的な食い違いは何ひとつ存在しない。A方式は，個人の原理で貫かれている。B方式も，一見外観上は集団中心，家中心の原理に貫かれているように見えながら，その実やはり個人の原理によって貫かれているのである。

人類学の親族名称研究の領域でテクノニミー（teknonymy）ということがいわれている。かいつまんで説明すると，たとえば，ここに栄作・ハナという親と太郎という子どもがいたとする。そうすると，第三者は，栄作・ハナの二人

を address・refer するのに，その名前を使わないで，子どもの名前を使ってする。つまり，「栄作サン」「ハナサン」と address・refer しないで，「太郎ノ　オ父サン」「太郎ノ　オ母サン」と address・refer するという方式である。

鈴木孝夫さんは，このテクノニミーに対して，わたしが前節で報告したような日本人の共感的同一化の原理による reference や address，それに本節で報告したB方式による reference をオイコニミー(oikonymy) という新しい術語で呼ぶことを提唱している。(注3) teknonymy は，もともと子ども (child) を意味するギリシャ語の teknos と名前を意味するギリシャ語の onoma の英語形 onymy をつなぎ合わせて作った術語だ。鈴木さんは，この teknos の代りに，家（うち）を意味するギリシャ語の oikos を onymy につなげて，新たに oikonymy という術語を作ったのである。テクノニミーが子ども中心，個人中心の address・reference であるのに対して，オイコニミーは家中心のaddress・reference だというわけである。

しかし，わたしがこれまで報告したことからすれば，日本人の共感的同一化の原理による reference や address，それにB方式による reference を「家中心」の reference や address と呼ぶことには問題がある。それらは，やはり個人中心の referrnce であり address である。第1論文で報告した「家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理」と，次節で報告する「家・家族内地位親族語を使用する型」，この二つこそがオイコニミー，つまり家中心の名に値する reference であり，address なのである。

5　家・家族内地位親族語を使用する型

これまで報告してきたのは，個人親族語を使って家族成員を refer・address することであった。これに対して本節では，家・家族内地位親族語を使って家族成員を refer・address する方式について報告しよう。

昭和49年10月，青森県東津軽郡蟹田町へ調査に行ったときのことである。町の教育委員会事務局の御紹介でわたしは，同町南沢の農家泉巳之松さん（当時

80歳）のお宅に参上し，家族の皆様からお話を伺うことができた。同家の家族構成は，当時第2図のとおりであった。蟹田町を陸奥湾沿いに南北に国道（松前街道）が通じている。この国道の蟹田橋が昭和48年3月に竣工したとき，その渡り初めにこの泉家の3世代の夫妻が選ばれている。

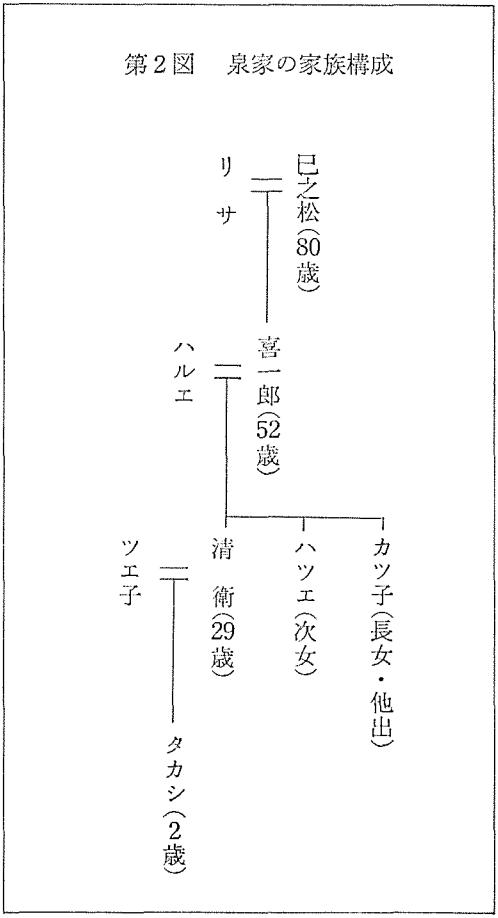

泉家は，本家「弥五兵衛」（屋号）から巳之松さん本人の代に分出したベッケ（分家）。そのせいかあとで報告する沼田家などの場合と違って，特別の屋号はない。ムラの人びとは，同家を「チャッコノ　エ（家）」とrefer している。「チャッコ」とは，孫の清衛さんの幼少時からの愛称である。清衛さんは，幼時から体が小さかった。小さいことを津軽方言の形容詞でチャッコイという。この形容詞の語幹がそのまま清衛さんの愛称になったわけだ。「清衛ノ　家」という意味で，「チャッコノ　エ」となったのであろう。「チャッコノ　エ」とreferされる前は，「ミサオノ　エ」referとされていた。ミサオとは，息子喜一郎さんの弟（現在他出）の名前である。

津軽地方には，20代30代の父母をrefer・addressするのに，その父母の名前を使ってrefer・addressするのではなく，その初生子の名前や愛称を冠して，たとえば「一郎ノ　トッチャ（・カッチャ）」「イチノ　トッチャ（・カッ

チャ)」と refer・address する，一種のテクノニミー的な風習がある。トッチャは20代30代の若い父親，カッチャは同じく20代30代の若い母親を意味する俚言。20代30代ばかりでなく，時には40代の父親・母親もこう refer・address することがあるという。40代・50代，さらには60代の父親・母親は，「オド・オドサ・オドサマ・ドド」「アバ・オガ・オガサ・オガサマ・ガガ」などと refer・address される。在所では，トッチャ・カッチャの代りにオッチャ・アッチャ，アヤ・アッパを使うことが多いという。つまりトッチャ・カッチャは，オッチャ・アッチャ，アヤ・アッパよりも新しい単語だというのだ。泉家に対する「チャッコノ　エ」「ミサオノ　エ」という reference の方式は，このテクノニミー的な風習と関連があるものなのかも知れない。

泉家では，現在巳之松さん夫妻はジーチャ・ババチャと refer・address され，喜一郎さん夫妻はオド・アッチャと refer・address され，そして清衛さん夫妻はオトチャン・オカチャンと refer・address されている。ハツエさんは，ハッツという愛称で refer・address されている。蟹田町でも，最近は幼稚園に通園している子どものある父母，つまり20代30代の父母は，パパ・ママと refer・address されることが多くなってきたという。清衛さん夫妻に対するオトチャン・オカチャンという名称・呼称も，多分に都市化・共通語化の影響を受けたものであろう。

ところで，清衛さん(当時29歳)の御教示によると，清衛さんは，3年前に26歳で結婚するまでは，祖父母の巳之松さん夫妻をずっとオド・アバと refer・addressしてきた。そして，親の喜一郎さん夫妻をずっとアニ・アネと refer・address してきた。清衛さんばかりでなく，清衛さんのきょうだいもこう refer・address してきた。さらに巳之松さん夫妻・喜一郎さん夫妻も，お互いにそれぞれ他の3人をこのように refer・addressしてきた。ムラの人も，巳之松さん夫妻・喜一郎さん夫妻をこのように refer・addressしてきた。清衛さんは，結婚後初めて巳之松さん夫妻をジーチャ・ババチャ，喜一郎さん夫妻をオド・アッチャと refer・address するようになった。同氏の内省によると，これは妻のハルエさんが巳之松さん夫妻をジーチャ・ババチャ，喜一郎さん夫妻をオド・アッチャと refer・address するのに多分に影響を受けたからだという。

巳之松さん夫妻は，次のように内省する。夫妻は，結婚当初から30代まではアニ・アネと refer・address されていた。40代にはいってからは，オド・アバと refer・address されるようになった。孫が生まれても，ずっとオド・アバと refer・address されていた。孫の清衛さんが嫁をとってから，初めてジーチャ・ババチャと refer・address されるようになった，というのだ。

巳之松さんは，また，次のように教示する。息子夫婦に所帯をゆずる（ここの方言でカマドをゆずるという）と，ジーチャ・ババチャと refer・address されるようになるが，所帯をにぎっているうちはオド・アバ（・オガ）と refer・address される。裏を返せば，オド・アバ（・オガ）と refer・address されているうちは，所帯をにぎっているのだ。巳之松さんは，このようにいう。

巳之松さんのこの意見に対しては，そうではない，70代にはいればカマドをゆずる・ゆずらないに関係なく，オド・アバ（・オガ）からジーチャ（・オジチャ），ババチャ（・オバチャ）にかわるというインフォマントもいる。わたしの調査では，老人のインフォマントでも，人によって意見が分かれた。多人数の人を対象にもっとくわしい調査をした上でないと，はっきりしたことはいえないが，これはおそらく隠居慣行の有無と関係があるのだろうと思う。すなわち，蟹田町を含めて津軽地方にはこれまでずっと隠居の慣行が確立されていなかった。家長・主婦は，たとい70歳・80歳になっても，自分たちが健在でいる限り，長男夫妻にはなかなかカマドをゆずらなかったものだという。その限りにおいて，家長・主婦は，たとい70歳・80歳になっても，そして孫が嫁を迎えるような年ごろになっても，なお依然としてオド・アバ（・オガ）の名称・呼称に固執したのであろうし，家族やムラの人びともこれを尊重したのであろう。

さて，こういうことになると，清衛さんが結婚するまでの泉家におけるオド・アバ・アニ・アネという親族名称を使った既述のような reference や address は，第2節で報告した個人親族語本来の原理による reference や address でもなければ，第3節で述べた個人親族語の共感的同一化の原理による reference や address でもない。世代によって類別された，れっきとした家・家族内地位親族語による reference であり，address だということになる。社長や会長，専務取締役・部長・課長……などといった，組織内における成員的地位

を表す名称を使った reference や address と全く同じ性質のものである。

すなわち，清衛さんが結婚する前の泉家におけるオド・アバは，家長・主婦の座にある最も上の世代の夫妻，アニ・アネはやがては泉家の家長・主婦の座につくであろう立場にあるその下の世代の嫡男夫妻ということになる。だからこそ，巳之松さん夫妻は，息子夫妻からも，26歳になった孫の清衛さんからも，そして自分の妻（・夫）からも，ムラの人びとからも，オド・アバと refer され，address されてきたのである。また，喜一郎さん夫妻は，親からも，26歳になった息子からも，そして自分の妻（・夫）からも，ムラの人びとからも，アニ・アネと refer され，address されてきたのである。

ちなみにいうと，蟹田町に限らず，津軽地方一円では嫡男の妻をアネというのに対して，オンジと呼ばれる非嫡男の妻はオバという。彼女は，家族の中で他の成員，たとえばしゅうと・しゅうとめ・こじゅうと・こじゅうとめ・兄嫁からオバと refer・address されるばかりでなく，ムラの人びとからもそうrefer・address される。その上，さらに自分の子どもからもオバと refer・address されることさえあるのだ。嫡男の妻が自分の子どもからさえアネと refer・address されることがあるのと全く同じである。大相撲の世界で，二子山部屋の大関貴ノ花が部屋の親方である実兄の二子山親方を，同じく三保ケ関部屋の幕内力士増位山が部屋の親方である実父の三保ケ関親方を，それぞれ兄名称・父名称で refer・address しないで，「親方・師匠」と refer・address することがあるという。これと同じである。こうなると，津軽方言のオバは，決して個人親族語ではない。親方・師匠が相撲部屋におけるれっきとした集団内地位名称であるのと全く同じで，オバもれっきとした家・家族内地位親族語だということになる。

蟹田町の事例をもう一つお目にかける。泉家に伺ったあと，わたしは，やはり町の教育委員会事務局の御紹介で同町外黒山の農家沼田甚五郎さん（当時76歳）のお宅でお話を聞くことができた。当時同家の家族構成は，第3図に示すとおりであった。

沼田家の屋号は，「五郎兵衛」という。ちなみに隣近所の農家の屋号には，「半次郎」「惣吉」「弥平」などがある。蟹田町に限らず，津軽地方では農村

・山村・漁村の別を問わず，伝統的なムラ社会の中では，このような屋号をもった家が多い。家いえの reference や address に日常普通に使用されるのは，この屋号であって，その家の姓やその時の家長の名前などではない。

沼田キエさんは，明治36年の生まれ。この五郎兵衛の一人娘である。甚五郎さんは，明治32年の生まれ。北津軽郡板柳町から迎えられた婿養子である。夫妻の間には11人の子どもがあったが，現在は長男の精一郎さんを除いて全部他出している。

第3図　沼田家の家族構成

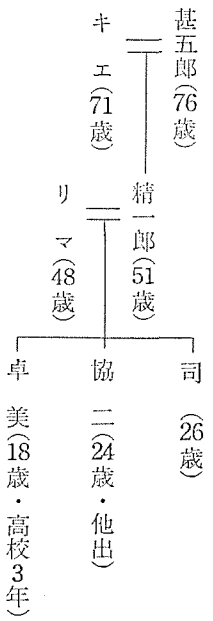

さて，甚五郎さん夫妻の御教示によると，甚五郎さんは，10年ぐらい前から「五郎兵衛ノ　オド」と refer・address されるようになった。その前は，長男精一郎さんの出生時（大正12年）以後から「五郎兵衛ノ　ドー」と refer・address されていた。婿入り時から長男出生時までは，「五郎兵衛ノ　アニ」と refer・address されていた。

キエさんは，30歳すぎまでは「五郎兵衛ノ　キエ」と refer・address された。それ以後は，現在までずっと「五郎兵衛ノ　アバ」と refer・address されている。

精一郎さんは，幼児期から青年期にかけ，さらにリマさんと結婚後も，「五郎兵衛ノ　セッコ」と refer・address されていた。セッコは，精一郎さんの愛称である。「五郎兵衛ノ　アニ」と refer・address されなかった点が泉家

を含む津軽一般の場合と違う点である。長男の司さんが出生後数年して，「五郎兵衛ノ　トッチャ」と refer・address されるようになった。現在でも，「五郎兵衛ノ　トッチャ」と refer・address されている。

リマさんは，嫁入り当座は「五郎兵衛ノ　アネ」と refer・address されていた。長男の司さんが出生後も数年このように refer・address されていたが，それ以後はずっと「五郎兵衛ノ　カッチャ」と refer・address されている。これは，夫の精一郎さんが「五郎兵衛ノ　トッチャ」と refer・address されるようになったのと時期を同じくしている。

司・協二・卓美の3人は，「五郎兵衛ノ　司（・協二・卓美)」と，名前で refer・address されている。

さて，この司・協二・卓美の3人の孫は，祖父母の甚五郎さん夫妻を現在もジーチャ・ババチャその他の祖父名称・祖母名称では refer・address してはいない。依然としてオド・アバと refer・address している。また，父母の精一郎さん夫妻をトッチャ・カッチャと refer・address している。3人の孫ばかりでなく，甚五郎さん夫妻・精一郎さん夫妻の4人も，お互いに他の3人をこのようにオド・アバ・トッチャ・カッチャと refer・address している。前述したように，ムラの人びともこう refer・address している。

前出泉家の場合のように，沼田家でも嫡孫の司さんが結婚して子どもをもつようになれば，甚五郎さん夫妻はオド・アバからジーチャ・ババチャと refer・address されるようになるのかも知れない。それに対応して，精一郎さん夫妻がトッチャ・カッチャからオド・アバと refer・address されるようになるのかも知れない。

それはともかく，現在の沼田家におけるオド・アバ・トッチャ・カッチャという親族名称は，世代によって類別された，れっきとした家・家族内地位親族語である。すなわち沼田家では，現在も甚五郎さん夫妻が家長・主婦の座にあるのだが，この家長・主婦の座にある，同家の最も上の世代の夫妻がオド・アバだということになる。そして，やがては同家の長男・主婦の座につくであろう立場にある，その下の世代の，かつ子どもをもっている夫妻がトッチャ・カッチャである，ということになる。

泉・沼田の両家における上述のような reference やaddress の型は，何もこの二つの農家の家族に限ったことではない。蟹田町の他の家，それに東津軽郡三厩村・西津軽郡深浦町・北津軽郡板柳町などにおけるわたしの調査事例でも，同じ事実がいくつか確められている。青森県方言に非常に造詣の深い此島正年さんの『新版　青森県の方言』（昭和43年　津軽書房）を読むと，その「語彙篇　第3章　共通語と比べて意義に差のある語」の冒頭に次のような記述がある。わたしの上述の立論と深い関連があるので，長文になるが，引用させていただくことにする。国語学者である此島さんの記述と社会学の研究者であるわたしのこれまでの記述の間には，ニュアンスの上で若干の違いがあるのは止むを得ない。ともかく青森県方言になじみのうすい方でも，これを読めば，わたしのいう「家・家族内地位親族語を使用する型」が青森県地方の方言に広く存在しているのだなということは，じゅうぶん理解していただけるはずだ。

（上略）家族に関する呼称について注意すべきことがある。父母を表わす語に方言特有の「オト・ドド（南部に多い）・アヤ」「オカ・ガガ（南部に多い）・アバ・アパ」等があるが，最近は特に都会地ではこういう語を悪いことばとして避け，共通語式のトーサン・カーサンを用いることが普通になって来た。学校における共通語指導もたいてい父母の呼称から始まるが，こどもたちが日常最も多く使う語として当然である。ところが，このトーサン・カーサンの使い方を見ると，東京あたりの用法と比べてやや異様に感じるのは，自分の父母をこう称するほかに，アノエノトーサン（あの家のとうさん）とか，よその家を訪ねて「トーサンイマスカ」と家人に問うようなばあいで，しかもこういう言い方が，こどもならともかく，大人同志の改まった会話に出て来るのである。すなわち，トーサンは単に父子関係を表わすというよりも家における家長という地位をむしろ多く意味しているのであって，東京で妻が夫のことを他人に話す場合に「主人」と言い，他の夫を「御主人」と言うのにトーサンは相当するのである。同様にしてカーサンは主婦の意であって，単純に母子関係の母ではないのである。なぜ共通語式のトーサン・カーサンがこのように，意義の差を生じたかと言うに，これは方言のオト・オカの類の用法と関連して来るのであって，オト・オカの類が単純な父母の意でなくむしろ家長・主婦の意が強いことにもとづくのである。その一つのよい証拠として，農村では，長男夫婦

が一人前になってこどもができても，老父母がまだ隠居しないでいる間は，老父母が孫からもオト・アバと呼ばれ，長男夫婦はアヤ・アパと区別して言われることが，今なお稀ではないようである。長男を意味する本来の語はアニであり，そこへ来た嫁はアネであって，結婚後しばらくはアニ・アネと呼ばれるが，最初の子ができる時分からアヤ・アパとなり，さらに40を過ぎる時分に家の中心としての地位ができると，男はオト，女はオカないしアバとなるのが，津軽あたりの普通の順序であるらしい。そこで，子ができても従来の惰性でアニ・アネと家内で呼ばれているばあいには，子が自分の父母をアニ・アネと呼ぶこともあり，特に母親をアネと呼ぶのは決して珍しいことではないようである。手もとにある弘前市の農村地帯の高杉小学校の調査（昭和34年）では，母の呼称にアバ・アッチャ・チチの3語が全児童578のうち439と圧倒的に多数を占めているほかに，このアネが10人あり，さらにこれはわずか二人ながらオバコがあるのはおもしろい。オバ・オバコは次男以下の嫁であり，そういう家内の地位をその子まで用いているのであって，大都会では夫婦単位の家庭が急速に増加しつつあり，それがまた地方にしだいに及んで来ていても，弘前市附近に今なおこういう家庭があるということは，伝統的家族制度保持論者が随喜の涙をこぼしそうな事実である。（p. 98～100）

もう一つ，今度は富山県砺波方言の事例を示すことにする。昭和45年10月，富山県砺波市へ調査に行ったときのことである。わたしは，同市太郎丸5857にお住いの堀総平さん（当時83歳）という老人にお会いした。同氏の御教示によると，同氏には子どものころ左記のような7人のきょうだいがいた。親の善六・ナヲさん夫妻は，長男の善三郎さんだけをアンカと refer・address した。総平さん以下7人のきょうだいも，長兄の善三郎さんだけをアンカと refer・address した。つまり善三郎さんだけが家族のだれからもアンカと refer・address された。次に，親は二男の総平さんだけをオッジャと refer・address した。それればかりか長兄の善三郎さんもツヨさん・文蔵さん以下の弟妹もすべて総平さんだけをオッジャと refer・address した。つまり総平さんだけが家族のだれからもオッジャと refer・address された。それでは，善三郎・総平の両氏以

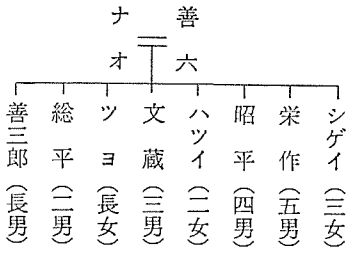

外のきょうだいは，どう refer・address されたのかと尋ねると，親は，これらの人びとを名前で refer・address したという。親愛の意を表す接尾辞「マ」をつけて，たとえば「文マ」「昭マ」などと refer・address することもあった。善三郎以下のきょうだいも，これと同じ方式でツヨさん以下のきょうだいを refer・address したというのだ。

さて，こういうことになると，堀家におけるアンカという親族名称は，兄・長兄とか長男を意味する個人親族語ではない。堀家の嫡男，つまり将来堀家の家長の座につくべき立場にあるむすこを意味する家・家族内地位親族語である。それだからこそ善三郎さんだけが親からも，弟や妹からも同じようにアンカと refer・address されたのである。会社の中で，課長だけが社長からも部長からも，そして係長や平社員からも，同じように「課長」と refer・address される。これと全く同じである。

同じように，堀家におけるオッジャは，長男に対する二男以下とか兄に対する弟を意味する個人親族語ではない。堀家における非嫡男，つまり将来堀家の家長の座にすわるべき立場にないむすこたちの最年長者を意味する家・家族内地位親族語である。だからこそ，総平さんだけが親からも兄からも，そして弟妹からも同じようにオッジャと refer・address されたのである。オッジャは，おそらくオジ，つまり家の非嫡系（・傍系）成員である男子を意味する俚言にジャのついた形であろう。母をハハジャ・ハハジャヒト・ハジャヒト，兄をアニジャ・アニジャヒト，姉をアネジャ・アネジャヒトなどというのと同じである。

砺波市表町の野村米作さん（当時57歳）・杉野矢一さん（同71歳）その他の方がたからは，オジ・オッジャについて，また，次のような教示があった。現在は名前で address することが多いが，昔は親は，家の非嫡系成員である二・三男に向かって，「オッジャ」「オジ」と refer・address した。たとえば，「オジ，ハヨー　来ンカ　（早く来ないか）。」とか，「オッジャ，ハヨー　来ンカ。」などと。親だけでなく，兄や姉も弟に対してこのように address した。

第2節で述べたように，標準語の，長男に対する二男・三男，という単語，それに兄・姉に対する弟という単語は，reference には使えても，address に

は使えない。ところが，砺波方言のオジ・オッジャは address にも立派に使える。この点で，両者は語彙的性格が基本的に異なっている。長男・二男・三男兄・姉・弟・妹などは個人親族語であって，オジ・オッジャは家・家族内地位親族語である。だから，オジ・オッジャの標準語訳に二・三男とか弟とかの個人親族語を単純にあてるのは間違いだ。アンカの標準語訳に長男という単語を単純にあてるのも同じである。方言辞典・方言集の編者に注意してほしい大事な事の一つだ。

6　年齢階梯語を使用する型

日本人は，自分の家族成員や他人の家族成員に対する reference や address に個人親族語や家・家族内地位親族語を使わないで，年齢階梯語を使うことがある。

赤ん坊で生まれて老人で死亡するまでの人間の一生は，相対的にある幅をもったいくつかの年齢段階に区分することができる。この区分された年齢段階を年齢階梯と呼び，それを表す語を年齢階梯語と呼ぶことにする。赤ん坊・乳児幼児・小児・児童・少年・青年・若者・未成年・成年・成人・おとな・壮年・中年・老人・年寄り・故老……などは，性の観点を入れない年齢階梯語である。これに対して，幼女・少女・坊や・坊ちゃん・おとめ・むすめ・おじさん・おばさん・おじいさん・おばあさん……などは，性の観点を入れた年齢階梯語である。

日本人は，このような年齢階梯語の中のいくつかを使って，自分の家族成員や他人の家族成員を refer・address することがある。このことをまず東京方言の場合を例にとって説明してみよう。東京都内のあるところに第4図のような渡辺家なる家族があったとする。一郎がまだ赤ん坊であれば，第三者は，太郎や花子に向かって一郎を年齢階梯語を使ってたとえば次のように refer することができる。

「アンタンチ（・キミンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・花子サンチ・アナタントコ・キミントコ・オ宅・etc）ノ　赤チャン（・赤ん坊）」など。

個人親族語を使って refer するとなれば，たとえば次のようになるだろう。

「アナタ（・キミ・渡辺サン・太郎サン・花子サン・etc）ノ　ムスコサン（・御長男・etc)」など，（個人親族語本来の原理）

「アナタンチ（・キミンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・花子サンチ・アナタントコ・キミントコ・オ宅・etc）ノ　ムスコサン（・御長男・etc)」など。（擬似的な家中心の原理）

第４図　渡辺家の家族

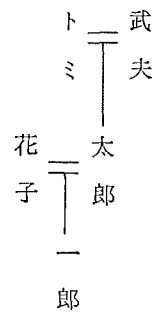

第三者は，相手が武夫・トミであれば，一郎をたとえば次のように refer する。

「アナタンチ（・キミンチ・渡辺サンチ・武夫サンチ・トミサンチ・アナタントコ・キミントコ・オ宅・etc）ノ　赤チャン（・赤ン坊)」など。

個人親族語を使えば，たとえば次のようになる。

「アナタ（・キミ・渡辺サン・武夫サン・トミサン・etc）ノ　オ孫サン」など。（個人親族語本来の原理）

「アナタンチ（・キミンチ・渡辺サンチ・武夫サンチ・トミサンチ・アナタントコ・キミントコ・渡辺サントコ・オ宅・etc）ノ　オ孫サン」など。（擬似的な家中心の原理）

太郎・武夫は，第三者に対して一郎をたとえば次のように refer する。

「ワタシンチ（・オレンチ・ボクンチ・ワタシントコ・オレントコ・ボクントコ・ウチ・etc）ノ　赤ン坊」など。

太郎は，個人親族語を使って，たとえば次のように refer する。

「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　ムスコ（・長男・etc)」など。（個人親族語本来の原理）

「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ワタシントコ・オレントコ・ボク

ントコ・ウチ・etc）ノ　ムスコ（・長男・etc））など。（擬似的な家中心の原理）

武夫は，個人親族語を使って，たとえば次のように refer する。

「ワタシ（・ボク・オレ）ノ　孫」（個人親族語本来の原理）

「ワタシンチ（・ボクンチ・オレンチ・ワタシントコ・オレントコ・ボクントコ・ウチ・etc）ノ　孫」など。（擬似的な家中心の原理）

一郎が幼児であれば，第三者は，太郎・花子・武夫・トミに向かって，一郎を年齢階梯語を使ってたとえば次のように refer することができる。

「アナタンチ（・キミンチ・渡辺サンチ・キミントコ・渡辺サントコ・オ宅・etc）ノ　坊ヤ（・坊チャン）」など。

個人親族語を使って refer する場合は，一郎が赤ん坊の場合と同じ。

花子やトミは，親しい第三者に向かってなら，一郎を次のように refer することがあるかも知れない。

「ウチノ　坊ヤ」など。

東京方言では，最近坊ヤ・坊チャンの代りにボク・ボクチャンを使うことがある。坊ヤ・坊チャン・ボク・ボクチャンは，reference だけでなく，address にも使うことができる。

「坊ヤ（・ボク），坊ヤ（・ボク）ワ　イクツニ　ナッタノ？」

赤チャン・赤ン坊は，『今日は赤ちゃん』という永六輔作詞・中村八大作曲のヒットソングがあるけれども，日常の話しことばの世界では address に使われることは，まああるまい。

一郎が幼児や小中学生ぐらいの年齢であれば，一郎の友達は，第三者との会話，たとえば自分自身の親・きょうだいなどとの会話で，太郎・花子・武夫・トミを次のように refer するだろう。

(a)　「一郎クンノ　オ父サン（・パパ）・オ母サン（・ママ）・オジイサン・オバアサン」など。（個人親族語本来の原理）

(b)　「一郎クンチノ　オ父サン（・パパ）・オ母サン（・ママ）・オジイサン・オバアサン」など。（個人親族語の擬似的な家中心の原理）

(c)　「一郎クンチノ　オジサン・オバサン・オジイサン・オバアサン」な

ど。（年齢階梯語）

(a)(b)(c)それぞれ reference の原理が違う。(a)は，個人親族語本来の原理による reference である。(b)は，個人親族語を擬似的な家中心の原理にもとづいて使用した reference である。(c)は，個人親族語ではなく，年齢階梯語を使用した reference である。つまり(c)のオジサン・オバサンは，中年の男，中年の女の意味のオジサン・オバサンであって，uncle・aunt の意味のオジサン・オバサンではない。(c)のオジイサン・オバアサンも，老人の男，老人の女の意味のオジイサン・オバアサンであって，grandfather・grandmother の意味のオジイサン・オバアサンではない。(a)(b)のオジイサン・オバアサンと(c)のオジイサン・オバアサンは，このように区別して考えるのが隠当である。

武夫・トミが太郎というような子どもをもたない，したがって当然一郎というような孫をもたない，孤独な老人夫婦であるとする。それでも世間の人びとは，この二人を refer して，「アノ家（・アソコ）ノ　オジイサント　オバアサン」というし，彼（・彼女）に向かって　「オジイサン　（・オバアサン），コレ　オジイサン（・オバアサン）ノ　忘レ物デ　ナイデスカ。」などと address する。第三者ばかりでなく，武夫・トミの二人もお互いに相手をオジイサン・オバアサンと refer・address することもあるだろう。このような場合のオジイサン・オバアサンは，事実関係からいって，決して祖父・祖母の意のオジイサン・オバアサンではない。老人の男，老人の女の意味のオジイサン・オバアサンであって，まぎれもなく正真正銘の年齢階梯語だ。

太郎・花子に一郎のような子どもがない。つまり武夫・トミに孫がない。それでも世間の人は，太郎・花子に向かって，武夫・トミを次のように refer することがある。

「アナタンチ（・キミンチ・渡辺サンチ・太郎サンチ・花子サンチ・キミントコ・渡辺サントコ・太郎サントコ・オ宅・etc）ノ　オジイサン・オバアサン」など。

太郎・花子は，第三者に向かって武夫・トミをたとえば次のように refer することがあるだろう。

「ワタシンチ（・ウチ・etc）ノ　オジイサン・オバアサン」

太郎・花子は，武夫・トミに向かってオジイサン・オバアサンと address することもあるだろう。武夫・トミは，お互いに相手をオジイサン・オバアサンと refer・address することもある。以上のような reference・address におけるオジイサン・オバアサンは，事実関係からいって，当然祖父・祖母の意味のオジイサン・オバアサンではない。老人の男，老人の女の意味のオジイサン・オバアサンと認定すべきである。

一郎が中学生ぐらいの子どもで，その下に赤ちゃんと幼児である二人の弟がいるとする。この場合，一郎の友達は，自分自身の親・きょうだいなどとの会話で，一郎の家族を次のように refer することがある。

「一郎クンチノ　赤チャン・坊ヤ・オジサン・オバサン・オジイサン・オバアサン」

この中でオジイサン・オバアサンを老人の男，老人の女の意味の年齢階梯語とすれば，この reference 全体がすべて年齢階梯という軸で貫かれていることになる。reference の形としては，よりすっきりしたものとなる。

7　個人親族語の年齢階梯語化ということと虚構的用法ということ

日本語の親族語彙を構成する個々の親族語が単に親族名称としてばかりでなく，一般に単語としてどのような意味や用法の構造をもっているか。それを明らかにすることは，本研究課題の研究目的の一つでもあり，本研究課題に対するわたしの基本的姿勢の一つでもある。単語の意味用法の発展という，単語がもつ生命力の問題に関連する事柄だ。そこで，本節ではこの立場から日本語の個人親族語の年齢階梯語化ということと虚構的用法ということについて考察してみたい。

標準語・方言を含めて日本語の親族語彙には重要な問題点がいくつもあるが，その一つに個人親族語の年齢階梯語化ということがある。すなわち祖父・祖母・おじ・おば・兄・姉，それにむすめを意味する個人親族語を，それぞれ

老人の男・女，中年の男・女，若い男・女，それに若い未婚の女を意味する年齢階梯語として使用するという事実である。第3論文で具体例をあげるが，各地方言の中には，父・母を意味する個人親族語を，おじ・おばを意味する個人親族語と同じく，中年の男・女を意味する年齢階梯語として使う方言さえ存在する。

ところが，鈴木孝夫さんは，この日本語の個人親族語の年齢階梯語化の現象をすべて「親族名称の虚構的用法」ということで説明するのである。E. Norbeck などアメリカの人類学者と同じ立場だ。しかし，わたしには，どうもこのことに無理があるように思えてならない。

日本語の親族名称の虚構的用法ということについての鈴木さんの考えは，同氏のいくつかの論文・著書に述べられていることだから，すでに御承知の方も多いことと思う。だが，念のため読者の皆さんが最も入手しやすいであろう，同氏の『ことばと文化』（岩波新書）の中の記述からこのことについての同氏の考えを紹介しておくと，たとえば次のようになる。

5　親族名称の虚構的用法

実際には血縁関係のない他人に対し，親族名称を使って呼びかけることを，人類学では親族名称の虚構的用法（fictive use）と言っている。このような習慣はどの言語に於ても程度の差こそあれ見られるもので，後で述べるように，英語にもある。

しかし日本語では，今まで見てきたように，人称代名詞の使用が極度に制限されているという事情から，他人を親族名称で呼ぶ習慣は特に発達しているといえよう。用いられる用語は，祖父，祖母，おじ，おば，兄，姉の概念を含むものが，もっとも多く，父及び母の概念を含むものは，少なくとも標準的な東京語では殆んど使われないようである。

この虚構的用法に於ても，日本語は西欧語ときわだった対照をなしている。それは，呼びかけのみならず，他人に対し自分自身をも親族名称を用いて示すことができるという点である。つまり日本語には自称詞としての虚構的用法が豊富に存在するのである。

虚構的用法の一般原則は，話し手が自分自身を原点として，相手がもし親族だったら，自分の何に相当するかを考え，その関係にふさわしい親族名称を対称詞または自

称詞に選ぶのである。

たとえば，若い人は他人である老人に対し，「おじいさん」「おばあさん」と呼びかけたり，中年の男を「おじさん」と言ったりする。また自分より年下の者に対し，自分を「おじさん」と称したり，「お姉さん」と言ったりする。ＮＨＫの子供向けの番組では，番組の担当者はすべてこの方式で自分を呼んでいる（歌のおばさん，体操のおにさんなど）。

しかし虚構的とはいえ，親族名称を使うのであるから，本来の使い方を制限する各種の規則は，勿論そのままあてはめられる。従って目下（年下）の地位を表わす，息子，伜，孫そして甥，姪などのことばは使えないのである（しかし娘だけは，「娘さん」という呼びかけが他人について可能である。この例外的な現象をどう説明するかについて，私は今のところ決定的な解答を持っていない）。（同書p. 158～159　下線は渡辺。）

日本語では人称代名詞の使用が極度に制限されているという鈴木さんの主張の根底には，それを支える理由の一つとして，日本語では目上の人に対しては二人称代名詞は使えないのだという認識がある。しかし，この認識が日本語の幅広い具体的な現実に即したものではないことは，すでに76ページ以下において指摘したとおりである。

ところで，鈴木さんやアメリカの人類学者たちのいう日本語の親族名称の虚構的用法だが，わたしたちが他人である老人の男・女を「おじいさん・おばあさん」と address したり refer したりする。これは，彼らがまさに「老人である男・女」だから，そう address・refer するまでのことだ。そこには「おじいさん・おばあさん」という親族名称を虚構的に使用しているのだという意識など，さらさらないのではあるまいか。同じように，他人である中年の男・女を「おじさん・おばさん」と address・refer し，他人である若い男・女を「お兄さん・お姉さん」と address・refer する。これも，まさに彼らが「中年の男・女」であり，「若い男・女」であるから，そうするまでのことではあるまいか。わたしは，こう認定するのがまともな日本人の言語意識だと思うのである。

前掲第４図で，東京方言では一郎の友達は，自分の親・きょうだいなどとの

会話で，一郎の親の太郎・花子を「一郎クンノ　オ父サン（・パパ）・オ母サン（・ママ）」「一郎クンチノ　オ父サン（・パパ）・オ母サン（・ママ）」と refer する。このほかに，「一郎クンチノ　オジサン・オバサン」とも refer する。この場合の一郎の友達の言語意識であるが，彼は，果して太郎・花子との間におじ・おば――おい・めいの親族関係を虚構して，つまり一郎との間にはいとこ同士という親族関係を虚構して，その上でオジサン・オバサンと refer しているのであろうか。わたしは，そうでないと思う。太郎・花子は，年齢階梯の上で乳児期・幼児期・児童期・少年期・青年期・老年期のいずれにあるのでもない。まさに中年期にある。そう認定したからこそ，一郎の友達は，太郎・花子を「一郎クンチノ　オジサン・オバサン」とも refer したのではあるまいか。

このことに関連して，わたし自身次のような経験をもっている。わたしどもの国語研究所が神田の一ツ橋にあって，わたしはまだ独身で池袋の知人宅に下宿していた時分のことだ。だから，たしか昭和30年ごろ，年齢でいえば25，6歳ぐらいのことだったと思う。いつものとおり研究所からの帰り道，池袋駅西口に当時まだ残っていたマーケット街を通りぬけようとしたら，露天商人がマーケットの一隅でたたき売りをやっていた。何を売っていたかは，もうおぼえていない。かなりの人だかりがしているので，ついわたしもその人だかりにまぎれこんで，商人の口上を聞いていた。ひととおりの口上を終えてから，商人は，値段を下げては，「どうだ。これでも買うやつはいないか。」と，乱暴な口調で観衆に向かって誘いをかける。だが，買手はなかなか現れない。商人は，ぐるりと観衆に視線を送りながら，その中から適宜人を指して各個撃破にはいった。周囲の観衆を見渡す彼の視線とわたしの視線とがぴたりと合った。その瞬間彼は，わたしに向かってこう address したのである。「チョイと，そこのお兄さんと呼んだらいいのか，おじさんと呼んだらいいのか，そこの人，黙って見てばかりいないで，～」。

いま過去を振り返ってみて，見知らぬ他人から，ともかく「おじさん」という語を使って address されたのは，おそらくこれが最初ではなかったかと思う。25，6歳の，しかも未婚の，若わかしい（？）青年であったわたしにとっ

ては，青天のへきれき，まさに驚くべきaddressであった。それだけにわたしには強烈な印象となって，21，2年たった現在でも忘れないでいるのである。

それはともかく，この場合の「お兄さん」「おじさん」というaddressは，果して親族名称の虚構用法といえるのであろうか。わたしは，そうではないと思う。大道商人がわたしの顔つきや風体を見て，わたしが「お兄さん」つまり「若い男」という年齢階梯にあるのか，「おじさん」つまり「中年の男」という年齢階梯にあるのかの判断に一瞬迷った。ただそれだけの理由で，彼は前述のようにわたしに向かってaddressしたのではないか。わたしは，こう思うのである。

与田準一編著『かぐや姫』(世界名作童話全集第45巻　ポプラ社　昭和41年)から，いくつか例をひこう。下線を施した部分によく注意して，以下の引用文を読んでほしい。

① むかし　むかしの　ことでした。都から　とおく　はなれた　小さな　村に，たけとりのおきなと　いう　おじいさんが　すんで　いました。

おじいさんは，そまつな　家に　おばあさんと　ふたりで　くらして　いました。

おじいさんは，野や　山へ　でかけて，たけを　とっては　まい日の　くらしを　たてて　いました。村の　人は　それで，おじいさんを　『たけとりのおきな』と　よびました。

でも，おじいさんの　ほんとうの　名は，『さぬきのみやつこまろ』というのでした。

おじいさんは，まい朝，「おばあさん，いって　きますよ。」と　いって　おばあさんが　つくって　くれた　おべんとうを　さげて，たけやぶへ　でかけて　いきました。(p. 6～7)

② ある日，おばあさんが　いいました。

「おじいさん，そろそろ　むすめに　名まえを　つけて　あげなくてはなりませんね。」(p. 16)

③ おじいさんは　ひめの　そばに　きて，

「ひめ，いったい　どうしたと　いうのか。お月さまばかり　みつめて　いるそうだが，わたしに，その　わけを　きかせなさい。」

と　いいました。

「おとうさま，わたしは，月を　みて　いると，こころぼそく　なって　きます。こんなに　しあわせな　まい日が，いつまで　つづくのかと　おもって，なみだが　こぼれて　くるのです。」

ひめは　そう　こたえて，ほおに　なみだを　うかべました。

「つまらない　かんがえは　やめなさい。わたしや　おばあさんが，いっしょに　くらして　いるかぎり，くよくよする　ことは　ない。いいや，たとえ　おまえ　ひとりに　なったと　しても，しんぱいは　いらないよ。しんせつに　して　くださる人が　あんなに　いるでは　ないか。」

おじいさんは　やさしく　いって，ひめの　なみだの　ほおを　ふいて　やりました。

かぐやひめは，おじいさんの　ことばに，すこし　こころが　やすらかになりました。（p. 119～121）

④　ひめは，でも，

「いいえ，おとうさま，おかあさま，わたくしは，どうしても，月の　都へ　かえらねば　ならないのです。いつまでも　いつまでも，ここで　くらして　いたいのは　やまやまです。でも，月の　都では，わたくしの　ほんとうの　りょうしんが　わたくしの　かえりを　まって　いるのです。」かぐやひめの　ことばに，おじいさんは，こころを　とりみだして　しまいました。（p. 127～128）（下線は渡辺。）

かぐや姫は，竹取の翁夫婦にお父さま・お母さまと address している。個人親族語本来の原理による address だ。これに対して，著者の与田準一さんは，この物語の中では竹取の翁夫婦を終始おじいさん・おばあさんと refer している。竹取の翁夫婦にも，お互いに相手をおじいさん・おばあさんと address させ，refer させている。なぜか。竹取の翁夫婦に孫があったからでは決してない。年齢階梯の上で老人である男・女であるからだ。これを共感的同一化の原理や擬似的な家中心の原理や，家長・主婦の世代を中心とする家中心の原理，それに家・家族内地位親族語を使用する型などによって説明することはできない。まして親族名称の虚構的用法ということで説明できるものでもない。落ちつくところ，ここでのおじいさん・おばあさんは，老人である男・女を意味す

る年齢階梯語なのだ，ということでしか説明がつかないだろう。

前掲引用の文章で，鈴木さんが例にあげているＮＨＫの子供番組における「歌のおばさん」「体操のお兄さん」という reference・address，それに self reference も，これと同じ原理で説明できる。歌のおばさん・体操のお兄さんと refer・address され，そして self reference する当の人物が年齢階梯の上で中年の女であり，若い男だからだという説明である。

歌のおばさん・体操のお兄さんにつづけて，鈴木さんが例にあげている「むすめ」も同じだ。「むすめさん」という呼びかけが他人について可能な理由を説明することは，少しもむずかしいことではない。むすめが若い，そして未婚の女を意味する年齢階梯語でもあるからだということで簡単に説明がつくだろう。「むすめごころ」「むすめざかり」「むすめ島田」などの複合語における「むすめ」は，この年齢階梯語であるむすめであって，個人親族語であるむすめではない。つまりむすこに対するむすめではなく，年齢階梯語としてのむすめが厳然として存在する。だから，このような複合語をつくることが可能なのである。そして，坊や・坊ちゃんという年齢階梯語が address にも使用されるのと全く同じことで，むすめという年齢階梯語もむすめさんという形で address にも使用されるのだ。

鈴木さんによると，「虚構的用法の一般原則は，話し手が自分自身を原点として，相手がもし親族だったら，自分の何に相当するかを考え，その関係にふさわしい親族名称を対称詞または自称詞に選ぶのである」という。つまり鈴木さんのいう親族名称の虚構的用法とは，もっぱら対称詞と自称詞にかかわるものであって，他称詞にはかかわらないものである。だが，他称詞について親族名称の虚構的用法ということは存在しないのだろうか。もし存在しないとすれば，その理由は何なのだろうか。

もっとも，鈴木さんは，上掲引用の文章に先立って，「人を表わすことば」についての問題領域を次のように設定している。他称詞の問題はかっこでくくられており，主たる問題は，対称詞と自称詞に限定されている。このような問題領域の設定は，人称代名詞に対する鈴木さんの認識からして当然のことであるが，やはりそこに若干の誤りがあることは否めない。他称詞をめぐる問題

も，対称詞と自称詞をめぐる問題と全く同じウェイトで研究対象にすえられるべきである。

このように，日本語のいわゆる狭い意味での人称代名詞は他の語彙から独立した，一つのまとまった語群を，形態論的にも機能の見地からも形作っていない以上，これだけを切離して扱う意味がなく，むしろ，親族名称，地位名称などと一括して，話し手が自分を表わすことば，および相手を示すことばという広い見地に立って，それぞれを自称詞，対称詞と呼ぶ方が適切であると私は思っている。対話の中に登場する第三者は他称詞と呼ぶことになる。

そこで対人関係における自称詞，対称詞（及び他称詞）の問題を，一般的なことばで言えば，「ある特定の言語社会で，どのような情況の下に，人は自分及び相手を，どのようなことばで呼ぶか」を実証的に研究し，そこに働いている言語社会学的な法則性を明らかにするものということができる。以下このような観点の下に主として現代日本語について述べていくことにする。（上掲書　p.134～135）（下線は渡辺。）

さて，鈴木さんが上にいう親族名称の虚構的用法の一般原則なら，たとえば鈴木さんがあげている例，すなわち，若い人が他人である老人に対し「おじいさん・おばあさん」と呼びかけたり，中年の男を「おじさん」と言ったりするのや，自分より年下の者に対し，自分を「おじさん」と称したり「お姉さん」と言ったりするのは，たしかにみごとに説明できる。しかし，他人である老人の男・女を「おじいさん・おばあさん」とaddressしたり，中年の男・女を「おじさん・おばさん」とaddressするのは，果して若い人だけなのだろうか。そうではあるまい。老人も，他人である老人を「おじいさん・おばあさん」とaddressすることがあるしreferすることもある。中年の男・女も，他人である老人を「おじいさん・おばあさん」とaddressすることがあるし，referすることもある。老人も中年の者も，他人である中年の男・女を「おじさん・おばさん」とaddressすることがあるし，referすることもある。

混んだ乗物の中で，老人や中年の者が自分たちの席をつめて，立っている他人の老人に向かって，「おじいさん（・おばあさん），どうぞここへ。」とaddressしている場面をわたしは，これまで何回か目撃した経験がある。くずやや靴みがきの老人や中年の男・女，宝くじ売りの老女，駅の売店や駅弁売り

の中年の男・女などに対する「おじいさん・おばあさん・おじさん・おばさん」という address・reference は，決して若い人だけがするものではない。老人もするし，中年の男・女もする。若い人がする場合はさておいて，このような老人や中年の男・女がする address や reference は，鈴木さんのいう虚構的用法の一般原則では説明できないはずだ。やはりわたしのいう年齢階梯語ということでしか説明できないのではあるまいか。わたしは，このように考える。

鈴木さんは，前掲（113ページ）引用の文章のすぐあとで，また，次のようにいう。

> 具体的な例で考えてみよう。日曜日の公園で小さな女の子が親を見失い泣いているのを見かけたとする。これに気が付いた大人が，この子供になんと話しかけるだろうか。「さあ泣かないで。**おねえちゃん**の名前なあに。誰と来たの」というような会話を想像しても不自然ではないだろう。迷子が男の子ならば，「おにいちゃん」となる。
>
> そして話しかける大人は，自分のことを，年齢，性別に応じて，「おばさん」とか「おにいさん」などと称する。「おねえちゃんのパパ，**おばさん**が探して上げましょう」といった具合にである。
>
> ところがこのなんの変哲もない，日常的な会話も，よく考えてみれば，おかしなものである。自分を「おばさん」と称することは，いまのべた親族用語の虚構的用法として一応説明できる。しかし，小さな子供を，「おねえちゃん」と呼ぶことは，単なる虚構的用法では説明することができない。
>
> 虚構的用法とは，自分と血縁関係のない他人を，もし親族だったらと仮定するものだが，こちらから「おねえちゃん」と呼べるためには，相手は，少なくとも年上の女でなくてはならない筈である。
>
> このいわば虚構的用法の第二の種類ともいうべき使用法の仕組を理解するためには，再び親族用語本来の使用の場である家族に立ち帰り，自称詞，対称詞の用法を，もう一度詳しく検討しなおす必要があるのである。そこではじめて虚構的用法のこの第二の使い方が結局のところ，家族内の親族名称の或る種の使い方の延長であることが分るのである。（前掲書　p.160〜161）

迷子の幼女に向かって話しかける大人が，自分のことを年齢・性別に応じて

「おばさん」とか「お兄さん」などと称する。鈴木さんのあげるこの事例が親族名称の虚構的用法ではなく，年齢階梯語であることは，わたしのこれまでの記述で分かっていただけるはずだ。

それでは，前掲引用の文章の中で鈴木さんがいう親族名称の虚構的用法の第二の種類というのは，どうだろうか。鈴木さんの説明によると，この虚構的用法の第二の種類というのは，次のようなものである。

(一) 日本の家族内で，目上の者が目下の者に直接はなしかける時は，家族の最年少者の立場から，その相手を見た親族名称を使って呼びかけることができる。

(二) 目上の者が目下の者を相手として話す時，話しの中で目上が言及する人物が，相手より目上の親族である場合に，話し手はこの人物を自分の立場から直接とらえないで，相手つまり目下の立場から言語的に把握する。（前掲書 p. 171）

具体的な例で説明すると，(一)は，たとえば，祖父母が孫の親であるむすこ夫婦に「お父さん（・パパ）・お母さん（・ママ）」と address したり，親が弟か妹のあるむすこ・むすめに向かって「お兄ちゃん・お姉ちゃん」と address するようなものである。親が子どもの前で自分のきょうだいや配偶者のきょうだいに向かって，「おじさん・おばさん」と address することがあるが，これもこの(一)に含まれる。

(二)は，たとえば，親が子どもとの会話で，自分の親（つまり子どもからみれば祖父母）を「お父さん・お母さん」と refer しないで，「おじいさん・おばあさん」と refer する。同じく自分の配偶者を「お父さん（・パパ）・お母さん（・ママ）」と refer する。祖父母が孫との会話で，孫の親である自分のむすことその妻を「お父さん（・パパ）・お母さん（・ママ）」と refer する。親が末っ子との会話で，その末っ子の兄・姉である，自分たちの別のむすこ・むすめを「お兄ちゃん・お姉ちゃん」と refer する。

要するに，親族名称の第二の虚構的用法の特徴は，鈴木さん自身のことばによると，次のようなことになる。

私が親族名称の第二の虚構的用法と呼ぶものの最大の特徴は，今見てきたように目上が目下と対話する時に用いる親族名称が究極的には家族の最年少者を規準点にとり，呼びかけられる人あるいは言及される人物が，すべてこの最年少者から見て，な

んであるかを表わす用語で示されるという点である。（上掲書　p.172）

鈴木さんのいう第二の虚構的用法の内容が，以上のように家族や親族の具体的な現実の範囲に限定されるものなら，何も問題はない。わたしが第3節で報告した，個人親族語を共感的同一化の原理によって使用する事例と内容が全く同じだからである。しかし，これを家族や親族の具体的な現実の範囲外である社会的コンテクストに拡張して，大人が他人である迷子の幼女に向かって，「さあ泣かないで。おねえちゃんの名前なあに。誰と来たの。」と address することまで説明することには賛成できない。なぜなら，鈴木さんは，この社会的コンテクストでの「おねえちゃん」という用法を次のように説明するからだ。

> 160頁でふれかけた社会的コンテクストに於て，他人である子供を，日本人がよく「おにいちゃん」「おねえちゃん」などと称することがあるということも，目前の相手を直接把えることをせず，一度その子供に弟か妹がいることを想定し，その仮定の人物に話者が自己同一化を行うために可能になるのである。（上掲書　p.173）（下線は渡辺。）

鈴木さんによると，大人が他人である迷子の幼女に「おねえちゃん」とaddressできるのは，その幼女に弟か妹がいると想定，つまり虚構して，この虚構の弟妹に当の大人が共感的同一化をしたからなのだ，というわけだ。わたしは，共感的同一化そのものには賛成する。しかし，この場合のように弟・妹の存在を虚構して，その上で共感的同一化をもち出してくるやりかたには賛成できない。具体的な現実の事実は，原則として虚構の事実によってではなく，あくまでも具体的な現実の事実によって説明するのが筋だと考えるし，また，じゅうぶん説明できると思うからだ。

つまり，この場合の「おねえちゃん」は，親族語としてのおねえちゃんではない。年齢階梯語としてのおねえさんを一種のもちあげことばとして，泣いている迷子の幼女に援用したのだ，と解釈すべきではなかろうか。このことに関連して，わたしは，以前次のような例をあげたことがある。

ここに幼ない男（・女）の子がいたとする。この子がたとえば道でころんでべそをかいた。そんなとき親（・大人）は，その子に弟や妹がいなくても，こういうことがあるだろう。

「なんだろう。すぐ泣いたりして，△△ちゃんは赤ちゃんだな……。痛くても泣かない！　△△ちゃんは，もうお兄ちゃん（・お姉ちゃん）なんだから。いつまでも赤ちゃんでいては駄目よ。お兄ちゃん（・お姉ちゃん）にならなくては。」

赤ちゃんは，ちょっところんだだけでもすぐ泣くが，若い男・女であるお兄さん・お姉さんは，そんなことでは泣かないという一般的な認識がある。この認識にもとづいて，年齢階梯語としてのお兄さん・お姉さんを一種のもちあげことばとして，べそをかいている幼ない子どもに援用したのだと，わたしは解釈する。いたずらし放題の，お利口でないわんぱく坊主をつかまえて，「坊やはお利口なんだから，もうこんなことしないよね。」などと言って，もちあげ，さとすのと同じ伝である。

「かわいい子には旅をさせるのがよい。大人になるから。」とか，「店をつぐ長男でもしばらく奉公に出して，他人の家の飯をくわせたほうがよい。大人になるから。」という。この場合の「大人になる」は，子どもが肉体的年齢的に大人になることではない。少年・青年・壮年の別を問わず，ある人が大人らしい思慮分別，大人らしい成熟した態度や振舞を示すようになったとき，わたしたちは，そのことを評価して，「あの人は，大人になった。」という。「A君は，大学出たてのころは，ひどいやんちゃ坊主だったけど，最近はすっかり大人になったよ。」など。この評価語，または性向語彙としての「大人になる」である。

ころんでべそをかいている幼児に向かって，親（・大人）が「いつまでも赤ちゃんでいては駄目よ。お兄ちゃん（・お姉ちゃん）にならなくては。」とさとす場合の「お兄ちゃん（・お姉ちゃん）になる」という用法も，幼児の行動・態度・振舞などに対する評価語，または性向語彙としてニュアンスがきわめて強い。親（・大人）から「お兄ちゃん（・お姉ちゃん）にならなくては駄目よ。」と言われたところで，兄・姉になるという意味での「お兄ちゃん（・お姉ちゃん）になる」のは，本人の意志でどうなることではない。親が弟か妹を生んでくれなければ，話にならないことなのであるから。

わたしは，昭和32年から足掛け9年ほど東京都足立区内の都営住宅に住んで

いたことがある。そのときわたしども一家がおつき合いした隣家の主婦は，大正初期の千住生まれで千住育ちの人だった。この主婦は，自分と他人である話し相手の年齢，または話の中に登場するお互いに他人であるAとBの年齢を比較して，たとえば3歳年上，また年下であるということを次のようにいう習慣をもっていた。

「あなた（・あの人）は，私（・この人）よりも　三つ　お兄さん（・お姉さん・弟・妹）だ。」

あなた（・あの人）が男の場合はお兄さん・弟，女の場合はお姉さん・妹が使われる。年齢の開きが兄弟姉妹間の社会通念的な年齢の開きとほぼ対応しているなら，大人同士の比較の場合にも子ども同士の比較の場合にも使う。使用する場面は，もちろん親しい者同士のくだけた会話に限定される。東京方言のnative speaker の中には，いくら親しい者同士のくだけた会話の場面とはいえ，大人同士の年齢の比較には使わないのではないかという意見の人がいる。また，このような文脈の中ではお兄さん・お姉さんは使うけれども，弟・妹は使わないのではないかという意見の人もいる。しかし，わたしのnative language である福島北部方言では，やはりこの主婦のように，大人同士の年齢の比較にも使うし，お兄さん・お姉さんだけでなく，弟・妹も使う。現にわたしの両親や亡くなった祖母がそうだった。福島北部方言では，次のようになる。

「あんた（・あの人）は，俺（・コノ人）よりも　三つ　アンチャマ（・姉さま・シャテ・妹）だ。」（アンチャマ・シャテは，兄・弟の意味の俚言。）

つまり，千住生まれ千住育ちの主婦の場合も，福島北部方言の場合も，使用する場面に制限があるが，兄・姉・弟・妹を意味する個人親族語が年齢階梯語としての意味からさらに発展して，単なる「年上・年下」という年齢比較の意味で使用されているわけだ。日本語の親族語の意味・用法が発展して，多義語化の方向へ進むプロセスを示す興味ある一事例である。

ついでに類似の事例をもう一つ紹介しておこう。『日本経済新聞』（昭和47年8月24日付朝刊）の文化欄に「チビッコ漢字博士」という大きな見出しで，大場真吾君という小学6年生の署名入りの記事がのった。株式会社写研主催の

漢字読み書き大会で小学生の部第1位になった少年の手記である。一読して，この文化欄担当の新聞記者か他の大人の手がかなり入っているなと思わせる文章であるが，その中に次のようなくだりがあった。

ぼくの父が国鉄に勤務していることと直接関係はないと思うけれど，ぼくは三つ四つのころから，電車や汽車の駅名を覚えるのが好きだった，と母は言っている。これはきっと一つ違いの兄の影響が大きかったと思う。これをいうと兄はすぐイイ気になるのだけれど，ぼくたち兄弟は競争して漢字を覚えたことは事実なのだ。それにかなりお姉さんのいとこが，ぼくが学校へ上がる前から，いろいろの字を教えてくれたことも大きな理由になっていると思う。（下線は渡辺。）

下線を施した「かなりお姉さんのいとこ」というところに注目してほしい。もちろんこれが標準語の用法だなどというつもりはさらさらない。標準語でいえば，要するに「かなり年上のいとこ」ということであろう。しかし，これと比べて，「かなりお姉さんのいとこ」のほうは，そのいとこが男でなく女だということがすぐに分かるのが，おもしろい。標準語でこのことを読者に伝えるには，「かなり年上の女のいとこ」としなければならない。「女の」が加わるだけ，連語論的には複雑な組合せとなる。第二に，「お姉さん」に「かなり」という程度副詞がつくところがおもしろい。程度副詞が修飾語としてつくのだから，この場合の「お姉さん」は，親族名称の虚構的用法ということでは到底説明できない。親族名称の「お姉さん」が年齢階梯語の「お姉さん」に発展し，そこからさらに発展して「年上」という語に相当する意味用法をもあわせもつようになったわけだ。これも，単語の意味用法が発展して多義語化していく過程を示す，おもしろい事例の一つである。

結論として，わたしは次のようにいいたい。標準語においてわたしたちが他人である老人を「おじいさん・おばあさん」と呼ぶのは，まさに彼らが「老人である男・女」だから，そう呼ぶのである。そこには「おじいさん・おばあさん」という親族名称を虚構的に使用しているのだという意識は，さらさら存在しない。他人である中年の男・女を「おじさん・おばさん」と呼び，若い男・女を「お兄さん・お姉さん」と呼ぶのも，まさに彼や彼女が「中年の男・女」であり，「若い男・女」であるからだ。「むすめさん」また，然りである。つま

りこれらの語は，現代日本人の言語意識では，もうれっきとした年齢階梯語なのであって，親族名称なのではない。親族名称を虚構的に使用したというのなら，それは，その限りにおいてやはり親族名称である。つまり一義語（多義語に対して）である。そうではなくて，これらの語は，一方において父・母・まご・ひまご・おい・めい・いとこ……などの一連の語といっしょになって，親族語彙という語群を形成している。そして他方においては，老人・老女・年寄り・壮年・青年・若者・少年・少女・幼女・坊や・赤ちゃん・大人……などの一連の語といっしょになって，年齢階梯語彙という別の語群を形成している。つまり，一義語でなく多義語なのである。（一義語は単義語といってもよい。要するに polysemy に対する monosemy である。）

8　個人親族語の虚構的用法の事例

それでは，個人親族語の，正真正明の虚構的用法にはどんなものがあるだろうか。各地方言の中からいくつか事例をあげておこう。

80ページですでに報告したことだが，香川県観音寺市伊吹島の方言では，青年以上の男同士が親しみをこめて address する場合，次の語を使うという。

コンタ・コンタラ（複数），イトコ・イトコヅキ，キョーダイ・キョーダイヅキ

このうちコンタ・コンタラは，二人称代名詞である。イトコとイトコヅキは，標準語のいとこ・いとこ同士にあたる親族語。キョーダイとキョーダイヅキは，標準語のきょうだい・きょうだい同士にあたる親族語。伊吹島の青年以上の男子は，これをいとこでもなければきょうだいでもない他人に対して親しみをこめた address として使用するという。だから，これは親族語の，正真正銘の虚構的用法の一事例だといって間違いあるまい。標準語のいとこ・きょうだいには存在しない用法である。

このほか，手元にあるカードの中から，個人親族語の虚構的用法と思われるものをいくつか抜き出してみると，たとえば次のようなものがある。以下，すべて下線の部分に注意してほしい。この部分の文言が次のことを意味している

のなら，それは間違いなく（個人親族語の虚構的用法だといってよい。すなわち，幼年・少年・青年・壮年・老年などの年齢階梯の別なく，誰でもが自分より年長である他人の男（女）にその見出し語を使って refer または address することができる。たとえば，次の福島県南会津郡田島町方言のセナの事例でいえば，老人も自分よりも年長である他人の男の老人を親愛の意味でセナと refer または address する。壮年の者も自分より年長である他人の壮年の男をセナとrefer・address する。青年も自分より年長である他人の青年の男を親愛の気持をこめてセナと refer または address する。下線を施した文言がこういう事実を意味しているのなら，それは間違いなく親族名称の虚構的用法だといってよい。標準語や東京方言の「(お) 兄さん」にはない用法だ。新潟県佐渡方言のアネヤン・アニヤン・アネサン……以下の語も，これと同じである。

福島県

せな　㋐①兄。②年長の男子　(特に親愛の意味で)。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

新潟県

あねやん・あにやん・あねさん・ねやん・あねい　㋐姉上又は年長女を呼ぶ，又嫂をも姉に準へて年の多少に拘らず称す。『佐渡方言集』

奈良県

ニイサン　㋐あにさま。兄様。　女は他人でも年上の男にかう言ふ。　『奈良の方言』（新藤）

ニイサン　㋐兄さんで，婦女子は他人でも年上の男子に斯く呼びかける。『大和方言集』（新藤）

島根県

あんじょー　㋐①兄さん。　石見の美濃郡・益田市・邇摩郡・大田市。②若い男を軽蔑していう語。出雲の飯石郡・仁多郡，石見の鹿足郡・美濃郡・益田市・那賀郡。③下男。　石見の那賀郡・邑智郡・大田市，出雲の飯石郡。④戸主。　出雲の仁多郡。⑤年上で親しい男の他人。　石見の鹿足郡・美濃郡・益田市・邇摩郡・大田市。　『島根県方言辞典』

愛媛県

にーさん　⑦兄様。①兄の敬称。②年長の男に対する親愛の敬称。　『国語拾遺語原考――愛媛新居方言精典――』

にーやん　⑦兄様。①兄の敬称。②他家の，自己より少し年長の男に対して親しみの意を以ていふ語。③丁稚・下男などを親しんでいふ語。　『国語拾遺語原考――愛媛新居方言精典――』

ねーやん　⑦姉様。さま――→さん――→はん――→やん　①姉の敬称。時として他家の年上の女に対しても親しみの意で言ふ。②下女に対する親愛語。『国語拾遺語原考――愛媛新居方言精典――』

高知県

にい　⑦①兄。②男子が己の親愛する男を呼ぶ称。①②何れに用ひる場合でも，其下にさんを附けることと附けないこととある。「にい　どこえ　行きよるぞ」（野鄙な語）。「儀市にい，漁はどーぢゃったぞ」「にいさんどちらえおいでますぞ」　『土佐方言集』（宮地）

あんちゃん（兄ちゃん）　⑦自分の実兄に対しても，又年長の男性に対しても用ひる敬称で，兄様の意。（高岡，幡多両郡北境近郷）　『土佐方言集』（宮地）

あい（兄）　⑦あに（兄）の訛。長上の男を敬ひ呼ぶ称。（幡多郡安芸郡の中）　『土佐方言集』（宮地）

アヤ　⑦兄。田中氏によると単に兄弟の意味の兄にあたらず，普通年上の者を好意をもって呼ぶ。兄貴の意味なりと。（幡多南部）　『土佐方言集』（橋詰）

鹿児島県

アニヤカ　⑦年上の男のキョウダイのこと。または，自分のキョウダイ以外の年上の男をさしていわれる場合もある。　『南島方言与論語彙』

ミイー……m(i)　⑦兄。年上に対する一般的な敬称。＜ミイー＞はニイサン（兄様）と同根の語か。メェーヌ・ミイー（前隣の兄さん）。村々の顔役衆の呼称に，その門閥身分や年齢に応じて徳重シュー，豊治ミイーなどの敬称をつけて呼ぶ。　『徳之島民俗誌』

ヤクみ　⑦兄。男の年長者。『奄美方言の研究』

沖縄県

shizā ㋟兄。an elder brother ; also an elder sister. This term is often used, irrespective of kinship, in addressing one older than oneself. 『琉球語文典及語彙』

?umiṣiiẓa ㋐おにいさま。貴族が兄・年上に対していう語。 『沖縄語辞典』

スダー〔suda;〕 ㋐①年長者。 ②兄。③姉。 (与那国) 『八重山語彙』

シジャ〔ṡiẓa〕 ㋐①兄。 ②年長者。 (石垣・黒島) 『八重山語彙』

最後に，親族語の虚構的用法に関して擬制的親子のことに触れておく。わが国では，実の親子でない者が頼み頼まれて親子としての契約を結び，家族に準じたつき合いをする慣行が広く行われてきた。オヤカタドリをするとか，カリオヤをとるなどという。出生の際にとる取りあげ親や名づけのときにとる名づけ親。捨て子のときにとる拾い親。男子の元服のときにとる烏帽子親。女子がお歯黒をつけるときにとるかねつけ親。婚姻の際にとる仲人親。外来者がムラに定住するときにとる寄り親などなど。いろいろな親があった。このようにして成立した親子関係を，わが国の社会学や民俗学は，擬制的親子関係という術語で呼んでいる。擬制的親子関係は，実の親子関係よりも強い拘束力をもつことが多く，ふだんの交際のほか，親子の間の庇護・奉仕，年中行事や通過儀礼での義理・つき合いなどに厳重なきまりがあった。擬制的親子としての権利・義務や役割の関係がはっきりしていたのである。親子間の名称・呼称でいえば，擬制的な子は擬制的な親を当該方言の父名称・母名称で refer・address することが多かった。

二，三例をあげれば，たとえば74ページ以下で報告した徳島県祖谷山地方のフデノオヤ——フデノコという擬制的親子関係の場合がそうである。また，喜多野清一さんがその論文「甲州山村の同族組織と親子方慣行」(注4) や「同族組織と親方子方慣方資料」(注5) の中で報告している山梨県北都留郡桐原村大垣外（現北都留郡上野原町）と同県南都留郡開地村（現都留市）の親子方慣行の場合がそうである。

やくざ・テキヤのような閉鎖的・反社会的集団にも擬制的な親族関係はある。そこでは,たとえばやくざの舎弟分は兄貴分に向かって,「おい,兄貴,兄貴はどうします。」などと address したり,お互いに相手を「俺の兄貴は〜」「俺の舎弟は〜」などと refer する。

このような擬制的な親族関係という場合の「擬制的」を英語に翻訳すると,fictive になる。鈴木さんたちのいう親族名称の虚構的用法の「虚構的」の fictive である。しかし,このような擬制的(fictive)な親族関係の中での親族名称による reference や address を親族名称の虚構的(fictive)な用法に含めることは,正当でない。理由は,そこには,いかに擬制的とはいえ,親族としての権利・義務や役割の諸関係が裏うちされているからである。

このような権利・義務や役割の諸関係が裏うちされておらず,その上さらに年齢階梯の条件からは全く自由な形で,親族名称を親族以外の他人との関係において,自称詞・対称詞・他称詞として使用する。これこそが親族名称の虚構的用法の名に値するものである。

9　おわりに——親族語による家族成員認知の枠組みの原理——

日本人が,自分や他人の家族成員に対して行う reference や address には,姓や人名・職業名,それに人称代名詞などによるものを除くと,次の3型6種がある。

1　個人親族語を使用する型

(1)　個人親族語本来の原理によるもの

(2)　家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理によるもの

(3)　共感的同一化の原理によるもの

(4)　擬似的な家中心の原理によるもの

2　家・家族内地位親族語を使用する型

3　年齢階梯語を使用する型。

このうち親族語を使用する1と2の型について,その家族成員認知の言語的枠組みの原理をまとめておこう。

1—(1) 個人親族語本来の原理によるもの—— reference と address の双方に使用される。純粋に個人の原理である。1—(3)「共感的同一化の原理によるもの」との対比において，ストレートな形の個人の原理といってもよい。ノ格の飾り名詞になるのは，個人（複数でもよい）を表す名詞や人称代名詞に限定される。「太郎サンノ　オ父サン」「先生ノ　奥サン」「ワタシタチノ　孫」などなど。

1—(2) 家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理によるもの —— 主に reference に使用される。この reference でノ格の飾り名詞になるのは，家・家族を指し示す語に限定される。たとえば，「三左衛門（屋号）ノ　オトッツァマ」「アノ家ノ　オッカサマ」「アソコノ　ムスコ」など。

家族成員認知の枠組みの原理は，個人親族語が有する個人の原理に家・家族の有する集団の原理が形式的にも実質的にも干渉した形をとっている。形式的に干渉を受けているというのは，個人親族語のノ格の飾り名詞には本来個人を表す語しかなり得ないものなのに，それを押しのけて家・家族を指し示す語がなっていることを指す。また，実質的に干渉を受けているというのは，このノ格の飾り名詞によって個人親族語の意味・用法が実質的に変形している事実を指す。

1—(3) 共感的同一化の原理によるもの—— reference と address の双方に使用される。1—(1)が純粋な，またはストレートな個人の原理であるのに対して，これは屈折した個人の原理であるということができる。個人親族語使用の原点を相手の立場，または相手が属する家族の中での最年少者の立場に移して，そこから自分や相手，それに refer すべき第三者をとらえているからである。ノ格の飾り名詞はとらないことが多い。とる場合は，家・家族を指し示す語をとる。

1—(4) 擬似的な家中心の原理によるもの——主に reference に使用される。この reference で，ノ格の飾り名詞になるのは家・家族を指し示す語である。「オレンチノ　女房」「太郎サントコノ　オ孫サン」「アナタンチノ　ムスコサン」など。

ノ格の飾り名詞が家・家族を指し示す語であるということで，飾られ名詞

の個人親族語が有する個人の原理は，飾り名詞がもつ集団の原理によって形式的に干渉を受けたことになる。しかし，実質的，つまり意味的には全く干渉を受けていない。「オレンチノ　女房」とはつまり「オレノ　女房」のこと，「太郎サントコノ　オ孫サン」とはつまり「太郎サンノ　オ孫サン」のことである。そして，「アナタンチノ　ムスコサン」とは「アナタノ　ムスコサン」のことにほかならないからだ。この点が1—(2)と異なる。

2　家・家族内地位親族語を使用する型——reference にも address にも使用される。ノ格の飾り名詞になるのは，家・家族を指し示す語である。完全な集団の原理である。

親族語を使っての reference や address で，1—(2)・1—(3)・1—(4)，そして2のような型があることは，家族成員に対する日本人の reference・address の重要な問題点といってよい。

注

(1) たとえば，鈴木さんの『ことばと文化』（岩波新書）の第6章を参照されたい。

(2) 上掲書　p. 168

(3) Takao Suzuki, On the Notion of Teknonymy (Studies in Descriptive and Applied Linguistics Bulletin of the Summer Institute in Linguistics Vol IV July 1967 I. C .U

(4) 『民族学年報』第2巻（三省堂　昭和15年）所収。

(5) 『民族学年報』第3巻（三省堂　昭和17年）所収。

Ⅲ　各地方言個人親族語の年齢階梯語化に関する資料集

1　はじめに

日本語の親族語が有する問題点の一つに，個人親族語の年齢階梯語化という事実がある。第2論文の第6節・第7節で述べたとおりである。年齢階梯語化がみられるのは，標準語の場合でいえば，祖父・祖母・おじ・おば・兄・姉・むすめ（daughter）を意味する個人親族語の中にある。たとえば，「おじいさん・おばあさん」は「老人である男・女」の意味の年齢階梯語としても使用され，「おじさん・おばさん」は「中年の男・女」を意味する年齢階梯語としても使用される。「お兄さん・お姉さん」は「若い男・女」を意味する年齢階梯語としても使用され，「むすめ」は「若い未婚の女」を意味する年齢階梯語としても使用される。

似たような現象は，標準語ばかりでなく，各地方言の親族語にも広く存在する。方言の中には，父・母を意味する個人親族語を「中年の男・女」を意味する年齢階梯語としても使用するものさえある。

この個人親族語の年齢階梯語化という現象が日本語の親族語彙の「特徴」の一つだといい切るには，多くの異民族語との比較検討が必要になる。そこで，そのためのワンステップとして，日本各地方言の場合についてこの問題に関する資料集をつくっておくことにした。まず手初めに手もとにある方言親族語彙カードの中から，このことに関係するカードをぬき出し，項目ごとに分類整理しておこう。

2　祖父・祖母を意味する個人親族語の場合

祖父・祖母を意味する方言親族語のカードの中から，「祖父・祖母」の標準語訳のほかに「老人である男・女」という意味の標準語訳もあわせて与えられているものをぬき出してみると，次のようになる。「おじいさん・おばあさん」というかな書きの標準語訳だけを与えられたカードがたくさんあったが，これは全部除いてある。この標準語訳では，その標準語訳を与えられた俚言が「祖父・祖母」だけの意味なのか，「老人である男・女」だけの意味なのか。それともこれら二つの意味をあわせもつ多義語なのか。その認定ができないからである。

北海道

じじ　㋐老人。祖父。『礼文島方言集』

ばっちゃ　㋐祖母あるいは老婦人のこと。婆ちゃんのなまりだろう。肉親のお婆さんだけでなく，老婦人一般をさすこともある。浜ことばの単語。『ほっかいどう語』

青森県

アマ　㋐農家の一部で祖父や老爺をこう呼んでいる。ママとも。　『青森県五戸語彙』

ヂ・ヂサマ・ヂッチャ・ママ・ママサ・ママチャ　㋐祖父（老人）。「おらほのぢァやんでら」　『青森県南部方言考』

ジジ　㋐老人・祖父の称。上流に於てはオジサマ，中流ではジサマ・ジチャマ，下流ではジサマ・ジジ・ジ，卑称ではジッコ。　『青森県五戸語彙』

ヂッコ　㋐爺さん（一般老人に対する卑称）。但し村落の中流以下の家庭では家族の者が自分の祖父を呼ぶ時に用うる。（例）　ヂッコ　オメエ　ドコサ　エグバ。　爺さん，お前さんどこへ行くんだ。　『弘前語彙』

ママ　㋐祖父。老爺。農家中流の祖父。一般的ではない。アマとも。　『青森県五戸語彙』

バサマ　㋐①お祖母さん。家族の者が自分の祖母を言う。②第三者が一般に女の老人を称う。バアサマ（婆様）。（例）　バサマ　ドコサ　エゲスバ。

婆さん，どこへ行くのですかい。　『弘前語彙』

ババサ・ババサマ・バッチャ・バッコ（卑語）・バシュウ　オバコ（愛称）・オバチャ　㋐祖母（老女）。　『青森県南部方言考』

ババナ　㋐祖母。老婆。親近感が含まれている。ナは敬称になっている。『青森県五戸語彙』

バチャマ　㋐媼や祖母の敬称。これらの敬称はすべて家族の尊族に通じて用いられる。　『野辺地方言集補遺』

秋田県

ずんず　㋐〔平鹿郡〕祖父。老爺。　『秋田方言』

ずんちゃ　㋐〔平鹿郡〕祖父。老爺。　『秋田方言』

んば　㋐〔仙北郡〕老婆。祖母。　『秋田方言』

ババ　㋑婆。祖母。ヂンヂに対する語。　『鹿角方言集』

バンバ　㋑婆。祖母。ヂンヂに対する語。　『鹿角方言集』

岩手県

おぢーさ　㋑祖父。爺様。　『九戸郡誌』

アマ　㋐祖父。曽祖父。老爺。35　『岩手方言の語彙（旧南部）』

あま　㋑祖父。老爺。　『九戸郡誌』

あま　㋑祖父。（老人限）　『巻堀方言集』

ジガネ　㋐祖父。老爺（粗）。8　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

ジガネ　㋐祖父とか老爺のこと。ジガネマシともいう。又老婆をバガネと称する時もある。幾分相手の老人を卑しめる時使用する。『気仙方言誌』

ジサ　㋐老人。祖父。23　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ジサマ　㋐老人。祖父。23　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ジーサマ　㋐祖父。おじいさん。老人。3　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ズッコ　㋐祖父・老人に対する親しみの呼称。これに対して，祖母はバッコという。『気仙方言誌』

まま　㋑祖父。爺。　『九戸郡誌』

ジサマ　㋐老人。祖父。　『岩手県宮古市方言語彙』

ジーサマ　㋐祖父。おじいさん。老人。　『岩手県宮古市方言語彙』

おばーさ　㋟祖母。婆様。　『九戸郡誌』

ばっちゃ　㋟祖母。老媼。　『九戸郡誌』

ばばさ　㋟祖母。婆様。　『九戸郡誌』

バ（ー）　㋐祖母。おばあさん。老婆。20　『岩手方言の語彙（旧南部）』

バッコ　㋟祖母又老婆に対する親しみの称呼。　『遠野方言誌』

バッコ　㋐祖母又は老婆に対する親しみの称呼。　『気仙方言誌』

バッシュー　㋐祖母。老婆。3　『岩手方言の語彙（旧南部）』

バッチャ　㋐祖母。老婆。おばあさん。伯叔母。21　『岩手方言の語彙（旧南部）』

バッパ(ー)　㋐祖母。老婆。おばあさん。18　『岩手方言の語彙(旧南部)』

バナ　㋐祖母。婆。8　『岩手方言の語彙（旧南部）』

バッパ　㋟①祖母さん。②婆やさん（下流）。　『岩手県釜石町方言誌』

バンマ　㋟①祖母さん。②婆さん（下流）。　『岩手県釜石町方言誌』

バッパア　㋐おばあさん。祖母。老婆。　『岩手県宮古市方言語彙』

宮城県

おばんつぁん　㋐オバアサン。婆さん。祖母の意にも。また，一般に老婆の意にも用いる。日常よく用いられる親しみ深い方言。　『細倉の言葉』

おばんつぁん　㋐祖母。老婆。おばあさん。「おらえの――　腰曲がった」『自伝的仙台弁』

おばんつぁん　㋐伊「おばんつぁん　オバアサマ」老婆。祖母。　『宮城県方言』

山形県

ぢッコ　㋐①祖父。雇傭の老爺。庄内。㊵　②男の老人をののしる語。西置賜郡小国。⑫　『山形県方言辞典』

ぢンぢ　㋐爺。祖父。老僕。　庄内地方。㊵㊿　『山形県方言辞典』

づサマ　㋐祖父。爺（蔑称に用いられるところが多い）。　置賜・村山・最上各地方。　①⑦⑬⑳㉑㉔㊿　『山形県方言辞典』

づ　㋐①祖父。爺。山形市。東村山郡干布。西村山郡寒河江。北村山郡楯岡。⑳㉙㊿　②釣合い。「づァ悪え」　米沢。⑩　③頭。「づァ高え」（いば

っている意)。　東置賜郡上郷。西置賜郡長井周辺。東田川郡大泉。⑲⑳『山形県方言辞典』

ばサマ　⑦祖母。　婆（卑語）。　東置賜郡上郷。西置賜郡小国・白鷹・長井周辺。南置賜郡南原。村山。最上。飽海郡平田。⑦⑫⑯⑲⑳㉑㉔⑳　『山形県方言辞典』

ばば　㋟祖母又ハ老媼。「となりの――」　『米沢言音考』

ばバ　⑦祖母。媼。「隣りの――」米沢。西置賜郡長井周辺。南置賜郡中津川。東村山郡干布。東田川郡大泉。⑩⑳　明治から昭和にかけて祖母を呼ぶ語。西置賜郡小国。⑫⑳　『山形県方言辞典』

ばばさま　㋟祖母又ハ老嫗。　『米沢言音考』

ばバサマ　⑦祖母又は老婆。米沢。⑩　『山形県方言辞典』

ばばさま　⑦<全年齢層>おばあさま。祖母・老嫗を尊敬した呼称。　『米沢方言辞典』

ばバチャ　⑦祖母又は老婆。東置賜郡上郷・宮内。西置賜郡小国・長井周辺。南置賜郡中津川。西田川郡鼠関。飽海郡観音寺・平田。①⑫⑬⑲㊿⑳『山形県方言辞典』

福島県

おじんちゃん　⑦祖父。老爺。　『福島県中村町方言集』

じい　⑦爺さん。祖父。老爺。　→じいさ→じいさま→じいさん→おじいさ『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

じじい　⑦祖父。老爺。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

おばあさ　⑦①祖母。②伯叔母。③老女。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

おばんちゃん　⑦祖母。老婆。　『福島県中村町方言集』

ばばあ　⑦祖母・老婆の卑称。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

茨城県

オヂンツァン　⑦祖父。おじいさん。老人。　『水戸地方の方言資料』

ぢーさー　㋟祖父。老爺。　『茨城県稲敷郡方言集』

ぢっちやん　㋟祖父。老爺。　『茨城県稲敷郡方言集』

ぢっつァま　㋑祖父。老爺。　『茨城県稲敷郡方言集』

ぢっつァー　㋑祖父。老爺。　『茨城県稲敷郡方言集』

ぢーや　㋑祖父。老爺。　『茨城県稲敷郡方言集』

ばっぱやん　㋐老婆（祖母様）。　『松原町方言』

栃木県

ヂンヂ（ヂッサ）　㋐爺。祖父。　『茂木地方方言集』

ばっば　㋐祖母又ハ老婆。　『栃木県芳賀郡須藤村方言訛音調』

バッパ　㋐祖母。媼。　『茂木地方方言集』

ばんば　㋐祖母又ハ老婆。　『栃木県芳賀郡須藤村方言訛音調』

千葉県

オズーサン　㋑①老爺。②祖父。　千葉市・山武郡。　『千葉方言』

ジジ　㋑①祖父。②老爺。　千葉市・山武郡。　『千葉方言』

ズズ　㋑①老爺。②祖父。　千葉市・山武郡。　『千葉方言』

バーサマ　㋑①老婆。②祖母。　千葉市・山武郡。『千葉方言』

バアヤ　㋑祖母。老人。　『佐原町誌』

バッパァア　㋑祖母。老人。　『佐原町誌』

ババア　㋑祖母。老人。　『佐原町誌』

東京都

おじいさん　㋐爺・祖父の敬称。（略）　『江戸語大辞典』

じじい　㋐祖父。また，老爺。ばばあの対。（略）　『江戸語大辞典』

オバー　㋐祖母，又，第三者の老婆。　『八王子の方言』

おばあさん　㋐おばばさま（御祖母様）の訛。祖母・老母・老婆の敬称。（略）　『江戸語大辞典』

長野県

オジッサ　㋑祖父。爺さん。　『信州佐久地方方言集』

ジヤン　㋐祖父。老人。（幼児語）　『信州佐久方言集』

新潟県

おぢさん・ぢいさん・ぢやん・ぢい　㋐祖父の称。貶称にはこっぢいあり。又祖父ならずとも老人をも称せり。　『佐渡方言集』

ジイジ　㋛祖父・老爺・老僕の呼び方。　『長岡市史』

バサマ（敬称）　㋛祖母・老女の呼び方。　『長岡市史』

ばばさん・ばあさん・ばやん・ばあ　㋐祖母の称。貶称にはこっばばあり。是亦祖母ならぬ老人を称せり。　『佐渡方言集』

富山県

おじいはん　㋐おじいさん。老人。　『富山県方言集成稿』

おじじ　㋐老人。おじいさん（祖父）。二・三人称。中流。　『富山県方言集成稿』

おんの　㋐祖父。老人。　『富山県方言集成稿』

じーさ　㋐①祖父。②老爺。（卑称）　『富山県方言集成稿』

じーじ　㋐①祖父。②爺さん。二・三人称。下流。　『富山県方言集成稿』

じーま　㋐祖父・老爺（軽い卑称）。三人称。また，身分の低い者に対する二人称。　『富山県方言集成稿』

づーさん　㋐爺さん。祖父。　『富山県方言集成稿』

おばば　㋐祖母。老人。媼。　『富山県方言集成稿』

ばあさま　㋐祖母。年よりの女（上位）。　『富山県方言集成稿』

ばーさま　㋐①祖母。②老媼。　『富山県方言集成稿』

ばばさ　㋐祖母。老媼。　『富山県方言集成稿』

ばばま　㋐祖母。老媼。　『富山県方言集成稿』

石川県

ヂー　㋛祖父。老人。　『石川県能美郡誌』

ヂー・ヂィヂ　㋐祖父。老人。『鳥越村の方言について』

ヂーサ　㋛祖父。老人。　『石川県能美郡誌』

ヂーヂ　㋛祖父。老人。　『石川県能美郡誌』

ジージ　㋛祖父。老爺。　『石川県珠洲郡誌』

ジージ　㋛祖父。老翁。　『石川県河北郡誌』

ジンジ　㋛祖父。老人。　『石川県能美郡誌』

ヂャンヂャ　㋛祖母。老女。　『石川県能美郡誌』

ばー　㋐ババサン。祖母ノ第二称又老女ノ第一人称ニモ用フ。　江沼郡・河

北郡。　『石川県方言彙集』

バーバ　㊀祖母。老女。　『石川県珠洲郡誌』

バーバ　㊀祖母。老女。　『石川県河北郡誌』

バァバ　㊀祖母。老女。　『石川県能美郡誌』

福井県

オバアン　㊁年老いた女。又祖母。（越前）　『福井県方言』

バアン　㊀祖母又は老婆。（三部）　『遠敷郡方言』

バアン　㊁祖母又は老婆。（三部）　『遠敷郡小学校教員会第一回研究報告集』

静岡県

おじい　㊁〔お爺〕<卑>　祖父：（一般的に）老人。　『駿河岡部の方言と風物』

おじー　㊁①祖父。②老爺の卑称。　『本川根方言考』

じんじい・じー　㊁〔爺〕①<卑>祖父。老爺。じいさん。②<遊>コマ遊びで一番弱い敗者。（略）　『駿河岡部の方言と風物』

おばー　㊁<卑>おばば。おばあさん（下層で祖母の呼び方）：（一般に）老婆。（略）　『駿河岡部の方言と風物』

バーチャ　㊁お婆さん。祖母。　『遠州方言集』

ばっば　㊁おばあさん。祖母又は一般の老婆。　『静岡県方言辞典』

愛知県

ジッサ　㊁祖父，又は老人。　『尾張之方言』（続）

ばばさ　㊁おばあさん。老婦人。（略）　『名古屋方言の研究』

ウランバーサマ　㊁身分の家の祖母（でなくとも老婦人を云ふ）。（愛知県北設楽郡園村大字足込）　『方言雑記』

岐阜県

じさ　㊁祖父。老爺。（卑）＝じじ。じっさ。　『飛騨のことば』

じじ　㊁祖父。老爺。＝じさ。じっさ。　『飛騨のことば』

じっさ　㊁祖父。老人。（卑）＝じさ。じじ。　『飛騨のことば』

ばさ　㊁「ばばさま」の転か。①祖母。②老女。おばあさん。＝ばさま。ば

ばさ（ま）。ばばま。　『飛騨のことば』

ババサ　㊦婆々様。祖母。老婆。　『本巣郡誌』

ばばさ（卑）　㊦祖母。老婆。　『城山村を中心としたる方言集』

ばばさ（ま）　㋐婆様。①祖母。②老婆。「ま」は尊称。→ばさ　『飛騨のことば』

三重県

バサマ　㊦祖母。老婆。　『紀伊南牟婁郡誌』

バサン　㊦祖母。老女。　『宇治山田市史』

奈良県

オバン　㋐祖母又は老婦人で卑語。　『大和方言集』（新藤）

滋賀県

オジイチャン（児）　㊦祖父及び老人男。　『近江八幡地方方言集』

上方・近畿

オバー　㋐祖母。老婆。　『関西方言のしをり』

ばばさん　㋐老婆。また，祖母。「ばさん」ともいう。文政四年カ・浪花方言「ばばさん。祖母也，ばあさんト云ハズ」守貞漫稿人事「祖父祖母，京坂にてはぢぢ，ばばと云，江俗はぢぢい，ばばあと云」『近世上方語辞典』

ばばんつ〔婆んつ〕　㋐婆。祖母。婿を「かかんつ」というの類。　（略）『近世上方語辞典』

大阪府

オバン〔お婆〕　㋐祖母または老女を指していふ。中流以下の小児などが用ひる語である。　『大阪方言事典』

兵庫県

おじい　㋐祖父，又老翁。　『佐用郡俗語方言集』

島根県

くそんじー　㋐祖父や老年者を悪し様に言う語。出雲の飯石郡・出雲市・仁多郡・能義郡。　『島根県方言辞典』

くそじー　㋐祖父や老年者を悪し様に言う語。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市。出雲の出雲市・八束郡・大原郡。　『島根県方言辞典』

ばば　㋐→ばーば　(1)祖母や婆さんの呼称　(下流語)。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市。出雲の簸川郡・出雲市・八束郡・大原郡・仁多郡。隠岐の西郷町・五箇村・黒木村。②老雌牛。出雲の八束郡。隠岐の五箇村。

ばばー　㋐(1)祖母。老婆。(下流語)　石見の鹿足郡・美濃郡・益田市・邑智郡。(2)老雌牛。石見の邑智郡。出雲の仁多郡。　『島根県方言辞典』

広島県

ババン　㋐媼にて祖母のこと。　『広島県安芸郡倉橋島方言集(二)』

愛媛県

おじー　㋐おぢい。祖父。老男。ぢいの敬語。　『国語拾遺語原考――愛媛新居方言精典――』

バンバ　㋐バーバ。婆。おばあさん。　『愛媛の方言』

徳島県

ジー　㋐オ祖父サン。老爺。　『阿波美馬郡方言語彙』

ジー・ジサマ・オンジ・ジイサ　㋐祖父。②老翁。　『阿波言葉の辞典』

高知県

ヂイ　㋐祖父(他人の老人にも)。　『幡西方言抄』

ぢんま　㋑祖父。老爺。　『土佐の方言』

ぢんぢ・ぢんま　㋐男の老人。①老爺のこと。②祖父のことの両様に用ひる。ぢーに同じ。「隣のぢんぢさんはもー幾つになるろー」「うちのぢんまは早(はや)八十になりました」「私のぢんぢは熊本で明治十四年に亡くなりました」「六十以上のぢんまばかりの会をつくっています」　『土佐方言集』(宮地)

ぢんぢ　㋑祖父。老爺。「うちのぢんぢ」「ぢんぢは山へ柴刈りに……」『土佐の方言』

バサマ　㋐祖母。他人の老人一般にも云ふ。(幡西抄)　其他幡多にはバー・バンバ・バサマ・バーヤン・ババ・バンバクリ等あり。『土佐方言集』(橋詰)

バー　㋐祖母(他人の老女にも)。　『幡西方言抄』

おばー(お婆)　㋐老女及祖母の両様に用ひる。おほばの略。おばの訛。

（略）　『土佐方言集』（宮地）

バンバ　㋐祖母。老婆。　『土佐方言集』（橋詰）

福岡県

ばぁばぁ　㋐祖母。うば（媼）。　『川筋方言集』

佐賀県

ウンボサン・オンボシャン　㋐今日，「ババ（婆）サン」という人が多くなったが，共通語の「老婆」や「祖母」に当てて，佐賀では「ウンボサン」，または，「オンボサン」という。慶応3年3月に，佐賀の日峰さんの祭礼を書いた一寸見た夢物語にも「おくろウボサンナァ，目がめちゃで，遠見へがせんテテ，いいなさる」と記されている。お伽草子の中の一寸法師に，「津の国，難波の里に，おほぢとウバとはべり」とあるが，この「ウバ」が「オンボ」「ウンボ」となったのではなかろうか。式亭三馬の浮世床，初篇の下に「コウオンバサン，おめへも田舎にゐる亭主でも寄せねへか」と「乳母（ウバ）」を「オンバ」といっているからである。ところが，これを新聞に書いたら，一読者から，「媼婆」の支那音のなまりではないかと投書があった。筑後川沿い地区では「オンボシャン」という。これは「オンバ」の転。『佐賀の方言（上）』

長崎県

オジジ　㋐祖父。爺。老人。　『分類長崎方言語彙(二)』

ジーサン　㋐祖父。爺。老人。　『分類長崎方言語彙(二)』

オババ　㋐祖母。媼。老婦。　『分類長崎方言語彙(二)』

バーサン　㋐祖母。媼。老婦。　『分類長崎方言語彙(二)』

バンバ　㋒祖母。老媼。　『平戸郷土誌』

バンバ　㋐ババ（下）。老媼。祖母。　『肥前平戸方言集』

熊本県

ヂーサン　㋐祖父又老爺（中流以上）。下流ヂーヤン。小児語ヂーシ⌒ャン。『肥後南ノ関方言類集　体言篇』

バッパイ　㋒祖母（老婆）。　『天草島牛深町方言集』

ババシ⌒ャン　㋐祖母又老婆（中流）。下流ババヤンまたバーヤン。　『肥後

南ノ関方言類集　体言篇』

鹿児島県

オンヂョ　㊦祖父，又老翁の意。　『大隅肝属郡方言集』

うんぼ　㊦老媼。祖母。　『鹿児島方言集』

うんば　㊦祖母。老媼。　『鹿児島方言集』

奄美

アヂー　㊦祖父，又は老爺。　『喜界島方言集』

ジィー　㋐祖父の卑称。爺（ジィー）の義。　『徳之島民俗誌』

タンメーター　㋐老翁たち。おじいさんたち。複数形　『南島方言与論語彙』

フス　㋐祖父。男の老人。　『奄美方言の研究』

沖縄

?uhuzunzansiimee　㋐おじいさま。貴族の祖父・老翁に対する敬称。貴族の家族がいう。　『沖縄語辞典』

tanmee　㋐士族の祖父。また，土族の老翁。おじいさん。平民の祖父は?usjumee という。　『沖縄語辞典』

?usjumee　㋐㊀平民の祖父。おじいさん。㊁平民の老翁。おじいさん。㊀㊁とも士族については tanmee といい，首里周辺の農村では平民のそれを puupuu という。　『沖縄語辞典』

オホヂ（uFudʒi）　㋐祖父也。或はフヂともいふ。（国語でも同様。「天治字鏡「阿父・於保知」「倭名抄「祖父，於保知」老人・老爺の義にも用ゐられる。uFudʒi：と語尾の母音を引っ張ると老爺の鄙語になる。）『南島八重垣――明治初年の琉球語彙――』

タンマヘ（tamme：）　㋐士族の祖父を称する詞なれども，祖父の齢なる人をばこぞりてタンマヘと呼ぶ。マヘ（前）は尊称也。タンは如何なる語より来れるか，今考ふ可からず。　『南島八重垣――明治初年の琉球語彙――』

Mmē　㊦ a grandmother, an old lady-honorific. This term is often used in addressing old ladies, irrespective of kinship. Conf. a mmā mother and the polite suffix mēē.　『琉球語文典及語彙』

hanSii ⑦おばあさん。那覇では士族の祖母・老婆をいう語。『沖縄語辞典』

haamee ⑦おばあさん。平民の祖母または，平民の老女をいう。『沖縄語辞典』

?Nmee ⑦おばあさん。祖母，また，老婆。士族についていう語。『沖縄語辞典』

hanzansiimee ⑦おばあさま。貴族の祖母・老女をいう語。『沖縄語辞典』

paapaa ⑦haamee（平民の祖母・老女）の敬称。おばあさん。士族・貴族の妾（平民）の老女になった者などをいう。那覇その他では単におばあさん（祖母・老女）の意でも用いるようである。『沖縄語辞典』

ヴマヘ（'mme：）⑦祖母の称なれども，士族の年たけたる老女はこぞりてヴマヘと呼ぶ。御前の文字なるべけれども，オの字をヴと呼びたる例なれば，ここに出す。『南島八重垣——明治初年の琉球語彙——』

ハーマヘ（ha：me：）⑦平民達の祖母を称してしかいふめれど，凡そ平民達の年丈けたる老女をこぞりてハーマヘといふ。文字婆前をかくべし。前は尊称なり。『南島八重垣——明治初年の琉球語彙——』

先島

アブジ〔abuźi〕⑦〔平〕祖父。老爺。（石垣・竹富・鳩間）『八重山語彙』

ウシュ・マイ〔uśu-mai〕⑦①〔士〕祖父。②〔士〕老爺。大父前の義。③他府県より来れる人に対する敬称語。旦那。『八重山語彙』

ンミ〔mńi〕⑦〔士〕祖母。老婆。（石垣・西表）『八重山語彙』

3　父・母を意味する個人親族語の場合

父・母を意味する個人親族語で，あわせて中年の男・女も意味すると記述されているカード，およびそれに類すると思われるカードをぬき出してみると，次のようなものがある。

青森県

オ下ドサ　⑦①父親（子供が自分の父に対する称呼。但し年齢は四十代，五十代の人）。②一般に四十代，五十代の男。（例）オメエダノ　オドサネキナ　エギアエシタネ。　お前とこのお父さんに昨日行き合いましたよ。『弘前語彙』

オ下ドサマ　⑦一般に四十代，五十代の男に対する呼称。オドサよりも一段と敬意を表して言う場合。例えば奉公人など自分の家の主人をオドサマと言う。　『弘前語彙』

トッチャ　㋣父さんの訛。中流人がつかふ。小父さんの意にも用ひる。『野辺地方言集』

オガサ　⑦①母親（子供が自分の母に対する称呼。但し年齢は四十から五十前後）。②一般に四十代，五十代の女に対する称呼。（例）エノ　オガサダケァ　カジェ　フェデ　ネデランオン。　うちのお母さんは風邪引いて寝ていましたよ。　『弘前語彙』

オガ　⑦①一般に四十代から五十代くらいまでの村落の女に対する市部のものの称。但し市部の女に対しては普通オガサマと言う。②夫が自分の妻に対する称呼。但し年輩は上と同じ。（例）オガァ　コノダエゴ　ナンボヘスバ。　おかあさん，この大根はいくらするんですか。　『弘前語彙』

オガサマ　⑦一般に四十代五十代の女を言う。オガサよりも更に一段と敬意を表して言う場合。例えば奉公人がその家の主婦をオガサマと言う如きである。（略）　『弘前語彙』

アッパ　⑦母。またはオジョメが子をもって以後の称呼。ががとも言い，主婦・婦人の意もある。　『青森県五戸語彙』

付記

『方言』第6巻9号に『津軽方言えはがき』というのが収録されている。それには，次のような津軽方言の会話がのっている。客が商人に「オガ」と address しているが，それには「おばさん」という標準語訳が与えられている。つまりこのオガは，年齢階梯語としてのオガなのである。

背負ひ商（背負商は物を背負ひ，街頭を叫びながら，売歩く。）

商人　「ニンドマメ　カエヘンナー」
　　豌豆を　　買ひませんか

客　「オガ　ナンボダ」
　おばさん　幾等ですか

商人　「アエ　エソ　スヅヘンデサネ」
　　はい　一升　七銭でございますよ

客　「ワエ　タゲヂャ　モト　マゲヘンガ」
　あら　随分高いこと　もっと安くしなさいね

商人　「ゴヘン　ダバ　ドンデス」
　　五銭　　なら　どうですか

客　「スタラ　ゴショ　ケヘ」
　そんなら　五升　　下さい

商人　「アリガンドゴスー　マンダキセー」
　　有難うございます　　又来ますよ

客　「アエ　アエ」
　　はい　はい

秋田県

どど　⑦父ちちノ転ナルととノ訛ミ濁リテ発音スルモノナルガ，何時シカ中流以下ノ父ノ称トナリ，他人モ其ノ子ノ父（中年ノ）ヲ指シテ何処其処（ドコソコ）ノととト呼ビ，遂ニ或ル階級ノ中年ノ男ノ称トナレリ。どどノ配偶者ヲばががト呼ブ。カカル階級的称呼ハ自然消滅ニ帰スベキ傾向ニアルハ当然ナリ。『鹿角方言考』

岩手県

だだ　㋟父。中年の男。（岩手中部・南部・海岸部，庄内）『東北方言集』

じゃじゃ　㋟母。中年の婦人。　『九戸郡誌』

オガサ　⑦母。中年の婦人。　5　『岩手方言の語彙（旧南部）』

オガ　⑦①お母さん。御方の転か。②よそのおばさん。（略）　『気仙方言誌』

ガァサマ　⑦お母さん。主婦・婦人をもかく呼ぶ。単にガー，又はオガーともいう。　『気仙方言誌』

ガーサマ　⑦お母さん。　4　主婦・婦人。　15　『岩手方言の語彙（旧伊

達)』

カガサン　⑦お母さん。奥様。主婦。婦人。婦人の尊称。　10　『岩手方言の語彙（旧南部)』

ジャジャ（一）　⑦母。主婦。中年の婦人。老母。婆さま。　57　『岩手方言の語彙（旧南部)』

カガサン　⑦お母さん。婦人。奥さん。主婦。　『岩手県宮古市方言語彙』

宮城県

オトッツァン　otto-tsan　⑦成長せる者の父に対する称呼。一般に中老の男をも意味する。　『仙南地方の家族称呼』

オヤンツァン　ojan-tsan　⑦中老年者の父に対する称呼。一般に中老の男を意味する。　『仙南地方の家族称呼』

ガガ　㋒母と云こと。又四，五十歳以上の卑賤の婦人を呼て云。　『仙台方言』（大里)

オッカヤン　okka-jan　⑦成長せる者の母に対する称呼。一般に中老の女をも意味する。　『仙南地方の家族称呼』

ガガサン　gaga-san　『中老年者の母に対する称呼。一般に中老の女をも意味する。　『仙南地方の家族称呼』

山形県

マー　⑦①男親（死語)。最上郡大蔵。⑦　「……まあ（父）や恋しきだだや恋しき」〔棚〕。②壮年の男子。最上郡舟形。⑦　『山形県方言辞典』

だッツァ　⑦母さん。年輩の婦人をもいう。西置賜郡白鷹・津川・長井。南置賜郡六郷・広幡。①③⑯　『山形県方言辞典』

福島県

おやじ　㋒①父。②他家の主人一般。③中年以後の男子の通称。「あのおやじ　なんだっぺえ，金治郎おやじ。」『福島県棚倉町方言集』

新潟県

ツァーツァ　⑦トトと同様。父・家の主・中年男子の汎称。長岡市・新潟市にも魚沼方面にもあったが，今は多くオトッツァマに変ってゐる。略してはただツァーともいふ。　『越後方言七十五年』

ツァマ　㋐父・家の主・中年の男子の汎称。（新潟市）　『越後方言七十五年』

トト　㋐父・家の主・中年男子の汎称。少し敬語にはトトサ・オトト・オトッツァマもあり，村松方面にはトトマも聞かれた。強音は下のトにあり，近畿系の語で西鶴物語などに折節現はれる。　『越後方言七十五年』

トッツァ　㋐同じく中年男子の汎称だが，之は親しみを含め少し軽んじていふ言葉であった。上の促音を受けてこのツァは短い。　『越後方言七十五年』

あや　㋐（老人）中年の女。母親。「あの――はうるさい」　『出雲崎町の方言』

カカ　㋐母・主婦・中年の婦人の汎称。東蒲原郡では階級に従ひ，下よりオバ・オカメ・オカマ，女房もカカであるが，前者では下のカを強く発音し，後者では反対である。　『越後方言七十五年』

富山県

おかっつあん　㋐①主婦。妻。奥さん。②おかあさん。③一般に壮年の女。おかっつあん・おかっつあま・おかっちゃま・おかっちん　人の妻女をよぶ称。勝手向きを主宰する年頃。嫁と隠居との間の名。上流又は中流，所により下流の時にも使う。　『富山県方言集成稿』

石川県

じゃあ　㊀㋐下等社会ニテ母又ハ他ノ年長ケタル女ヲ呼ブニ用フ。　石川郡・鳳至郡・羽咋郡・能美郡・珠洲郡・鹿島郡・江沼郡・河北郡　『石川県方言彙集』

じゃあま　㋐下等社会ニテ母又ハ他ノ年長ケタル女ヲ呼ブニ用フ。　金沢市・石川郡・鳳至郡・鹿島郡・羽咋郡・能美郡。　『石川県方言彙集』

じゃさま　㊀㋐下等社会ニテ母又ハ他ノ年長ケタル女ヲ呼ブニ用フ。　江沼郡。　『石川県方言彙集』

ジャーマ　㊀母。年長の女。　『石川県鳳至郡誌』

静岡県

おとー　㋐〔お父〕<卑>①（下層で）お父（さん）（子供が父を呼ぶ）。

②おやじ。夫。おじさん。例：おらン～（僕の父）　うちの～（私のおやじ，夫）。　『駿河岡部の方言と風物』

かーさん　⑦妻。母。（よその）おばさん（一般の女の大人）。「～おだェーじにしょーよ」（おかみさんを大事にしてやれ）。『駿河岡部の方言と風物』

島根県

テチャ　㋟父又は中年男子（下流）。　『隠岐国知夫村』(ママ)

かかさん　⑦①母御。上流の人から下流の者へ言う。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市・那賀郡・邑智郡・大田市。出雲の大原郡・仁多郡・能義郡。隠岐全部。②賤しい人妻の呼称。但し本人に向って直接には言わない。出雲全部。③身分を問わず年配の婦人の総称。隠岐の五箇村。　『島根県方言辞典』

広島県

オカー　⑦主婦。母。小母。　『郷土調査』

徳島県

ナナ　㋟母又はやや年をとった女性。　『族制語彙』

高知県

ナナ　㋟母又はやや年をとった女性。　『族制語彙』

長崎県

オカシャマ　⑦母又は小母。　『分類長崎方言語彙(二)』

沖縄

アンマー（amma：）　㋟⑦平民達の母の敬称也。母の齢の女には，こぞりてしかいふ。　『南島八重垣――明治初年の琉球語彙――』

4　おじ・おばを意味する個人親族語の場合

おじ・おばを意味する個人親族語で，あわせて中年の男・女も意味すると記述されているカード，およびほぼそれに類すると思われるカードをぬき出してみると，次のようなものがある。

岩手県

オンチャン　㋐おじさん（伯叔父・小父）。　『岩手県宮古市方言語彙』

オンツァン　㋐おじさん（小父）。伯叔父。　『岩手県宮古市方言語彙』

オンズワ　㋐伯叔父。次男以下。小父さん。　『岩手県宮古市方言語彙』

オッパ　㋐おば。伯叔小母。二女以下。　『岩手県宮古市方言語彙』

オッパサン　㋐おば（小母）さん。伯叔母。　『岩手県宮古市方言語彙』

宮城県

オンツァン　ontsan<ōdʒisan　おぢさん　㋐伯叔父。小父。伊「をんつぁんヲヂサマ（叔伯父様）」。　『仙台方言』

おんつぁん　㋐小父さん。伯父さん。叔父さん。おんつぁま。　『自伝的仙台弁』

おんつぁん　ontsan　㋐おじさん。伊「をんつぁん　ヲジサマ（伯叔父様）」伯叔父および年輩の人。　『宮城県方言』

おづ　㋐＝おんつぁ。○○おづ，○○おんつァ。小父。伯父。叔父。親しみをこめて「おづ」といい，又軽んじて「おづ」と言う場合あり。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

おんつァ　㋐＝おづ・おんつァン。小父さん。伯父。叔父。他人を「○○おんつァ」と呼ぶときは，親しみをこめた蔑称であることが多い。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

おんつァん　㋐伯父さん。叔父さん。小父さん。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

んばちゃん　㋐小母ちゃん。おばさん。　『自伝的仙台弁』

おばやん　㋐おばさん。小母。伯母。叔母。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

山形県

おっつあま　㋐<全年齢層>　おじさん。年長の男子を呼ぶ語。　『米沢方言辞典』

おばさま　㋐<全年齢層>　①伯母様。小母様。②寺院の主婦。梵妻。『米沢方言辞典』

福島県

オンツァン　⑦おじさん（伯父・叔父・小父）。『福島県方言集』

オンツァマ・オンツァン　㋑叔父上・おじさんであるが，「隣りのオンツァン」「オマイのオンツアン」など長上にも用ゐる。『はまをぎ』

おんつぁん（おんざま）　⑦伯父。叔父。小父。　おんつぁんはええ人だぞい（良い人だよ）。　中通り北部。『福島県の方言』

オバヤン　⑦おばさんであるが，叔母上にも用ゐるし，又目上の婦人に対してもいふこと，恰も東京の小供が誰をでもおばさんといふ様なものである。『はまをぎ』

茨城県

おんつァー　㋑伯叔父。中年の男ニモ用フ。『茨城県稲敷郡方言集』

おばさー　㋑伯叔母。中年の女ニモ用フ。『茨城県稲敷郡方言集』

埼玉県

オッツァン　㋑伯叔父・小父さんの意。『埼玉県入間郡宗岡村言語集』

東京都

オバサン　⑦叔母又は第三者の中年の女たち。『八王子の方言』

神奈川県

オッツァン　⑦叔父さん，又壮年の男。『相州内郷村近傍方言』

山梨県

オッチャン　㋑叔父さん，又は「小父さん」といふよびかけ。『山梨県河内方言』

長野県

オッサマ　㋑⑦叔父さん，壮年の人をいふ。『信州東筑摩郡方言集』

石川県

オスサン　㋑叔父又は年長の人を此の如く呼ぶは「おぢさま」の訛。『加賀なまり』

おっさん　⑦オヂサン。伯叔父又ハ年長ケタル男子ヲ呼ブニ用フ。　金沢市・江沼郡・鹿島郡。『石川県方言彙集』

オッサマ　㋑叔父。大人。『石川県河北郡誌』

オッサン　㋑叔父。大人。　『石川県河北郡誌』

福井県

おんさん　㋑叔父又は一般の中年以上の男子をいう。おぢさん。　『若越方言集』

オンサン　㋑伯叔父，他家の年長の男を呼ぶ称。　『敦賀町方言集』

オンヤン　㋑伯叔父，他家の年上の男を呼ぶ称。　『敦賀町方言集』

おばさん　㋑叔母又は一般の年長婦人。　『若越方言集』

アバヤン（児）　㋑伯叔母，年長の女に云ふ。　『敦賀町方言集』

静岡県

オッツァ　㋐叔父。伯父。小父。　『遠州方言集』

岐阜県

オイサマ　㋐小父さん。叔父さん（上）。　各川筋。　『郡上方言』

おっさま　㋐①伯父さま。②一般に中老の男子。他家の主人の称。アクセントがない。　『飛騨のことば』

おばさ　㋐伯叔母。一般に中年の婦人の称。「さ」は尊敬の意をあらわす接尾語＝おばさま。　『飛騨のことば』

三重県

おじやん　㋐伯叔父さん。小父さん。　名張市・名賀郡青山町。　『三重県方言資料（伊賀篇）』

オンジャン　㋐①伯父さん。(2)他人の心安い年上の男。　『尾鷲のことば』

おっさん　㋐①和尚さん。〔阿山郡方言訛語集・上野中学校校友会誌・伊賀南部地方方言語彙集〕　②あなた。（卑語）〔伊賀南部地方方言語彙集〕　③伯叔父様。小父様。〔阿山方言訛語集・上野中学校校友会誌・伊賀国名張町方言〕④阿呆。〔阿山方言訛語集〕　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

オバン　㋐伯母さん。②他人の心安い年上の女。　『尾鷲のことば』

奈良県

オジャン　㋐伯父さん（宇陀郡大宇陀町）。宇太町の子供は年長の男子を云ふ。　『大和方言集』（新藤）

オンジャン　㋐おぢさん。子供が他人の大人を呼びかける語。　（榛原町）

『大和方言集』（新藤）

オッサン　㋐おぢさん。伯父さん。「伯父でない年上の他人を呼ぶ敬称。」『奈良の方言』（新藤）

滋賀県

オッチャン(児)　㋑伯父及び男の大人を呼ぶ語。　『近江八幡地方方言集』

アッチャン(児)　㋑伯父及び男の大人を呼ぶ語。　『近江八幡地方方言集』

アバチャン(児)　㋑伯母及び年増の女を呼ぶ語。　『近江八幡地方方言集』

上方・近畿

おっさん　㋐オッチャンとも。①伯叔父の敬称。②子供が大人の男を呼ぶ称。「(オイおやっさん）なんかすね。おやっさん，子供らしいオッサンちえ。」（桂春団治演・いかけ屋）③一般に中年の男子。上品な呼び方ではない。「オッサン，これなんぼや。」〔語源〕オヂサンの訛（odʒis＞odʒs＞oss)。――怖い，貝のみさん　大人が子供をおどして，「ぼん嚙もか」という時，これに答える句。貝のみさん，未詳。『上方語源辞典』

おばはん　㋐オバチャンとも。①伯叔母の敬称。②子供が大人の女を呼ぶ称。③一般に中年の女子。上品な呼び方ではない。「オバハン，たよりにしてまっせ。」（映画のせりふから出た流行語。）　『上方語源辞典』

大阪府

オッチャン　㋐叔父さん。子供が壮年以上の男子を呼ぶ語。　『大阪方言事典』

オッサん〔叔父さん〕　㋐をぢさんのヂが促音便となったもの。ホッサン（星さん）なども同じ例で，サ行の音が二つ続く場合に前音が促音となることがある。このオッサンは叔父ばかりでなく，他人の場合でも年上の男を指していうこと，女の場合のオバハンと同じことであり，また，店屋などの人を呼ぶ時にもすべてオッサンである。「買物ブギウギ」に「オッサン，オッサン，これなんぼ？」　『大阪方言事典』

オバハン〔叔母様〕　㋐オッサンに対して，叔母だけでなく，他人の場合にも，年上の婦人に極く軽い意味で呼びかける称。　『大阪方言事典』

兵庫県

オッツァン　⑦①伯叔父。②他家の大人。オッチャン。　『但馬方言集』

鳥取県

オッツァン　⑦（伯叔父）伯叔父。小父さん。おぢさん。東部。（他県宮城・千葉・上田市附近・愛知・三重・出雲・石見東部・佐賀・熊本。）『因幡伯耆方言輯録』

島根県

オッサン・オッツァン　㋩叔父さん。小父さん（呼）。　『島根県鹿足郡方言の調査研究』

岡山県

おっさん　⑦おじさん。小父さん。　『児島地方の方言集』

おっつぁん　⑦伯叔父。小父さん。　『かもだにことば』

おばん　⑦おばさん。中年以上の婦人を指してよぶ。　『かもだにことば』

広島県

オイサン　㋩をぢさん（伯叔父・小父）。　『備後備中方言集』

オバハン　㋩をばさん（伯叔母・小母）。　『備後備中方言集』

香川県

オッサン　⑦伯叔父，その他成年男子の尊称。『高松地方の方言』

おっさん　⑦叔父。伯父。小父さん。　『讃岐の方言』

愛媛県

ヲイサン　㋩ヲヂサン。伯（叔）父さん。小父さん。「ヲイサン，アスキトークレンカ。」（叔父さん，明日来て下さいませんか。」　『伊予松山方言集』

オイサン　⑦オジサン。小父さん。叔伯父。　『愛媛の方言』

おいさん　⑦小父様・をぢさま」の音便。①年長の大人に対する敬称。②伯・叔父の敬称。　『国語拾遺語原考――愛媛新居方言精典――』

オイハン　㋩⑦伯叔父（小父も同じ）。　『愛媛県周桑郡庄内村実報寺方言』

オッチャン　⑦オジチャン。小父さん。叔伯父。　『愛媛の方言』

オイハン　⑦オジサン。小父さん。伯叔父さん。　『愛媛の方言』

オバハン　⑦オバサン。小母さん。伯叔母。　『愛媛の方言』

おばはん　㋐小母様→はん　①伯叔母の敬称。②年とった女に対する敬称。『国語拾遺語原考――愛媛新居方言精典――』

徳島県

オジキ　㋐小父・叔父の敬称。（山分）　『阿波言葉の辞典』

オッサン　㋐小父さん。叔父さん。　『牟岐の言葉（海部郡の方言調査）』

あば　㋐（幼児語）　伯母。叔母。小母。　『阿波の国言葉』

をばはん　㋐伯叔母様。年取った女。　『阿波の国言葉』

高知県

オンチャン　㋐おぢさん。小父。　『土佐方言集』（橋詰）

福岡県

おいさん　㋐小父さん。伯父・叔父も同じ。　『博多方言』

おいさん　㋐伯父。叔父。（又は男子の敬称）　『博多仁和加集』

オッチャン　㋐叔父。伯父。他人である大人を呼ぶにも用ふ。『方言集（福岡県八女郡八幡村）』

オバサン　㋐叔母。伯母。矢張り他人の婦人にも用ふ。　『方言集（福岡県八女郡八幡村）』

佐賀県

オンヂ　㋐佐賀では，共通語で「オジ」，すなわち，伯父・叔父・小父を「オンヂー」という。「新屋ノオンジーガ　キニョー　町サン　イタテ，コーテ（買って）コラシタトバンタ。」　そしてこれをやや敬語でいうときは「オンチャン」，更に尊敬をますと「オンヂサン」という。「オンヂー」は「ヲヂ」の転で，延音したのである。昔は「オンチャン」「オンヂサン」というのを「オンチョー」といったらしく，葉隠の中にそう書いてあるが，唐津の七山地方に行くと，今でもこの意味でこの語を使っている。『佐賀の方言（上）』

オンヂザン・オンチョー　㋐共通語で「オジサン」というところを，佐賀方言では「オンヂサン」という。また，西部（ニシメ）では「オンチャン」という。従って，三人称として，身内のものが他に話すときには「オンヂー」と呼ぶ。これらは「ヲヂ（伯父・叔父・小父）」からの転化である。

この場合，必ず「ヂ」と発音するので，「ジ」という発音ではない。なお，ひところ昔までは「オンヂサン」「オンチャン」といわずに「オンチョー」といった。それは，慶応三年三月に案間坊暮成によって書かれた一寸見た夢物語に「いのち（家ン内）のオンチョフは，どこさみャァ（どこへ）いたちゅう」と見え，また，葉隠にも「いやなオンチャウ」(907)と見える。また，今日でも，東松浦郡七山地方では，「オンチャン」といわずに「オンチャン」といわずに「オンチョー」といっている。『佐賀の方言(上)』

オバッチャン・バッキサン　㋐共通語で「オバサン」というところを，佐賀方言では「オバッチャン」とか「バッキサン」とかいう。「オバッチャン」「バッキサン」は「ヲバ（伯母・叔母・小母）サン」「ヲバキ（ヲバ貴）サン」から転じた語。従って，第3人称で，身内のもの以外の人に話すときには「バッキーが」といったように話す。思うに，「バッキー」は「ヲバギミ（伯叔母君・小母君）」の転で，それが「ヲバキ（伯叔母貴・小母貴）」となり，頭音節の脱落によって「バッキ」となって意味も敬意を失ったものであろう。「オバギミ」の例は，源氏物語に「まことのオバギミはただまかせ奉りて」（若葉，上）など見えている。なお，宮崎県椎葉地方でも「オバサン」というところを「バッキ」といっている。『佐賀の方言（上)』

長崎県

オッチャマ　㋐伯父又は小父。オジサマの訛。児童より大人に言ふ。『分類長崎方言語彙(二)』

オバシャマ　㋐伯母さま。小母。他人の主婦に対してもいふ。『分類長崎方言語彙(二)』

熊本県

オッツァン　㋐叔伯父，又大人（年長者)。小児語オッチャン。『肥後南ノ関方言類集　体言篇』

大分県

イーヤン　㋒叔父，若クバ親愛ナル年長者，叔父サン。『大分県方言類集』

いーやん　㋒をぢさん（叔父・小父)。『大分県方言考』

おじやん　㋐伯父さん。小父さん。　『今市村方言集』

ばぼー　㋑伯父さん。小父さん。　『大分県方言考』

宮崎県

ばき　㋐伯叔母・小母様の略。　『国語資料――方言――』

ばきじょ　㋐おばご。小母御。　『郷土の研究』

バッキ　㋑伯叔母（小母にも）。　『椎葉紀行』

奄美

バッパン　㋐叔伯母。小母さん　（旧名瀬市内の一部の人びとの使用に限るようである。）　『奄美方言の研究』

バッキ　㋐叔伯母。小母さん。「バッキ」〔宮崎県椎葉〕　『奄美方言の研究』

沖縄

wunchin　㋑ an uncle。This term is often used in addressing elderly men irrespective of kinship.　『琉球語文典及語彙』

5　兄・姉を意味する個人親族語の場合

兄・姉を意味する個人親族語で，あわせて若い男・女を意味すると記述されているカードおよびほぼそれに類すると思われるカードをぬき出してみると，次のようなものがある。

青森県

アンコ　㋐兄・息子・長兄・青年・少年の意がある。　『青森県五戸語彙』

アニ　㋐結婚せる青年期の男。兄。若い男。　（東郡・西郡・南郡・北郡・中郡。）　『津軽方言語釈（名詞の部）』

あね　㋐姉。長女。嫁。妻。若い女の敬称。長男の嫁等の意。アクセントは，標準語の場合と同じだが，別に「ね」を中の高さに発音する場合もある。ちょうど稲（いね）の「ね」のアクセントぐらいに。「あに・あね」と並べて呼ばれる。（略）　『津軽のことば』

アネサ・アネサマ　㋐敬語。若い女，若夫人を指す。　『青森県南部方言

考』

秋田県

あに　㋐兄(アニ)。弟妹ヨリ兄ニ対スル場合ノ外，農家ノ父母ガ其ノ長男ニ対スル称呼トモナリ，又他家ノ長男，婿，若者(ワカイモノ)，下男等ヲモあにト呼フコトアリ。田伍作ガ家ノあにトイヘバ，田伍作ノ兄ニアラズシテ其ノ長男ナリ。之ヲ前条ノ語ト対照スルニ，農家ハ訛ラズ，文化人ヲ誇ル中流階級ニ於テ大ニ訛レル不思議ノ現象ノ如キ観アルモ前条ヲえなノ訛音トスレバ，ソレハあにヨリモ古キ国語ナラン。　『鹿角方言考』

アンコ　㋑長男。兄。若い男。少年期の者に謂ふ。　『鹿角方言集』

あんこ　㋐長男。兄。婿。若い男。下男。　(鹿角郡・北秋田郡・山本郡・南秋田郡・河辺郡・仙北郡・平鹿郡・雄勝郡・由利郡)　『秋田方言』

あんさん　㋐兄様。若き男。　(秋田市・平鹿郡・雄勝郡・由利郡)　『秋田方言』

あんちゃ　㋐兄様。若き男。　(鹿角郡・山本郡・南秋田郡・秋田市・仙北郡・平鹿郡・雄勝郡・由利郡)　『秋田方言』

あんつぁ　㋐兄。青年。若主人。　(仙北郡・平鹿郡・雄勝郡)　『秋田方言』

あねこ　㋐姉。若き女。女中。　(雄勝郡)　『秋田方言』

岩手県

アンコ　㋐兄。長男。若旦那。青年。小僧。下男。　62　『岩手方言の語彙(旧南部)』

アンチャ　㋐兄。長男。青年。　18　『岩手方言の語彙(旧南部)』

アンコ　㋐兄さん。17　婿。2　青年・若い者。36　下男・丁稚。33　『岩手方言の語彙(旧伊達)』

エアナコ　㋐長男。兄さん。若い人。アイナコ・アエナサン・エアナサンと言って，兄又は青年男子に対する親愛の情のこもった呼び名。　『気仙方言誌』

アエナサン　㋐長兄・兄・若者・若い男子を親しんで呼ぶ。　『岩手県宮古市方言語彙』

あねき　㋑姉。長男の嫁。年頃の娘。　『九戸郡誌』

アネコ　㋐姉。若い女。小娘。子守娘。下女。　48　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

アネコ　㋐若い女子・娘・姉・兄嫁など一般に年若い女性を親しんで呼ぶことば。　50　『岩手方言の語彙（旧南部）』

アネサ　㋐姉・長男の嫁・年頃の娘などを親しんで呼ぶことば。　17　『岩手方言の語彙（旧南部）』

アネチァ　㋐姉さん。若い女性。　3　『岩手方言の語彙（旧南部）』

アネコ　㋐若い女・娘・姉・嫁・兄嫁など一般に年若い女性を親しんで呼ぶことば。　『岩手県宮古市方言語彙』

アネサン　㋐姉。若い女。お嬢さん。主婦。奥さん。娘さん。嫁さん。『岩手県宮古市方言語彙』

メラス　㋐乙女。姉。　10　『岩手方言の語彙（旧南部）』

宮城県

あねちゃん　㋐若いむすめ。ねえちゃん。　『自伝的仙台弁』

山形県

アンチャ　㋐①兄さん。置賜・最上・庄内地方。①⑪⑫⑬⑭⑯⑲㊹㊿「――ははっと目をさまし」〔温〕　②若い男。西田川郡加茂。㊸　『山形県方言辞典』

あんちゃ　㋐<全年齢層>　兄。若男。長兄。「あにさん」の約。「あんさ」の転。　『米沢方言辞典』

アンチャン　㋐兄さん。若い男。置賜・村山・最上地方。　㊿　『山形県方言辞典』

あんにゃ　㋐<全年齢層>　兄さん。若い衆。下男。兄。「あにさ」の転。　『米沢方言辞典』

あんにゃさ　㋐<老人層・壮年層・青年層>　兄。若い衆。下男。「あにゃさ」に，さらに「さん」をつけた「あんにゃさん」の転。　『米沢方言辞典』

アネ　㋐①姉。若い女。東置賜郡上郷。西置賜郡小国・長井周辺。南置賜郡

中津川。東村山郡干布。西田川郡田川。⑫⑲⑳⑥⓪　②弟妹が長姉を呼ぶ呼称。最上郡小国。⑦　③下女。東置賜郡上郷。西置賜郡小国。山形市。南村山郡柏倉門伝。北村山郡楯岡。⑫⑲　④母。飽海郡飛鳥。⑥　⑤酌婦。北村山郡小田島。西田川郡温海。⑤⑥⓪　⑥嫁。東田川郡大泉・八栄里。⑥⓪『山形県方言辞典』

あねちゃ　⑦<全年齢層>　①姉。②年頃の娘。「姉（あね）ちゃん」の約。『米沢方言辞典』

福島県

アンチャ　⑦兄さん。兄。子息。青年。「アンチャン」ともいふ。　『会津方言集』（安達）

アンツァマ　⑦他人の兄に対する称呼。又青年或は自己より目上年長者に対する呼び掛け。　『会津方言集』（安達）

あんにゃ　㋣⑦兄。また一般の若い男子をもいふ。あにがあんにとなり，そのにをのばして，あんにいといひ，遂にあんにゃとなったものであらう。兄者からの転と考へるのはどうかと思ふ。　『磐城地方方言考』

せな　⑦①兄。②年長の男子（特に親愛の意味で）。『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

せな　⑦兄。若い男。「せなあ」と語尾を引く場合が多い。自分の兄を指していふ場合は，上流ではあまり使用せぬ。「せなさま」と尊敬の接尾語を添えていふ時は，姉婿などを指すことが多い。勢力が衰えつつある語である。　『磐城地方方言考』

せな　⑦兄。年長の男。主人。若い男。　中通り北部・中部地方，会津地方浜通り地方。　『福島県の方言』

あんね　⑦姉。広く一般の若い娘をもいふ。　『磐城地方方言考』

群馬県

あにい　㋣あに（兄）の方言。兄の事を方言にて単に「にい」と言ふ。親しきものをよびかくる事より来るか。「あにい」は又若者に対してさげすみてよびかくるにもいふ。「あにい，これをもってゆけ……」の如し。『群馬県桐生地方エ』（ママ）

千葉県

アンサン　㋛①兄。②若主人。③若き男。　千葉市・山武郡。『千葉方言』

ナア（ナアコ）　㋐兄又は若者。　東葛飾郡誌　『千葉県郡別方言集』

ネーサン　㋛①姉。②兄の妻。③若夫婦。④若い女。　千葉市・山武郡。『千葉方言』

東京都

ニーコー　㋐兄。青年。　『八王子の方言』

せなァ　㋐兄をいう関東言葉。江戸ッ子は近在の若者へ対する蔑語として使っていた。「いはば十把一からげの，小松菜売りのせなァたち。」（黙阿弥，浄名清玄廓夜桜）　『江戸語事典』

アネ　㋛（俗）①姉さん。②一般に若い女。　『東京方言集』

アンコ　㋐①姉。②年上の娘に対する敬称。　『伊豆大島方言集』

長野県

アニーマ　㋛兄。息子。若い男。　『信州下伊那郡方言集』

新潟県

アンチャコ　㋐兄。長男。若者。少し敬意を含む。　西蒲原郡。　『越後方言七十五年』

アンニャ　㋐兄・長男・若者の汎称。　『越後方言七十五年』

アンニャコ　㋐少し敬意を含む（兄・長男・若者）。　『越後方言七十五年』

アンニャマ　㋐少し敬意を含む（兄・長男・若者）。　北蒲原郡。　『越後方言七十五年』

せな　㋐①若い男。青年。（大鹿瀬・向鹿瀬・日出谷・豊実）。②他人に対して自分の兄を言う。（津川・三郷・栄山・鳥井・大鹿瀬・向鹿瀬・日出谷・豊実・七名）。③兄。長男。（津川・三郷・栄山・鳥井・大鹿瀬・向鹿瀬・日出谷・豊実・三宝分）。　『越後東蒲原方言語彙集』

アネ　㋐姉・長女・若い女子の汎称。普通の姉の発音と違ってネが強い。アネサは勿論だが，新潟市にはアネマ・アネソン・アネヤもあった。アネマ・アネソンは町家の娘に対する一寸とした敬称だが，アネヤは花柳界の婦人，女中などにいふた。今は悉くネーサン。　『越後方言七十五年』

あねやん・あにやん・あねさん・ねやん・あねい　㋐姉上又は年長女を呼ぶ。又嫂をも姉に準へて年の多少に拘らず称す。　『佐渡方言集』

富山県

あんさ　㋐兄（下流）。男（大人）。「あんさま」「あんさん」「あんじゃ」は同じ。主に他家の息子の三人称。卑称に近い。　『富山県方言集成稿』

あんちゃん　㋐長男。兄さん。一般に若い男。　・対語「おっちゃん」。『富山県方言集成稿』

おあんさま　㋐兄・男（大人）の敬称。「おあんさん」「おあんはん」も同じ。「おあんか」と同じに用いられる。　『富山県方言集成稿』

あねはん　㋐よめさん。兄の妻。ねえさん（姉）。若主婦。一般に若い女。中流以上の他家の嫁に対する二・三人称。30歳前後の女を呼ぶ時にも用いる。『富山県方言集成稿』

石川県

アンカ　㋒兄。青年。　『石川県河北郡誌』

あんか　㋐ニイサン。已ノ兄又ハ他家ノ少壮ナル男子ノ第二人称ナリ。（全県）。　『石川県方言彙集』

アンカ・アンサ　㋐兄。青年。　『鳥越村の方言について』

アンカマ　㋒兄。青年。　『石川県能美郡誌』

アンサ　㋒兄。青年。　『石川県河北郡誌』

アンサマ　㋒兄。青年。　『石川県河北郡誌』

アンマ　㋒兄。青年。　『石川県能美郡誌』

アネマ　㋒姉。若き婦人。　『石川県河北郡誌』

アンニャ　㋒姉。若き婦人。　『石川県能美郡誌』

あんにゃ　㋒姉。已の姉又は他家の若き女。　『松任地方の方言』

あんにゃ　㋐ネイサン。已ノ姉又ハ他家ノ少婦ノ第二人称ナリ。下等社会ニ行ハル。　江沼郡・能美郡・石川郡・河北郡。　『石川県方言彙集』

アンニャマ　㋐姉。若い女。　『鳥越村の方言について』

あんにゃま　㋐ネーサン。我カ姉ノミナラス一般ニ若キ婦人ニ対シテ言フ。金沢市・江沼郡・河北郡。羽咋郡・石川郡・鹿島郡・鳳至郡。　『石川県

方言彙集』

ニャ　㋑姉。若き婦人。　『石川県能美郡誌』

ニャニャ　㋑姉。若き婦人。　『石川郡誌』

にゃあにゃ　㋑姉。若き婦人。　『松任地方の方言』

ニャーニャ　㋑姉。若き婦人。　『石川県河北郡誌』

ニャネ　㋑姉。若き婦人。　『石川県能美郡誌』

ニャーニャ　㋑娘。姉。　『鹿島郡誌』

福井県

アンサン　㋑中流以上の兄を呼ぶ言葉。若者を呼ぶ言葉。　『福井案内記』

アンサン　㋐中流以上の兄，又若者を呼ぶに。　福井（越前）　『福井県方言』

アンチャン　㋑①兄様。②青少年に対する呼称。　『越前坂井郡方言集』

静岡県

あんにー　㋐〔兄〕<卑>　兄。兄さん。　お若いの（町誌）。　『駿河岡部の方言と風物』

ネーサ　㋐姉さん。娘さん。　『遠州方言集』

岐阜県

あうねー　㋐①姉。②若い娘。（下原）　③一般に年若い女性をよぶことば。→あんね（一）。　『飛騨のことば』

あね（一）　㋐①一家の主婦。②主人の妻。（以上椿原）　③同じ親から生まれた年上の女。④妻（夫）の姉。兄の妻。⑤一般には若い女性。　『飛騨のことば』

ねー（さま・ま）　㋐①姉（様）。姉娘。年頃の娘。②嫁。人妻。　③中年以下の若い主婦。（古，多）→あんね。　『飛騨のことば』

ねさま　㋐姉さん。①若い女性。②中年以下の主婦。（尊）→あんね。『飛騨のことば』

島根県

あんじょー　㋐①兄さん。石見の美濃郡・益田市・邇摩郡・大田市。②若い男を軽蔑して言う語。出雲の飯石郡・仁多郡。石見の鹿足郡・美濃郡・益

田市・那賀郡。③下男。石見の那賀郡・邑智郡・大田市。出雲の飯石郡。④戸主。出雲の仁多郡。⑤年上で親しい男の他人。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市・邇摩郡・大田市。　『島根県方言辞典』

あんやこ　㋐兄。（大人から若い者に言う語）。出雲の飯石郡・簸川郡・八束郡。仁多郡。　『島根県方言辞典』

あんやさん　㋐①兄さん。隠岐の五箇村。②未知の若者。出雲の簸川郡・出雲市・仁多郡。隠岐の西郷町・五箇村・海士村。　『島根県方言辞典』

にー　㋐①兄。（下流語）。②若い男。（下流語）。③下男。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市。　『島根県方言辞典』

あんちゃ　㋐兄さん（青年・少年）。　出雲の能義郡。　『島根県方言辞典』

あねさん　㋐①姉。石見の美濃郡・益田市・邑智郡。出雲の簸川郡・出雲市・八束郡・大原郡・能義郡。隠岐の西郷町・五箇村。②長女。隠岐の西ノ島町別府・美田尻・旧黒木村。③他人の年頃の娘。（尊敬語）。隠岐の五箇村。　『島根県方言辞典』

ねーねー　㋐①姉。（下流語）。②下女。女中。③子守。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市。④若い女。石見の鹿足郡（津和野）。⑤子供らしくて無邪気なこと。「いつまでもネーネーで困る」。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市。　『島根県方言辞典』

山口県

ニー　㋐兄。転じて一般青少年に対する呼称で，名前の下につける。「春うニー」。ニーサーとも。女の場合はネー・ネーサーとなる。　『ふるさとのことば』

ニイサ　㋑兄又は若者。　『阿武郡奈古村』（ママ）

ニイサア　㋑兄又は若者。　『阿武郡奈古村』（ママ）

ニイニイ　㋑兄又は若者。　『阿武郡奈古村』（ママ）

ニイマ　㋑兄又は若者。　『阿武郡奈古村』（ママ）

香川県

アンニャン　㋑兄さん。他人（若者）を呼ぶ際にも用ひる。　『讃岐方言の研究』

愛媛県

ねーはん　㋐①姉の敬称。②若い女の敬称。　『国語拾遺語原考――愛媛新居方言精典――』

徳島県

アンサン　㋐①兄。②他人でも若い男性を呼ぶ汎称（親しみあり）。③義父母が養子を呼ぶ汎称。　『阿波言葉の辞典』

アンニャハン　㋑兄又は若い年頃の男。アンニャともいふ。『阿波方言集』

アンサン　㋐①兄。②若キ男ヲ呼ブ親称。③養父母が養子ヲヨブ称　『阿波美馬郡方言語彙』

アンネ　㋐①姉さん。②よその年若き女。　（椿泊・徳島・鳴門・川島）『阿波言葉の辞典』

イネ　㋐①姉さん。②よその年若き女（一般）。　（川島）　『阿波言葉の辞典』

ネー　㋐①姉さん。②よその年若き女。　（阿部・半田）　『阿波言葉の辞典』

ネエサン　㋐①姉さん。②よその年若き女。　（由岐・半田）　『阿波言葉の辞典』

ネーチャン　㋐①姉さん。②よその年若き女。（伊島・椿泊・坂野・半田）『阿波言葉の辞典』

ねえはん　㋐姉様。年若イ娘子。　『阿波の国言葉』

ネエヤン　㋐①姉さん。②よその年若き女（一般）。　（海南・池田・西祖谷）　『阿波言葉の辞典』

ンネ　㋐姉さん。②よその年若き女（一般）。　（海部・阿部・鳴門）　『阿波言葉の辞典』

ンネヤン　㋐姉さん。②よその年若き女（一般）。　（坂野）　『阿波言葉の辞典』

ネー　㋐①若キ女ヲヨブ代名詞（目下ニ）。②姉。　『阿波美馬郡方言語彙』

高知県

ねーなん（姉なん）　㋐姉さんに同じ。自分の姉又は他所の娘を呼ぶに用ひ

る語。　(安芸郡野根村及近村)　『土佐方言集』(宮地)

長崎県

アンシャマ　⑦兄様。一般若者に対してもいふ。　『分類長崎方言語彙(二)』

バサン　㋒兄さん，又は若き男の敬称。(南松浦郡崎山村)　『五島方言』

(ママ)

熊本県

あぼ　⑦お兄ちゃんのことです。若者たちに対する呼び名にも用います。但し，この場合は語尾に「よい」「さん」を附けて「あぼよい」「あぼさん」と呼びます。肥後弁では「あぼさん」は(赤ん坊)のことです。　『牛深弁考』

沖縄

?ahwii　⑦①兄。にいさん。平民についていう語。農村では ?aqpii というところもある。士族については 'jaqcii という。②にいさん。平民の若者をいう語。　『沖縄語辞典』

?aqpii　⑦①兄。にいさん。若者。農村で用いる語。首里・那覇では，士族については 'jaqcii，平民については ?ahwii という。②いなかの若者。あんちゃん。　『沖縄語辞典』

?aNgwaa　⑦①姉。ねえさん。平民についていう。②ねえさん。娘さん。娘。平民の若い娘をいう。　『沖縄語辞典』

?Nmii　⑦ねえさん。姉，また，未婚の女。士族についていう語。かりに三人姉がいれば，一番上を ?uhu?Nmii (大ねえさん)，中を ?Nmii (ねえさん)，すぐ上を ?Nmiigwaa (小ねえさん) のように呼び分ける。　『沖縄語辞典』

6　若干の例外的事例

手元のカードを以上のように整理してきたが，なお以上に述べた事柄からは例外となるものが何枚か残った。それらを以下にまとめて示しておく。

(1)　兄を意味する親族語が年齢階梯語としては少年を意味するもの

兄を意味する親族語は，年齢階梯語としては若い男，青年である男を意味するのが一般的である。その例外として少年を意味するものがあった。カードで4枚，異なり語で3語である。

エアナコ　㋐兄。少年。　5　『岩手方言の語彙（旧南部）』

エアナコ　㋐兄。少年。　『岩手県宮古市方言語彙』

ヤッコ　㋐長男。男の子。兄。少年。　12　『岩手方言の語彙（旧南部）』

あんこ　㋐①にいさん。②10才から15才ぐらいの男の子。肉親はいわず，他人の子。　『富山県方言集成稿』

おそらく，これらの語は，親族語としては兄一般を意味するのではないのだろう。青年期や壮年期・老年期にある兄ではなく，少年期にある兄だけを指して使われる。そのために，年齢階梯語としても少年を指して使われるようになったのであろう。

(2)　姉を意味する親族語が年齢階梯語としては中年の女を意味すると思われるもの

姉を意味する親族語は，年齢階梯語としては若い女，青年である女を意味するのが一般的である。その例外として，中年の女を意味すると思われるものが1枚だけあった。

アセ（――'クヮ）　㋐姉。おばさん（婦人の愛称）。　『奄美方言の研究』

「おばさん（婦人の愛称）」という標準語訳からみて，中年の女を意味すると受けとるのが妥当だろう。しかし，奄美方言の臨地調査は，一度も経験がないので，なぜこのような用法があるのか，まだわからないでいる。

(3)　おじを意味する親族語が年齢階梯語としては老人の男を意味すると思われるもの

おじ（uncle）を意味する親族語は，年齢階梯語としては中年の男を意味するのが普通である。その例外として，老人の男を意味すると思われるものがあった。カードで3枚。異なり語で1語。なぜこのような例外的事例があるのか。これもよくわからない。

ヲッサン　㋑伯父。叔父。老人の敬称。翁。　『千葉県君津郡誌』

ヲッサン　㋐伯叔父。老人の敬称。　（君津郡誌）　『千葉県郡別方言集』

おっさん　⑦伯叔父。又少年より老者を指していふ。　『佐渡方言集』

(4)　おばを意味する親族語が年齢階梯語としては老人の女を意味するもの

おば（aunt）を意味する親族語は，年齢階梯語としては中年の女を意味するのが一般的であるが，中に例外として老年の女を意味するものがあった。カードで3枚，異なりで4語。佐渡には，おじ・おばを意味する親族語にともに例外があることになる。これもなぜなのか。よくわからない。

オバサン　⑦叔母さん。老年の婦人をいふ。　『信州東筑摩郡方言集』

おばさん・おばやん・おばあ　⑦伯叔母。又は老女を称す。『佐渡方言集』

オバン　⑦叔母さん。婆さん。　『小豆島方言』

(5)　父を意味する親族語が老人の男を意味すると思われるもの

父を意味する親族語は，年齢階梯語としては中年の男を意味するのが一般的である。その例外として，1枚だけ老年の男を意味すると思われるものがあった。

トド　⑦父。主人。夫。子どものある夫。老人。 54 『岩手方言の語彙（旧南部）』

これは，おそらくトドが父一般を指して使われるのではない。老年期にある父を指して使われるために，年齢階梯語としては老人を指して使われるようになったのであろう。

(6)　母を意味する親族語が年齢階梯語としては老年の女を意味すると思われるもの

母を意味する親族語は，年齢階梯語としては中年の女を意味するのが一般的だが，中に2枚だけ例外があった。

あば　⑦妻。母。老婦。「あば　えねさげ，あしたにして　くっちゃ」（妻がいないから，明日にして下さい）　『北荘内方言集』

オバァン　⑦年取った女を呼ぶ。又は母。　（若狭）　『福井県方言』

これも，おそらく親族語としての用法に年齢階梯的な条件があったためではないか，と思われる。つまり，母一般ではなく，母の中でも老年期の母を指して使うことが多い。そのために年齢階梯語としても老女を指して使われるようになったのであろう。

(7) 祖母を意味する親族語が年齢階梯語として中年以上の婦人と幼児を意味するもの

祖母を意味する親族語は，年齢階梯語としては老年の女を意味するのが一般的だが，例外として1枚だけ中年以上の婦人と幼児を意味するものがあった。

オンバ ⑦①中年以上の婦人。②祖母（在方）。ババ・オンバコともいう。③幼児。男女ともいう。オボとも。未婚の老女。五十くらいまで。『青森県五戸語彙』

これもよくわからない。標準語訳で中年以上の婦人といっているけれども，その中年がかなりの年輩の人を指しているのかどうか。また，祖母を意味するオンバが年齢階梯語として幼児を意味するというのも，よくわからない。あるいは同音異義語なのかどうか。それとも幼児は，祖母のオンバにいつもお守りをされているからなのであろうか。

Ⅳ　俗謡「お前百まで　わしゃ九十九まで　～」を現代青年はどう理解しているか

1　はじめに

第2論文の第2節で述べたことではあるが，鈴木孝夫さんは，日本人の親族呼称に関連して次の趣旨のことを述べている。

現代日本語では，目下の親族には二人称代名詞を使ってaddressすることができるが，目上の親族に対してはそれができない。親族ばかりでなく，一般に目下の者には二人称代名詞を使えるが，目上の者には使えない。

この鈴木さんの主張は，同氏の母語である現代東京方言については確かに正しい。しかし，東京方言以外の，現代日本各地方言には必ずしもそうではない事例が多い。目下の者が目上の者に向かって「お前」とaddressする。たとえば妻が夫に向かって「お前」とaddressする。弟・妹が兄・姉に向かって「お前」とaddressする。児童が先生と思われる大人に向かって「お前」とaddressする。つまり「お前」は，目上に対して使う二人称代名詞である。こういう方言が地方に存在することは，すでにこれまで他の多くの研究者によって報告されている。第2論文の第2節では，わたし自身の調査事例もまじえながら，このことを指摘しておいた。

この第4論文では，方言以外の事例であるが，現代の青年が標題の俗謡に使われている人称代名詞をどう受けとっているかについて，わたしが試みた小調査の結果を報告しておきたい。本来的な形，つまり古い，伝統的な形で使用されているはずの「お前」と「わし」をきわめて当世風に解釈している青年が世間には多いらしい。そのために，広く人口に膾炙している俗謡そのものをまちがって理解している青年が多いらしい。そのことは注意してほしい。

2　理解調査の実施

東京外国語大学で昭和52年度基礎講座の一つ「コミュニケーション論」を聴講していた学生に，次のような調査を試みた。調査は，53年2月に同大学で行われた学年末定期筆記試験の問題の中に入れて実施した。回答者の総数は319名。「コミュニケーション論」が基礎講座であるため，回答者は1年生と2年生だけ。3年生と4年生は含まれていない。「コミュニケーション論」は，わたしが非常勤講師として担当したものだが，講義の中でこの俗謡についての解説は少しもしていない。

> 夫婦が仲むつまじく，長生きすることをねがった俗謡に次のようなものがある。
>
> 『お前百まで，わしゃ九十九まで
> 　　共に白髪のはえるまで』
>
> A君は，「この歌詞は，夫が妻に向かっていったことばだ。」といい，B君は，「いや，妻が夫に向かっていったことばだ。」といった。歌詞から判断して，A・Bどちらの意見が正しいと思うか，答えよ。あわせて正しいと思う理由を記せ。A・Bどちらの意見も正しいと思うのなら，そう思う理由を記せ。

3　回答内容の整理結果

(1)　319名の回答の集計結果は，次のとおりである。

A君の意見（夫が妻に向かっていった）が正しいとする者
165名（51.7%）

B君の意見（妻が夫に向かっていった）が正しいとする者
52名（16.3%）

A・Bどちらの意見も正しいとする者　98名（30.7%）

その他	4名（1.3%）
計	319名（100%）

「その他」の4名は，「この歌詞からだけでは，どちらともきめることができない。」，または「A・Bどちらの意見も正しくない。」と回答した者である。

御覧のとおり，A君の意見を正しいとした者が最も多く，全体の半数をしめる。次いで，A・B両君の意見が正しいとした者が，全体の3割。B君の意見が正しいとした者は，全体のわずか16%で，最も少ない。こういう結果になった。

(2) A君の意見が正しいとする理由

A君の意見（夫が妻に向かっていった）が正しいとした165名の支持理由のうち，おもなものは次のとおりである。一人で二つ以上の理由をあげている者が多いので，合計は165名をこえる。（以下，同じ。）

① 「お前」は夫が妻に向かって使う二人称代名詞であって，妻が夫に向かって使うものではないから，と答えた者。——148名。回答者総数の46.4%をしめる。

② 「わし」は男が使う一人称代名詞であって，女が使うものではないから，と答えた者。——110名。回答者総数（319名）の34.5%をしめる。

③ 一般に妻は夫よりも長生きをする。妻よ，お前もそうあってほしい。夫にとって妻に先立たれるのはいやなことだ。歌詞は，妻に対する夫のこのような気持を表現していると思われから，と答えた者。——62名。回答者総数の19.4%をしめる。

④ この歌詞は，妻に対する夫のいたわりの気持を表現していると思われるから，と答えた者。——24名。回答者総数の7.5%。

⑤ この歌詞は，妻よ，お前はわたしよりも長生きをして，わたしの死をみとってほしいという夫の気持を表現していると思われるから，と答えた者。——12名。全体の3.8%。

⑥ 夫婦はともに長生きをしたい。死ぬときはいっしょに死にたい。妻は，夫よりも年下であるのが普通だ。仮に一つ年下なら，妻よ，お前が百，わたし

が九十九まで長生きして，いっしょに死ねる。歌詞は，夫のこういう気持を表現していると思われるから，と答えた者。——6名。全体の0.2%。

(3) B君の意見が正しいとする理由

B君の意見（妻が夫に向かっていった）が正しいと答えた52名の支持理由のうち，おもなものは次のとおりである。

① 「お前」は，本来目上に対して使う二人称代名詞。したがって妻が夫に対して使うものだったから，と答えた者。——18名。回答者総数の5.6%。

② 「わし」は，男だけでなく，女も使う一人称代名詞であったから，と答えた者。——17名。回答者総数の5.3%。

③ 一般的にいって，妻は夫よりも年下だ。だから，夫が百，妻が九十九まで長生きして死ねば，夫婦はほぼ同じころにこの世を去ることができる。夫婦は，あとにどちらが生きながらえても，よいことはない。歌詞は，夫に対する妻のこのような気持を表現していると思うから，と答えた者。——28名。回答者総数の8.8%。

④ 妻は，夫の長生きをねがい，自分はどうせ死ぬなら，夫よりも先に死にたいと思うのが妻の心情だ。歌詞は，妻のこのような心情を表現していると思うから，と答えた者。——11名。回答者総数の3.4%。

(4) A・B両君の意見が共に正しいと答えた98名については，省略する。

4 整理結果についての若干のコメント

問題のこの俗謡は，昔から広く人口に膾炙しているものだ。だが，わたしはこの俗謡をいつ誰がつくったものなのか，あるいは，いつごろから世間で広くうたわれてきているものなのか，知らない。周囲の人に尋ねたり，文献を調べたりしたが，残念ながらまだわかっていない。だから，そう言い切る決定的な証拠はもっていないのだが，わたしとしてはB君の意見（妻が夫に向かっていった）が正しいと思っている。少なくとも，B君の意見がまちがいだとは思わない。

文久2年松延堂刊の『大津絵節集』に，次のような俗謡が収録されている。

大津絵節とは，江戸末期から明治初期にかけて流行した俗謡の一つである。

おまへゆへなら。わしが身は。たとへどのよになろうとも。うらみとは。おもやせん。どふで一度は死ぬ命ほれたからならその人に。まかして意路を立るのが。おなごに生れたみちじやもの。上それほどおもふ心根を。しんきやな。余所にしられて腹がたつ。いつそこのまま退たらながいきするであろ。

はるさめに。しっぽりぬるる。梅が軒ばの匂ひどり。夏はほたるのともし火も。ながめ見あかぬすみだ川。御被ぞ夏はうちつれて。散ゆくはづへばらばらと。来てはざこ寝をおこしつつ。上おとこごころはむごらしひ。（略）（下線は渡辺。以下同じ。）（高野辰之編『日本歌謡集成』第11巻　近世編　509ページ。）（注1）

「ながめ見あかぬすみだ川」とあるから，もちろん江戸・東京でも歌われたものであろう。「おなごに生まれたみちじやもの」とあるから，これは，明らかに女が情人である男に向かっていっている台詞だ。その台詞の中で，女は男を「おまへ」と address し，自分のことは「わし」と referr しているのである。

『笑本板古猫』という，おそらく江戸中期か末期のものと思われる古い都都逸集に次のような都都逸が収録されている。

まことおまへがじやうあるならば
　　年のあくまでまたしやんせ。
酒は身の毒しりつつわしも
　　つらい座敷のうさはらし。
人目しのべばわしや恨めしい
　　あけていわれぬ身のつらさ。
はやく年あけおまへの側で
　　すきな気儘がして見たい。
神やほとけをだますはまだよ
　　わしをだますと喰ころす。
こんなこころでないわしが
　　おまへにあふとぐちになる。
こちら向んせこれこちの人
　　わたしやおまへのおかみさま。

（高野辰之編　上掲書　448～459ページ。）

これらの都都逸は，その内容からいって，おそらく遊女と思われる女の心情をうたったものだとみてよいだろう。その女は，相手の男を「お前」と address し，自分のことを「わし」と refer していることが多いのだ。

以上のような例を根拠にすれば，標題の俗謡は，妻が夫に向かって address しているものだというB君の意見は，正しいように思う。少なくともまちがいだということはできない。つまり現在の段階では，少なくともA君の意見だけを正しいとした回答はまちがっている，とみなしてよいだろう。そういう回答をした者が165名，全体の52%弱をしめている。伝統的な規範意識によって理解すべき古い俗謡を，多くの現代青年はきわめて現代的な規範意識によって理解しているのである。

5　ことわざ「情けは人のためならず」と「灯台もと暗し」の場合

ついでなので，古い俗謡の現代的解釈という以上の報告に一つおまけをつけ加えておこう。昭和50年10月のことである。同じ東京外国語大学で「コミュニケーション論」の講義をしていた際，講義の時間を利用して，受講学生に次の理解調査をしたことがある。

1.　「情けは，人のためならず。」ということわざの意味を解説せよ。
2.　「灯台もと暗し。」ということわざがあるが，この「灯台」の形を簡単に図示せよ。

回答者は，総数88名であった。回答の整理結果は次のとおりだった。

①　「情けは，人のためならず。」ということわざの意味の解説内容の整理結果は，次のようになった。

(A)：困っている人に情けをかけてやることは，人のためではない。めぐりめぐって，やがては自分のためになることだ。だから，困っている人をみたら，積極的に助けてやりなさいということだ，と解説した者。これが正しい解説だが，このように回答した者は，わずか23名。全体の26.1%にすぎ

なかった。

(B)：困っている人に情けをかけてやることは，その人のためにならない。だから，困っている人をみても，情けをかけるな。このように解説した者がなんと53名。全体の60.2%に及んだ。

(A)と(B)：上記(A)・(B)二つの正反対の解説を併記した者が10名。全体の11.4%。

無答：無答が２名。全体の2.3%。

② 「灯台もと暗し。」の「灯台」 の形を簡単に図示せよという第２の設問に対する回答は，整理すると次のようになった。

(A)：灯明台（a candle or oillamp stand） を図示した者。 これが正解であるが，正解者の数はわずか16人。全体の18.2%にすぎなかった。

(B)：足摺岬などにある灯台（lighthouse）を図示した者。 これは誤答であるが，その数は59名。なんと全体の67%に及んだ。

(C)：(A)と(B)の二つを図示した者。２名。全体の2.3%。

(D)：旧時代の街灯（常夜灯）を図示した者。３人。同じく3.4%。

(E)：人間の眼を図示した者。１名。同じく1.1%。

(F)：照明スタンドを図示した者。２名。同じく2.3%。

(G)：無答が５名。同じく5.7%。

6 まとめ

わたしの講義を受講した東京外国語大学の学生は，いずれも優秀な学生ばかりである。同世代の全国の青年の中でも，知的水準はきわめて高い所に位置しているはずだ。そういう青年たちが，全体としては，標題の俗謡の「お前」と「わし」，それに上掲のことわざを以上のように理解しているのである。

東京外国語大学の学生とは全く関係のない話だが，ある老先生が教え子から受けとったクラス会への招待状に，「枯木も山のにぎわいだから，どうぞ御出席下さい。」という趣旨のことが書いてあった。 こんなことを何かで読んだことがある。

講義の合間に試みた小さな調査にすぎないが，以上の調査結果をみると，現

代青年のことばの意味理解，さらにいえばその背後にある価値観やモラルの変化・ズレを思わずにいられない。残念なことだと思う。

注

(1) 高野辰之編　『日本歌謡集成』第11巻　東京堂　昭和17年。

V　小砂丘忠義と親族呼称のこと

1　津野松生さんと小砂丘忠義（ササナカタダヨシ）

昭和51年3月，わたしは高知県宿毛市へ調査に行った。宿毛は，初めてだった。同市土居下の旅館昭和館にとまって調査をした。旅館の御主人津野松生さん（明治38年生まれ，宿毛市文化財調査委員長）に初めてお目にかかった。津野さんには，宿泊のことばかりでなく，インフォマントの紹介その他，調査のことでも大変お世話になった。その上，『小砂丘忠義と生活綴方』（百合出版昭和49年）という立派な著書を頂戴した。同書の前身は『小砂丘忠義』というガリ版刷りの自家版であるが，これは昭和47年度の高知県出版文化賞を受賞する栄誉に輝いている。

わたしは，生活綴方運動のことに暗いので，津野さんからお話をうかがうまでは，小砂丘のことは全然知らなかった。しかし，戦前の生活綴方運動に関心をお持ちの方なら，どなたでも小砂丘のことは御存じであろうと思う。上田庄三郎（共産党の上田耕一郎副委員長・不破哲三書記局長きょうだいの御尊父），中島喜久夫，池田邦夫，その他の人たちと共に戦前の生活綴方運動に輝かしい足跡を残している人だ。彼の輝かしい業績を記念して，戦後の昭和28年「小砂丘忠義賞」という賞が設定されているほどである。

津野さんからうかがったお話，それに同氏の上記の著書の記述によって，ごくかいつまんで小砂丘の略歴と，小砂丘と津野さんの関係を紹介しておこう。

小砂丘忠義はペンネーム。本名は笹岡忠義。明治30年4月，高知県長岡郡東本山村津家（ツケ）の生まれ。昭和12年10月，東京都豊島区長崎で死去。享年41歳。父は笹岡楠蔵，母は笹岡芳。楠蔵・芳が共に18歳のときの子ども（長男）である。楠蔵は，生涯しがない労働者であった。

小砂丘は，大年2年，17歳のとき，高知県長岡郡東本山村本山尋常高等小学

校から高知師範学校に入学。大正6年同校卒業。ただちに長岡郡東本山村杉尋常高等小学校訓導となる。大正8年，小砂丘23歳。この年の4月，勤務先の杉尋常高等小学校に長岡郡立臨時准教員養成所（修業年限1年）が併設される。小砂丘は，同養成所の教官も兼務する。東本山村に生まれ，杉小学校の高等科を卒業した津野さん（旧姓豊永）は，つづいてこの養成所の第1期生とる。だから，小砂丘と津野さんは，小学・養成所を通じて師弟の間柄になる。以後，生活綴方運動を通して，二人の関係はつづく。二人の関係は，それだけではない。津野さんの父親は，小砂丘の父親楠蔵と従兄弟の間柄にあり，したがって津野さんは，小砂丘の再従兄弟にあたる。津野さんが小学1年生のとき，小砂丘は同じ小学校の高等科2年生。小砂丘につれられて，毎日4キロの山道を小学校に通ったという。このように，津野さんと小砂丘は，親族関係，小学校の先輩と後輩，師弟関係，生活綴方運動の同じ仲間と，二重，三重，四重の関係で結ばれていたのである。

2　津野松生さんからの書き書き

そういう津野さんから，昭和館の茶の間で小砂丘のことについて次のようなお話をうかがった。

小砂丘は，父の楠蔵をニイと呼んでいた。ニイというのは，高知県長岡郡地方の方言で兄を意味する俚言である。小砂丘は，前述したとおり，高知師範学校を卒業して，杉小学校の訓導になるが，彼はこの時津野さんの生家に同居して，そこから杉小学校へ通うことになる。彼は，その当時でも，父楠蔵のことをニイと呼んでいた。当時このことについて津野さんの父は，あるときいろりばたで小砂丘に向かって，次のようにいったという。

「忠義，ナンボ　イウタチ，親父ノコトヲ　ニイト　イウコトガ　アルカ。ソレダケハ　ヤメニャア　イカンゾ。」

当時，津野さんはまだ小学生だったが，そのことを津野さん自身たいへん不思議に思っていたそうだ。津野さんは，小砂丘の父楠蔵が小砂丘にてれかくしに自分のことをそう呼ばせているのかと思ったという。だが，事実はそうでは

かった。小砂丘が赤ん坊のとき，彼の子守りをしたのは，父楠蔵の妹たち（つまり小砂丘の叔母たち）であった。楠蔵には，次（三歳年下）と雪(五歳年下)という，二人の妹がいた。彼女たちは，妹だから，楠蔵のことを当然ニイと兄名称で呼ぶ。小砂丘は，それにならって，父楠蔵をニイと呼んだのだ。津野さんは，後年，小砂丘の二歳年下の妹静雄からそのことを聞く。そこではじめて，なるほどと思ったというのである。（この辺のことは，上記の津野さんの著書にも書かれている。）

自分の父親に対する小砂丘の address・reference について津野さんからうかがったことは，あらまし上記のとおりである。

3　子どものときに身につけた周囲の親族に対する呼称や名称の形式は容易に変化しにくいことがあるということ

わたしは，上記の津野さんのお話を大変興味深くうかがった。日本語では，周囲の親族に対して，年少期に獲得した呼称や名称の形式は，その人の生涯にわたって根強く残存する傾向があることを知っていたからだ。このことについては，小論「日本人の親族呼称についての事例研究(1)」(注1) の中で，岩手県江刺市のKさんの事例と，わたしが生まれ育った福島県伊達郡保原町の渡辺治作家の事例を使ってくわしく報告したことがある。上述の小砂丘の事例は，これと共通するものである。小砂丘の事例の底にあるものを一層よく理解していただくために，Kさんの事例をここでもう一度報告してみようと思う。

昭和43年の秋，岩手県江刺市岩谷堂へ調査に行ったときのことである。わたしは，土地のある人から，わたしの調査のインフォマントとして，Kさんを紹介された。Kさんとは，同市岩谷堂雲南田(ウンナンダ)にお住いの菊地与市さんのことである。菊地さんは，明治26年この地の農家の生まれ。調査当時75歳。生年からいえば，小砂丘よりも4歳年上にあたる。岩谷堂高等小学校をへて，大正3年盛岡の岩手師範学校を卒業。主に岩手県江刺郡地方の小学校の訓導や校長を歴

任。退職後は，農業に従事して余生を送っておられたかたである。岩手師範在学中の数年を除いては，ほとんど家を離れたことがないというから，いわば岩谷堂はえぬきの老人の一人である。師範学校を卒業して，小学校の教員を経験しているということでも，小砂丘と共通した経歴をもっている。

わたしが，この菊地さんをそのお宅にたずね，岩谷堂地方の方言の親族語について，あれこれお話をうかがっていたら，話がたまたま菊地さん御自身の子ども時代のことに及んだ。菊地さんは，自分の子どものころをふりかえって，ほぼ次のようなことをわたしに話してくれたのである。前記小砂丘の事例とくらべながら，読んでほしい。

「渡辺さん，おかしなことですが，わたしは，子どものころわたしの父親のことをオンツァと呼んでいました。オンツァというのは，この地方の方言で，おじ（uncle）のことです。父親を意味するこの地方の俚言は，ふつうオトッツァ，またはオトです。わたしの父は，もちろんわたしの実の父親です。実の父親ですから，普通ならオトッツァ，またはオトと呼ぶのが当然です。それなのに，わたしは，わたしの父をオトッツァ，またはオトと呼ばないで，オンツァと呼んでいました。おかしな話ですが，これには，次のような事情があったのです。

わたしの家は，わたしが10歳のとき，父が本家から分家させられて，この家（house）に移ってきました。つまりわたしは，この家で生まれたのではなく，本家で生まれたのです。本家は，大きな農家でした。わたしの父は二男坊で，若いころ本家のクワガシラとして作男たちといっしょに働いていました。その上，本家の家督である，父の兄がしばらく本家を離れていたという事情も重なったため，わたしの父は，わたしの母を嫁にとり，わたしが生まれてからも，分家に出ることなく，なお本家にとどまって，クワガシラとして本家のために働いていたのです。

本家には，父親の兄の子，つまりわたしにとっていとこにあたる年上の男子が一人いました。わたしは，このいとこと本家でいっしょに生活していたわけです。このいとこは，わたしの父をオンツァと呼んでいました。いとこからみれば，わたしの父をこう呼ぶのは当然のことです。だが，うかつなこと

に，わたしも，このいとこにならって，わたしの父をオンツァと呼んでいたのです。つまり，いとことわたしの二人が，わたしの父をオンツァと呼んでいたのです。

父は，わたしが10歳のとき，ようやく分家に出されて，わたしたち親子はこの家に移ってきました。だが，わたしは，いとこと別れてこの家に移ってからも，わたしの父をオンツァと呼んでいました。わたしの親(母を含めて)は，わたしが父親をオンツァと呼んでいることを，わたしたちが本家にいたときはもちろん，この家に分家してきてからも，親の側から積極的に訂正してくれようとはしませんでした。むとんちゃくで，のんきな親だといってしまえば，それまでですが，今にして思えば，わたしの親は，わたしの側からそのまちがいを訂正してくれることを期待していたのかも知れません。それだけに，自分の父をオンツァと呼ぶことがおかしいとわたし自身の側から意識しはじめたのは，たしか尋常小学校（当時の尋常小学校は4年制）を卒業して，高等小学校へはいったころでした。

近所の友達がそれぞれ自分の父親をオトッツァ，オトと呼んでいる。それなのに，わたしだけが自分の父親をそう呼ばないで，オンツァと呼んでいる。これは，おかしい。自分の父親はオンツァでない。オトッァ，オトなのだ。きわめて当り前のことですが，このことが子どものわたしにもわかってきたのです。

しかし，渡辺さん，習慣というのはこわいものですね。前にも申しましたように，わたしの親は自分たちのほうから積極的に訂正してくれません。だから，いざ，わたしがわたしの側から自分の父親をオンツァと呼ぶのをやめて，オトッツァ，またはオトと呼ぼうとしても，なかなかそうは呼べないのです。何もオトーサン・オトーサマなどと東京ふうの，ハイカラな呼びかたに変えるのではありません。オトッツァマ・オトというのは，隣り近所の友達が毎日の日常生活で使っている呼び名です。それこそありきたりの方言の呼び名です。それなのに，なかなかそのオトッツァ・オトにのりかえることができない。なんかそぐわないような，てれくさいような，一種の違和感のようなものがあったのですね。子どもごころにも全く困ったものでした。…

……」

少年時代のことをふり返って，菊地さんがわたしに話してくださった内容は，ほぼ上述のとおりである。

さて，以上，小砂丘と菊地さんの事例は，わたしたちに次のことを教えてくれる。

① ことばを覚えはじめたばかりの子どもにとって，親族語の正しい習得は必ずしも容易なことではない。

② 家族や親族の内部で，特定の成員が他の特定の成員に対して年少期に獲得した呼称や名称の形式は，その人の生涯の中で，これを他の形式に変えようとしても，なかなか容易でないことがある。

以上のことに若干のコメントをつけ加える。

A．まず①から。トンボという昆虫は，子どもの小砂丘にとっても，小砂丘の子守りをした叔母にとっても，トンボという昆虫である。子どもの菊地さんにとっても，菊地さんのいとこにとっても，トンボという昆虫である。誰にとっても，トンボという昆虫である。したがって，幼児がことばを習得していく過程で，トンボという昆虫を仮に小砂丘の叔母がトンボという語で指し示していれば，小砂丘もそれをおうむ返しにトンボという語で指し示してよい。菊地さんのいとこがトンボという語で指し示していれば，菊地さんもおうむ返しにトンボといってよい。トンボという昆虫，そしてトンボという単語は，そういう性質のものである。これを実体語といってよいだろう。

だが，親族や親族語の場合は違う。笹岡楠蔵は，小砂丘の叔母からみれば，兄（ニイ）であっても，小砂丘からみれば，兄（ニイ）ではない。父である。Aなる人物が菊地さんの父であるとすれば，Aは菊地さんにとっては父であっても，菊地さんのいとこにとっては父でない。おじでしかない。であるから，小砂丘の叔母が楠蔵をニイと refer・address したからといって，小砂丘はおうむ返しに楠蔵をニイと refer・address することはできない。菊地さんのいとこがAをオンツァと refer・address したからといって，菊地さんもおうむ返しにAをオンツァと refer・address することはできない。子どもに対する親，むすこ・むすめに対する父・母，弟・妹に対する兄・姉，おい・めいに対

するおじ・おばのような個々の親族成員，そしてそれらを指し示す個人親族語は，すべてそういう性質のものである。トンボという語を実体語とするなら，個人親族語は関係語である。

したがって，ことばを覚えはじめたばかりの幼児にとって，個人親族語を正しく習得することは，トンボ・イヌ・ネコ・オッパイ……のような実体語を習得することよりも，はるかにむずかしいはずだ。ことばを覚えはじめたばかりの幼児にとって，自分をとりまく何人かの人間の中のある特定の人物がなぜオトーサン・オトッツァ・オトであり，それと容貌や体つきが余り異なっていない他の特定の人物がなぜオジサン・オンツァであるのかなどということは，到底理解できないことである。そういう理屈は一切ぬきにして，幼児は，周囲の人間たちがある特定の人物を指してそれにオトーサンという音声形式，そして他の特定の人物を指してそれにはオジサンという音声形式を使うことを反覆教えてくれるから，そのようにすることを覚えていくだけのことである。だから，周囲の大人がことばを覚えはじめたばかりの幼児に対してこのような適切な配慮を欠くと，その幼児は親族語の正しい用法の習得に失敗する。自分の実の父親をニイと refer・address した小砂丘の事例，オンツァと refer・address した菊地さんの事例は，その典型的なものといえる。

B．次に②について。それにしても，自分の実の父親を兄名称やおじ名称で呼んで，父名称では呼ばない。これは，親族語の使い方としては大変な間違いである。おそらく，この広い世間にも，そんなには多くない，珍しい間違いであろう。したがって，菊地さんの事例でいえば，それをオトッツァ・オトという，その地方の方言としてはごくありふれた形式にかえねばならない。これは，誰がみても当然のことだ。事柄の本質をようやく理解できるようになった菊地少年にとっても，このことは，おそらくごく単純かつ当然のことであったに違いない。だが，それにもかかわらず，彼は，このごく単純かつ当然のことを実際に行動で示すことには，相当強い抵抗感や心理的葛藤を経験したという。

小砂丘の事柄でいえば，父親の楠蔵を兄名称で呼ぶのは間違いだ。東本山村方言の父名称で呼ばなくてはならない。高知師範学校を卒業して，すでに立派

な教師になっていた小砂丘にとってみれば，おそらくこれ以上に明白な事実はなかったであろうと思う。それにもかかわらず，いとこおじである津野さんの父やまたいとこである津野さんと，親しい身内との，くつろいだ場面での会話では，そうすることになかなかふんぎりがつかなかった。（もちろん，小砂丘ほどの人物が，改まった，公的な場面で，父楠蔵を同じように兄名称で呼んでいたとは考えられない。）

以上，菊地さんと小砂丘の事例は，家族や親族の内部で，特定の成員が他の特定の成員に対して，子どものときに身につけた呼称や名称の形式（とりわけ呼称の形式）は，たとい間違ったものであるにせよ，その人の生涯にわたって根強く残存しようとする傾向があるのだということを教えてくれる。ましてや間違っていない場合は，一層根強く残存することであろう。

わたしは，わたしが生まれ育った福島県伊達郡保原町の渡辺治作家の事例研究で，このことを知った。同家の成員全体の親族呼称の構造は，六つの原則の上にでき上がっているが，そのうち第3・第4・第5の原則は，次のようなものである。

〔原則3〕　渡辺家においては，特定の親族成員が他の特定の親族成員に対してもっている親族呼称の形式（家族内・親族内での名称の形式を含めて）は，容易に変化しない。（同一世代内不変化の原則）

〔原則4〕　しかし，渡辺家においては親族呼称（家族内・親族内での名称を含めて）の形式は，世代と世代の切れ目では，かなりはっきりした変化を見せている場合が多い。（世代間変化の原則）

〔原則5〕　渡辺家の親族呼称の体系についてみられる世代間の変化は，個別的・部分的な形ではなく，組織的・全体的な形でおこっている。そして，親の世代から子どもの世代にかけての変化よりも，子どもの世代から孫の世代にかけての変化のほうが広汎かつ急激である。(注2)

原則3をあえて「同一世代内不変化の原則」といったが，これは「決して変化しない」ということではない。「容易に変化しない」ということである。

それでは，なぜ容易に変化しないのか。親族呼称には，ある意味で親族と親族の結びつきそのものだという側面があるからであろう。父楠蔵に対する小砂

丘の関係は，小砂丘が楠蔵をニイと呼ぶことの上に安定した形を保持していたからである。父親に対する菊地少年の関係は，菊地少年が父親をオンツァと呼ぶことの上に安定した形を保持していたからだ。そして，呼称をかえるということは，その安定した父子関係を破壊することを意味するからである。「ことばは神と共にあり。ことばは神なりき。」という新約聖書ヨハネ伝のことばをもじっていえば，「親族呼称は親族関係と共にあり。親族呼称は親族関係なりき。」ということになるだろう。この意味で，学校教育が家庭における児童の親族呼称の指導をすることは大いに結構だが，このことに配慮しない指導は，効果がきわめて弱いものとなるだろう。過去の学校教育がこのことを如実に示している。

注

(1) 国立国語研究所報告35 『社会構造と言語の関係についての基礎的研究(2)』（昭和45年）に収録。

(2) 上掲書 188～189ページ。

VI　日本語の親族語の多義語化現象についての事例研究

——福島北部方言その他のオジ・オバ名称の場合——

1　はじめに

第1論文「家族成員を指し示す個人親族語の用法・意味の特質について」で次のことを報告した。日本語では，父・母・むすこ・むすめ・祖父・祖母・孫などを指し示す個人親族語は，次の(a)(b)二つの文型の中で使用することができる。

(a)　「アノ人ワ　コノ人ノ　——ダ。」

(b)　「アノ人ワ　コノ家ノ　——ダ。」

それでは，上記の個人親族語を(a)(b)二つの文型の中で使用した場合，両者の間にはその語彙的意味の上でどのような異同の関係が生じるのか。この問題を福島北部方言の場合についてくわしく検討してみた。その結果次のことがわかった。(b)の文型で使った場合には，「家長・主婦の世代を基準とする家中心の原理」というものが働く。そのために上記の個人親族語の意味用法が家・家族内地位親族語化する。つまり多義語化の現象をみせる。嫁・婿を指し示す個人親族語も，この文型の中では家・家族内地位親族語化する。つまりこれも多義語化の現象をみせる。

このような家族成員を指し示す個人親族語の家・家族内地位親族語化の現象は，何も福島北部方言に限ったことではない。父・母を意味する個人親族語に限っていえば，それらが家・家族内地位親族語化して，家長・主婦の意味もあわせもつ。つまり多義語化する。こういう事柄は，各地方言にかなり多くみられる。

第2論文「家族成員に対する日本人の reference と address との型につい

て」と第3論文「各地方言個人親族語の年齢階梯語化に関する資料集」では，次のことを報告した。日本語では標準語と方言を含めて，祖父・祖母・おじ・おば・兄・姉・むすめ（daughter）を意味する個人親族語の多くがそれぞれ老人の男・女，中年の男・女，若い男・女を意味する年齢階梯語にもなっている。方言の場合には，おじ・おばに加えて父・母を意味する個人親族語も年齢階梯語化して，中年の男・女を意味している事例が割合に多く見うけられる。

以上，いくつかの親族語にみられるこのような多義語化の現象は，日本語の親族語彙が有する問題点の一つである，とわたしは考えている。日本語の側からいえば，日本語の単語がもっている生命力，日本語を運用する主体である日本人の側からいえば，日本人の日本語の運用力。この二つのことに直接的にかかわる側面があると思うからだ。

本論文では，この日本語の親族語の多義語化現象の典型的な事例の一つとして，福島北部方言のオジ・オバ名称の場合をとりあげてみたい。ここでオジ・オバ名称というのは，標準語のおじ・おば，つまり親の男きょうだい・女きょうだいを指し示す親族語のことだけではない。家長の弟妹や二男・二女以下など，家の非嫡系成員である男・女を指し示す親族語のことでもある。つまりオジ・オバ名称とは，わたしの親族語彙の6分類試案でいえば，個人親族語であるとともに家・家族内地位親族語でもある。社会学や文化人類学・民族学など，日本の家を研究対象とする学問領域でいうオジ・オバ名称とは，この家・家族内地位親族語としてのオジ・オバ名称のことである場合が多い。この家・家族内地位親族語としての福島北部方言のオジ・オバ名称がオジ・オバの置かれてきた歴史・社会的な現実を反映して，親族名称としてばかりでなく，一般に単語としてもっている意味用法を次々と発展させていく。そのプロセスに注目してほしい。

◇

さて泉靖一さんを中心とする民族学の調査グループは，その日本文化の地域類型に関する調査報告の中で，長男・長女・二男以下・二女以下をそれぞれアニ・アネ・オジ・オバという親族名称で類別する文化について，次のように述べている。

汎日本的な総領という語で示されるように，長男および長女をそれ以外の子供と区別する呼称は多様である。ここでは，長男をアニ，次男以下をオジ，長女をアネ，次女以下をオバと区別する呼称をとりあげてみたい。

分布は第6図のように東北型を示しているが，山陰東部および東海地方にも相当にみられる。この長男および長女の区別ということは，長男家督相続の優越とともに日本的特徴といえるだろうが，とくに東北に著しいことは，同族組織などを産み出す基礎である「家」の観念自体が東北に強いことを意味すると思われる。(泉靖一他 「日本文化の地域類型」 『人類科学』第15集所収。1963年3月。新生社。)

上に引用した文章の中で，泉さんたちが「第6図」といっているのは，次ページに掲げた第1図のことである。これによると，アニ・アネ・オジ・オバ名称は，福島県の南会津地方を除く東北地方の全域，それに北陸から山陰に及ぶ日本海側の地域，太平洋側の関東・東海地方の一部の地域という具合に，我が国のかなり広い地域に分布していることがわかる。わたしが以下に言及する福島北部方言の話されている方言社会，つまり福島県中通り北部地方の地域(注1)がこの第1図のアニ・アネ・オジ・オバ名称の分布地域の中に含まれていることはいうまでもない

ところで，このアニ・アネ・オジ・オバ名称のうちオジ・オバ名称と語形の上で対応する福島北部方言の親族名称は，オンツァマとオバサマである。オンツァマのほかにオンツァ，オバサマのほかにオバという語形もあるが，オンツァマ・オバサマほどには多く用いられてはいない。このオンツァマとオバサマが親族名称としてばかりでなく，一般に単語としてどのような意味・用法をもっているか。それをわたしは，昭和42年3月に発表した小論「福島北部方言の親族語と形容詞の語彙体系」(国立国語研究所論集3『ことばの研究』に収録)の中でかなりくわしく記述した。(以下，これを「旧稿」と略称する。) 伝統的な長男家督相続制のもとで，「家」の非嫡系成員であるオンツァマとオバサマの置かれてきた歴史・社会的な現実がこれら親族名称の単語としての意味用法の発展にどのようにかかわり合ってきたか。それをわたしのいう言語社会学の立場から明らかにしようとしたものである。

しかし，その後福島北部方言や各地方言の親族語を調査していく過程で，こ

第１図　長男・長女類別呼称

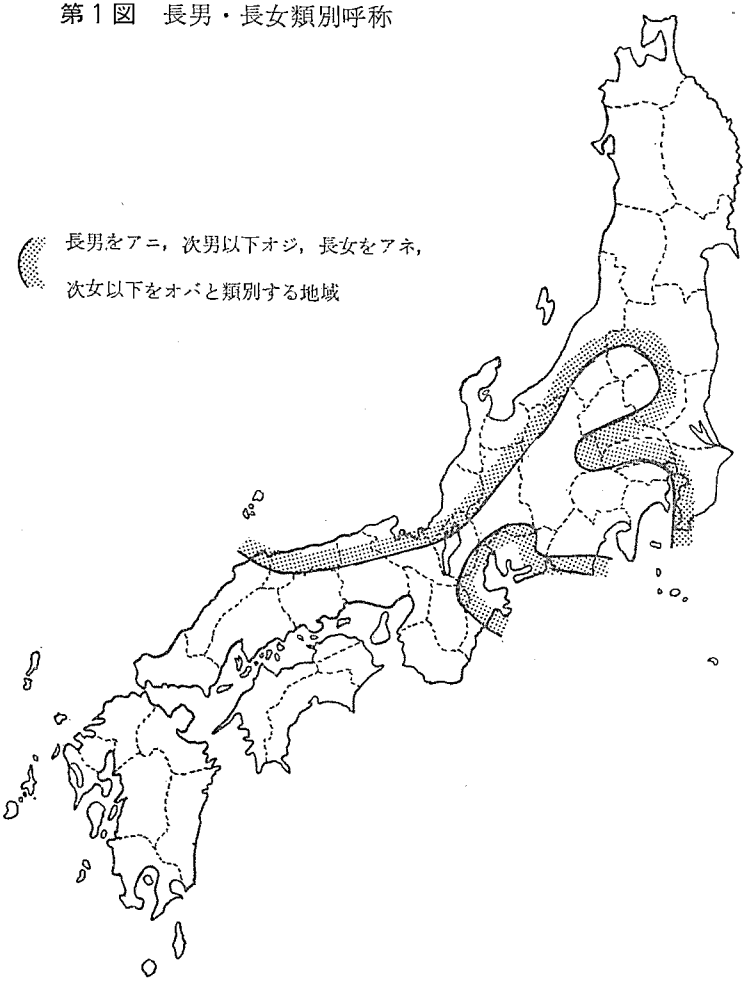

の旧稿の記述には大きな思い違いがあることに気づいた。というのは，社会学や民族学・文化人類学など，日本の家・家族や親族を研究対象としている学問の領域では，オジ・オバ名称は一般に二男以下・二女以下を意味する親族名称であるとされている。冒頭に引用した泉さんたちの調査もまさにこの立場に立って行なわれたものだ。（既出引用文および第1図を参照。）

福島北部方言のオンツァマ・オバサマは，このオジ・オバ名称と語形の上で対応するものだから，わたしは，それらは意味の上でもこのオジ・オバ名称と対応するものだと思っていた。つまり二男以下・二女以下を意味するものだと思いこんでいた。ところが，実はこれがたいへんな思い違いだったのである。

オジ・オバ名称の意味・用法の記述を進めていく上で，このことは極めて大事なことだと，わたしには思われる。そこで，次に例をあげて福島北部方言の場合をくわしく説明し，あわせてこの機会に旧稿の改訂を試みることにする。

2　福島北部方言のオジ・オバ名称の意味用法の記述（改訂版）

語形の上でオジ・オバ名称に対応する福島北部方言のオンツァマとオバサマは，洗いあげると，以下9ページにわたって述べるような七つの意味用法をもっている。(1)(2)(3)(4)(5)の意味用法，とりわけ(4)(5)の意味用法に注目してほしい。

(1)　福島北部方言では，家の非嫡系成員である（家長の弟妹や二男以下・二女以下などの）男・女を指してオンツァマ・オバサマという。ただし，このオンツァマ・オバサマは二男以下・二女以下とか弟・妹の意味はもっていない。つまり福島北部方言では，家長の弟妹や二男以下・二女以下であるからオンツァマ・オバサマなのではなく，家の非嫡系成員である男・女であるからオンツァマ・オバサマなのだ。オンツァマ・オバサマは，家長・主婦・嫡子・隠居……などの単語と同じく，家内部での集団的地位を表す名称ではあっても，親に対する二男以下・二女以下，または長男・長女に対する二男以下・二女以下という，個人と個人の親族関係（・続柄関係）を表す名称ではない。

第1論文でも述べているように，わたしは，家長・主婦・嫡子・隠居……のような，家（・家族）の内部での集団的地位を表す親族語を「家・家族内地位親族語」と名づけ，親・子・長男・長女・二男以下・二女以下・兄・姉・弟・妹・祖父・祖母・孫……のような，個人と個人の間に存在する親族関係（・続柄関係）を表す親族語を「個人親族語」と名づけて，両者を区別している。両者は，同じ親族語ではあっても，その語彙的性格が全く異なる。親族語彙の言語社会学的な研究を進めていく上で，このことを確認しておくことは，きわめて大事である。福島北部方言のオンツァマ・オバサマは「家・家族内地位親族語」ではあっても，「個人親族語」ではないということになる。この点が社会学や民族学・文化人類学などで一般にいわれているオジ・オバ名称とは根本的に違うところである。

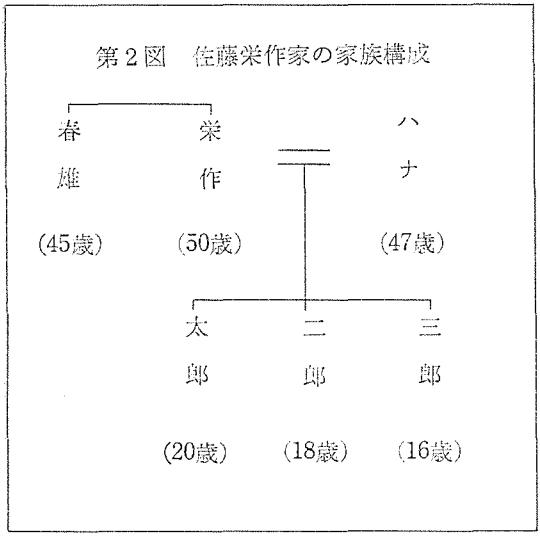

第2図　佐藤栄作家の家族構成

いま仮に福島県中通り北部のある地域社会に佐藤栄作家という家があって，その家族構成は第2図のようであったとする。佐藤栄作(50歳)は佐藤家の家長。ハナ(47歳)は栄作の妻で，同家の主婦。太郎（20歳）・二郎（18歳）・三郎（16歳）は栄作とハナの間に生まれたむすこ。うち太郎は長男。わが国の伝統的な家の制度のもとでは，もちろん佐藤家の嫡系成員である。これに対して二郎・三郎は二男・三男で，同家の非嫡系成員。また，春雄は栄作の弟で，二郎・三郎と同じく佐藤家の非嫡系成員。45歳になっても，まだ結婚もせず，独立もしないで，同家の厄介になっている者とする。

さて，二郎・三郎は栄作の二男・三男で，ともに佐藤家の非嫡系成員である男たちであるが，福島北部方言では，このことを次のようにいう。

○　二郎・三郎ワ　栄作ノ　ニバン（コ）ムスコ・サンバン（コ）ムスコデ，佐藤家ノ　オンツァマダ。　（ニバン（コ）ムスコ・サンバン（コ）ムスコは，二男・三男のこと。）

しかし，次のようにいうことは絶対にできない。オンツァマに二男以下という意味がないからである。そればかりか福島北部方言には，二男以下をひっくるめて指し示す単語がない。

×　二郎・三郎ワ　栄作ノ　オンツァマダ。

また，春雄は栄作の弟で，佐藤家の非嫡系成員である男だが，このことを福島北部方言では次のようにいう。

○　春雄ワ　栄作ノ　シャテデ，佐藤家ノ　オンツァマダ。

しかし，春雄の栄作に対する関係を次のようにいうことは，絶対にできない。オンツァマに弟という意味がないからである。福島北部方言では，弟の意味はふつうシャテ(注2) という語が表す。

×　春雄ワ　栄作ノ　オンツァマダ。

つまり福島北部方言のオンツァマは，「家の非嫡系成員である（家長の弟や二男以下などの）男性」という意味はもっているが，「二男以下」とか「弟」とかいう意味は全くもっていないのである。ここで「家の非嫡系成員である（家長の弟や二男以下などの）男性」といったのは，家長の弟や二男以下ばかりでなく，家長のおじ（uncle）・おい・いとこその他のものでも，その家の成員であって，かつ非嫡系であれば，その限りにおいて彼はその家のれっきとしたオンツァマであり得るからである。

次に，第3図を使ってオバサマ・オバの場合を説明しよう。第3図で，佐藤栄作・ハナは，第2図の場合と全く同じ。ひろ子（20歳）・たか子（18歳）・ふみ子（16歳）は，栄作とハナの娘。うちひろ子は，長女で将来婿養子をとって佐藤家を相続する地位にある者。たか子・ふみ子は二女・三女。どちらも佐藤家を相続する地位にはない。また，春子（45歳）は栄作の妹で，婚期はとうに過ぎているが，まだ嫁にいかないで，同家の厄介になっている者とする。

こうすると，たか子・ふみ子は，栄作の二女・三女で，佐藤家の非嫡系成員である女だということになる。このことを福島北部方言では次のようにいう。

第3図　佐藤栄作家の家族構成

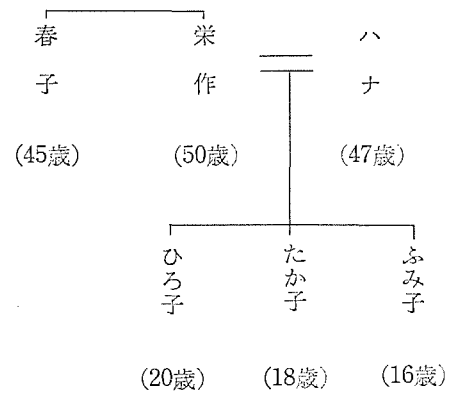

○　たか子・ふみ子ワ　栄作ノ　ニバン（コ）ムスメ・サンバン（コ）ムスメデ，佐藤家ノ　オバサマダ。（ニバン（コ）ムスメ・サンバン（コ）ムスメは，二女・三女のこと。）

しかし，次のようにいうことは絶対にできない。福島北部方言のオバサマには二女以下という意味が全くないからである。そればかりか福島北部方言には二女以下をひっくるめて指し示す単語がない。

×　たか子・ふみ子ワ　栄作ノ　オバサマダ。

また，春子は栄作の妹で，佐藤家の非嫡系成員である女だが，このことを福島北部方言では次のようにいう。

○　春子ワ　栄作ノ　イモートデ，佐藤家ノ　オバサマダ。

しかし，春子の栄作に対する関係を次のようにいうことは絶対にできない。オバサマに妹という意味がないからである。この方言では，妹の意味を表す単語はイモートだけである。それ以外にはない。

×　春子ワ　栄作ノ　オバサマダ。

つまり福島北部方言のオバサマは，「家の非嫡系成員である（家長の妹や二女以下などの）女性」という意味はもっているが，「二女以下」とか「妹」とかいう意味は全くもっていないのである。ここで，オバサマの意味を「家の非嫡系成員である（家長の妹や二女以下などの）女性」といったのは，家長の妹や二女以下ばかりでなく，家長のおば（aunt）・めい・いとこその他のようなものでも，その家の成員であって，かつ非嫡系であれば，その限りにおいて，

その家のれっきとしたオバサマであり得るからである。これは，オンツァマの場合と全く同じである。（長女でも，その長女に長男である兄か弟がいれば，家を相続するのはその兄か弟であって，彼女ではない。つまり彼女は長女であっても，その家の非嫡系成員だということになる。その限りにおいて，彼女も妹と同様その家のオバサマなのだというインフォーマントがかなりいる。）

旧稿では，オンツァマ・オバサマの意味を次のように記述した。

> 家の相続人である長男長女以外の子ども。二男二女以下。（下略）（前掲書『ことばの研究』117ページ）

しかし，これは以上に述べた事情によって，「家の非嫡系成員である（家長の弟妹や二男二女以下などの）男・女」という具合に，全面的に書き改めなければならない。

(2) この地方のはえぬきの老人の中には，また，上述の(1)の意味に男なら「若者以上」，女なら「年ごろの娘以上」という年齢階梯的な条件をつけ加えたものがオンツァマであり，オバサマである，という意見の人もいる。

福島北部方言のオンツァマ・オバサマは，前項で述べたように「家の非嫡系成員である（家長の弟妹や二男二女以下などの）男・女」という意味をもっている。したがって，この非嫡系成員である男女が年齢階梯の上でどの段階にあるかなどということは，これらの単語を使う上で全く問題にならない。前掲第2図の例でいえば，栄作・ハナは，二郎・三郎がたとえ小学生ぐらいの子どもであっても，次のように言って聞かせることができる。この地方のさして大きくない農家の二男坊として育ったわたしなども，子どものころ親からこう言って説教めいた話を聞かされた経験をもっている。

> ○ ニシャラ（お前たち）ワ　コノ家ノ　オンツァマダカラ，(注3)　イツマデモ　家サ（家に）　居ランニ（居ることができない）。大キクナッタラ，早ク　ドコサデモ（どこへでも）　行カニャナンネ（行かなくてはならない）。親ノ　世話ニ　ナンネデ（ならないで），早ク　一人デ　マンマ（飯を）食ワエルヨーニ（食えるように）　ナンナッカナンネ（ならなくてはならない）。

第3図の例でいえば，栄作・ハナは，たか子・ふみ子がたとえ小学生ぐらい

の子どもであっても，次のように言って聞かせることができる。わたしの二人の妹なども，親からこのように言い聞かされたものである。(二人の妹のうち，上の妹は長女である。わたしの親は，長女であるわたしの妹にもこう言っていたのだ。)

○　ニシャラワ　コノ家ノ　オバサマダカラ，(注3) イツマデモ　家サ　居ランニ。年頃ニナッテ，イイトコ（良いところが）　アッタラ，早ク　嫁サ（嫁に）　行カニャナンネ（行かなくてはならない）。

この立場にたてば，二郎・三郎やたか子・ふみ子は，佐藤家の成員としてとどまっている限り，大人であっても，子どもであっても，または，独身の身であっても，結婚した身であっても，それぞれが佐藤家のオンツァマであり，オバサマであるということになる。

しかし，中には次のような意識をもっている人もいる。いくら非嫡系の家成員でも，小学生のような幼少の子どもをつかまえて，オンツァマ・オバサマというのは，確かに間違いではないにしても，いささかしっくりしない。(注4) さらに男の場合なら「若者以上」，女の場合なら「年頃の娘以上」という年齢階梯的な条件をつけ加えたものが，オンツァマであり，オバサマなのだ。つまり義務教育を終えて，親の庇護を離れることになった。これからは一人前の若者や娘として家業に従事するか，さもなければ親元を離れて奉公その他で自立・生活することが可能になった。こういう条件をもった非嫡系の成員である男・女がオンツァマであり，オバサマなのだというのである。この点では，第2図の春雄・二郎・三郎はれっきとしたオンツァマであり，第3図の春子・たか子・ふみ子はれっきとしたオバサマだということになる。これがオンツァマ・オバサマの第2項目の意味用法である。

(3)　この地方のはえぬきの老人の中には，また，上述の(1)の意味にさらに「婚期が過ぎても，未婚でいる」という条件を加えたのがオンツァマであり，オバサマである，という意見の人もいる。

この地方はえぬきの老人の中には，また，次のような意識をもった人もかなり多い。すなわち「非嫡系の家成員である(家長の弟妹や二男二女以下などの)男・女」がオンツァマであり，オバサマであるのは間違いではないにしても，

ことばの使いかたとしてはどうもしっくりしない。それにさらに「婚期が過ぎても，未婚で他出しない」という条件（嫡系成員の側からいえば，いささか手に余った厄介者，といった条件）がプラスされてくると，それこそ典型的なオンツァマであり，オバサマだということになる。たとえば第2図の春雄や第3図の春子などがそうだ，というのである。

ここで大事なことは，「婚期が過ぎても，未婚で他出しない」ということの意味である。非嫡系の成員はつとめて家族の外に排出しようとする小家族主義の原則にたてば，非嫡系の家成員であるオンツァマ・オバサマには，いつまでもその家に留まってはおれないという事情がある。197ページと198ページにあげた二つの用例がこのことを典型的に示している。年頃になれば，彼ら（・彼女ら）は当然のこととして他出することを期待される。適当な配偶者を得て結婚することも期待される。オンツァマ・オバサマの身内がそう期待するだけではない。昔は周囲の社会全体がそう期待したのである。オンツァマの場合は，その上さらに親や生家にあまり経済的な負担をかけないで独立することも期待されたであろう。(注5)

それにもかかわらず，年頃になっても未婚のまま他出しないでいるのは，そのオンツァマ・オバサマが世間並み以下，一人前以下の器量しかもたない人間だからだ。オンツァマの場合だと，一人前以下の働きしかないので，年頃になって独立しようにも，独立できない。嫁をもらおうと思っても，嫁のきてがない。同じようにオバサマの場合だと，嫁にいこうにも，嫁のもらいてがない。だから，オンツァマ・オバサマは，止むを得ずいつまでもオンツァマ・オバサマのままその家にとどまっていることになる，というわけだ。

したがって，この場合のオンツァマ・オバサマには，年頃になっても独立もできないし，嫁ももらえない。 または， 嫁にもいけないというような，一人前以下の，駄目な奴，馬鹿でぐずな奴，といったマイナスの評価のニュアンスが必然的につきまとうことになる。そして，このことがきっかけとなって，オンツァマ・オバサマは次に述べるようなマイナスの評価をもった性向語彙としての意味用法をあわせもつようになってくるのだ。

(4) 福島北部方言では，知能の程度が一人前以下であるような状態，または，

そのような人を指して，男の場合はオンツァマであるといい，女の場合はオバサマであるという。また，仕事をさせても，一人前以下の仕事しかできない（・しない）ような人を指しても，男の場合はオンツァマであるといい，女の場合はオバサマであるという。「馬鹿な（男・女）」「ぐずな(男・女)」「駄目な（男・女）」などというのと，ほぼ同じである。年齢や未婚・既婚の別なく使う。長男・長女，二男二女以下の別なく使う。

これは，親族名称としてではなく，性向語彙としての意味用法であるが，たとえば次のように使う。

○　アノ人ワ　頭ノホーワ　ナンボ（いくら）　オンツァマ（・オバサマ）デモ，夫婦デ　ウント　稼イダカンナエ（稼ぎましたからね)。ホダカラ（そうだから)，アノ程　シンショ（身上を）　残シタンダゾエ（残したのですよ)。

○　オンツァマ（・オバサマ）バリ（ばかり）　アツバッテ（集まって)，ドーシテ　ソダゴト（そんなこと）　デキル。

○　アノ男ワ　何　サセテモ，駄目ナ　奴ダ。オンツァマダ。

○　アノ娘ワ　何　サセテモ，駄目ナ　オナゴダ。オバサマダ。

○　コノオンツァマヤロー，何　ヤッテンダ（やっているのだ)。（罵声）

(5)　福島北部方言では，仕事をさせても，その仕事のできばえが一人前以下であるような状態，および機械・道具などが故障などによって，本来の機能を充分に発揮することができなくなったような状態をさして，オンツァマであるという。この場合は，オバサマであるとはいわない。

福島北部方言のオンツァマは，前項(4)の意味からさらに発展して，このような意味でもよく使われる。たとえば，次のように使う。

○　アノ男（・娘）ワ　何　サセテモ，オンツァマナ　仕事バリ（仕事ばかり）　シテル。

○　反物ワ　良クテモ，縫イ方ガ　オンツァマダカラ，イイ（良い）着物ニ　ナンネンチマッタ（ならないでしまった)。

○　コノ水道ノ　蛇口　オンツァマニ　ナッタ。水ガ　モルナ。

○　モーターガ　オンツァマナ　モンダカラ，扇風機ガ　ウマク　回ンネ

(回らない)。

(6) 福島北部方言では，親の男きょうだい（uncle）を指してオンツァマといい，親の女きょうだい（aunt）を指してオバサマという。この場合は，オンツァマ・オバサマのほかに，オンツァ・オバという語形もよく使われる。また，オンツァン・オバヤンという語形もよく使われる。オンツァ——オンツァン——オンツァマの順に敬意が高くなり，同じようにオバ——オバヤン——オバサマの順に敬意が高くなる。この点がこれまでの(1)(2)(3)(4)(5)で述べたオンツァマ・オバサマと違う点である。

(7) 年齢階梯語として，年配の男・女を指す。標準語のおじさん（小父さん）・おばさん（小母さん）と同じ。ただし，この意味ではオンツァン・オバヤンのほうが多く使われ，オンツァマ・オバサマとオンツァ・オバはあまり使われていないようだ。

福島北部方言のオジ・オバ名称は，以上七つの意味用法をもっている。

3 旧稿との比較

旧稿では，オンツァマ・オバサマの意味用法について，九つの項目を立てた。次のとおりである。

オンツァマ・オンツァ・オバサマ・オバは，洗いあげると，次の九つの意味用法をもつ。

(a) 家の相続人である長男長女以外の子ども。二男二女以下。これは幼少の場合も含み，既婚・未婚を問わない。たとえば，親が小学生ぐらいの子どもに向かって，次のように言う。

ニシャワ　オンツァマダカラ，家サ　居ランニ。ドコサデモ　行カニャ　ナンネ。

(b) 同上ではあるが，ただし幼少の場合は含まず，既婚・未婚は問わない。

(c) 適齢期を迎えても，または適齢期が過ぎても，未婚で他出しない二男二女以下。

(d) 適齢期を迎えても，または過ぎても，未婚でいる男女。ゴケと同義である。たとえば，次のように使う。

アノ人ワ　嫁　モラーネデ，一生　オンツァマデ　通シタ。

アノ人ワ　嫁ニ　行カネデ，一生　オバサマデ　通シタ。

(e) 知能の程度が一人前以下である，または仕事をさせても，一人前以下の仕事しかしないような男女。次のように使う。

アノ男ワ　何　サセテモ　駄目ナ　奴ダ。オンツァマダ。

アノ娘ワ　何　サセテモ　駄目ナ　オナゴダ。オバサマダ。

オンツァマ（オバサマ）バッカリ　アズバッテ，ナニ　ソダゴト　デキル。

コノ　オンツァマヤロー，ナニ　ヤッテンダ。

(f) 知能の程度が一人前以下である状態。または仕事をさせても，その仕事のできばえが一人前以下であるような状態。（形容動詞）

アノ人ワ　頭ノ　ホーワ　ナンボ　オンツァマ（オバサマ）デモ，ウント　稼イダカンナイ。ホダカラ　アノ程　シンショ　残シタ。

ナニ　サセテモ，オンツァマナ　仕事バリ　シテル。（この場合は，オンツァマしか使えないようである。）

(g) 機械・道具などが故障によって本来の機能を充分に発揮することができなくなったような状態。　（形容動詞）　ただし，この意味で使用されるのはオンツァマだけ。

コノ水道ノ　蛇口　オンツァマニ　ナッタ。

モーターガ　オンツァマナ　モンダカラ，扇風機　ウマク　マワンネ。

(h) 親の兄弟姉妹をさす。標準語のおじ・おばに対応する。これにはオンツァン・オバヤンも使用される。これは，次の(i)の場合も同じ。

(i) 年配の男または女をさす。標準語のおじさん・おばさんに対応する。

◇

本稿では，以上の九つの項目のうち，(d)は全部削除し，(f)はこれを二分して(e)と(g)に含ませた。そのため，全体で七つの項目になった。

(d)の項目を削除したのは，次の理由による。「婚期が過ぎても，未婚のままでいる男女」がオンツァマ・オバサマなのではない。それに「さらに他出しないで，その家の非嫡系成員としてとどまっている」という条件がプラスされて

いないと，オンツァマ・オバサマであるとはいえない。このことが，その後の調査で判明したからだ。家の成員の中で，上記のような状態でいるのは，非嫡系成員には存在しても，嫡系成員には存在し得ないのが原則だという事情もある。したがって，この(d)のような状態の男女とは，つまり新稿の(3)にあげたオンツァマ・オバサマ（198ページ）だということになり，(d)を独立の項目としてあげる理由がなくなってしまったのである。

次に，旧稿では，(d)(e)(f)(g)の意味項目について，以下に引用するような解説をつけた。これは，非嫡系成員を積極的に抱えこもうとする大家族主義の原則に立った解説だ。文中下線を施した部分をそれぞれそれに続くカッコ内のように改める。そうすると，この大家族主義的な解説は，本稿の(3)の意味項目で試みた小家族主義的な解説（199ページ以下）とは別個に，大筋としてはまだ充分説得力をもったものだということができるだろう。

◇

(d)以下の意味のうち，(d)(e)(f)は伝統的な日本の家族制度の下での相続人（嫡系成員）対非相続人（非嫡系成員），つまり長男長女（嫡系成員）対二男二女以下（非嫡系成員）のある側面を抽象したものであり，(g)はそれから更に発展したものと考えることができる。

日本の家族制度の下では，「長子（長男か長女）（嫡系成員）は本家の跡をつぐもの，次子以下（二男二女以下）（非嫡系成員）は本家のために働くもの）という根強い長子（嫡系成員）優先，裏を返せば次子以下（非嫡系成員）蔑視（家の関係でいえば，本家優先，分家蔑視）の観念がある。これが第一に長子（嫡系成員）と次子以下（非嫡系成員）のそれぞれの結婚年齢の差異となって現われる。長子（嫡系成員）はよつぎを早くもうけることと，嫁または婿という新しい労働力を得ることの二重の目的で，次子以下（非嫡系成員）よりも年齢的に早く結婚させる必要がある。次子以下（非嫡系成員）にはその必要がない。次子以下（非嫡系成員）に早く嫁（婿）を迎えては，家族内の人間関係をまとめていく上でとかく問題が起りかねないし，財産分与や分家のことで親（嫡系成員）は頭を悩まさねばならなくなる。それよりは，未婚のままでせいぜい家のために働いてもらったほうがよい。結婚や財産分与・分家はそれから先のことにしたほうが得策だ。いや，それらは未婚のままで家のために精一杯働

いてもらうためのえさに利用したほうがよいというわけである。上にあげた(c)の意味は，次子以下（非嫡系成員）のこういう側面を抽象したものであり，(d)の意味は(c)の意味から次子以下（非嫡系成員）という本来最も基本的なものであるべき部分を捨象して，未婚という面だけを広げていったものである。

長子（嫡系成員）に対比して，次子以下（非嫡系成員）が上のような差別的扱いを受けているとすれば，当然次子以下（非嫡系成員）は，長子や親（嫡系成員）に比してその仕事に身がはいらなくなるだろう。時には故意にさぼるかも知れない。わざと一人前以下の仕事をしてお茶を濁すことも覚えるだろう。そういうことが重なれば，親（嫡系成員）の目からすると，（非嫡系成員，つまり）オンツァマ・オバサマは駄目な奴だ，頼りにならない奴だ，馬鹿な奴だということになるだろう。オンツァマ仕事・オバサマ仕事は一人前以下だという親（嫡系成員）の主観的評価は，やがて村落社会全体に通ずる客観的な評価に移っていくだろう。(注6)

(e)の意味は，（非嫡系成員，つまり）オンツァマ・オバサマのこういう側面だけを抽象し，(d)と同じように次子以下（非嫡系成員）という最も基本的な部分を捨象したものである。(f)の意味は，さらにそれが発展して人間の性質状態を表す形容動詞となり，(g)の意味は，それがさらに進んで，物の状態に関する形容動詞になったものである。

福島北部方言には，標準語の「叱られる」にあたる受身の動詞にオンツァエル，またはオンツァレルというのがある。これもあるいは上の（非嫡系成員である男女を意味する）オンツァマ・オンツァから派生したものかも知れない。なぜなら，「コノオンツァマ（オンツァ・オンツァマヤロー・オンツァヤロー）！」と言って叱られることがとりもなおさず，オンツァエル・オンツァレルなのであるから。

○　授業中ニ　ワリゴト（悪いことを）　シテ，先生ニ　ウント　オンツァッチャ（オンツァレタ・叱られた）。

○　人カラ　オンツァエルヨーナコト（叱られるようなことを）　シテワ　ナンネゾ（ならないぞ）。（前掲書『ことばの研究』118—119ページ）

親が子どもの家族と同居することを原則とするかしないかという観点から，家族の形態を分類すると，それには次の三つの類型が立てられる。

(1)　夫婦家族制（conjugal family system）——親がどの子の家族とも同居

しないことを原則とする家族類型。だから，結婚によって成立し，夫婦の一方ないし双方の死亡によって消滅する，一代限りの家族ということになる。遺産の相続は，遺言による指定がなければ，均分相続である。

(2) 直系家族制 (stem family system) ——親が一人の子どもの家族とだけ同居するのを原則とする家族類型。その子どもは嫡子。嫡子は男子。多くの場合，長男ときめられている。嫡子の家族との同居を世代的にくり返すことにより，直系的に維持されていくところにその本質がある家族類型。財産相続は，嫡子による単独相続，または嫡子優先を前提とする不均等分割相続となる。

(3) 複合家族制 (joint family system) —— 親が二人以上の子どもの家族と同居するのを原則とする家族類型。したがって多人数の家族となるが，親が死亡すれば，子どもの家族ごとに分裂することが認められる。財産は，家族分裂の際，子どもの間で均分相続される。

上記の三つの家族類型のうち，これまでわが国に支配的であったのは，もちろん(2)の直系家族制だった。この直系家族制にとって，嫡系成員と非嫡系成員の存在，そしてこの二つの成員の間の身分的差別の存在は，いわば本質的な事柄である。

このことについて，ことわざと俗謡を使って補足的な説明をしておこう。わたしは，方言親族語彙のカードのほかに，家・家族や親族に関することわざもカードにして収集しているが，たとえば次のことわざは，この事実を如実に示している。

次男三男，家中も同然。『宮城県史　第20巻』

(「家中」とは大名の家来，藩士のこと。)

大名の次男より家老の嫡子。　『続故事ことわざ辞典』

馬鹿でも総領，欠けても大椀。　『宮城県史　第20巻』

おんじとべこは，死んでも損はない。

(青森県北津軽郡板柳町で採集。「べこ」は牛の意味の俚言。)

をじのものは何もない。猫のごきまであにのもの。　『九戸郡誌』

(「ごき」は御器。お椀のこと。)

おじは貸すが，馬貸さぬ。　『故事ことわざ辞典』

をじと木端ははねだけ。　『九戸郡誌』

おじおばは鳳仙花のたね。　『続故事ことわざ辞典』

（ほうせんかの種は，熟すと開裂して，どこへとんでいくかわからない。おじ・おばも，生家を離れてどこで世帯をもつかわからない。ともかく大きくなると，家の外に排出される。それがオジ・オバの宿命というものだ。）

おじと虱は食うがへぎ。　『故事ことわざ辞典』

（おじは食うだけ得だ，という意味。「へぎ」は利益の意の俚言。富山・石川などで使う。）

オンジと猫の尾っぽ有れ無かれ。　『青森県五戸語彙』『九戸郡誌』

二番子と猫の尻尾。　『故事ことわざ辞典』

（二番目の子どもと猫のしっぽは，あってもなくてもよい。）

三十日（みそか）と三番目おんじは，あってもなくてもよい。　『故事ことわざ辞典』

あにの褌，手拭に貰う。　『故事ことわざ辞典』

（おじは，あにのふんどしをもらって，手拭に使う。それほどオジは差別されているということ。）

炉辺叢書中の『越後三条南郷談』（外山暦郎著　大正15年　東京堂）に「おじくどき」「おばくどき」というくどきうたが収録されている。新潟県三条市地方でうたわれているくどきうたの一つである。その歌詞は次のとおり。同地方のおじ・おばの身分的差別のほどがよく表現されている。

○おじくどき

おじに生まれた

因果なおじだ

朝げ下りは兄より早い

夜のあがりは兄より遅い

兄のあがりは七つの鐘よ　（「七つ」は午後4時ごろ。）

おじのあがりは暮れ六つかぎり　（「暮れ六つ」は午後6時ごろ。）

兄の湯流し些小（ちと）ばかり貰うて

足の爪尖（つまさき）こちゃこちゃと洗うて

兄のお膳を眺めてみれば

猿の金歯の様(よ)の米の飯盛って

おじの御膳を眺めて見れば

吹けば飛(た)つよな糅飯(かてめし)盛って

それが嫌(や)だとて棚下さがす

姉と兄とが横目にかける

兄の寝間をば眺めてみれば

三反夜着(ゆーぎ)に五つ幅蒲団

おじの寝間をば眺めてみれば

お綿の夜着にぞう縄枕

裏の菜畑七畝(うね)貰うて

おじに似合うた様(よ)な蛙小舎

突ったって

おじに似合うた様のしょうたれ　　（しょうたれ嬶は無精な女房のこと。）

嬶貰うや

○おばくどき

おばに生れた

因果なおばだ

今年初めて奉公に出れば

ななつながら木綿手拭(もんめんて ぬご)だけもろうた

白に被れば白鷺(しらさぎ)のようだ

黒に被れば鴉(からす)のようだ

小模様つければ鳶(とんび)のようだ

赤に被れば狐のようだ

何にそめようと殿様にきけば

俺が殿様こじらし好きで

一にかっこう花

二に杜若(かきつばた)

三に芍薬

四に獅子牡丹

五には五葉松

六には紅葉

七つ南天

弥生の桜

九つごばん梅細かにつけて

十には殿様の名苗字までつけたいの

ともあれ，嫡系成員と非嫡系成員の存在，そしてこの二つの成員の間に存在する身分的差別。これはわが国のこれまでの直系家族制にとって本質的な事柄である。この本質的な事柄が，実は非嫡系成員を意味する福島北部方言のオジ・オバ名称の単語としての意味用法の発展，そしてその多義語化の現象に巧みに反映されているわけだ。

「ことばは，現実の反映である。」という命題は，言語学の研究，とりわけ語彙論や意味論の研究の上で，きわめて重要な命題である。それが親族名称ということばと親族組織という現実の間にも，実に見事に成立していることがお分かりになれるだろう。観点を変えて，日本語を運用する主体である日本人の側からいえば，日本語の単語の意味用法を，その単語が指し示す現実とのかかわりにおいて，次から次へと発展させていく，すぐれた運用力のほどがお分かりになれるであろう。

4　「オンツァレル」の俚言分布

福島北部方言には，標準語の「叱られる」にあたる受身の動詞にオンツァレル（・オンツァエル）があること。そしてこの動詞は同方言のオジ名称のオンツァマから派生したものだと推定できること。このことは前述したとおりである。一つの単語がその意味用法を発展させて多義語化し，その上さらに新しい単語までも派生させているわけだ。日本語の単語の旺盛な生命力，裏を返せば

日本人の日本語運用の妙を示す一つのサンプルであるが，これは何も福島北部方言に限ったことではない。手元のカードの中から，「叱られる」を意味するオンツァレル，およびそれと類似の語形のカードを抜きだしてみると，次のようになる。これだけでも，「叱られる」を意味するオンツァレル，およびそれと類似の語形は，宮城県南地方，山形県置賜・村山地方，福島県中通り北部・同中部・南部・浜通り・会津地方，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，新潟県東蒲原地方と，東北南部から関東・新潟へかけてのかなり広い地域に分布していることが分かる。もっと調査を進めていけば，おそらく他にもまだ見つかるのではないかと思う。

宮城県

宮城県南地方の方言のオジ名称にはオンツァマという語形がある。

おんつぁれる　㋐受身の形で使う。叱られる。「――れっから，やめろ」『自伝的仙台弁』

おんつぁれる　㋐おこられる。　伊具郡・亘理郡・刈田郡。『宮城県方言』

おんつぁれる　㋐叱られる。「ごしゃがれる」と同じ。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

おんつぁれもづ(注7)　㋐ ――　くう　――　くった。　げんこもちをくう(・くれる)。『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

昭和48年8月，宮城県柴田郡大河原町字町と同金ケ瀬で試みた臨地調査の結果では，同地方の方言では，叱られることをオンツァレル，またはゴシャガレルという。

山形県

山形県置賜地方・村山地方の方言のオジ名称の中には，オンツァマとオンチャマという語形がある。この二つのオジ名称に対応する形で，オンツァレルとオンチャラレルがある。なお，「叱られる」のオンツァレルに対して，「叱る」のオンツァルがあるのは，興味あることだ。語誌的にいえば，おそらくオンツァルがオンツァレルから作られたのであって，オンツァルからオンツァレルが作られたのではないと思う。つまりオンツァマからオンツァレルが派生し，そこから更にオンツァルが派生したのであろうと推定する。理由は，オンツァル

の分布地域がオンツァレルの分布地域よりもはるかに限定されているからだ。

おんちゃられる　⑦<全年齢層>叱られる。「いたずらばかりすると，オンチャラレンぞ」　『米沢方言辞典』

おんつぁれる　⑦<全年齢層>叱られる。「いたずらすると，オンツァレンぞ」　『米沢方言辞典』

オンツァレル　⑦叱られる。山形県村山郡。　『「叱られる」の方言』

オンツァ・レル　⑦（下一）叱られる。「オンサレル」とも。「オンツァッチャ」（叱られた）。米沢。東置賜郡宮内・上郷・高畠。西置賜郡白鷹・長井周辺。南置賜郡山上・中津川。①⑪⑬⑭⑯⑲⑳　『山形県方言辞典』

おんつぁる　⑦<全年齢層>叱る。怒る。　『米沢方言辞典』

福島県

福島県のほぼ全域にオンツァマというオジ名称がある。それに対応して，オンツァレルも県内の広い地域に分布しているようだ。福島県相馬郡地方には，オンツァラレルという語形がある。これは，米沢方言のオンチャラレルと同じ形だ。

オンツァレル　⑦叱られる。県北地方・県中部地方・県南地方・会津地方。『福島県方言辞典』

オンツァレル　⑦叱られる。県中央部地方。　『福島県方言（方言集覧稿）』

おんつぁれる　⑦おどされる。叱られる。→えやれる。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

オンツァレル　⑦叱られる。　『会津方言集』

おんつぁれる　⑦しかられる。　畑の中に這入ると，おんつぁれるよ。　福島県会津地方。　『東北方言集』

おんつぁれる　⑦叱られる。おんつぁんにおんつぁれるぞ。　県北地方・浜通り地方。会津地方。　『福島県の方言』

オンツァレル　⑦叱られる。福島市。　『「叱られる」の方言』

オンツァラレル　⑦叱られる。　『福島方言集』

オンツァラレル　⑦叱られる。　福島県中村町。　『「叱られる」の方言』

おんつぁられる　⑦叱られる。　福島県相馬郡。　『「叱られる」の方言』

オンツァラレル　㋐叱られる。おこられる。割に新地方面に多い。（仙台方言か。）ただし叱ることを「オンツァル」とは言わない。　『相馬方言考』

オンツァレモチ　㋐叱られる。　県中央部地方。　『福島県方言（方言集覧稿）』

オンツァヤロ　㋐馬鹿野郎。県北地方・浜通り地方・会津地方。　『福島県方言辞典』

おんつぁやろー　㋐馬鹿野郎。このおんつぁやろー。県北地方・中通り地方・浜通り地方。　『福島県の方言』

オンツァ　㋐馬鹿野郎。会津地方・県南地方。　『福島県方言辞典』

栃木県

栃木県の方言にもオンツァマというオジ名称がある。オンツァレルは，やはりこれから派生したものであろう。ほかにオッツァレル・オッチャレルという語形がある。これは，おそらくオッァン・オッチャンというオジ名称から派生しているのではないかと思う。オンザレル・オンサレルという語形もあるが，これはオンツァレルの訛りであろう。

オンツァレル　㋐叱られる。例，みろ，いまに父ちゃんきて，オンツァレッから。　『喜連川町方言集』

オンツァレル　㋐叱られる。水をこぼして，オンツァレル。（男女年齢不問使用）　『古里地区方言集』（栃木県河内郡）

オンツァレル　㋐しかられるなり。オコラレルといふが普通なり。　『稿本栃木県芳賀郡逆川村方言方物考』

オンツァレル　㋐叱られる。栃木県河内郡。　『「叱られる」の方言』

オンツァレル　㋐叱られる。下都賀郡・芳賀郡。　『栃木県方言』

オッツァレル　㋐叱られる。　河内郡。『栃木県方言』

オッツァレル　㋐叱られる。栃木県河内郡。　『「叱られる」の方言』

おっちゃれる　㋐叱られる。　『郷土に即したる教育の実際』（栃木県下都賀郡）

オッザレル　㋐叱られる。　『方言訛語調査綴』（栃木県芳賀郡）

オッサァレル　㋐叱られる。怒られる。　『栃木県塩谷郡泉村方言集』

昭和46年12月，栃木県那須郡黒羽町で試みた臨地調査の結果では，同地方の方言では叱られることをオンチャレルという。そして，オジ名称にはオンチャマ・オンチャン・オンチャ・オンジ等がある。おそらくオンチャレルは，このオンチャマ・オンチャン・オンチャのオジ名称から派生したものであろう。

群馬県

群馬県の方言にはオッチャンとオッツァンというオジ名称がある。オッチャレルとオッツァレルは，このオジ名称に対応するものであろう。

オッツァレル　㋐叱られる。　『高崎の方言』

オッチャレル　㋐叱られる。上州。　『叱られる」の方言』

昭和46年12月，群馬県館林市へ調査に行ったとき，館林市立図書館長川島維知さんから，次の御教示を得た。「叱られる」を意味するオッツァレルは，群馬県邑楽郡板倉町・新田郡尾島町・佐波郡地方・山田郡南部地方・吾妻郡地方……と，同県のかなり広範囲の地域で使用されている模様だ。ただし農村地帯の高年齢層に限る。

埼玉県

埼玉県の方言には，オッサン・オッツァン・オッチャンなどのオジ名称がある。次のオッツァレルは，おそらくオッツァンから派生したものであろう。

オッツァレル　㋐叱られる。埼玉県幸手町。　『「叱られる」の方言』

千葉県

千葉県の方言には，オッツァン・オンツァン・オッサンなどのオジ名称がある。次のオッツァレルも，おそらくオッツァンから派生したものであろう。ここにも，受身のオッツァレルに対して，能動のオッツァルがある。

オッツァレル　㋐叱られる。　『千葉県長生郡一宮町方言』

オッツァル　㋐叱る。上総山武郡。　『「叱られる」の方言』

昭和48年11月，千葉県長生郡一宮町で臨地調査した結果では，やはり同地方の方言では叱られることをオッツァレル，またはオダサレルという。また，オジ名称はオッツァンという。オッツァレルは，このオッツァンから派生したものと考えられる。(注8)

新潟県

東蒲原郡地方の方言のオジ名称には，オンチャマ・オンツァマ・オンツァ等のカードがある。次のオンチャレルは，おそらくオンチャマから派生したものであろう。また，オンサレルは，オンツァレルの訛りであろうかと思われる。

おんちゃれる　⑦「おんされる」に同じ。津川・三郷・栄山・西村・大鹿瀬・向鹿瀬・上条。　『越後東蒲原方言語彙集』

おんされる　⑦叱られる。五十島。→おどす・おどしつける。　『越後東蒲原方言語彙集』

5　オジ・オバ名称を性向語彙として使用している事例

手元のカードの中から，オジ・オバ名称を親族名称としてばかりでなく，性向語彙としても使用している事例を抜き出してみると，次のようになる。カードは，福島県のものがとびぬけて多い。福島県のほか，山形県・茨城県・江戸・福井県・三重県・島根県と，日本のかなり広い地域に散見する。くわしく調査をすれば，使用地域はもっと広がるのではないかと思う。オジ・オバ名称の多義語化の現象は，決して福島北部方言の場合だけでないことに注目してほしい。

山形県

オンツァ　⑦次男以下。②伯叔父。「オンツァン」とも。全県的。①⑥⑫⑭⑲⑳㉑㉔。③年寄りの下男。西置賜郡白鷹。⑯。④馬鹿者（男）。「このオンツァヤロー」（馬鹿野郎）。東置賜郡上郷。⑲。→オンナメ。　『山形県方言辞典』

オバ　⑦次女。次女以下の称。②①⑫㉔㊻㊿。②遊女。　売春婦。　南村山郡山元。東田川郡東栄・黄金・本郷・大泉　西田川郡京田・大山・湯田川・上郷・山戸。①②⑤㊶㊼。③乳母。東村山郡干布。⑳。④おろかな娘。東置賜郡上郷。⑲。　『山形県方言辞典』

福島県

オンツァ　⑦伯叔父。又は愚かなる男。　西部地方。　『福島県方言』

おんつぁ　⑦①伯叔父。②男の馬鹿者。→おんつぁま。　『福島県南会津郡

田島町方言訛語集』

オンツァ　㋐馬鹿野郎。　会津地方・中通り南部地方。『福島県方言辞典』

オンツァヤロ　㋐馬鹿野郎。　中通り北部地方・浜通り地方・会津地方。『福島県方言辞典』

オンツァ　㋐間抜け。馬鹿者（男に対する卑語）。これは「オンツァ」と尾高型アクセントに言ふ。尚「オンツァー」と平板式に言へば，叔父のことである。　『会津方言集』（安達）

ヲンツァマ　㋐叔伯父（或は人を嘲るときに用ふ）。　『北会津郷土誌』

オヂ　㋐①次男以下のこと。②馬鹿男。　中通り北部・同中部・同南部地方・会津地方。　『福島県方言辞典』

オバサマ　㋐伯叔母。又は愚鈍なる女。　西部地方。　『福島県方言』

おば　㋐馬鹿な女。→おばさま。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

おばさま　㋐馬鹿な女。→おば。　『福島県南会津郡田島町方言訛語集』

オバ　㋐馬鹿女（女の卑罵）。「オバ」と尾高型のアクセントである。尚「オバー」と平板式にすれば，伯（叔）母のことである。　『会津方言集』（安達）

オバ　㋐①次女以下のこと。②馬鹿女。　中通り北部・同中部・同南部地方・会津地方。　『福島県方言辞典』

茨城県

この県については，文献資料からのカードは1枚もなかったが，わたしの臨地調査で次のようなことがあった。

昭和44年4月，茨城県行方郡麻生町へ調査に行った。そのときの調査結果では，この論文の第2節であげた第2図の春雄や第3図の春子は，次のようにいう。

○　春雄（・春子）ワ　栄作ノ　シャテ（・イモート）デ，佐藤家ノ　オンツァ（・オバァ）ダ。

同じく，第2図の二郎・三郎や第3図のたか子・ふみ子は，次のようにいう。

○　二郎（・三郎）　ワ　栄作・ハナノ　二番目　（・三番目）ノ　ムスコ

デ，佐藤家ノ　オンツァダ。

○　たか子（・ふみ子）ワ　栄作・ハナノ　二番目（・三番目）ノ　ムスメデ，佐藤家ノ　オバァダ。

つまり，この地方の方言のオンツァ・オバァは，「家の非嫡系成員である（家長の弟妹や二男二女以下などの）男・女」という意味はもっているが，弟とか二男以下，それに妹とか二女以下という意味はもっていない。福島北部方言の場合と同じである。

さらに，そのときお会いしたインフォマントの中の何人かは，このオンツァとオバァを，たとえば次のように使うとも語っていた。

年頃になっても，一人前以下の出来の悪い人を指して，

○　アレワ　オンツァダカラ，嫁モ　キネー（来ない）。

○　アレワ　オバァダカラ，嫁ニモ　行ケネー。

○　アレワ　アソコノ　オンツァ（・オバァ）ダヨ。カラッキリ　オンツァ（・オバァ）ダヨ。馬鹿ダヨ。

このように語ったインフォマントは，次の方々である。いずれも土地はえぬきの老人だ。

田中実さん（麻生町小高在住。明治25年生れ。当時78歳。農業。）

辺田貞喜さん（同町白浜在住。明治34年生れ。当時67歳。農業。漁業。）

新堀恒徳さん（同町大田石神在住。明治34年生れ。当時67歳。農業。）

このようなオンツァ・オバァの用法は，性向語彙的な用法と認めてよいだろう。

東京都

東京方言についてのカードは1枚もないが，江戸語については1枚だけ次のようなものがあった。

おじさん（伯父さん）　㋐愚直の意にいう。伯父さんと言ふなァ，馬鹿の仇名だらう，癪にさはるぜ。（一筆庵『稽古三味線』）　『江戸語辞典』

一筆庵可候の作『稽古三味線』は，弘化3年（1846）に刊行されている。江戸語についての資料は，まだこれしかない。しかし，これをみると，江戸でもオジ名称が馬鹿な男を意味する性向語彙にもなっていたらしいことが分かる。

オジ名称の性向語彙化の問題を考察していく上で，たいへん興味あることだ。江戸語のオバ名称については，まだ手元に１枚のカードもないが，おそらくオジ名称と同じような性向語彙化の現象があったのではなかろうか。

福井県

福井県についても，カードはまだ次の１枚しかない。しかし，若狭地方の方言のオジ・オバ名称については，後述するような事実がある。

おじぼん　㋐弟，又ハ愚ナルモノトイフコト。若州地方。　『若越方言集』

昭和47年３月，福井県大飯郡高浜町へ調査に行った。インフォマントの一人，高浜町和田の今井五作さん（明治27年生れ，当時79歳，漁業）の御教示によると，同地方の方言では，家の非嫡系成員である，家長の二・三男や弟をオッツァンという。そのほか，頭のちょっと足らんものもオッツァンという。また，高浜町西三松の山下安次郎さん（明治32年生れ，当時73歳，農業）の御教示によると，このオジ名称のオッツァンは，次のようにも使うという。頭のにぶい男を指して，「アレワ　チョット　オッツァンヤワ。」。同じように，頭のにぶい女を指して，「アレワ　チョット　オバサンヤワ。」。山下さんは，次のようにも言っていた。

「オッツァンワ　物足ランヨーナ　者ノ　代名詞ヤ　アリマヘンカ。」

つまりこの地方のオジ・オバ名称は，性向語彙としても使用されているのである。

三重県

三重県でも，まだカードは次の１枚しかない。しかし，それでもオッサンというオジ名称を性向語彙としても使用している地域が三重県内にもあるらしいということは分かる。

おっさん　㋐和尚さん。〔『阿山方言訛語集』『上野中学校校友会誌』『伊賀南部地方方言語彙集』〕　②あなた（卑語）。〔『伊賀南部地方方言語彙』〕　③伯叔父様。小父様。〔『阿山方言訛語集』『上野中学校校友会誌』『伊賀国名張町方言』〕　④阿呆。〔『阿山方言訛語集』〕　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

島根県

次の４枚のカードがある。１枚目のカードの「少し人のよい男」というのと３枚目のカードの「人のよい女」というのは，それぞれオジ名称とオバ名称が性向語彙化したものである。２枚目のカードのオジロクのオジは，オジ名称のオジ。ロクは，俗語にいうヤドロク（宿六）のロクと同じものであろう。４枚目のカードのオバロクのオバもオバ名称のオバであろう。

おじ　㋐（叔父）①次男以下で年をとっても，嫁を貰わず家にいる男。出雲の簸川郡・出雲市・八束郡。隠岐の全域。おじー　出雲の仁多郡・能義郡。②少し人のよい男。出雲の出雲市・簸川郡。③下男。隠岐の西郷町・西ノ島町別府・美田尻・旧黒木村・海士村。　おじさんとも。出雲の出雲市。　『島根県方言辞典』

おじろく　㋐愚かな男。男を馬鹿にした言い方。出雲の出雲市。　『島根県方言辞典』

おばー　㋐①叔母。石見の美濃郡・益田市・邑智郡。②年齢が来ても嫁に行かない女。③人のよい女。石見の鹿足郡・美濃郡・益田市。出雲の仁多郡・能義郡。　『島根県方言辞典』

おばろく　㋐①愚かな女。②女を罵しった時の言い方。出雲の出雲市。『島根県方言辞典』

――付記――

手元にオバサマについて次のようなカードがある。これもオバ名称のオバサマの意味用法が発展したものだと考えてよいのか，どうか。わたしにはよく分からない。栃木県のカードは，セックスに関連づけた説明だが，果してそうなのか，どうか。岩手県気仙郡のカードにも「隠語的」という解説がついているから，これもやはりセックスに関係したことから出ているのか，どうか。もしどちらのカードもそうだとすれば，この場合のオバサマのオバはオバ名称のオバではなく，遊女・娼婦を意味するオバと関係あるのかも知れない。

オバサマ　㋐「おば様」。帽子でも靴でも，自分に大き過ぎるとオバサマだという。隠語的。『気仙ことば』

オバサマ　㋐きっちり適合せざる事に用ひられる形容詞也。伯母様のほとの

余りに大きく快感を得ざるより出でしか。　『稿本栃木県芳賀郡逆川村方言方物考』

森下喜一さんの『栃木県方言辞典』（桜楓社　昭和52年）にも，次のようにある。

おばさま　ぴったり適合しないこと。（例）この帽子は大きすぎて，おばさまだ。　芳賀郡。

6　兄名称を性向語彙として使用する事例

手元のカードの中に，次のようなものがある。オジ名称ではなく，兄名称を馬鹿な男を意味する性向語彙として使用する事例だ。俚言集覧のは使用地域を明記してないが，ほかは岡山市方言と鹿児島県谷山町方言の事例である。現在手元にはこれしかない。くわしく調べれば，これらの地域以外にも使用地域が見つかるかも知れない。しかし，その使用地域は，おそらくオジ名称を性向語彙として使用するのに比べればずっと狭いのではないか，と思う。また，その使用地域は，オジ名称を性向語彙として使用する地域と重なることはないであろう。兄がもっている総領の甚六的な性格だけに注目して，そのことから新たに発展させた意味用法なのだろうと思う。

あにい　㋐若キモノノヌルキをアニイと云総領の甚六といふ意也兄ごせ是は兄御前ならん歟今兄御といふは此也せの略語歟　『俚言集覧』

ああさん・ああやん　㋐兄。大きいああさんは長兄の意味なれど，又間抜け，馬鹿の罵称ともなる。又単に「あいつはああやんぢゃから」と言ひても，間抜けの事になる。「やん」は，「さん」に対して，目下の者を呼ぶ卑称也。　『岡山市方言集稿本』

アンサン　㋐①兄さん。②馬鹿。　『鹿児島県鹿児島郡谷山町方言集(上)』

注

(1)　福島市・伊達郡・信夫郡を含む地域。ただし，信夫郡は現在その全部が福島市に合併されている。

(2) シャテは，もちろん「舎弟」である。時枝誠記編『例解国語辞典』は，舎弟の意味用法を次のように説明している。

舎弟　〔「令弟」または「令兄」の対〕 自分の弟のことを他人に対して言う時に使う言葉。「――がお世話になりまして，ありがとう存じます」

『岩波国語辞典』（第2版）も次のように説明している。

舎弟　自分の弟のことを他人に対していう語。

『新明解国語辞典』にも次のようにある。

舎弟　「自分の弟」の意の老人語。

現代共通語の舎弟の意味用法が上の通りだとは，わたしは思わない。仮にもしそうだとすれば，福島北部方言のシャテは明らかに違う。福島北部方言では，シャテは自分の弟ばかりでなく，他人の弟にも使う。たとえば，次の用例のように使っても，少しもおかしくない。シャテに敬称の接尾語サマをつけた形式さえあるのに注意してほしい。

○　アンタエノ（あなたの家の）　シャテサマ（弟サン）　ドコノ　会社サ（会社に）　勤メテラッタエ？（お勤めになっていますか？）

(3) オンツァマ・オバサマという語形は，オジ・オバに敬称の接尾語「――様」をつけた形式である。それにもかかわらず，この用例のように，親が自分の子どもに向かってオンツァマ・オバサマといっても，一向におかしくないのは，この場合これらの単語に敬意が含まれていないからである。

(4) なぜしっくりしないかを尋ねてみると，オンツァマとオバサマは，マイナスの評価をもった意味で使われることが多いからだ，と答えるのである。これは，198ページ以下に述べる(3)以下の記述と関連する。

(5) 昭和47年秋，三重県鳥羽市在の，半農半漁の小さなムラへ調査に行った。そのときわたしは，土地の老人から，同地方ではオジ・オバについて，昔から次のように言ってきたものだということを聞かされた。

畑にコーブシ，田にビルモ，家にオジ・オバ要らんもの。

コーブシとビルモは，それぞれ畑と田にはびこって，農業の邪魔をする悪い雑草の方言名だそうだ。伊勢湾の急な海岸の傾斜地にへばりついたような小さなこのムラでは，耕地も少なく，地先漁業の規模も零細である。非嫡系成員であるオジ・オバを受けいれることができる経済的基盤は何一つない。昔からオジ・オバは成長すると，常に家の外に，そしてムラの外に排出されてきた。これなどは，典型的な小

家族主義の原則に立ったものだろう。

(6) 昭和43年10月，新潟県三島郡与板町での臨地調査で，同町横町の長明寺（チョウミョウ）の住職前波善学さん（明治17年生れ，当時85歳）から，オジについて次のような御教示にあずかった。

同地方では，オジを軽んじいやしめて，オジベントーという。オジは，半人前の仕事しかしない（・できない）が，弁当だけは一人前に食う。そのため同地方では，昔からオジを軽蔑して，「オジ　弁当　食ウガ　役。」と言ってきた。これがちぢまって，オジベントーという軽蔑のオジ名称ができあがったというのである。

「オジは頼りにならない奴だ。駄目な奴だ。馬鹿な奴だ。」という，オジに対する嫡系成員のマイナスの評価が如実にこめられた名称である。

(7) おんつぁれもづは，オンツァレモチ。オンツァレモチのモチは，ゲンコモチ（拳固餅）のモチ（餅）と同じ。げんこで頭をごつんとやられることを「げんこもちを食う（・もらう）」という。オンツァレルのオンツァにこのモチが結合してオンツァレモチができた。叱られることをオンツァレルというほかに，「オンツァレモチヲ食ウ（・もらう）」ともいう。これは，福島北部方言の場合も同じ。

(8) 昭和51年10月に大橋勝男さんの『関東地方域方言事象分布地図』第3巻（語彙篇）が桜楓社から刊行された。同書第115図は「おこられる」の分布地図である。これを見ると，「おこられる」を意味する俚言が関東地方域275地点でどのように分布しているかが一目で分かる。小論が問題にしたオンツァレル・オッツァレル・オッツァラレル・オッサレルなどの語形は，やはり栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県などに分布している。くわしくは同書を参照すること。

Ⅶ　二男以下・二女以下を意味するとされる各地方言の俚言について

1　はじめに

第6論文で主として福島北部方言のオジ・オバ名称のことをとりあげた。そこで，それとの関連でこの第7論文では，方言集・方言辞典などの文献資料において二男以下・二女以下を意味すると記述されている各地方言の俚言のことをとりあげてみたい。

手元の「東条カード」と「補充カード」の中から，二男以下・二男・三男……，それに二女以下・二女・三女……のどれかを意味すると記述されている俚言のカードを全部抜きだした。（末むすこ・末むすめを意味する俚言のカードは除く。）それを北から南へほぼ都道府県別に配列すると，第2節と第3節に示すような二つの資料集ができあがった。

カードに記載された意味用法の記述内容に応じて，見出し語形の前に次のような記号をつけた。

A――二男（・二女）以下とか，二男（・二女）・三男（・三女）……の意味を有すると記述されている場合。

B――弟（・妹）の意味を有すると記述されている場合。

C――おじ（・おば）の意味を有すると記述されている場合。

D――適齢期を過ぎても未婚でいる男（・女）という意味を有すると記述されている場合。

E――馬鹿者または厄介者・役立たずなどというニュアンスの意味記述がなされている場合。

F――その他の意味記述がなされている場合。

したがって，以下二つの資料集のどの見出し語にもAの記号がつくが，その

ほかに記号がつくとすれば，どのような記号がつくか。そのことにも注意してほしい。

カードの枚数は，多い県，少ない県さまざまである。中には1枚もない府県がいくつかあった。それでもこの二つの資料集から次のことがわかる。

(1) 二男（・二女）以下・二男（・二女）・三男（・三女）……の意味を有するとされている俚言にどのようなものがあり，それらは全国的にどのように分布しているか。このことを，ごく大ざっぱではあるが，ほぼ都道府県別に概観することができる。

(2) 二男（・二女）以下・二男（・二女）・三男（・三女）……の意味を有するとされる俚言がそれぞれほかにどのような意味・用法をあわせもっているとされているか。このことを採集文献の記述そのままの形で容易に概観することができる。

2　二男以下・二男・三男……を意味するとされる俚言の資料集

北海道

ＡＢＣ　おんちゃ　㋐弟。二男以下の男の子をひっくるめていうことば。「おんちゃん」という人もいる。父や母の兄弟をもこのことばで呼ぶところから「おじ」の意味に使われることもある。東北各地，新潟から持ち込まれた。　『ほっかいどう語』

ＡＢ　おんちゃん　㋐弟，次男以下の男子。弟息子や次男以下の男兄弟に対して，おんちゃんとか，おんちゃ或はおんじと呼ぶが，これは青森・秋田・岩手・新潟に共通する方言で語原は叔父でそれがおんじになり，更におんちゃが北海道ではおんちゃんになったものと思う。　『北海道方言集』

ＡＢ　オンチャ又はオンジ　㋐次男又は弟。　『北海道方言素描』

青森県

Ａ　オジ　㋐二男以下の男子（親が自分の子供に対する称呼）。津軽方言の著者は言う。〝伯叔父ハおじ，二三男ヲ呼ンデおじいト引ク。所謂長呼短呼ノ別也。二三男ヲおじいト云ハ取モ直サズ厄介者と云語気也。子弟ノ父兄

ニ養ハルルハ常ノ事ナレドモ，伯叔父ガ甥姪ノ世話ニナルハ実ニ厄介者タルヲ免カレズ。幕政ノ時ハ諸候モ士大夫モ分限走リテヨシヤ才能アル者モ容易ニ一家トナシ得ベカラズ。養子ニ行クノ道ナケレバ終身厄介ナレハナルベシ。今猶おじいトイッテ，ママ伯叔父ト混ゼリ。世間不通ノ語ナリ。又二女三女ヲおばあトイフモ，此おじいニ伴ハレタル詞ナルベシ。”

これに依れば，オジイと長呼して言ふとあるが，現今では殆んど全部オジと短く呼んでいる。伯叔父は現在オヂでアクセントはオにある。オジの方はジの方にアクセントがあるので，これで両者を区別している。『弘前語彙』

A　オジ・オンジ・オジキリ　㋐次男以下の男。　『青森県県南部方言考』

AB　おじ・おんじ　㋐アクセントは「おじ」「おんじ」。「兄」に対して「弟・次男・三男」のことだが，「兄」や「長男」を「オヤガダ」という，その「おやがた」に対する「おんじ・おじ」である。（略）　『津軽のことば』

AC　オジメ　㋐伯（叔）父，また二男以下の者をもいう。　『青森県五戸語彙』

A　オヅ　㋒二男以下の男子。全県。　『青森県方言集（師範）』

A　オンジ　㋐男の幼児。ボンジとも。二，三男以下の男の称。上流ではオンチャ，中流ではオンチャマ，下流ではオンジを用いる。オジマゴ，オンジョとも。「オンジと猫のしっぽァあれなかれ」とて大事にさなれい。『青森県五戸語彙』

A　オンチャ　㋐二男以下の未婚の男子。オヅチャンの転訛。中流以上の家庭の者に対して第三者が言う場合。　『弘前語彙』

A　オンチャマ　㋐二男以下の既婚の男子。オンチャ様の転訛。中流以上の家庭の者に対して第三者が言う場合。　『弘前語彙』

AC　オンチマ・オンチャマ　㋐次男以下の男。伯父にも使う。　『青森県南部方言考』

A　セッカオンジ　㋐セッカは樹木の背皮。木を製材したときの外皮の部分の板をいう。オンジは次男以下の男をいう。それを敬称していう時はセッカ

オンチャマ。　『青森県五戸語彙』

AB　ちゃこ　⑦これは，長男に対して，次男以下の子の（時には，青年期を過ぎるまでも）愛称または敬称である。津軽の「おんちゃこ」の「おん」を略した言い方であろう。長男の場合は，津軽では「あんちョ・あんちョこ」というが，「あんちゃん」は，田舎ではあまり聞かれない。「あんちョ・あんちョこ」は，もちろん「だんなさま」や「だんなしゅう」の子弟に限って用いる。長男の「あんこ」も同じ。

ところでその弟の「おんちゃ」は，「おぢさん」の訛りと考える。ただし「叔父さん」の方で「小父さん」ではない。それに「こ」がついて「おんちゃこ」。その「おん」を略して「ちゃこ」といった，というわけ。同様に「あんちゃ・あんちョ」も「あにさん・兄様」の訛りだろうと思う。（略）　『津軽のことば』

A　ヤヅメ　⑦次男以下を言う。ヤツメ（奴め）。ヤツ（奴）を非常に卑しめていう語。これが転じて次男以下の男子を一般に言うようになったものであろう。（略）　『弘前語彙』

A　オジ・ヤヅメ　⑦次男以下。津軽地方。　『日本の民俗２　青森』

A　オジ　⑦二男。青森県津軽半島。　『日本の家と村』

A　オジマ　⑦次男の呼名。今は殆んど廃語。以前は商家中流の次男坊を称した。オンジは次男以下男子の称。オジマはオンチャマの省略であろうか。『青森県五戸語彙』

A　オンぢ　㋣⑦次男。（村落語）　東郡・西郡・南郡・北郡・中郡。　『津軽方言語釈（名詞の部）』

A　オンぢカし　㋣⑦次男。（卑語）　東郡・西郡・南郡・北郡・中郡。『津軽方言語釈（名詞の部）』

A　オンチャ　㋣⑦次男。（オンぢカスより丁寧な語）。東郡・西郡・南郡・北郡・中郡。　『津軽方言語釈（名詞の部）』

A　オンチャマ　㋣⑦結婚した次男。　東郡・西郡・南郡・北郡・中郡。『津軽方言語釈（名詞の部）』

A　チャコ　㋣次男。おいの（家の）チャコずるくて。　津軽・南部（八戸）

『青森県方言集（師範）』

A　をぢ　㋑次三男。　『津軽方言考』

A　オヅ・オンヅ　㋐次男，三男。　『青森県方言集（東奥日報社）』

A　オンチャ・オンチャマ　㋐次男，三男。　『青森県方言集（東奥日報社）』

AB　おんちゃ　㋑次男，三男等，弟の称。　『青森県地誌』

A　をんちゃ　㋑次三男。　『津軽方言考』

秋田県

A　おんじ　㋑㋐次男以下の男子。　雄勝郡。　『秋田方言』

AB　オンヂ・オンチャ　㋑次男以下の男子。弟。　『鹿角方言集』

AC　オンチャ・オンジ・オジ　㋐その家の長男以外の男の子のこと。年齢，家の格式，社会的地位などでこの三つが使いわけられる。但しオンチャにはおじさんという意味も含まれている。　『村の方言集』

A　オンチキレ　㋑次三男以下の男子。（蔑称）　『鹿角方言集』

A　おんじ　㋑㋐次男。　河辺郡。　『秋田方言』

AB　おんちゃ　㋑㋐おとうと，次男。　鹿角郡・北秋田郡・山本郡・南秋田郡・河辺郡・平鹿郡・雄勝郡。　『秋田方言』

A　おんちゃ・おちゃこ・おじ　㋐大体次男を指して一般によばれている言葉。「三太い（家）のおちゃこ，少し，ばかだなあ。」（略）　『男鹿寒風山麓方言民俗誌』

AC　おんつぁん　㋑㋐伯叔父，次男，三男。秋田市・河辺郡・平鹿郡。『秋田方言』

A　おんちゃめ　㋑㋐次男，三男。　平鹿郡・雄勝郡。　『秋田方言』

岩手県

AB　オジ　㋐弟，二男以下の男子。　20　『岩手方言の語彙（旧南部）』

AB　オジ　㋐弟のこと。又次男以下すべていう時もある。オンジとも言う。小父の意か。　『気仙方言誌』

AC　オジ　㋐伯叔父，二男以下。　6　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

AB　オジ　㋐弟，二男以下の男子。　『岩手県宮古市方言語彙』

A　オズカブ　㋐二男以下。長男以外の者をいう。　『気仙方言誌』

A　オズカブ　㋐二男以下。　4　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

AF　オズコ　㋐二，三男以下の男子。下男。　5　『岩手方言の語彙（旧南部）』

A　オツコ　㋐二男以下。　1　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ABC　オンジ　㋐弟。二男以下。伯叔父。　23　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ABC　オンジー　㋐弟。二男以下。伯叔父。　3　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ABC　オンジー　㋐弟。二男以下。伯叔父。　『岩手県宮古市方言語彙』

ABC　オンズ　㋐弟。二男以下。伯叔父。　22　『岩手方言の語彙（旧南部）』

AC　オンズ　㋐叔父。二男以下の男の子。　4　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

A　オンず　㋑次男以下。　『岩手県西和賀郡』（？）

ABC　オンズー　㋐弟。二男以下。伯叔父。　4　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ABC　オンズー　㋐弟。二男以下。伯叔父。　『岩手県宮古市方言語彙』

ACF　オンズワ　㋐伯叔父。次男以下。小父さん。　『岩手県宮古市方言語彙』

ABC　オンチャ　㋐伯叔父。弟。二男以下。　48　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ABC　オンチャー　㋐伯叔父。弟。二男以下。　2　『岩手方言の語彙（旧南部）』

AC　おんちゃ　㋑叔父。次男以下の男子。　『九戸郡誌』

A　オンチャコ　㋑次男以下。　『岩手県和賀郡』（？）

ABC　オンチャコ　㋐伯叔父。弟。二男以下。　15　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ABC　オンチャマ　㋐伯叔父。弟。二男以下。　35　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ＡＣ　おんちゃま　㋑叔父。次男以下の男子。　『九戸郡誌』

ＡＢＣ　オンチャマ　㋐伯叔父。弟。二男以下。　『岩手県宮古市方言語彙』

Ａ　カブ　㋐二男以下の男。　2　『岩手方言の語彙（旧南部）』

Ａ　ヤロ　㋑次男以下。　『岩手県和賀郡』（？）

ＡＦ　ヤロ（一）　㋐男の子。次男以下の男の子。下男。やつ。　10　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

ＡＣＦ　ウンチァッコ　㋐伯叔父。二，三男。　4　下男。　2　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

ＡＣＤ　ウンチァッコ　㋐伯叔父。二，三男。他家にムコ入りもせず長男の世話になる人。ウンチャマ・ウンチャンともいう。　『気仙方言誌』

ＡＣＦ　ウンチァマ　㋐伯叔父。二，三男。　3　下男。　2　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

ＡＣ　ウンチャン　㋐伯叔父。二，三男。　3　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

Ａ　オジー　㋐二，三男。　1　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

Ａ　オンチャマカブ　㋐二，三男。　1　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ＡＤ　オンツコ　㋐叔父。婚期をすぎて家にいる二，三男など。　2　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

Ａ　カゴショイ　㋐二，三男のこと。長男より他は，モゴ（ムコ）に行くものときまっており，籠を背負いていくのでかくいう。有住（アリス）カゴと称して（有住カゴは住田町上有住に産するカゴ）これを背負って婿入りした人もあった。　『気仙方言誌』

Ａ　カゴショイ　㋐二，三男。　1　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

Ａ　ゴンボー　㋐二，三男（男の子）。　2　『岩手方言の語彙（旧南部）』

宮城県

Ａ　オンツァマ　㋐次男以下をいう。　『仙台民俗誌』

Ａ　ずなん　㋐次男。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

Ａ　ずなんこ・ずなんぺ・ずなんぽゥ　㋐次男。ずなんぺ・ずなんぽゥは多少軽視の意を含む。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

A　ニバンメ（ムスコ）　⑦次男。以下末子の前までは番号を追ふ。「ムスコ」はしばしば省略される。　『仙南地方の家族称呼』

A　ねごのすりッぽ　⑦「――みでェなやつの　しェわに　なんなくてねェ」猫の尻尾。あっても無くともよい存在の人。家督を除いた次参男（特に末の方の子供）をいう。　『角田市を中心とする宮城県南地方の方言』

山形県

AB　オヂ　⑦次男。次男以下。弟。「あの家の――」。「アニとオヂ」（兄と弟）。西村山郡，新庄市，最上郡金山，東田川郡大泉，西田川郡加茂・鼠関ほか全県的。①⑥⑫⑲㊼㊾㊸㊿。→オヅ　『山形県方言辞典』

A　オズ（又はンズともいふ）　㊦⑦次男以下の男。　『山形県荘内人倫の方言』

A　オヂコ　⑦次男。次男以下の男。（愛称的）。ほぼ全県的。⑥⑫⑭。→オヅコ　『山形県方言辞典』

A　オズコ　㊦⑦次子以下で男の子。　『山形県荘内人倫の方言』

AB　オヅコ　⑦次男以下。弟。　東置賜郡梨郷・沖郷，西置賜郡長井，西村山郡，北村山郡，最上郡。①⑥⑪㉑。　『山形県方言辞典』

A　オヂゴンボ　⑦次男以下のむすこをののしっていう語。　西置賜郡小国。『山形県方言辞典』

A　オヅペ　⑦次男以下。東置賜郡吉野。⑥。　『山形県方言辞典』

A　オジャ　㊦⑦次子以下の男の粗末な呼び方。　『山形県荘内人倫の方言』

AC　オンツァ　㊦叔父さん・伯父さん（次男以下の男の子）。『羽前村山方言』

ACEF　オンツァ　⑦①次男以下。②伯叔父。「オンツァン」とも。全県的。①⑥⑫⑭⑲⑳㉑㉔。③年寄りの下男。西置賜郡白鷹。⑯。④馬鹿者（男）。「このオンツァヤロー」（馬鹿野郎）。東置賜郡上郷。⑲。→オンナメ『山形県方言辞典』

A　コボー　⑦<少坊>二男以下。庄内の家中では，長男を「坊」あるいは「坊や」。他人はこれを呼んで「坊っちゃん」といい，二三男を「小坊」と呼び，他人は敬称をつけて「小坊ちゃ」「小坊はん」という。②㊷。

コボ　小坊主。寺の小僧。庄内。㊵。　コボチャ・コボコ　庄内。①㊵。『山形県方言辞典』

AB　シャで　⑦<舎弟>次男以下の弟。置賜・村山･最上全般的。①⑥⑲⑳。『山形県方言辞典』

AB　シャでキ　⑦<舎弟>次男以下の弟（キは接尾語兄キ・叔父キ等）。東村山郡大曽根・楯山，南村山郡村木沢，北村山郡宮沢。㊿。『山形県方言辞典』

A　だメオヂ　⑦次男以下の男子の蔑称。　西置賜郡豊田・長井周辺。⑥。だメオヅ　山形市，　西村山郡谷地・寒河江，　北村山郡大久保・楯岡・東郷，最上郡。⑥⑦㉑㉔㊿。『山形県方言辞典』

A　ンジャ　㋛⑦次子以下の男の粗末な呼び方。『山形県荘内人倫の方言』

A　ンズコ　㋛⑦次子以下の男の子。『山形県荘内人倫の方言』

A　をぢ　㋛二番目の男の子。　庄内。『はまおぎ（荘内）』

ABC　オヅ　⑦①弟。②伯叔父。③次男。南置賜郡三沢，村山，最上，庄内全般的。⑥⑳㉑㉔。『山形県方言辞典』

A　オヂキ　⑦次男（アニキの対）。東村山郡蔵増。⑥。　オヅキ　最上。⑦。『山形県方言辞典』

A　オヂチャ　⑦次男。西田川郡湯田川ほか庄内。⑥㊿。『山形県方言辞典』

A　オヂパイ　⑦次男。西置賜郡豊原。⑥。『山形県方言辞典』

AC　オヂポエ　⑦①次男。東置賜郡屋代。⑥。　②伯叔父。米沢，東置賜郡上郷。⑩⑲。『山形県方言辞典』

AB　オヂャ　⑦弟。次男。飽海郡北俣・南平田。①⑥。『山形県方言辞典』

A　オンヂ　⑦次男。最上郡舟形。⑥。『山形県方言辞典』

AC　オンチャ　⑦①次男。鶴岡，酒田，東田川郡京田，飽海郡。⑥㊿。　②伯叔父。　東置賜郡高畠，南置賜郡中津川，庄内。　①⑭㊿。『山形県方言辞典』

AC　オンチャマ　⑦①次男。西置賜郡豊川。⑥。　②叔父。東置賜郡吉島，南置賜郡中津川。⑪㊿。『山形県方言辞典』

A　カジ（又はカヂ）　㋛次男。　山形県庄内地方。『族制語彙』

A　かじ　㊦次男。　『山形県集言方』

A　ぢゃで　㊼次男。東置賜郡中川，東村山郡大曽根。⑥。　『山形県方言辞典』

A　ニバンオヅ　㊼次男。東村山郡大曽根，西村山郡左沢・寒河江。③。　ニバンオヂ　東田川郡大泉。㊿。　『山形県方言辞典』

A　にばんこ　㊼<全域>　次男。「二番子」の意。　『米沢方言辞典』

A　ンヂ　㊼次男。東田川郡新堀・大和・藤島。⑥。ンヂェ　西田川郡京田。㊿。　『山形県方言辞典』

A　おじい　㊦二三男を呼ぶ。　『荘内方言考』

AB　オヂペ・オチペ　㊼二，三男。弟たち。東置賜郡高畠・宮内，酒田。①⑬⑭。　『山形県方言辞典』

AB　オヂポ　㊼二，三男。弟たち。東置賜郡高畠。⑭。　『山形県方言辞典』

AC　オンツァマ　㊼叔父・次三男を尊敬していう語。東置賜郡宮内・高畠・上郷，西置賜郡小国・白鷹・長井周辺，南置賜郡三沢・万世・中津川，西村山郡中川・村木沢，北村山郡，最上郡。　③⑥⑫⑬⑭⑯⑲㉑㊿。　『山形県方言辞典』

A　小坊　㊦二，三男をいふ。　『荘内方言考』

A　ヒヤメシオヂ　㊼二，三男をいう。（今は言わない。）庄内。㊵。　『山形県方言辞典』

AB　んじ　㊼弟。二，三男。（略）卑語。おじ（二，三男）と同義だが，卑しめる度がおじより強い。おじ→おんじ→んじ？　『北荘内方言集』

AB　んじこ　㊼弟。二，三男。「あこねの　んじこも，でんぶ　こべなたの」（あの家の弟も，大部おしゃれになったね）。卑語。んじと同程度。『北荘内方言集』

AB　んじゃ　㊼弟。二，三男。「あの　んじゃ　ちっこど　たんねなんねが，ちっとばり　おかしどこ　あっけぜ」（あの弟は，少しうすのろなのではないのか，少しばかり変なところがありましたよ」。んじゃは，んじはのつまった語のように思われる。　『北荘内方言集』

福島県

ＡＥ　オヂ　㋐①次男以下のこと。②馬鹿者。中通り北部・同中部・同南部・会津地方。　『福島県方言辞典』

Ａ　オンチャン　㋐次男以下の男の子。浜通り地方・中通り中部地方。　『福島県方言辞典』

ＡＥ　おんつぁま　㋐おんつあんのんが落ちたもの（伯父のこと）。さまをつけておんつあまといふと，軽蔑の意を持ち，役立たずの次三男坊といふ意味である。　『磐城地方方言考』

茨城県

Ａ　おぢー　㋐二，三，四男。　『茨城県南部方言集』（小川）

Ａ　オヂー　㋑二男以下の男子。　『北相馬郡川片村』（？）

Ａ　オジー　㋐二男以下の男子。　『茨城県南部方言集㈠』（三谷）

栃木県・群馬県　共に該当カードなし。

埼玉県

ＡＣＤＦ　オンジー　㋐年をとった独身の男。埼玉県入間郡・大宮市・長崎県五島。②目下の老爺に対していう。長崎。③次男以下。青森・新潟県中魚沼郡・神奈川県三浦郡・長崎県彼杵地方。④叔父，伯父。神奈川。　『小針言語生活考』

Ａ　タカラオンジー　㋑㋐身を惜まず家の為に尽すオンジー（次男以下の称）。　『幸手方言その他』

千葉県

Ａ　オヂイ　㋑次，三男，四男。　『佐原町誌』

Ａ　オヂイ　㋑次男以下の男子。　『印旛郡誌』

Ａ　オヂイ　㋑次男以下の男子。　『市原郡誌』

Ａ　オヂイ　㋑次男以下の男子。　『千葉郡誌』

Ａ　オヂイ　㋑次男以下の男子。　『本野村誌』

ＡＢ　オヂイ　㋐次男以下，弟のこと。　『千葉県郡別方言集』

Ａ　オヂイ　㋐次男以下。　東葛飾郡誌。　『千葉県郡別方言集』

Ａ　オヂイ　㋐次男以下の男児。　千葉郡誌。　『千葉県郡別方言集』

Ａ　オヂイ　㋐次男以下の男子。　印旛郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　オヂイ　㋐次男以下の男。　市原郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　オヂイ　㋐次男以下の男子。　君津郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　オヂイ　㋑次男以下。　『千葉県長生郡一宮町方言』

A　オ$\overline{ジ}$ー　㋐次男以下。　『千葉県海上郡高神村方言』

AB　オジー　㋐次男以下の男子又は弟。　『千葉県方言調査書』

A　オジイ・オンジ　㋐次男以下の男子。　夷隅郡誌。『千葉県郡別方言集』

A　ヲヂイ　㋑次男以下の男子を言ふ。　『君津郡誌』

A　オッツァン　㋑次男以下。　『千葉県長生郡一宮町方言』

A　オヂ　㋑㋐次男。　『房州平館方言資料』

A　オヂイ　㋐二，三男。　香取郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　をぢい　㋑二男，三男などを呼ぶ語なり。をばァは二女，三女などを呼ぶ語。上総。　『俚言集覧』

A　オッツァマ　㋐人の二，三男を呼ぶ語。　香取郡誌。　『千葉県郡別方言集』

東京都

A　ジョー　㋑次男。　『八丈島仙郷誌』

A　ジョー　㋐次男。　『八丈島中之郷村方言集』

A　ジョウ　㋐次男。第二番の男子の称。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　じんしち　㋐〔甚七〕次男の擬人名語。長男を甚六というの対。天明五年柳多留二十「勘当の跡甚七がものになり」。　『江戸語大辞典』

AF　にばんばえ　㋐〔二番生〕①次男。次男以下。また，二代目。二世。（略）②二度目の女・母。明和二年　柳多留初「針ほどを棒とは母の二ばんばへ」（継母）。（略）　『江戸語大辞典』

A　へやすみ（部屋住）　㋐武家の嫡子の相続決定以前，又は次三男をいう。町家でも大家では言う場合が多い。　合点せにゃ，切刃（きつば）を廻す大部屋住。（柳多留）　『江戸語事典』

A　サボウ　㋑三男。　『八丈島仙郷誌』

A　サボウ　㋐三男。第三番目の男子の称。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　サボー　㋑㋐三男。　『八丈島中之郷村方言集』

A　ショウ　㋥四男。　『八丈島仙郷誌』

A　ショウ　㋐四男。第四番目の男子。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　チョー　㋥㋐四男。　『八丈島中之郷村方言集』

A　ゴロウ　㋥五男。　『八丈島仙郷誌』

A　ゴロウ　㋐五男。第五番目の男子。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　ロクラウ　㋥六男。　『八丈島仙郷誌』

A　ロクロウ　㋐六男の称。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　シッチョウ　㋥七男。　『八丈島仙郷誌』

A　シッチョー　㋥㋐七男。　『八丈島中之郷村方言集』

A　ハッチョウ　㋥八男。　『八丈島仙郷誌』

A　ハッチョー　㋥㋐八男。　『八丈島中之郷村方言集』

A　クロー　㋥㋐九男。　『八丈島中之郷村方言集』

A　ジュロー　㋥㋐十男。　『八丈島中之郷村方言集』

神奈川県

A　ヲンジ　㋥㋐長男と対して二男以下の男子。　(訛言方言取調)　三浦郡高等北下浦小学校　『神奈川県方言資料』

ACD　オンジー　㋐①叔父，伯父。②未婚の男で年とった者。①②⑪。愛甲郡煤ケ谷。←→オンバ。③次男以下の男子。三浦郡北下浦（埼玉・青森・新潟県中魚沼郡・長崎県彼杵地方(全)）。　『神奈川県方言辞典』

AB　シャテー　㋐①弟。④足柄上郡・足柄下郡・三浦郡・鎌倉郡・高座郡・津久井郡・都筑郡・中郡・愛甲郡・橘樹郡稲田。②，③。津久井郡串川。④三浦郡三崎。②次男以下の者。⑭。三浦郡葉山。　『神奈川県方言辞典』

山梨県

A　スネッカヂリ　㋥厄介者，二番息子以下の称。　『山梨県河内方言』

A　ちぼ・こぼ　㋐秋山村で使われている。良家の子女を呼ぶときに，長男は「ぼー」，二番目は「ちぼー」，三番目は「こぼ」という。女の子にたいしては，長女は「びー」，二女は「ちび」，三番目は「こび」といっている。国中でも，小さい娘，末娘は「こんびい」，「こびい」を使うところがある。「あんなに子だくさんなのに，またこんびいが生まれた」。

『甲州方言』

A　チイチイボヲ　㋣三男。　『甲斐の落葉』

長野県

A　ナカッセ　㋣㋐次男以下。　『南佐久郡方言集(二)』

A　ひやめし　㋐長男以外の男兄弟。（略）　『上伊那方言集』

A　ニバンセ　㋣次男。信州下伊那郡。　『族制語彙』

AF　ひやめし　㋣次三男。小僧。　『東筑摩郡方言』

新潟県

A　オジ　㋐次男以下の蔑称。オジゴンボ・オジゴンベなどという。　『頸城の方言』

AB　オジ　㋣弟，次男以下すべてに用ふ。　下越。　『下越方言集』

AE　オジ　㋣二男以下の男の称。又男子を卑めて呼ぶ時は馬鹿の意。　『西頸城郡誌』

AB　おじ　㋐①次男以下の男子。津川。②弟。津川・三郷・栄山・西村・大鹿瀬・向鹿瀬・上条・豊川・三宝分・谷花・日出谷・五十沢・新谷・綱木金山・鳥井・小松。→おんじ，おんちゃ，おじごんぼ。　『越後東蒲原方言語彙集』

AB　オヂ　㋐弟，二男以下。オに強音があるので伯叔父と混同する気遣はなかったが，ずっと下の弟になると，ゴンボオジ・オヂゴンボ・カスオヂ・スッカオヂ，酷いのになるとスッカゴンボというた。　『越後方言七十五年』

AB　おぢ　oji　㋐弟，次男或は長男以外の男の子。この場合「お」にアクセントあり。　『山古志地方々言辞典』

A　オヂ・オンツァマ・オヂゴンボ・ゴンボ　㋐次男以下。　『越後津川附近方言集』

A　オヂゴンボ　㋣二男坊以下を嘲るやうに云ふ。各郡部。　『越後方言考』

AB　おっさ　㋐弟の敬称。転じて良家の次男又はそれ以下の男子。「お」にアクセントある場合は「さ」にアクセントある場合より尊敬の意強し。『山古志地方々言辞典』

AB　おっさま　㋐前項「おっさ」と同じ。更に敬意強し。「さ」にアクセン

トあり。（弟の敬称。転じて良家の次男又はそれ以下の男子）。『山古志地方々言辞典』

A　オッサン　㋐長男デナイ男ノ事。　『海府方言』

A　オッチャ　㋑二男以下の男子の敬称。　『頸城郡誌』

A　オッチャン　㋑二男以下の男子の敬称。　『頸城郡誌』

A　オッチャン　㋐次男以下の呼称。オッチャン・オッチャ・オッサマ（・オッチャマ）・オジの順。オッチャンは最上級の呼称。　『頸城の方言』

AD　㋐①次男以下の男子。②独身の男。　津川。『越後東蒲原方言語彙集』

AB　オンチャ　㋑弟，次男以下すべてに用ふ。これに尊敬の念加れるもの。下越。　『下越方言集』

AB　おんちゃ　㋐おじに同じ。（中）（上）。（①次男坊以下の男子。②弟。）『越後東蒲原方言語彙集』

A　おんつぁ　㋐（代）次男坊以下の男子。三郷・栄山・鳥井・西村・大鹿瀬・日出谷・三宝分・白崎・新谷・網木・五十島。　おんつぁめ　（下）。津川・西村・白崎・日出谷・三宝分。　『越後東蒲原方言語彙集』

A　ヘヤメシ　㋐①冷飯（ひやめし）の転訛。②次男以下の蔑称。農・山村では家族制度がきびしく，次男以下の者には冷飯（残り物）を食わせたとかいう。　『頸城の方言』

AB　オヂ　㋑弟，二男坊。　各都市。　『越後方言考』

A　オヂゴンボウ　㋐二男坊。　『鵜川方言集』

A　オッチャン　㋐二男。　『鵜川方言集』

A　ごっぽう　㋐ごぼう。転じて次男の卑称。　『山古志地方々言辞典』

AB　シャテ　㋐弟，二男だから，舎弟の義だろう。古語の残存。分布は東蒲原郡。　『越後方言七十五年』

AB　チャマ　㋐弟，次男。（弟の愛称。海岸地方）。　『頸城方言集』

A　モシカアンニャ　㋑次男。　越後。　『族制語彙』

A　モシカアンニャ　㋐二男。二男のことでひょっとして長男が亡くなるやうなことがあれば跡取りになるといふ意味の洒落言葉である。　『越後方言七十五年』

ＡＢ　オジ　㋩次三男，弟。中年までの次三男の呼び方。　『長岡市史』

ＡＢ　オジキ　㋩次三男，弟。中年までの次三男の呼び方。　『長岡市史』

Ａ　さぶ　㋐三郎の略。三男。　『山古志地方々言辞典』

富山県

ＡＢＣ　おうじ　㋐①おっさん。②弟。③次男以下の息子。　「おーじ」も同じ。　普通。　『富山県方言集成稿』

Ａ　オジ　㋩次男以下の者。　『越中砺波方言集』

Ａ　オジ　㋐二男以下の二，三人称。　『砺波民俗語彙』

ＡＢＣＦ　おじ　㋐①次男以下の息子。②弟。③おっさん。④子供。　「おじご」「おっじゃ」も同じ。　二人称はオにアクセントを入れ，三人称は平板にいう。『富山県方言集成稿』

Ａ　オヂ　㋩次男以下（呼）。　『射水郡櫛田村方言集』

ＡＢ　おず　㋐弟，次男以下。「おずま」「おずこ」も同じ。　『富山県方言集成稿』

Ａ　オジボン　㋐二男以下の少年。三人称。　『砺波民俗語彙』

Ａ　オジマ　㋩次男以下の者。　『越中砺波方言集』

Ａ　オジマ　㋐二男以下の二，三人称。親しみを含む。　『砺波民俗語彙』

Ａ　おじま　㋐次男以下の息子。親しみを含む。「おじ」と同意。　『富山県方言集成稿』

Ａ　オジヤ　㋩次男以下の者。　『越中砺波方言集』

Ａ　おじゃこ　㋐次男以下の息子。　『富山県方言集成稿』

Ａ　オッサ　㋩次男以下の者。　『越中砺波方言集』

Ａ　オッサ　㋐二男以下の二，三人称。（太美山村臼中）　『砺波民俗語彙』

ＡＢ　おっさ　㋐弟，未成年の次男以下。「おず」に同じ。　『富山県方言集成稿』

Ａ　オッサマ　㋐二男以下の三人称。　『砺波民俗語彙』

ＡＣＦ　おっさま　㋐①次男以下　②伯（叔）父さん。③分家。「おっさん」「おっちゃん」も同じ。　『富山県方言集成稿』

ＡＣ　オッサン　㋐伯叔父または一人前になった二男以下の二，三人称。『砺

波民俗語彙』

AC　おっさん　⑦「おっさま」と同義。一人前になった二男以下。　『富山県方言集成稿』

AC　オッチャン　⑦伯叔父，または一人前になった二男以下の二，三人称。主に子供が使う。　『砺波民俗語彙』

AC　おっちゃん　⑦おじさん，次男以下。（上位）　『富山県方言集成稿』

A　ヲッヂャ　㋑次男以下。　『射水郡櫛田村方言集』　「波民俗語彙』

A　オッジャ　⑦二男以下の二，三人称。但しこの方がよく使われる。　『砺

ABCF　おっじゃ　⑦①弟の二，三人称。二男以下の息。②伯（叔）父さん。③下男。　「おっじゃ一」弟を嫁がていねいにいう場合。――らち弟たち。　『富山県方言集成稿』

A　おんにゃま　⑦次男以下。　『富山県方言集成稿』

AB　おんま　㋑弟，中等以下の家庭にて次男以下の称。『入善区域方言集』

ABCF　おんま　⑦①弟。②叔父。③坊や。中流以下の二男以下。　『富山県方言集成稿』

石川県

A　おじ・おっさ・ちさぼ・○ばんめのおじ　⑦次男以下。　『新丸地域における方言の研究』

A　オッサマ――オッサマ――オッサマ――オジ――オジ　⑦次男。　輪島市
（最上層）　（上層）　（中層）　（下層）　（最下層）
町野町粟蔵。　『日本の民俗17　石川』

A　「オージ，コッパ，ワンタタキ。椀がなァ（無く）て叩かれん」　⑦家族生活では，兄弟姉妹間に格差が認められた。長男が跡取りで次男以下と区別されたり，女ばかりならば跡取り長女と次女以下とが区別された。次男以下は，口能登では，「オージ，コッパ，ワンタタキ。椀がなァ（無く）て叩かれん」といわれた。　『日本の民俗17　石川』

福井県　　該当カードなし。

静岡県

A　ヒヤメシ　⑦次男以下。　『静岡県庵原郡飯田村地方方言』

A　ひやめし　⑦〔冷飯くいの略〕いそろう・次男以下の息子（総領に対して）（静岡・長野・鳥取）。例「どーせおらー～だ」（どうせおれは跡取り（相続人）ではないさ）。　『駿河岡部の方言と風物』

A　ジナン　⑦次男。　『水窪方言（語彙）の基礎調査（名詞篇）』

A　サンナン　⑦三男。　『水窪方言（語彙）の基礎調査（名詞篇）』

愛知県

A　ナカゴ　㋒⑦二男。　『愛知県北設楽郡振草村語彙』

岐阜県

AB　オジ　㋒弟又は一般に次男以下のもの。　『吉城郡袖川村』

AB　おじ　⑦弟，または一般に次男以下の男子の称。末弟，参考「いちだいおじ」　『飛騨のことば』

A　ヒヤメシクイ　⑦次男以下。　『岐阜県加茂郡黒川村方言』

三重県

A　あんこ　⑦①次男以下。（安乗）　②炬燵。（『全国地誌取調草按』・鳥羽）『三重県方言資料集成（志摩篇）』

ABCDF　おじ　⑦①伯叔父。（坂手・御座・鵜方・国府・志島・答志・鏡浦村浦）　②舅。（国崎）　③寡夫。（浜島・布施田・和具）　④独身者＝男子。（立神）　⑤情夫。（和具）　⑥弟。（波切・船越・国崎・石鏡・立神）　⑦大人の男。（越賀）　⑧末っ子。（相差）　⑨次男以下。（『分類方言辞典』補遺・国崎・相差・畔名）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

A　オジコ　⑦二男以下の男子。（国崎）　『鳥羽志摩の民俗』

AF　おじこ　⑦①次男以下。（国崎）　②末っ子＝男子。　（国崎）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

ABC　おじさん　⑦①伯叔父。（畔名・片田・浜島・的矢・神島・菅島）②弟。（波切）　③次男以下。（安乗）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

AB　おじべ　⑦①弟。（鏡浦村浦・石鏡・加茂・国崎）　②次男以下。（桃取・国崎・志島・浜島・和具）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

A　ヒヤメシ　⑦惣領以外の息子。（鳥羽）　『鳥羽志摩の民俗』

A　ひやめし　⑦次男以下。（鳥羽）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

A　ひやめし　㋐次男以下。（上野・拓植）　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

A　ひやめしくい　㋐次男以下。（名張）　『三重県方言資料集（伊賀篇）』

A　ヲジベ　㋐次男，三男。（和具）。志摩国　『三重県方言』

A　おじべら　㋐二，三男のこと。（『海女』・国崎）　『三重県方言資料集（志摩篇）』

和歌山県

A　ジローサブロー　㋒次男以下を称して。　『紀州上山路村の語彙』

A　インキョ　㋒次男。紀州の熊野地方。　『族制語彙』

A　インキョ　㋒次男の事。　『串本町誌』

A　インキョ　㋒次男。　此の子は此の家の――だ。　『和歌山県方言』

A　インキョ　㋐次男。　紀南。　『和歌山県方言』

A　サンキョ　㋒三男。某はこの家の――だ。　『和歌山県方言』

A　サンキョ　㋒三男。　『串本町誌』

A　サンキョ　㋐三男。　『和歌山県方言』

A　サンキョ　㋒三男。次男に嫁を取れば，親は再び三男以下を連れて，又新たなる家を設けて移るので，離れた分家の意味はこの散居といふ語を使ふ。紀州の熊野地方。『族制語彙』

奈良県

AF　むぎめし　㋐①ばった。②次男以下。　『大和方言集』（広瀬）

A　じなんぼう　㋐次男。　『大和方言集』（広瀬）

A　じろう　㋐次男。　『大和方言集』（広瀬）

A　ジロウ　㋒次男。　奈良吉野郡十津川。

A　オヂ　㋒二，三男を言ふ。長男のアニサンに対する。『南大和方言語彙』

A　サブロウ　㋒三男。　奈良吉野郡十津川。

滋賀県

A　チャボ　㋒次男以下の幼児。　『滋賀県方言集』

A　チャボ　㋐次男以下の幼児。　高島郡　『滋賀県方言取調書』

A　チョン　㋐次男以下の男の子。学校へ行くくらいまでをチョン，またはチョンチョンと呼ぶ。それ以後は名を呼び捨てにする。　『日本の民俗25滋賀』

上方・近畿

A　なかて〔中手〕　㋐次男。中ぼん。卑語。「ナカテは中学生やそうやな」〔語源〕早稲（わせ）と晩稲（おくて）の中間期に熟するを中稲（なかて）という。その転用。　『上方語源辞典』

A　なかぼん〔中坊〕　㋐ナカハンとも。「なかぼんさん」の略称。兄などより次男を呼ぶ称。　『上方語源辞典』

A　なかぼんさん〔中坊様〕　㋐良家の次男の敬称。長男をアニボンサン，三男をコボンサンというの対。　『上方語源辞典』

A　なかむすこ〔中息子〕　㋐三人ある息子のまん中の子。三人以上でも二番目をいうことがある。中娘の場合も同じ。（略）　『近世上方語源辞典』

京都府・大阪府　共に該当カードなし。

兵庫県

A　バッシ　㋐津名町では二男以下を総称してバッシと呼ぶことが多い。（兵庫県淡路島）　『日本の家と村』

A　二番惣・三番惣・四番惣　㋐二男，三男，四男のこと。（津名町）（兵庫県淡路島）　『日本の家と村』

鳥取県　該当カードなし。

島根県

A　オヂ　㋑次男以下の男。　『隠岐国知夫村』（？）

A　ひやめし　㋐（冷飯）二男以下。末弟。次男坊。　石見の鹿足郡・益田市（中西），出雲の全部。　ひやめしくい　石見の鹿足郡・美濃郡・益田市・邑智郡・邇摩郡，出雲の大原郡・八束郡。　『島根県方言辞典』

AF　ふやめし　㋐（ひやめし）①冷飯。②二男以下。出雲の全部，隠岐の西ノ島。　『島根県方言辞典』

ABF　ヲヂ　㋑弟。次三男。作男。隠岐の島々。　『族制語彙』

ABF　オヂ　㋑弟。次男。三男。下男。作男。　『隠岐島の昔話と方言』

岡山県

AF　すてべ　㋐音のない屁。②三男。③役にも損にもならないひと。　『児島地方の方言集』

広島県

A　ヒヤメシ　⑦次男以下。　『高田郡方言集』

A　ひやめし　㋩次男坊。　石見・岡山。　『中国地方語彙』

A　ひやめしくひ　㋩次男坊。　石見・岡山。　『中国地方語彙』

山口県

A　ひやめし　⑦次男以下。　山口・広島・石見・岡山・静岡・長野・鳥取。『山口県方言辞典』

AF　冷飯食イ　⑦次男以下の子供。寄食者。　『ふるさとのことば』

A　イエナシ　㋩二男・三男等の家を持たぬ者の事。　長門。『長門方言集』

A　いえなし　⑦二男，三男。　『山口県方言辞典』

A　家無　㋩次三男等のまだ分家せぬ者を謂ふ。　山口県豊浦郡。　『族制語彙』

香川県　該当カードなし。

愛媛県

A　ヨザイゴ　⑦余算子。長男以外の子供。　今治。　『愛媛の方言』

徳島県

ADF　オジ・オジニンゲン・オジグラシ　⑦①普通未知の男子の人への呼称，汎称。②相当の年令になっても結婚せぬ男。③二男以下の男子。『阿波言葉の辞典』

A　コッチャン　㋩⑦主家ノ次男及次男以下ノ男子ノ尊称。　『阿波美馬郡方言語彙』

A　コッチャン　㋩主家ノ次男及ビ次男以下ノ男子ノ尊称。　『阿波徳島方言集』

AF　コッチャン・コッツァン　⑦①主家の次男及び次男以下の男子の尊称。②うすのろ。精薄の子。　『阿波言葉の辞典』

A　コッツァン　㋩⑦主家ノ次男及ビ次男以下ノ尊称。　『阿波美馬郡方言語彙』

A　コッツァン　㋩次男の尊称。　『阿波方言集』

A　コッツァン　㋩次男坊をさす。　『阿波方言集』

A　こっつぁん　㋐小当様デ二男ノ尊称。　『阿波の国言葉』

高知県

A　ことーさん　㋑長男以外の坊ちゃん（二男以下）。　『土佐の方言』

A　ことん　㋐次男，三男等，長男に非ざる下の男児を呼ぶ尊称（長男はとんといふ）。ことんとの略称か。　『土佐方言集』（宮地）

AF　ひやめしくい（冷飯食）　㋐召使・寄食者（居候・掛人（かかりうど））等をいふ。或は家の次男坊や三男坊などをも言うことがある。「ひやめしくいのよーすでしゃばった事を云（ゆ）うな」。「あれは五藤さんくのひやめしくいぞよ」。「私等の様なひやめしくいにそんな物がむきますもんか」。『土佐方言集』（宮地）

A　次郎・サブ・三郎・四郎　㋐相続するのは長男で，総領・オヤカタ・太郎と呼ぶ。次男が次郎で，三男がサブでまたは三郎，そして四郎と呼び習わしているのは香美・長岡・吾川郡の山間部でよく開かれる。末弟はオトゴ・オトンボ・オトシタという。　『日本の民俗39　高知』

福岡県

A　オトムスコ　㋐次男以下。　『筑豊炭坑地の習俗と方言』

佐賀県

A　にばんちょーう　㋑次男。　『佐賀県方言辞典』

長崎県

A　ニバンバエ　㋑㋐二男の称。　『対馬方言集』

熊本県

A　ナヤッチョ　㋐二男以下。　城河原・手野。　『天草の方言』

A　ニバンメ　㋐次男以下。　大矢野。『天草の方言』

A　ジナン　㋐二男。（阿蘇郡・鮑託郡・熊本市・上益城郡・球磨郡）　『方言の性格と分布相』

A　ジナンボー　㋐二男。（鹿本郡・球磨郡）　『方言の性格と分布相』

A　ニバンソウ　㋑次男坊。　『肥後方言集』

A　ニバンソ　㋐二男。（阿蘇郡・菊地郡・鹿本郡・玉名郡・鮑託郡・熊本市・上益城郡・八代郡・球磨郡・葦北郡）　『方言の性格と分布相』

A　ニバンソウ　⑦次男坊。『肥後方言集』

A　二番叟　⑦次男。女子なら乙娘。　『笑訳　熊本方言字典』

A　ニバンソー　⑦二男。（球磨郡）　『方言の性格と分布相』

A　ニバンタロー　⑦二男。（葦北郡）　『方言の性格と分布相』

A　ニバンバイ　⑦二男。（宇土郡・下益城郡・八代郡・葦北郡）　『方言の性格と分布相』

A　ニバンバエ　⑦二男。（菊地郡・玉名郡・宇土郡・下益城郡・葦北郡）『方言の性格と分布相』

A　ニバンボーズ　⑦二男。（玉名郡）　『方言の性格と分布相』

A　ニバンメ　⑦二男。（全県）　『方言の性格と分布相』

A　ヒヤメシ　⑦二男。（菊地郡・鹿本郡・玉名郡・鮑託郡・葦北郡）　『方言の性格と分布相』

A　ヒヤメシクリャー　⑦二男。（阿蘇郡）　『方言の性格と分布相』

大分県　　該当カードなし。

宮崎県

A　オンヂボウ　⑦次男坊。（三田井）／〔オンヂ〕―青森・新潟（中魚沼）・神奈川（三浦）・長嶋（彼杵）　『北日向方言圏紀行』

A　ニセクロ　㋟次男。　『日向語彙』

A　ニナンゴ　㋟次男。　『日向語彙』

A　ニバンタロ　㋟次男。　『日向語彙』

鹿児島県

A　ユジンコ　㋟次，三男。万一の場合に備へて嫡子の他に家に留めて置くからさういふのである。　鹿児島県。　『族制語彙』

A　ジナンボー　㋟⑦二男。　『宝島方言集』

A　サンナンボー　㋟⑦三男。　『宝島方言集』

奄美　　該当カードなし。

沖縄

A　ku：aji　⑦次男。　『琉球方言』第７号

A　ko：jija：　⑦次男。　『琉球方言』第７号

A　ジナン　⑦次男。　『沖縄の親族語彙』

A　dinaŋ　⑦次男。　『琉球方言』第７号

A　zinaN　⑦次男。　『沖縄語辞典』

A　dʒinaŋ　⑦次男。　『琉球方言』第７号

A　dʒinaŋjikigaŋgwa　⑦次男。　『琉球方言』第７号

A　sannaŋ　⑦三男。　『琉球方言』第７号

A　sannaŋjikigaŋgwa　⑦三男。　『琉球方言』第７号

A　junaN　⑦四男。第四番目の男の子。　『沖縄語辞典』

A　ユナン　⑦四男。第四番目の男の子。　『沖縄の親族語彙』

先島

A　ジイ・ナン〔dzï-naŋ〕　⑦次男。　『八重山語彙』

A　ズナン　⑦次男（東北発音と同じ）。　『人倫に関する宮古方言』

A　サンナン　⑦三男。　『人倫に関する宮古方言』

A　サン・ナン〔san-naŋ〕　⑦三男。　『八重山語彙』

A　ユ・ナン　㋣四男。　『八重山語彙』

A　グ・ナン〔gu-naŋ〕　㋣五男。　『八重山語彙』

A　フッチャー・ガッチャー・アジャマー・シッチャー　⑦八重山群島石垣島の川平では長男をフッチャー，二男をガッチャー，三男をアジャマー，四男以下はシッチャーという。　『日本の民俗47　沖縄』

3　二女以下・二女・三女……を意味するとされる俚言の資料集

北海道　　該当カードなし。

青森県

ACF　オバチャ　⑦オバッチャとも。祖母。おばあさん。バチャより上級。以前は上流の家の言葉であったが，今は一般的のようである。バチャは農家のババに対して，他方から呼ぶ時の敬称の言葉で，農家下級に対しては上級の言葉。また中流では叔伯母や次子以下の女の称としても用いる。『青森県五戸語彙』

ＡＣ　ンバ　⑦叔伯母を称したが，別に次女以下の女をも称す。このンバにはアクセントを認めない。但し次女以下の称には必ず愛称のコを附して呼ぶ。上流にては，三人称の場合は敬称を附してバサマ，又ンバチャ。『青森県五戸語彙』

Ａ　ンパコ　㋑次女のこと。中流の次女への敬称。大家族では次女即ち嫡子からみて叔母になるからである。　『野辺地方言集』

Ａ　ンバチャ　⑦伯母ちゃんの訛であるが，次女の事。敬称である。　『野辺地方言集』

秋田県

Ａ　ばっこ　㋑⑦長女以外の女の子。　仙北郡。　『秋田方言』

Ａ　ばっちゃめ　㋑⑦次女以下の少女。　仙北郡。　『秋田方言』

ＡＣＦ　ンバ　㋑①伯叔母。②次女以下の女児。③乳母。　『鹿角方言集』

Ａ　ん̄ば　㋑⑦次女以下の女児の称。　河辺郡。　『秋田方言』

Ａ　おばちゃ　⑦大体次女を指して一般によばれている言葉。「三太い（家）のおばちゃ，いいおなごだなぁ。」　『男鹿寒風山麓方言民俗誌』

岩手県

ＡＣ　オッパ　⑦伯叔母。二女以下。　10　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ＡＣＦ　オッパ　⑦おば。伯叔小母。二女以下。　『岩手県宮古市方言語彙』

ＡＣＦ　オッパサン　⑦おば（小母）さん。伯叔母。二女以下。　『岩手県宮古市方言語彙』

Ａ　オバ　⑦二女以下の娘。　4　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

ＡＢＣＦ　オバ　⑦妹。二女以下。伯叔母。　7　老父が自分の妻を呼ぶことば。　2　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ＡＢＣ　オバコ　⑦二女以下の妹。伯叔母。　10　『岩手方言の語彙（旧南部）』

Ａ　オバサマ　⑦二女以下の娘。　1　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

Ａ　オバッコ　⑦二女以下の娘。　1　『岩手方言の語彙（旧伊達）』

Ａ　ウバッコ　⑦二女以下をいう。　2　『岩手方言の語彙（旧南部）』

ＡＣ　オバハマ　⑦おばさん。二女以下の娘。　4　『岩手方言の語彙（旧伊

達)』

A　ニャンコ　㊀次女以下。　『岩手県西和賀郡』（？）

A　ビッタ　㊼女。嬰児（女)。幼女。少女。女子。二女以下（何れも粗)。

46　『岩手方言の語彙（旧南部)』

A　ボ　㊀次女以下。　『岩手県西和賀郡』（？）

A　ボ　㊼二女以下の娘。少女。　7　『岩手方言の語彙（旧南部)』

宮城県

A　ニバンメ（ムスメ）　㊼次女。以下末子の前までは番号を追ふ。「ムスメ」は屢々省略される。　『仙南地方の家族称呼』

山形県

AEF　オバ　㊼①次女。次女以下の称。庄内。　②⑥⑫㉔㊻㊿。②遊女。売春婦。南村山郡山元，東田川郡東栄・黄金・本郷・大泉，西田川郡京田・大山・湯田川・上郷・山戸。　①②⑤㊶㊼。③乳母。東村山郡干布。㉚。④おろかな娘。東置賜郡上郷。　⑲。　『山形県方言辞典』

AB　おば　㊼妹娘。妹。「おばなば　まだ　ええだ。」(妹娘なら，まだ家に居ます。)　『北荘内方言集』

A　オバ・ンバ　㊀㊼次子以下の女。　『山形県荘内人倫の方言』

A　オバコ・ンバコ　㊀㊼次子以下で女の子。　『山形県荘内人倫の方言』

ABD　オバコ　㊼①次女。次女以下の称。妹。西村山郡北谷地・川土井・大谷，南村山郡西郷・山元，新庄，最上郡豊里，東田川郡本郷・大泉，西田川郡鼠関・京田，飽海郡南平田。　①③⑥⑫㊻。②婚期を逸した女。山形の一部。　㉙。『山形県方言辞典』

AC　オバサ　㊼①伯（叔）母さん。米沢，東置賜郡高畠・上郷・宮内，西置賜郡小国・蚕桑・長井周辺，南置賜郡南原，東村山郡干布・楯山，北村山郡東郷・楯岡。　①⑩⑪⑫⑬⑭⑲⑳㉒㊿。②次女。次女以下。　置賜，村山。　⑥。『山形県方言辞典』

AC　オバチャ　㊼①伯（叔）母さん。東置賜郡高畠，西置賜郡小国・長井周辺，南置賜郡中津川，東村山郡干布・楯山，北村山郡東郷。　①⑫⑭⑳㉑㊿。　②次女以下。鶴岡，酒田，東田川郡東栄・藤島，西田川郡湯田川，

飽海郡。　⑥㊾。　『山形県方言辞典』

AC　オバハン　⑦①次女以下。東村山郡大曽根。　⑥。　②叔母。山形，西村山郡。　㊿。『山形県方言辞典』

A　だメオバ　⑦次女以下の女子の蔑称。西置賜郡豊田・長井周辺，西村山郡七軒・谷地・寒河江，北村山郡楯岡。　⑥㉔。『山形県方言辞典』

A　ナだオバ　⑦女らしくなくて荒々しい，次女以下の女。西置賜郡小国。　⑫。　『山形県方言辞典』

AF　ンバ　⑦①次女以下。東田川郡，飽海郡。　⑥。　②乳母。山形，東村山郡干布，西村山郡寒河江。　⑳㊿。　③婆や。西田川郡鼠関。　㊿。　④娘。東田川郡立谷沢。　㊾。『山形県方言辞典』

A　んば　⑦妹娘。（略）　『北荘内方言集』

AF　んばこ　⑦妹娘。娘。（略）　『北荘内方言集』

A　をば　㋣二番目の女の子。庄内。　『はまおき（荘内）』

AF　オバサマ　⑦①年長の女を呼ぶ語。米沢，南置賜郡南原，西置賜郡長井周辺。⑩。②次女。最上郡舟形・金山。⑥㊿。　『山形県方言辞典』

A　チッチャコネーサン　⑦次女。最上郡稲舟。⑥。　『山形県方言辞典』

A　ニバンオバ　⑦次女。「ニバンムスメ」とも。西村山郡左沢，東田川郡大泉。③㊿。　『山形県方言辞典』

AF　ばコ　⑦①下駄の歯に雪がついて歩き難くなること。酒田，東田川郡大泉。（鶴岡でデンゴロ）　㊵㊿→ボッコ。　②次女。末娘。未通女。バッコ，バッチとも。庄内。　㊵。　『山形県方言辞典』

AF　ンナ　⑦①母。東田川郡，飽海郡平田。③。　②次女。東田川郡藤島・本郷。⑥。　③（代）汝。最上郡小国，西田川郡温海・鼠関・山戸・福栄。⑥㊿。　『山形県方言辞典』

A　おばあ　㋣二女，三女。　『荘内方言考』

福島県

AE　オバ　㋣①次女以下のこと。②馬鹿女。　会津地方・中通り北部・中部・南部各地方。　『福島県方言辞典』

茨城県

A　オバー　㋩二女以下の女子。　『北相馬郡川原代村』（？）

A　オバー　㋐二女以下の女子。　『茨城県南部方言集(1)』

A　おば一　㋐二，三，四女。　『茨城県南部方言集』

栃木県・群馬県　　共に該当カードなし。

埼玉県

A　オンバー　㋩次女。南埼玉郡。　『埼玉県方言資料集』

千葉県

AF　ヲバ　㋐二女以下の女子。又僧侶の妻妾。君津郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　おば　㋐「叔母」が語源であろうが，これは長女以外のすべての女子の称である。「むすめ」と言えば，「長女」だけを意味する。しかし，跡取り息子がいる場合は，長女をも含めて「おば」と言われる。つい最近まで，「おじ」「おば」と言えば，跡取り息子に対して，一段低い者という扱いがされていたものである。　『北総方言採集帖』

A　オバー　㋐次女以下。　『千葉県海上郡高神村方言』

AB　オバー　㋐次女以下の女，又は妹。　『千葉県方言調査書』

A　オバア　㋩次女以下の女子。　『本野村誌』

A　オバア　㋩次女以下の女児。　『千葉郡誌』

A　オバア　㋩次女以下の女子。　『印旛郡誌』

A　オバア　㋐次女以下の女児。　千葉郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　オバア　㋐次女以下のこと。　海上郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　オバア　㋐次女以下の女子。　印旛郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　オバァ・オンバ　㋐次女以下の女子。　夷隅郡誌。『千葉県郡別方言集』

A　オバァ　㋐次女以下。　『千葉県長生郡一宮町方言』

A　オバデョ　㋐次女以下。　『千葉県長生郡一宮町方言』

A　オバア　㋩次女，三女，末娘。　『佐原町誌』

A　オバア　㋐二，三女。　香取郡誌。　『千葉県郡別方言集』

A　をばァ　㋐をぢいは，二男，三男などを呼ぶ語なり。をばァは二女三女などを呼ぶ語。　上総。　『俚言集覧　増』

A　オバ　⑦次女。　『房州平館方言資料』

東京都

A　おとむすめ　⑦〔乙娘〕長女に対して，その下の娘。また末娘。（略）『江戸語大辞典』

A　いもうとっこ　⑦〔妹っ子〕（こは接尾語）「いもうとこ」の促呼。妹娘の親愛称。（略）　『江戸語大辞典』

A　ナカ　㋟次女。　『八丈島仙郷誌』

A　ナカ　㋟⑦次女の称。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　ナカ　㋟⑦次女。　『八丈島中之郷村方言集』

A　テゴ　㋟三女。　『八丈島仙郷誌』

A　テゴ　㋟⑦第三女。第三番目の女子の称。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　テゴ　㋟⑦三女。　『八丈島中之郷村方言集』

A　クス　㋟四番目の娘。　八丈島。　『族制語彙』

A　クス　㋟四女。　『八丈島仙郷誌』

A　クス　㋟⑦第四女。四番目の娘の事。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　クス　㋟⑦四女。　『八丈島中之郷村方言集』

A　アッパ　㋟五女。　『八丈島仙郷誌』

A　アッパ　㋟⑦五女。　『八丈島中之郷村方言集』

A　ジロウ　㋟⑦五女。第五番目の女子の称。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　ジロウバ　㋟⑦第五女の叔伯母の称。　『八丈島三ツ根村方言集』

A　クロウ　㋟⑦第六女。六番目の娘の事。　『八丈島三ツ根村方言集』

神奈川県

ACD　オンバー　⑦①叔母・伯母。②未婚の女で年とった者。　①②⑪。愛甲郡煤ケ谷。←→オンジー。　③次女以下の女子。　④。三浦郡北下浦。『神奈川県方言辞典』

A　ヲンバ　㋟⑦長女に対して二女以下の女子。　（訛言方言取調）。　三浦郡高等北下浦小学校。　『神奈川県方言資料』

山梨県

A　ちび・こび・こんびい・こびい　⑦秋山村で使われている。良家の子女を

呼ぶときに，長男は「ぼー」，二番目は「ちぼ」，三番目は「こぼ」という。女の子にたいしては，長女は「びー」，二女は「ちび」，三番目を「こび」といっている。国中でも，小さい娘，末娘は「こんびい」，「こびい」を使うところがある。「あんなに子だくさんなのに，またこんびいのが生まれた」。『甲州方言』

長野県　該当カードなし。

新潟県

A　アバ　㋒二女以下の女子の称。　『西頸郡誌』

AB　あば　㋐妹。次女以下の呼称。家柄によって呼称が異なっている。

一般家庭（庶民）	あば	おば（っこ）
中流家庭	あばちゃん（さ）	おばちゃ（さ）
上流家庭（地主）	あばちゃん	おばちゃん

<嫁に行くと「あねさ」と呼ばれる。>（上越市旧高田）。　『新潟県方言辞典』

A　アバサ　㋒アバ（二女以下の女子の称）の敬称。『西頸城郡誌』

A　アバチャン・アバチャ　㋐次女以下の呼称。アバチャン・アバチャ・アバの順で区別して呼ぶ。アバチャは中位の呼称。　『頸城の方言』

AB　オバ　㋐妹，二女以下。下の妹をスッカオバ，カスオバ，オバカス等といふのは前の通りである。　『越後方言七十五年』

AB　おば　㋐次女又はそれ以下の女の子。妹。アクセント「お」にあり。叔母の場合のアクセントは「ば」にあり。　『山古志地方々言辞典』

ABDF　おば　㋐①妹。次女以下の女の姉妹を言ふ。（中）（下）　津川・三郷・栄山・鳥井・西村・大鹿瀬・向鹿瀬・三宝分・白崎・谷花・新谷・小松。②未婚の成年女子。津川・三郷。③女子一般。（卑）　津川。④下女。石戸。　『越後東蒲原方言語彙集』

AB　オバコ　㋒妹，次女以下すべてに用ふ。　下越。　『下越方言集』

A　オバササ　㋒二女以下の女子の称。　『西頸城郡誌』

AB　オバササ　㋒妹，次女以下すべてに用ふ。　下越。　『下越方言集』

A　オバサ　㋣二女以下の女子の称。　『西頸城郡誌』

A　オバサ　㋐長女以外の女子。　『鵜川方言集』

AB　オバチャ　㋣妹，次女以下すべてに用ふが稀：尊敬。　下越。　『下越方言集』

AB　アバサ・オバサ・アバ・オバ　㋣次三女。　妹。　中年までの婦人の呼び方。『長岡市史』

富山県

AB　あーば　㋐妹，中家庭の二女以下の娘。　『富山県方言集成稿』

A　アワ　㋣二女より以下の女の児の称。（妹娘）。　『富山県下新川郡』（？）

AB　あわ　㋐妹，次女以下。　『富山県方言集成稿』

ACF　おば　㋐①おばさん。②次女以下。③下女。　『富山県方言集成稿』

ABF　おーば（わ）　㋐①妹，次女以下の娘。②中流以下の弟の妻，又は他家の女。③下女。（略）　『富山県方言集成稿』

A　おわ　㋐次女以下の称。　『富山県方言集成稿』

AF　おーわ　㋐①次女以下の娘。②弟の妻。・「おーば」に同じ。　『富山県方言集成稿』

ABC　おばこ　㋐①妹。二女以下。②伯（叔）母。　『富山県方言集成稿』

ACF　おばさま　㋐①二女以下の妹。②伯（叔）母。③二男以下の嫁。　『富山県方言集成稿』

ACF　おばはん　㋐①伯叔母。②二女以下の女。③二男以下の嫁。・「おばさま，おばさん」に同じ。　『富山県方言集成稿』

石川県

A　いもと・ちさあま　㋐次女以下。　『新丸地域における方言の研究』

福井県　　該当カードなし。

静岡県

A　ヒヤメシ　㋐次女以下。　『静岡庵原郡飯田村地方方言』

愛知県　　該当カードなし。

岐阜県

A　なか　㋐次女。　『揖斐郡徳山村方言』

A　コビイ　㋐年下の女子はすべてビ，又はビイという。次女，三女をコビイと言い，末子の女の子をチサビイともいう。(本郷)。　『美濃徳山村民俗誌』

三重県

A　めろっこ　㋐次女以下（上)。　『三重県方言資料集（伊賀篇)』

A　コビ　㋒次女。　『南牟婁郡誌』

A　イガ　㋒三女。　西山村。　『南牟婁郡誌』

A　イガ　㋐三女。　（西山，小森）　志摩国。　『三重県方言』

A　チョボ　㋒四女。　『南牟婁郡誌』

A　チョボ　㋐四女。　（西山，小森）　志摩国。　『三重県方言』

A　イボ　㋐五女。　（西山，小森）　志摩国。　『三重県方言』

A　イボ　㋒五女。　西山村。　『南牟婁郡誌』

和歌山県・奈良県・滋賀県　　共に該当カードなし。

上方・近畿

A　なかいとさん〔中嬢様〕　㋐多くナカイトハンという。良家の次女の敬称。〔語源〕王朝語「中の君」というに当たる。→いとさん・なかはん。『上方語源辞典』

AF　なかはん〔中様〕　㋐ナカチャンとも。「なかいとはん」の略称。家族（特に母・姉）が呼ぶ称。→なかいとはん。②「なかぼん」と同義。『上方語源辞典』

京都府　　該当カードなし。

大阪府

A　ナカイトサン・ナカイトハン〔中嬢さん〕　㋐中のイトサン。姉に次ぐ二番目のお嬢さん。　『大阪方言事典』

A　ナカハン〔中はん〕　㋐中いとさんの略。母や姉などから呼ぶ語。　『大阪方言事典』

兵庫県・鳥取県　　共に該当カードなし。

島根県

A　オバ　㋒次女以下の女。　『隠岐国知夫村』（？）

ADF　おば　⑦→おばさん　①年齢が来ても嫁入りせぬ娘。出雲の簸川郡・出雲市・八束郡・大原郡。②次女以下の女。隠岐の全域。③大家の後妻。乳母。出雲の簸川郡。　『島根県方言辞典』

岡山県

A　しんやもち　⑦（新屋持ちの意）　次男。次女。〔長男（女）以外の分家をつぐ兄弟（姉妹）〕　『児島地方の方言集』

広島県

A　コマーアネヤン　⑦次女以下。（上・中）　『広島県安芸郡坂村方言』

A　コマーネー　⑦次女以下。（下）　『広島県安芸郡坂村方言』

山口県　該当カードなし。

香川県

A　オコイサン　㋒二女以下の娘子。　『讃州高松誌』

愛媛県

A　オトシタ　⑦総領を除いた二女以下をひっくるめていう。　（愛媛県宇和地方）。『日本の家と村』

徳島県　該当カードなし。

高知県

A　コイト　⑦下の娘。　『土佐言葉』

A　こいとさん　㋐（小愛様カ）　いとはいとしの略で，少女を其親が愛していとと呼び，次女，三女等上に姉又は兄のある者を其親はこいとと言ひ，他人はこれにさんの敬称を附けてこいとさんといふ。小さいお嬢さん，または下のお嬢さんの意。「こいとさんはおゐでますか」　『土佐方言集』（宮地）

福岡県

A　イモトムスメ　⑦二女以下。　『筑豊炭坑地の習俗と方言』

佐賀県・長崎県　共に該当カードなし。

熊本県

A　ムスメ　⑦次女以下。（大江）。『天草の方言』

A　メチョ　⑦次女以下。（城河原，手野）。『天草の方言』

A　イモッジョ　⑦（但しこのジョはヂョに近し）。中流以上の家庭の妹娘を言ふ古風の称なること，オトッジョに同じく，第二・第三の妹娘を共にいふ。時にイモトゴといふことがある。　『敬称ジョのつく肥後方言』

大分県　　該当カードなし。

宮崎県

A　ニバンムスメ　㋑次女。　『日向語彙』

鹿児島県

A　ムスメノサンナンボー　㋐三女。　『種子島方言集』

A　ムスメノヨナンボー　㋐四女。　『種子方言集』

奄美　　該当カードなし。

沖縄

A　dʒinaŋjinagu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinanjinagu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋjna:gu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinan?inagu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋ?inagu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaninagu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋinagu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋwinagu　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋjinaguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinanjinaguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋ?inaguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinan?inaguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋ?inaguŋkwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋinaguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaninaguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋ?unaguŋkwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋ?unguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A　dʒinaŋwinaguŋgwa　㋐次女。　『琉球方言　第７号』

A dʒinanwinaguŋgwa ⑦次女。 『琉球方言 第7号』

A dʒinaŋwunaguŋkwa: ⑦次女。 『琉球方言 第7号』

A dʒinanna:guŋgwa: ⑦次女。 『琉球方言 第7号』

A dʒinangwa ⑦次女。 『琉球方言 第7号』

A ʔangakkwa: ⑦次女。 『琉球方言 第7号』

A nibaŋjinaguŋgwa ⑦次女。 『琉球方言 第7号』

A ko:nna: ⑦次女。 『琉球方言 第7号』

三女

A sannaŋ ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaninagu ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋinagu ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannanʔinagu ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannanjinagu ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋjinagu ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannanŋjina:gu ⑦三女 『琉球方言 第7号』

A sannaninaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋinaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannanʔinaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋʔinaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋʔinaguŋkwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannanjinaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋjinaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋwinagu ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannanwinaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋwinaguŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋwunaguŋkwa: ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannaŋʔunaguŋgwa (—kwa) ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A sannanna:guŋgwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

A saŋbaŋʔaŋgwakkwa ⑦三女。 『琉球方言 第7号』

先島

A　ナカンマ・アンマ　⑦八重山郡島石垣島の川平では長女はホーマ，二女はナカンマ，三女以下は単にアンマとよぶ。　『日本の民俗47　沖縄』

4　オジ名称・オバ名称に一概に二男以下・二女以下の標準語訳を与えることには問題がある

本論の標題を「二男以下・二女以下を意味するとされる各地方言の俚言について」としたこと。また，第2節と第3節で示した資料集の標題を「二男以下（・二女以下）……を意味するとされる俚言の資料集」としたこと。これには理由がある。方言集・方言辞典その他の文献資料において二男以下・二女以下という標準語訳が与えられており，したがって，そういうものとしてわたしの資料集に収録されているオジ名称・オバ名称は多い。しかし，その中には厳密にいって，二男以下・二女以下という標準語訳を与えるのは誤りとすべきだというものがかなり混じっている，と認めたからである。

わたしは，これまでの臨地調査で，この部分に関しては次のワーディングでインフォマントに質問を試みてきた。

第3図　佐藤栄作家の家族構成

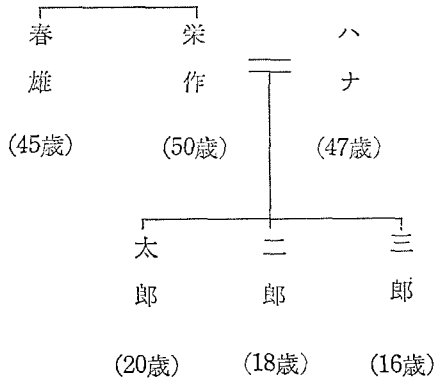

第3図で，佐藤栄作は佐藤家の家長，ハナは栄作の妻で佐藤家の主婦。太郎・二郎・三郎は栄作――ハナの間に生まれた子ども。うち太郎は長男で，佐藤家を相続する座にある者。二郎，三郎は二男・三男で，その座にない者。また，春雄は栄作の弟で，現在他出しないで佐藤家の厄介になっている者とします。そこで次のことを当地の方言では何といいますか。

（3－1）　佐藤家の相続者の地位になく，佐藤家の厄介になっている者という意味で，春雄は佐藤家の――といいますか。

（3－2）佐藤栄作の弟という意味で，春雄は栄作の――といいますか。

（3－4）　佐藤家を相続する地位にはない者という意味で，二郎・三郎を佐藤家の――といいますか。

（3－6）　佐藤栄作の二男・三男以下という意味で，二郎・三郎を栄作の――といいますか。

第4図で，栄作は佐藤家の家長。ハナは栄作の妻で佐藤家の主婦。ひろ子・たか子・ふみ子は栄作――ハナの間に生まれたむすめ。うちひろ子は将来婿養子をとって佐藤家を相続する地位にある者。たか子・ふみ子は二女・三女で相続者の地位にない者。また，春子は栄作の妹で婚期はすぎているが，まだ嫁にいかないで，佐藤家の厄介になっている者とします。そこで，次のことを当地の方言で何といいますか。

第4図　佐藤栄作家の家族構成

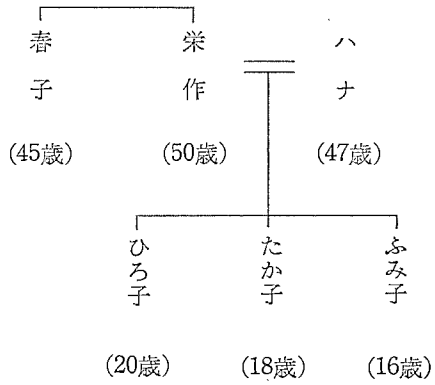

（4－1）　佐藤家を相続する地位にはない（そして婚期をすぎても，なお佐藤家の厄介になっている）者という意味で，春子は佐藤家の――といいますか。

（4－2）佐藤栄作の妹という意味で，春子は栄作の――といいますか。

（4－4）　佐藤家を相続する地位にはない者という意味でたか子・ふみ子は佐藤家の――といいますか。

（4－6）　佐藤栄作の二女・三女以下という意味で，たか子・ふみ子は栄作の――といいますか。

この面接調査で（3－6）と（4－6）の質問に対して，それぞれオジ名称とオバ名称が回答されるのなら，そのオジ名称・オバ名称にはまちがいなく標準語の二男以下・二女以下の意味があると認定してよいし，二男以下・二女以下という標準語訳を与えてよい。（3－2）と（4－2）の質問に対してそれぞれオジ名称とオバ名称が回答されるのなら，そのオジ名称・オバ名称はまちがいなく標準語の弟・妹の意味をもっていると認定してよい。ところが，実際に調査してみると，（3－1）（4－1），それに（3－4）（4－4）にはオジ名称・オバ名称が回答されるが，この（3－6）（4－6）（3－2）（4－2）にはオジ名称・オバ名称が回答されない。こういう事例に意外とぶつかるのである。つまり家の非嫡系成員である（家長の二男以下・二女以下や弟・妹などの）男・女という意味をもっているとは認定できる。しかし二男以下・二女以下，それに弟・妹という意味をもっているとは認定できない。こういうオジ・オバ名称の事例に意外とぶつかるのだ。いくつか例をあげよう。

(1)　福島県方言の場合

第6論文でくわしく報告したとおり，福島北部方言のオジ・オバ名称には，二男以下・二女以下という意味は全くない。（3－6）（4－6）にオジ・オバ名称は登場しない。弟・妹という意味も全くない。（3－2）（4－2）にオジ・オバ名称は登場しない。あるのは「家の非嫡系成員である（家長の二男以下・二女以下や弟・妹などの）男・女」という意味である。（3－1）（4－1）（3－4）（4－4）にはオジ名称・オバ名称が登場する。

したがって，福島北部方言のオジ・オバ名称に二男以下・二女以下の標準語訳を与えるのは誤りである。弟・妹の標準語訳を与えるのも，もちろん誤りである。このような標準語訳を与えると，この方言を知らない読者に誤解を与え

る。この方言を知らない読者は，二男以下・二女以下，それに弟・妹という標準語訳に引きずられて，この方言のオジ・オバ名称が（3—6）（4—6）（3—2）（4—2）のような，個人を表すノ格（またはガ格）の飾り名詞との組合せにおいて使用できるのだと誤解するだろう。俚言の標準語訳としては，はなはだまずいやり方だと思う。わたしの旧稿「福島北部方言の親族語と形容詞の語彙体系」がこのまずいやり方をとったことは，第6論文で報告したとおりである。

第2節・第3節の資料集に収録した児玉卯一郎さんの『福島県方言辞典』も，このまずいやり方をとっている。この辞典は，中通り北部方言だけでなく，中通り南部地方・同中部地方，それに浜通り地方や会津地方の方言のオジ・オバ名称にも二男以下・二女以下の標準語訳を与えている。標準語訳としては，やはり誤りとすべきであろう。

(2) 茨城県方言の場合

昭和44年4月に茨城県行方郡麻生町の白浜・大田石神・小高・富田で調査した結果は，次のとおりである。

（3—1） 春雄ワ　佐藤家ノ　オンツァダ。

（3—4） 二郎・三郎ワ　佐藤家ノ　オンツァダ。

（3—2） 春雄ワ　栄作ノ　シャテダ。（「栄作ノオンツァ」は不可。）

（3—6） 二郎・三郎ワ　栄作ノ　二番目（ノ　ムスコ）・三番目（ノ　ムスコ）ダ。（「栄作ノオンツァ」は不可。）

（4—1） 春子ワ　佐藤家ノ　オバァダ。

（4—4） たか子・ふみ子ワ　佐藤家ノ　オバァダ。

（4—2） 春子ワ　栄作ノ　イモートダ。（「栄作ノオバァ」は不可。）

（4—6） たか子・ふみ子ワ　栄作ノ　二番目（ノ　ムスメ）・三番目（ノ　ムスメ）ダ。（「栄作ノ　二番ムスメ・三番ムスメ」ともいう。ただし「栄作ノオバァ」は不可。）

（3—2）（3—6）で「春雄・二郎・三郎ワ　栄作ノ　オンツァダ。」とはいえないが，「栄作ノ家ノ　オンツァ」「栄作ノトコノ　オンツァ」「屋号ノ　オンツァ」とならいえる。「アノ（・コノ）家ノ　オンツァ」「アソコ（・コ

コ）ノ　オンツァ」ともいえる。要するにオンツァにつくノ格の飾り名詞が佐藤栄作という個人を指し示すことばでなく，佐藤栄作家という集団を指し示すことばであればよい。（4－2）（4－6）で「栄作ノ　オバァ」は不可ということについても同様のことがある。

つまり麻生町方言のオジ・オバ名称は，福島北部方言のオジ・オバ名称と同じで二男以下・二女以下の意味はもっていない。弟・妹の意味ももっていない。もっているのは，家の非嫡系成員である（家長の弟・妹や二男以下・二女以下などの）男・女という意味だ。麻生町方言のオジ・オバ名称は，要するにこの点に関する限り個人親族語ではない。家・家族内地位親族語である。第2節・第3節の資料集には「茨城県南部方言集」その他からオジ・オバ名称が収録されている。それには二男以下・二女以下の標準語訳が与えられている。これも標準語訳としては厳密にはおそらく誤りなのではないかと思う。

(3)　千葉県方言の場合

昭和48年11月，千葉県長生郡一宮町で調査した結果は次のとおり。

（3－1）　春雄ワ　佐藤家ノ　オジ（・オッツァン・オジッポロ・オジモン）ダ。（オジッポロ・オジモンは，春雄のような立場にある者に対する卑称。二郎・三郎のような若い者には余り使わないという。）

（3－4）　二郎・三郎ワ　佐藤家ノ　オジ（・オッツァン）ダ。

（3－2）　春雄ワ　栄作ノ　オトト（・シャテ）ダ。（「栄作ノ　オジ（・オッツァン」は不可。）

（3－6）　二郎・三郎ワ　栄作ノ　二番目ノ　ムスコト　三番目ノ　ムスコダ。（「栄作ノ　オジ（・オッツァン））は不可。）

（4－1）　春子ワ　佐藤家ノ　オバ（・ヤッカイオバ）ダ。（ヤッカイオバは，春子のような立場にある者に対する卑称。たか子・ふみ子のような若い者には余り使わないという。）

（4－4）　たか子・ふみ子ワ　佐藤家ノ　オバダ。

（4－2）　春子ワ　栄作ノ　イモートダ。（「栄作ノ　オバ」は不可。）

（4－6）　たか子・ふみ子ワ　栄作ノ　二番目ノ　ムスメト　三番目ノ　ムスメダ。（「栄作ノ　オバ」は不可。」

つまりこの一宮町方言のオジ・オバ名称も，福島北部方言のオジ・オバ名称と同じである。家・家族内地位親族語ではあるけれども，個人親族語ではない。したがって，二男以下・二女以下の標準語訳を与えるのは誤りだということになる。前出の資料集に収録した浅野栄一郎さんの「千葉県長生郡一宮町方言」は，この誤りを犯している。千葉県についてはこのほかにも多くの文献が資料集に収録されている。そのどれもがオジ・オバ名称に二男以下・二女以下の標準語訳を与えている。おそらく同じ誤りを犯しているのではあるまいか。『千葉県郡別方言集』と『千葉県方言調査書』は，オジ名称に二男以下のほかに弟という標準語訳を与えている。後者の文献は，また，オバ名称に二女以下のほかに妹という標準語訳を与えている。これも誤りなのではないかと思う。

第2節の資料集には，二男以下（・二男・三男）を意味するとされるオジ名称のカードが全部で203枚収録されている。この203枚のカードを見出し語の頭につけたA・B・C・D・E・Fの記号の組合せによって分類してみると，結果は第1表のようになった。

全体的にみると，A単独のカードが109枚と，全体の半数以上をしめ，最も多い。次いでABの組合せのカードが39枚。全体の2割をしめる。その次にACの級合せ，ABCの組合せのカード群が続いている。

第3節の資料集には，二女以下（・二女・三女）を意味するとされるオバ名称のカードが86枚収録されている。オジ名称のカードに比べると，ずっと少ない。この86枚のカードをやはり見出し語の頭につけたA・B・C・D・E・Fの記号の組合せによって分類してみると，第2表のようになった。

全体的にみると，やはりA単独のカードが47枚と，全体の半数以上をしめ，最も多い。次いでABの組合せ，ACFの組合せ，ACの組合せなどが多い。傾向は，オジ名称のカードの場合とほぼ共通している。

今度は，203枚のオジ名称のカードと86枚のオバ名称のカードをA・B・C・D・E・Fの単独の記号ごとに算え直してみると，結果は第3表・第4表のようになった。全体的にみて，オジ名称・オバ名称ともにA（二男以下・二女以下）の記号が最も多い。これは，もちろんいうまでもないことだ。次いでやはりB（弟・妹）の記号，C（おじ・おば）の記号が多い。二男以下のほかに

第1表　オジ名称カードの意味の組合せ別分類

意味の組合せ / 府県	A	AB	AC	ABC	ABCF	ABCDF	ACD	AD	AE	AF	ACF	ACEF	ACDF	ABF	ADF	計
北海道		2		1												3
青森	19	3	2													24
秋田	5	2	2													9
岩手	7	3	5	11			1	1		1	3					32
宮城	1															1
山形	18	8	5	1								1				33
福島	1								2							3
茨城	3															3
埼玉	1												1			2
千葉	19	2														21
神奈川	1	1					1									3
新潟	10	12						1	1							24
富山	15	3	4	1	3						1					27
石川	3															3
岐阜		2														2
三重	3	1		1		1				1						7
奈良	1															1
島根	1													2		3
徳島															1	1
宮崎	1															1
計	109	39	18	15	3	1	2	2	3	2	4	1	1	2	1	203

第2表　オバ名称カードの意味の組合せ別分類

府県＼意味の組合せ	A	AB	AC	ABC	ABCF	ACD	AE	AF	ACF	ABD	ABDF	ABF	ADF	AEF	計
青森	2		1						1						4
秋田	4								1						5
岩手	4		1	1	1				2						9
山形	8	1	3					4		1				1	18
福島							1								1
茨城	3														3
埼玉	1														1
千葉	15	1						1							17
神奈川	1					1									2
新潟	6	7									1				14
富山	2	2		1				1	3			1			10
島根	1												1		2
計	47	11	5	2	1	1	1	6	7	1	1	1	1	1	86

弟の標準語訳を与えられたオジ名称のカードは，60枚もある。

オジ・オバ名称の中にCの意味もあわせもつものがあるとされるのは，事柄の性質上理解できる。しかし，話を前にもどすならば，これら203枚と86枚のAのカードが，それぞれ二男以下（・二男・三男），二女以下（・二女・三女）という標準語訳を与えておいて，全く問題がないものか，どうか。それに60枚と17枚のBのカードが，二男以下（・二男・三男），二女以下（・二女・三女）の標準語訳のほかに弟・妹という標準語訳を与えておいて，全く問題がないものか，どうか。一度は検討しておくことが必要だと思う。東条操さんの『全国方言辞典』でも，オジ・オバ名称は，一様に二男以下・二女以下，弟・妹の標準語訳を与えられている。これもこれでいいかどうか。おそらくよくないであ

第3表　オジ名称カードの意味記号別集計

	A	B	C	D	E	F
北海道	3	3	1			
青　森	24	3	2			
秋　田	9	2	2			
岩　手	32	14	20	2		4
宮　城	1					
山　形	33	9	7		1	1
福　島	3				2	
茨　城	3					
埼　玉	2		1	1		1
千　葉	21	2				
神奈川	3	1	1	1		
新　潟	24	12		1	1	
富　山	27	7	9			4
石　川	3					
岐　阜	2	2				
三　重	7	3	2	1		2
奈　良	1					
島　根	3	2				2
徳　島	1			1		1
宮　崎	1					
計	203	60	45	7	4	15

第4表　オバ名称カードの意味記号別集計

	A	B	C	D	E	F
青　森	4		2			1
秋　田	5		1			1
岩　手	9	2	5			3
山　形	18	2	3	1	1	5
福　島	1				1	
茨　城	3					
埼　玉	1					
千　葉	17	1				1
神奈川	2		1	1		
新　潟	14	8		1		1
富　山	10	4	4			5
島　根	2			1		1
計	86	17	16	4	2	18

ろう。検討して，訂正すべき所は訂正しておくことが必要であろう。

5　二つの資料集からわかること

第2節・第3節の資料集は，都道府県によってカードの枚数がアンバランスだ。中にはカードが1枚もない府県もある。方言集・方言辞典など既存の文献資料だけに頼る研究法の弱点である。カードの少ない県，全くない県は，今後文献調査を拡充するなり，臨地調査や通信調査を試みるなりして，その欠を補わねばならないことになる。現在の段階では，不完全な資料集であることを認めざるを得ない。

しかし，それでもこの二つの資料集から，いろいろなことがわかる。その中からいくつかあげるとすれば，たとえば次のようなことがある。

(1)　二男以下を意味するとされるオジ名称は，北海道・近畿・四国・九州の一部にも分布している。——第6論文で紹介した泉さんたちの調査報告にもあるように，二男以下をオジ名称で類別するとされている文化は，たしかに東北・関東・北陸などに色濃く分布する。しかし，それは決してこれらの地方に固有の文化なのではない。奈良県の南大和地方や四国の徳島県，それに九州の北日向地方などにも分布していることを資料集は教えてくれる。この事実は，やはり注意しておくべきことであろう。

家長の二男以下などの，家の非嫡系成員である男をおジ名称で類別する文化は，日本の家の組織に関する基本的な文化の一つである。上記の事実は，この文化が四国や九州にもなんらかの程度で存在していたことを示す証拠であるかも知れない。くわしい調査をしたら，どんな結果が出るか。興味のあるところだ。

(2)　二男以下・二女以下を意味するとされているオジ名称・オバ名称には多くの変種がある。——ひとくちにオジ名称・オバ名称といっても，二男以下・二女以下を意味するとされているオジ名称・オバ名称には実に多くの変種がある。この変種の多いということがオジ名称・オバ名称の一つの特色であろう。資料集から抜きだして，順不同に列挙してみよう。

オジ・オンジ・オンチャマ・オンチャン・オンチャコ・チャコ・オンチャ・オンチャメ・オジメ・オジキリ・オジマ・セッカオンジ・オンジボー・オンジカス・オンジキレ・オジカブ・オジコ・オジゴンボ・ゴンボオジ・ダメオジ・スッカオジ・カスオジ・オジパイ・オジポエ・オジペ・オジベ・オジポ・オジチャ・ヒヤメシオジ・オジボン・オンツァン・オンツァマ・オンツァ・オンツコ・オッツァン・オッツァマ・オッツァ・ウンチャマ・ウンチャン・ウンチャ・ウンチァッコ・オッサ・オッサマ・オッサン・オッチャ・オッチャン・オッチャマ・オッジャ・オンニャマ

オバ・オバー・オンバ・オンバー・オバチャ・オバサマ・オバサ・オバササ・オバハン・オバジョ・オバコ・オバッコ・ウバッコ・バッコ・オバハマ・オッパ・オッパサン・ンバ・ンバチャ・ンバコ・バコ・ンパコ・アバ・アバサ・アバチャ・アバチャン・アワ・アーバ・バッチャメ・ダメオバ・ナダオバ

これらの変種には，方言の違いによるものもある。また，同一方言の内部で，社会階層の上下や敬卑・親疎などの基準によって使い分けられるものもある。

(3) 二男以下・二女以下を意味するとされている俚言の中には差別的なニュアンスを含んだものがある。——二男以下・二女以下を意味するとされている俚言の中には，家の非嫡系成員である二男以下・二女以下に対する差別的な態度を反映していると思われるようなものがある。この資料集にも次のようなものがある。

オンジカス（青森県）。ダメオジ（山形県）。ヒヤメシオジ（山形県）。オジゴンボ（山形県・新潟県）。ゴンボオジ・カスオジ・スッカオジ・スッカゴンボ（以上，新潟県）。ゴンボー（岩手県・新潟県）。ヒヤメシ（長野県・新潟県・静岡県・三重県・島根県・広島県・山口県・高知県・熊本県）。ヒヤメシクイ（岐阜県・熊本県）。ネコノシリッポ（宮城県）。カゴショイ（岩手県）。ヤヅメ（青森県）。ヤロ（岩手県）。イエナシ（山口県）。スネッカジリ（山梨県）。ムギメシ（奈良県）。甚七・ヘヤスミ（江戸語）。

ダメオバ（山形県）。ナダオバ（山形県）。ヒヤメシ（静岡県）。メロッコ（三重県）。

オジ名称・オバ名称に含められるもの以外にも，ゴンボー・ヒヤメシ・ネコノシリッポ・メロッコなどいろいろなものがある。これらの語にも二男以下・二女以下の標準語訳を与えるのは，厳密にはやはり誤りがあるのだと思う。おそらく（「栄作ノ　――」という組合せでは使用できないのだろう。「栄作ノ家ノ　――」「栄作ノトコノ　――」「屋号ノ　――」「アノ家ノ　――」というような組合せでしか使用できないのであろうから。つまり家・家族内地位親族語ではあっても，個人親族語ではないのであろうから。

(4) 八丈島方言は，子どもを出生順にみた名称として次のものをもっている。これほどきれいな体系をもっているのも珍しい。

タロー・ヤッコ・ヤロー（長男）――ジョー（二男）――サボー（三男）――ショー（四男）――ゴロー（五男）――ロクロー（六男）――シッチョー（七男）――ハッチョー（八男）――クロー（九男）――ジュロー（十男）

ニョコ（長女）――ナカ（二女）――テゴ（三女）――クス（四女）――ジロー・アッパ（五女）――クロー（六女）

(5) 鹿児島県種子島の方言では，ムスメノサンナンボー（三女），ムスメノヨナンボー（四女）という。これは「娘の三男坊」「娘の四男坊」ということだろう。「三男坊」「四男坊」というのがその語構成要素となっている。沖縄方言の二女，三女を意味する俚言もこれと似た語構成をとっているのはおもしろい。

＜付　　録＞

「東条カード」と「補充カード」の採集文献目録

はしがき

「東条カード」と「補充カード」の資料としての性格を明らかにしておくために，その採集文献名を都道府県別に以下に示す。ただし鹿児島・沖縄の2県は，次のようにした。

(a) 鹿児島県は，奄美方言の行われる地域を別にした。

(b) 沖縄県は，先島方言と沖縄方言の行われる地域を分けた。与那国島方言は便宜上先島方言に含めた。

都道府県の範域をこえる広い地域の方言を扱った文献は，都道府県から別にした。ただし『東海の言葉辞典』（鈴木忠編）は，採集したカードが非常に少なかったので，カードそのものは，個々の資料集では便宜的に愛知県に含めてある。

各文献とも，①文献番号，②文献名，③編著者名（雑誌論文の場合は執筆者名），④発行所，⑤発行年の順に記してある。丸で囲んだ文献番号は，「東条カード」の採集文献であることを示し，丸で囲んでいない文献番号は「補充カード」の採集文献であることを示す。なお「東条カード」が文献からもれなく親族語を採集しているかどうか，そしてその意味・用法などに関する記述を間違いなく転写しているかどうかを検証するために，「東条カード」採集文献のうちいくつかのものについては，重ねて「補充カード」を採集して，両者の照合を試みた。文献番号の右肩に *印のついたものがそれである。

「東条カード」の個々のカードには文献名はのっていたが，その編著者（・執筆者）・発行所・発行年までは記入されていない。中には文献名もかなり省略された形で記載されているのがあったし，文献名が記号化されているものもかなりあった。そこで，この記号化されたものは，元の文献名を復元する方法がないので，文献目録にのせるのはあきらめた。そのほかのカードで文献の編著者・発行所・発行年月等について不明のものは，次の三つの文献目録によって可能な限り補った。だが，それでもなお不明のものが若干のこった。さしあたって他に確かめる方法をもたないので，当該個所はそれぞれ空欄のままにしておいた。また，発行所の欄に――としてあるのは，その文献に発行所が記入されていなかったものである。その大部分は，おそらく編著者が発行者を兼ねているものと思われる。

A　東条　操著　『方言と方言学（増訂版）』（春陽堂　昭和19年9月）付載の「刊

行方言書目」と「方言論文目録」

B　日本方言研究会編　『日本の方言区画』（東京堂　昭和39年11月）付載の「方言書目」と「方言論文目録」

C　阿津坂林太郎編　『地方史文献総合目録　上巻（戦前編）』（巌南堂　昭和45年7月）

総記

文献名	編著者	発行所	発行年
①　全国方言集	静岡県警察部刑事課		昭2
②* 長崎版日葡辞書にあらはれた方言資料（『方言』第1巻2号，第2巻2号・5号，第3巻5号所収）	近藤国臣	春陽堂	昭6～8
③* 物類称呼（岩波文庫本）	東条　操校訂	岩波書店	昭16
④* 増補俚言集覧	井上頼圀・近藤瓶城増補		明32～33
⑤　族制語彙	柳田国男	日本法理研究会	昭18
⑥　分類農村語彙	柳田国男	信濃教育会	昭12
⑦　婚姻習俗語彙	柳田国男・大間知篤三	民間伝承の会	昭12
8　「叱られる」の方言（『土の香』第16巻5号所収）	橘　正一	土俗趣味社	昭10
9　日本産育習俗資料集成	母子愛育会	第一法規出版	昭50

北海道

①　南方北海道方言の概観	小笠原文次郎	同　左	昭12
2　ほっかいどう語	大沢哲夫	北海道新聞社	昭45
3　北海道方言集	渡辺　茂	楡書房	昭31
4　利尻島方言集	利尻郡国語サークル	同　左	昭30
5　礼文島方言集	田中信一	礼文島教育研究会国語部会	昭35
6　北海道方言素描（『方言研究』第5輯所収）	土居重俊	日本方言学会	昭17

東北地方

①　東北方言集	仙台税務監督局	東北印刷ＫＫ出版部	大9

青森県

① 青森県地誌　青森県教育会　同　左　大9

② 青森県方言訛語　青森県　同　左　明41

③* 青森県方言集　東奥日報社　同　左　昭7

④ 青森県方言集　青森師範学校・菅沼貴一　青森師範学校　昭10

⑤ 三戸郡誌　小井川潤次郎　同　左　昭2

⑥* 津軽方言語釈（名詞の部）北山長雄　春陽堂　昭11
（『方言』第6巻3号所収）

⑦ 津軽方言考　武井水哉　青森第一中学校校友会　明34

⑧* 野辺地方言集　中市謙三　三元社　昭11

⑨* 津軽方言と近松語彙　北山長雄　春陽堂　昭9
（『方言』第4巻5号所収）

10 青森県五戸語彙　能田多代子　同　左　昭38

11 青森県南部方言考　寺井義弘　八戸市教育委員会指導課　昭37

12 津軽のことば　鳴海助一　津軽のことば刊行委員会　昭32～36

13 日本の家と村（津軽半島・下北半島）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43

14 弘前語彙（津軽語彙第1編）　松木　明　同　左　昭29

15 町田語彙（津軽語彙第2編）　松木　明　同　左　昭29

16 青森県八戸市方言稿　永田吉太郎　春陽堂　昭11
（『方言』第6巻2号所収）

17 『青森県方言集』より　菅沼貴一　育英書院　昭8
（『国語教育』第18巻3号所収）

18 国言葉を顧みて　能田多代子　春陽堂　昭12
（『方言』第7巻8号所収）

19 津軽樵夫の忌詞採集　北山長雄　春陽堂　昭8
（『方言』第3巻8号所収）

20 津軽方言えはがき　春陽堂　昭11
（『方言』第6巻9号所収）

21 野辺地方言集補遺　中市謙三　春陽堂　昭13
（『方言』第8巻2号所収）

22 野辺地方言　中市謙三　三元社　昭4
（『旅と伝説』第2年11号所収）

23 続野辺地方言　中市謙三　三元社　昭5

（『旅と伝説』第3年6号所収）

24　法奥沢村方言　　奥村杏作　　土俗趣味社　　昭9

（『土の香』第11巻2号所収）

25　日本の民俗2　青森　　森山泰太郎　　第一法規出版　　昭47

秋田県

①*　秋田方言　　秋田県学務部　　同　左　　昭4

②　鹿角方言集　　内田武志　　刀江書院　　昭11

3　鹿角方言考　　大里武八郎　　鹿角方言考刊行会　昭28

4　鹿角方言考補遺　　大里武八郎　　同　左　　昭34

5　村の方言集　　松村長太　　秋田文化出版社　昭40

（注）　秋田県由利郡松ヵ崎村（現在本荘市の一部）の方言集である。

6　男鹿寒風山麓方言民俗誌　吉田三郎　　秋田文化出版社　昭46

7　日本の民俗5　秋田　　富木隆蔵　　第一法規出版　　昭48

岩手県

①　岩手県釜石町方言誌　　八重樫真　　日本民俗研究会　昭7

②　岩手県方言資料集

③　江刺郡誌　　岩手県教育会江刺郡部会　　同　左　大14

④　九戸郡誌　　岩手県教育会九戸郡部会　　同　左　昭11

⑤　遠野方言誌（炉辺叢書）　伊藤嘉矩　　郷土研究社　　大15

⑥　巻堀方言集（注）

（注）　次の二つのうちのどちらかであろう。『巻堀村誌（方言訛語部）』（巻堀尋常高等小学校編　大正12年）。『巻堀方言訛語集』（巻堀小学校編　昭和7年）。

⑦　御国通辞　　服部武喬　　寛政2

8　岩手方言の語彙　　小松代融一　　岩手方言研究会　昭34

9　気仙方言誌　　金野静一・菊地武人　　同　左　　昭39

10　岩手県紫波郡長岡村方言集　堀合健一　　国学院大学方言研究会　昭9

（『方言誌』第9輯所収）

11　岩手県宮古市方言語彙　　坂口　忠　　昭40

（『宮古市教育研究所紀要』第3号所収）

12　気仙ことば　　佐藤文治　　「気仙ことば」刊行会　昭41

13　盛岡方言（名詞，雑部）　橘　正一　　三元社　　昭4

（『旅と伝説』第2年9号所収）

宮城県

①	石の巻弁	弁天丸孝	郷土社書房	昭7
②	牡鹿郡誌	宮城県牡鹿郡役所	同　左	大12
③	加美郡誌	加美郡教育会	同　左	大14
④	栗原郡誌	栗原郡教育会	同　左	大7
⑤	志田郡誌（注）			

（注）　『地方史文献総合目録　上巻（戦前編）』には次の2冊がある。あるいはこの2冊のうちのいずれかか。

『志田郡沿革史』　宮城県志田郡役所　大正元年

『志田郡案内誌』　志田郡役所編　大正2年

⑥	柴田郡誌	柴田郡教育会	同　左	大14
⑦	仙台言葉	堀田正衡　？		享保5？
⑧*	仙台の方言	土井八枝	春陽堂	昭13
⑨	仙台方言考	伊勢斎助	裳華房	大5
⑩	仙台方言考	真山　彬	刀江書院	昭11
⑪	仙台方言集	土井八枝	同　左	大8
⑫	玉造郡誌	玉造郡教育会	同　左	昭4
⑬	遠田郡誌	遠田郡教育会	同　左	大15
⑭	登米郡誌	登米郡役所	同　左	大12
⑮	浜荻（仙台）	匡子（伊達家侍女）		
⑯	方言達用抄	贅庵桜田権太夫		文政10
⑰	宮城県方言資料集			
18	自伝的仙台弁	石川鈴子	審美社	昭41
19	仙台方言	藤原　勉	仙台市役所	昭27
	（『仙台市史』第6巻所収）			
20	仙台民俗誌	三原良吉	仙台市役所	昭27
	（『仙台市史』第6巻所収）			
21	日本の家と村（宮城県陸前北部）	竹田　旦	岩崎美術社	昭43
22	細倉の言葉	世古正昭	三菱金属鉱業細倉鉱業所文化会	昭31
23	宮城県方言	宮城県史編纂委員会	宮城県史刊行会	昭35
	（『宮城県史』第20巻所収）			
24	仙南地方の家族称呼	菅野蔵治	春陽堂	昭10

（『方言』第5巻5号収　）

25　角田市を中心とする宮城県南地方の方言　栗和田和夫　同　左　昭46

26　宮城県方言考　猪狩幸之助　春陽堂　昭10

（『方言』第5巻6号所収）

27　陸前荒浜漁村語彙　倉田一郎　春陽堂　昭12

（『方言』第7巻9号所収）

28　陸前志津川附近の方言　平田芳光　三元社　昭5

（『旅と伝説』第3年11号所収）

山形県

①　飽海郡誌　飽海郡役所　同　左　大12

②　羽後飛島図誌

③　羽前村山方言　斎藤義七郎　同　左　昭9

④　荘内語及語釈（言語誌叢刊）　三矢重松　刀江書院　昭5

⑤　荘内方言考　黒川友恭　鶴鳴社　明24

⑥　浜荻（荘内）　堀　季雄　明和4

⑦*　山形県荘内人倫の方言　斎藤秀一　春陽堂　昭9

（『方言』第4巻8号所収）

⑧　山形県方言集　山形県師範学校　同　左　昭8

⑨　米沢言音考　内田慶三　目黒書店　明35

⑩　米沢地方に於ける方言　米沢高等女学校　同　左　昭8

⑪*　山形県東田川郡新堀村方言　浅田　茂　春陽堂　昭12

（『方言』第7巻9号所収）

12　宮内方言集　安達正己　同　左　昭45

13　山形県方言辞典　山形県方言研究会　同　左　昭45

14　米沢方言辞典　米沢女子短大国語研究部　桜楓社　昭44

15　北荘内方言集　後藤政之助　遊佐町教育委員会　昭48

16　山形県置賜方言語法　横山辰次　春陽堂　昭10

（『方言』第5巻12号所収）

17　日本の民俗6　山形　戸川安章　第一法規出版　昭48

福島県

①　会津繁昌記　佐藤粂三郎・田尻浅之助　大11

②　会津若松方言集稿　五十嵐正巳　昭11

③	石川郡誌	石川郡役所	同　左	大12
④	石城郡誌	石城郡役所	同　左	大11
⑤	岩瀬郡誌	岩瀬郡役所	同　左	大12
⑥	大沼郡誌	大沼郡役所	同　左	大12
⑦	北会津郷土誌	北会津郡役所	同　左	大6
⑧	西白河郡誌	西白河郡役所	同　左	大4
⑨	福島県棚倉町方言集	武藤　要	同　左	昭7
⑩	福島県方言辞典	児玉卯一郎	西沢書店	昭10
⑪	福島県方言資料集			
⑫	福島市方言集	武藤　要	同　左	昭7
⑬	耶摩郡誌	耶摩郡役所	同　左	大8
⑭	若松市郷土誌	若松市役所	会津日報社	大3
⑮	若松市史	若松市	同　左	昭16～17
16	会津方言集（増訂版）	安達善吉	同　左	昭9
17	会津方言集	山口弥一郎	岩磐郷土研究会	昭28
18	福島県西白河郡白河町方言	県立白河高女国語科方言調査部	同左	昭12
19	相馬の方言（その1）	小林　勉	同　左	昭6
20*	相馬方言考	新妻三男	同　左	昭5
21	相馬方言集	岩崎敏夫	岩磐郷土研究会	昭28
22	はまおぎ（福島地方の方言調）	鎮目桃泉	同　左	
23	福島県中村町方言集	武藤　要	一言社	昭6
24	福島県方言（方言集覧稿）	大田栄太郎	広文社	昭5
25	福島方言集	香内佐一郎	岩磐郷土研究会	昭28
26	福島県南会津郡田島町方言訛語集	樋口弘次郎	田島郷土史研究会	昭35
27	磐城地方方言考(1)(2)(3) （『方言』第4巻9号，第5巻3号，第6巻4号所収）	高木稲水	春陽堂	昭9～11
28	福島県の方言	小林金次郎	株式会社西沢	昭47
29	ベエ・吉書・語ゐ（下）——福島県下に於ける一部の方言—— （『国語教育』第18巻3号所収）	鈴木安信	育英書院	昭8
30	日本の民俗7　福島	岩崎敏夫	第一法規版	昭48

茨城県

① 茨城県稲敷郡方言集　稲敷郡教育集会　明35

② 茨城県方言集覧　茨城県教育協会　同　左　明37

③ 常陸方言

4 郷土誌（注）　久慈郡西河内山国民学校　昭16

（注）　茨城県久慈郡河内村の郷土誌である。

5 松原町方言　古久保新一　同　左　昭4

6 水戸地方の方言資料(1)　外山善八・金沢直人　茨城民俗学会　昭41

7 茨城県南部方言集　小川　荘　土俗趣味社　昭12

（『土の香』第19巻4号所収）

8 茨城県南部方言集(1)——北相馬郡川原代村方言——

（『方言誌』第3輯所収）　三谷栄一　国学院大学方言研究会　昭7

9 茨城県那珂郡大宮町方言　鈴木英次郎　住吉土俗研究会　昭9

（『田舎』第8号所収）

10 日本の民俗8　茨城　藤田　稔　第一法規出版　昭48

栃木県

① 足利市史　足利市役所　同　左　昭3～4

② 安蘇郡植野村郷土誌　植野村役場　同　左　大4

③ 河内郡方言集　郡内小学校聯合組合会　河内郡私立教育会　明36

④ 栃木県安蘇郡野上村語彙　倉田一郎　寧楽書院　昭11

⑤ 栃木県烏山方言訛語

⑥ 栃木県方言資料集

⑦ 方言訛言調査表（注）　烏山小学校　明41

（注）　栃木県烏山の方言を扱ったもの。

8 喜連川町方言集　手塚邦一郎　同　左　昭27

9 郷土に即したる教育の実際（注）　栃木県下都賀郡石橋小学校　同　左　昭5

（注）　栃木県下都賀郡の方言が収録されている。

⑩* 稿本栃木県芳賀郡逆川村方言方物考　高橋勝利　同　左　昭3

11 児童中心方言調査　栃木県河内郡富屋村小学校　同　左　昭1

12 下毛訛　永野清松　永野郁文堂　明43

13 栃木県塩谷郡泉村方言集　芳賀郡土俗研究会　高橋勝利　昭6

14 栃木県芳賀郡須藤村方言訛言調　明40年代

（『須藤村郷土誌』所収）

15　栃木県方言　　大田栄太郎　　広文社

16　芳賀郡土俗研究会会報（注）　　高橋勝利　　同　左　　昭５

（注）　栃木県芳賀郡逆川村の方言が収録されている。

17　古里地区方言集（第１集）（注）　岡本小学校方言編集委員会　　同　左　昭32

（注）　栃木県河内郡河内村古里地区（旧古里村）の方言を収録したもの。

18　方言訛言調査綴　　芳賀郡第四部小学校組合会　　同　左　　明43

19　本県に於ける方言訛語の調査　栃木県師範学校　　同　左　　昭13

（栃木県の方言文献その１）

20　茂木地方方言集　　茂木尋常高等小学校　　同　左　　昭６

21　日本の民俗９　栃木　　尾島利雄　　第一法規出版　　昭47

群馬県

①　群馬県吾妻郡誌　　吾妻郡教育会　　同　左　　昭４

②　碓氷郡志　　碓氷郡役所　　同　左　　大12

③　佐波方言の研究　　中沢政雄　　同　左　　昭17

④　上州館林町方言集　　宮本勢助　　橋　正一　　昭４

⑤　勢多郡方言資料

⑥　利根郡川場村方言

⑦　群馬県吾妻郡中之条町郷土誌　柳田阿三郎　　同　左　　大８

８　安中の方言　　坂本英一　　同　左　　昭45

９　桐生地方に於ける方言訛語調査　桐生市乙種学事会　　同　左　昭11

10　群馬県荒砥村郷土史　柵木秀雄・佐竹果皓　勢多郡荒砥第二尋常高等小学校　昭14

11　群馬県方言　　大田栄太郎　　同　左　　昭４

12　佐野郡各村郷土誌――方言――（注）大田栄太郎

（注）　大田氏が佐野郡内の各村郷土誌から転写したもの。

13　佐波郡方言　　県立佐波農業学校郷土研究部　　佐波農業学校校友会　昭10

（『佐波農業学校校友会報』165～167号所収）

14　上州ことば　　朝日新聞社前橋支局　　同　左　　昭39

15　方言採集手帖（注）

（注）　鶴淵螢光氏が昭和７年８月群馬県利根郡白沢村で調査したもの。

16　万場の方言　　上野　勇　　北斗社　　昭27

17　村のことば（群馬県勢多郡横野村）星野次子・渡辺昭子　上毛民俗の会　昭27

（『上毛民俗ノート』第６号所収）

18　山田郡方言（注）　昭10

（注）　山田郡町村誌から転写したもの。

19　館林市誌（歴史編）　館林市誌編集委員会　館林市役所　昭44

⑳*　群馬県碓氷郡松井田村地方方言　近藤喜博　国学院大学方言研究会　昭7

（『方言誌』第3輯所収）

21　群馬県利根郡白沢村地方方言　鶴淵蛍光　三元社　昭15

（『旅と伝説』第13年12月号所収）

22　高崎の方言　前沢辰雄　同　左　昭45

23　日本の民俗10　群馬　都丸十九一　第一法規出版　昭47

埼玉県

①　入間郡誌　安部立郎　謙受堂書店　大1

②　奥秩父大滝村方言採集帖　大滝小学校国語研究部　同　左　昭9

③　川越市近傍方言集　杉山正世　同　左　昭5

④　八基村郷土誌　鈴木徳三郎著・栗田宗次増訂　栗田宗次　大2

⑤　埼玉県秩父郡誌　秩父郡教育会　同　左　大14

⑥　埼玉県幸手町方言集　上野　勇　土俗趣味社　昭8

⑦　埼玉県方言集

8　郷土の方言訛語集（注）　志木尋常高等小学校　同　左　昭11

（注）　北足立郡志木町の方言が収録されている。

9　小針言語生活考　小針小学校・小針小学校母の会　同　左　昭42

10　埼玉県児玉郡方言　中島　弘　昭8

（雑誌『武蔵野』第20巻1号所収）

11　秩父の伝説と方言　秩父市教育委員会　同　左　昭37

12　方言訛語調査（注）北足立郡神根小学校国語科研究部　同　左

（注）　北足立郡神根村の方言が収録されている。

13　方言訛語の研究　入間郡旭尋常高等小学校国語研究部　同　左　昭5

14　埼玉県入間郡方言集稿　池ノ内好次郎　春陽堂　昭12

（『方言』第7巻2号所収）

⑮*　幸手方言その他　上野　勇　春陽堂　昭12

（『方言』第7巻2号所収）

16　秩父大椚村語彙　小西ゆき子　春陽堂　昭13

（『方言』第8巻2号所収）

17　秩父地方の方言調査票より　東条　操　春陽堂　昭12

（『方言』第7巻2号所収）

18　秩父の方言　新井佐次郎　エスプリの会　昭45

19　方言訛語の調査（埼玉県南埼玉郡）　原島重作

20　妻沼町方言訛語　埼玉県大里郡妻沼町　同　左　昭3

㉑　埼玉県入間郡宗岡村言語集　池ノ内好次郎　昭5

千葉県

①*　千葉県長生郡一宮町方言　浅野栄一郎　国学院大学方言研究会　昭11

（『方言誌』第16輯所収）

②　千葉県市原郡誌　市原郡教育会　同　左　大5

③　千葉県印旛郡誌　印旛郡役所　同　左　大3

④　千葉県海上郡誌　海上郡教育会　同　左　大6

⑤　千葉県香取郡誌　香取郡役所　同　左　大10

⑥　千葉県君津郡誌　君津郡教育会　同　左　昭2

⑦　佐原町誌　香取郡佐原町役場　同　左　昭6

⑧　千葉県安房郡誌　安房郡教育会　同　左　大15

⑨　千葉県夷隅郡誌　夷隅郡役場　同　左　大12

⑩　千葉県千葉郡誌　千葉郡教育会　同　左　大15

⑪　千葉方言（山武郡編）　塚田吉太郎　千葉方言刊行会　昭9

⑫　千葉県印旛郡本埜村誌　本埜村役場　同　左　大5

⑬　山武郡郷土誌　山武郡教育会　同　左　大5

14　嬰鳴村村誌　海上郡嬰鳴尋常高等小学校　同　左　昭12

15　千葉県郡別方言集（上・中・下）　日本民俗研究会　昭4～10

（『民俗研究』40・43・46号所収）

16　千葉県方言調査書　栗飯原金太郎・神戸直次　同　左　明34

17　方言採集手帖（注）

（注）　井田律子氏が昭和3年8月千葉県海上郡高神村で調査したもの。

⑱*　房州平館方言資料　宮本馨太郎　春陽堂　昭11

（『方言』第6巻7第号所）

19　北総方言採集帖　伊藤　晃　北総四季社　昭39

⑳*　千葉県東葛飾郡誌　東葛飾郡教育会　同　左　大12

21　下総地方の方言集　斎藤源三郎　三元社　昭6

（『旅と伝説』第４年６月号所収）

㉒　千葉県印旛郡方言訛語(1)　印旛郡国語教育研究部　春陽堂　昭10

（『方言』第５巻６号所収）

㉓*　東総地方方言集　斎藤達夫　国学院大学方言研究会　昭７

（『方言誌』第３輯所収）

東京都

①　東京方言集　斎藤秀一　同　左　昭10

②*　八丈島中之郷村方言集　丸尾芳男　国学院大学方言研究会　昭６

（『方言誌』第１輯所収）

③　八丈島仙郷誌　大脇繁吉　黒潮会　昭３

4　伊豆大島方言集　柳田国男　中央公論社　昭17

5　江戸語事典　三好一光　青蛙房　昭46

6　ことば紳士録　松村　明　朝日新聞社　昭46

7　尋常一，二年の読本によれる旧葛西村の話し言葉の調査　成見隆至　同　左　昭11

8　東京語辞典　小峰大羽　新潮社　大６

9　利島語彙　大間知篤三　昭24

10　八王子の方言　塩田真八　八王子文化サロン　昭40

11　八丈島三ツ根村方言集　宮本馨太郎　土俗趣味社　昭11

12　三宅島御蔵方言全集　浅沼悦次郎　三宅島神着村七島文化研究会　昭12

13　東京地方の語彙から(1)(2)　永田吉太郎　土俗趣味社　昭９

（『土の香』第11巻１号，第13巻１所収）

14　西多摩郡桧原村語彙　大藤時彦　春陽堂　昭11

（『方言』第６巻５号所収）

15　瑞江・葛西言葉　福里栄三　春陽堂　昭８

（『方言』第３巻６号所収）

16　江戸語大辞典　前田　勇　講談社　昭49

神奈川県

①*　神奈川県方言資料　山本靖民　春陽堂　昭８

（『方言』第３巻４号所収）

②　横浜市史稿　横浜市役所　同　左　昭６～８

3　神奈川県方言辞典　日野資純・斎藤義七郎　神奈川県教育委員会　昭40

4　相州内郷村近傍方言　鈴木重光　国学院大学方言研究会　昭7

（『方言誌』第2輯所収）

5　相州江の島語彙　清野久雄　春陽堂　昭10

（『方言』第5巻11号所収）

山梨県

①　甲斐の落葉　山中　笑　昭8

（『人類学会雑誌』18所収）

②　北巨摩郡誌　青柳晴雄　山梨教育会北巨摩支部　大4

③　北都留郡誌　北都留郡誌編纂会　稲積量四郎　大14

④　甲州案内　中川　幹　内藤温故堂　明32

⑤　中巨摩郡誌　武井元右衛門　中巨摩郡役所　大15

⑥　東八代郡誌　山梨県教育会八代支会　秀英社　大13

⑦　山梨鑑　小幡宗海　山梨鑑事務所　明28

⑧　山梨県河内方言　石川緑泥　一言社　昭9

（『方言と土俗』所収）

⑨　山梨県方言辞典　羽田一成　大和屋書店　昭9

10　甲斐国方言集

11　北巨摩郡勢一班　北巨摩郡教育会　同　左　昭5

12　甲州方言　深沢　泉　地方書院　昭36

13　奈良田の方言　稲垣正幸・清水茂夫・深沢正志　山梨民俗の会　昭32

14　松のしらべ23号　赤岡重樹　県立甲府高女校友会　大14

長野県

①　上高井郡誌　上高井郡教育会　同　左　大3

②　北佐久郡誌　北佐久郡役所　同　左　大4

③　小谷口歌集

④　更級郡誌　降幡　唾　更級郡役所　明45

⑤　下水内郡方言調査書　下水内郡校長会　明35

⑥　信州伊那郡方言集

⑦　信州上田附近方言集　上田中学校国漢科　大正堂書店　昭7

⑧　信州佐久地方方言集　大沢心一　同　左　昭16

⑨　信州下伊那方言集

⑩　信州西筑摩方言調査

⑪* 信州南佐久郡方言　佐伯隆治　国学院大学方言研究会　昭14
（『方言誌』第23輯所収）
⑫* 諏訪語特徴語一班　笹岡末吉　春陽堂　昭9
（『方言』第4巻1号所収）
⑬* 長野市及上水内郡の方言集　佐伯隆治　同　左　昭10
⑭ 長野県下伊那郡方言調査書　長野県下伊那方言調査委員会　同　左　明36
⑮ 長野県方言資料集
⑯ 東筑摩郡方言　東筑摩郡教育会　同　左　明31
⑰ 南安曇郡誌　南安曇郡教育会　同　左　大12
⑱* 南佐久郡方言集　長野県南佐久郡教育会　春陽堂　昭6
（『方言』第1巻3号・4号所収）
19 上田附近方言調査　県立上田中学校　同　左　明40
20 上伊那方言集　畑　美義　同　左　昭27
21 北安曇郡方言取調　北安曇郡役所　同　左　明30
22 信州佐久方言集成　上原邦一　佐久教育会郡志郷土研究会　昭41
23 諏訪方言　笹岡末吉　諏訪郷友会　昭5
（『諏訪郷友会報』第33号・35号所収）
24 長野県方言（方言集覧稿）　大田栄太郎　同　左　昭4
25 南佐久地方の訛語及方言について　佐伯隆治　昭7
26 更級郡方言集　柳田国男　春陽堂　昭7
（『方言』第2巻10号所収）
27 信濃の方言区画——北信と南信，東信と西信——　東条操　土俗趣味社　昭11
（『土の香』第17巻5号所収）
28 下伊那郡方言調査書語彙抄　井上福実　春陽堂　昭12
（『方言』第7巻8号所収）
29 信州東筑摩郡方言集　佐伯隆治　春陽堂　昭11
（『方言』第6巻11号所収）
30 遠山方言の一資料　井上福実　春陽堂　昭11
（『方言』第6巻11号所収）

新潟県

① 相川町誌　岩本　拡　相川町役場　昭2
②* 粟島採取録　丸茂武重　国学院大学方言研究会　昭7

（『方言誌』第３輯所収）

③	越後方言考	小林　存	高志社	昭12
④	越後土産（初編）			
⑤	越佐方言集	田中勇吉	野島書店	明25
⑥	下越方言集	風間久雄	村上高等女学校	
⑦	頸城方言集	渡辺慶一	高志社	昭13
⑧	佐渡海府方言集	倉田一郎・柳田国男	中央公論社	昭19
⑨	佐渡金沢村方言	佐渡民俗研究会	同　左	昭７
⑩	中越方言集	長岡中学校国漢科		昭11
⑪	中魚沼郡中部方言集	中魚沼中部協議会		
⑫	中魚沼郡風土志	石原　信		大１
⑬	長岡の方言	高島定雄	北越時報社	昭２
⑭	長岡市史	長岡市	同　左	昭６
⑮	西蒲原郡案内	蒲原時報社	同　左	大３
⑯	西頸城郡誌	西蒲原郡教育会	同　左	明40
⑰	北越史料			
⑱	三島郡誌	中野城水	三島郡教育会	昭12
⑲	新潟県東蒲原郡東川村語彙	最上孝敬	春陽堂	昭11

（『方言』第６巻６号所収）

⑳*	岩船郡下川郷民俗語彙稿	渡辺行一	同　左	
21	鵜川方言集（刈羽郡鵜川村）	大国八郎	同　左	昭26
22	越後津川附近方言集（第１集）	丸山　寛	同　左	昭12
23	越後東蒲原方言語彙集	渡辺綱也	東蒲原郡ＰＴＡ連合会	昭32・34
24	越後方言七十五年	小林　存	高志社	昭26
25	小千谷地方方言			
26	海府方言	稲場美作		
27	稿本佐渡方言集	荻野由之著　山本修之助編	佐渡郷土研究会	昭29
28	佐渡海府方言集	青柳秀雄	佐渡民俗研究会	昭６
29	佐渡河原田・二宮・沢根・八幡方言訛言	青柳秀雄	佐渡民俗研究会	昭７
30	佐渡の方言(1)(2)	本間朝之衛	佐渡中学校郷土研究会	昭10・11
31	佐渡の方言	山本修巳	佐渡郷土研究会	昭35
32	佐渡羽茂方言	羽茂尋常小学校	佐渡民俗研究会	昭３

33　佐渡方言集　矢田　求　佐渡新聞社出版部　明42

34　佐渡方言俗語考　矢田　求　佐渡郷土研究会　昭6

35　資料出雲崎町の方言　柄沢　衛　同　左　昭42

36　方言集（新潟県東蒲原郡西鹿瀬村・津川町・隣村）　山田栄松　同　左　昭4

37　山古志地方方言辞典　山古志教育研究会　同　左　昭24

38　吉井村方言集　吉井小学校　同　左

39　越後方言の分布概観　小林　存　春陽堂　昭12
（『方言』第7巻3号所収）

40　越後方言資料（「越後土産」）　薮　重孝　土俗趣味社　昭5
（『方言と土俗』第1巻6号所収）

41　頸城の方言　小林　勉　同　左　昭48

42　佐渡小木港方言　青柳秀夫　三元社　昭3
（『旅と伝説』第12号所収）

43　新潟県語彙（上）（下）　吉田澄夫　育英書院　昭6
（『国語教育』第16巻1号・2号所収）

44　新潟県北蒲原郡西山・長浦・水原村方言
（『方言誌』第18輯所収）　佐藤謙吉　国学院大学方言研究会　昭12

45　新潟県佐渡郡加茂村方言　川島主税　国学院大学方言研究会　昭12
（『方言誌』第18輯所収）

46　新潟県方言辞典（上越編）　渡辺富美雄　野島出版　昭48

47　方言資料にみる出雲崎方言　外山正恭　同　左　昭45

48　日本の民俗15　新潟　山口賢俊　第一法規出版　昭47

㊾　羽茂村郷土資料　磯野熊太郎　藤井留次郎　明45

富山県

①　越中砺波方言集

②*　富山県射水郡櫛田村方言集　柴山　幸　国学院大学方言研究会　昭10

③　富山市近在方言集　田中栄太郎　郷土研究社　昭4

④　入善区域方言集　入善区域教育研究会　大6

⑤　八尾史談　松本駒次郎　松六商店　昭2

6　砺波民俗語彙　佐伯安一　高志人社　昭36

7　富山県方言　富山県教育会　塚田長夫　大8

8　富山県方言集成稿　富山市教育研究所　同　左　昭34～41

9　日本の民俗16　富山　　大田栄太郎　　第一法規出版　　昭49

石川県

①　石川郡誌　　和田文次郎　　修盛館　　明35

②*　石川県方言彙集　　石川県教育会　　近田書店　　明34

③　江沼郡江南村方言考　　野田　清　　昭11

④　石川県江沼郡誌　　江沼郡役所　　同　左　　大14

⑤　石川県方言集

⑥　加賀なまり　　竹中邦香

⑦　鹿島郡誌　　鹿島郡役所　　同　左　　明42

⑧　石川県河北郡誌　　河北郡役所　　同　左　　大9

⑨　金沢案内記　　小谷孫次　　小谷書店　　大13

⑩　金沢方言集　　本村　尚　　宇都宮書店　　明42

⑪　石川県珠洲郡誌　　珠洲郡役所　　同　左　　大12

⑫　石川県能美郡誌　　能美郡役所　　同　左　　大12

⑬　石川県羽咋郡誌　　日置　謙　　羽咋郡役所　　大6

⑭　石川県鳳至郡誌　　鳳至郡役所　　同　左　　大12

⑮　町野村誌　　江尻寅次郎　　町野史談会　　大15

⑯　松任地方の方言　　中山随学　　町川印刷所　　昭4

⑰　山中町誌

18　新丸地域における方言の研究（注）　　竹下一男　　小松市立新丸中学校　　昭38

（注）　石川県小松市新丸地方の方言を扱ったもの。

⑲　鳥越村の方言について（注）　（注）　石川県石川郡鳥越村。

20　加賀ことば　　――――　　春陽堂　　昭8

（『方言』第3巻2号所収）

21　金沢地方方言のこと　　尾山篤二郎　　春陽堂　　昭8

（『方言』第3巻5号所収）

22　日本の民俗17　石川　　小倉　学　　第一法規出版　　昭49

福井県

①　今富村誌

②　越前坂井郡方言集　　島崎圭一　　南越郷土研究所　　昭7

③　大飯郡地方方言訛語の調査　　大飯郡教育会　　昭5

④　遠敷郡方言

⑤ 若越方言集　福田太郎　品川書店　明35

⑥ 知三村誌　小野喜久三　知三村　大4

⑦ 敦賀町方言集　山本計一　敦賀小学校　昭11

⑧ 南条郡方言集

⑨ 福井案内記　玉村　直　福井市役所　明42

⑩ 福井県大飯郡方言の研究　松崎強造　大飯郡教員会　昭8

⑪ 福井県方言集　福井県師範学校　岡崎印刷所　昭6

⑫ 福井の方言　徳山国三郎　貴信房書店　昭7

13 国語教材の地方化（南条郡武生町）

14 遠敷郡小学校教員第1回研究報告集　遠敷郡小学校教員会

15 越前西谷村温見雑記　高谷重夫

（『大阪民俗談話会会報』昭和15年度第1号所収）

16 東尋坊と三国　内山健太郎　坂井郡三国町役場　昭44

17 日本の家と村（若狭地方）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43

18 福井県方言（方言集覧稿）　大田栄太郎　同　左

19 若越の方言　石橋重吉　北日本出版社　昭22

20 若越民俗語彙　斎藤槻堂　福井県郷土誌懇談会　昭35

21 福井言葉　――――　春陽堂　昭8

（『方言』第3巻2号所収）

22 福井地方の方言　吉川弘中　三元社　昭4

（『旅と伝説』第2年2号所収）

23 真名川流域の民俗　真名川流域の民俗調査委員会　同　左　昭43

東海地方

1 東海の言葉辞典　鈴木勝忠　名古屋泰文堂　昭44

静岡県

① 静岡県安倍郡誌　安倍郡時報社　同　左　大3

② 磐田郡誌　磐田郡教育会　同　左

③* 静岡県志太郡榛原郡川根地方方言　鈴木脩一　国学院大学方言研究会　昭9

（『方言誌』第10輯所収）

④* 静岡県庵原郡飯田村地方方言　鈴木脩一　国学院大学方言研究会　昭9

（『方言誌』第10輯所収）

⑤ 静岡県方言集　内田武志　麗沢叢書刊行会　昭9

⑥ 静岡県志太郡誌　志田郡役所　同　左　大5

⑦ 静岡県周智郡誌　周知郡教育会　同　左　大6

⑧ 静岡県田方郡誌　田方郡役所　同　左　大7

⑨ 藤枝町誌　志田郡藤枝町　同　左　大13

⑩ 北豆方言集　田方郡第二区小学校長会　同　左

11 小笠郡下の方言を中心とした言葉の栞　戸塚一郎　同　左　昭27

12 遠州方言集　小池誠二　江西史話会　昭43

13 静岡県方言辞典　静岡県師範学校・静岡県女子師範学校　金蘭閣吉見書店　明43

14 静岡県島田方言誌　坂野徳治　古書肆　三琳　昭37

15 修正すべき掛川地方言語集　藤井金吾　同　左　明37

16 駿河岡部の方言と風物　佐藤義人　大学書林　昭42

17 駿遠方言考　後藤一日　岡田書店　昭40

18 方言的な語彙の整理(1)——磐田郡水窪町における収録——
（『土のいろ』復刊13号所収）　山口幸洋　土のいろ社　昭34

19 方言取調書　周智郡教育会第二支部会　同　左　明37

20 本川根方言考　井沢隆俊　榛原郡本川根教育委員会　昭35

21 水窪方言（語彙）の基礎調査（名詞篇）　山口幸洋　近畿方言学会　昭35

㉒* 伊豆宇佐美方言　山本靖民　春陽堂　昭7
（『方言』第2巻7号所収）

㉓* 静岡県周知郡気多村語彙　橋浦泰雄　春陽堂　昭10
（『方言』第5巻10号所収）

24 日本の民俗22　静岡　竹折直吉　第一法規出版　昭47

㉕ 駿国雑表（注）

（注）『地方史文献総合目録　上巻（戦前編）』に次の二つの文献がのっている。
このうちのいずれかか。「雑表」は「雑誌」の誤記と思われる。

駿国雑誌　阿部正信著　吉見書店発行　明治42～大正5年

駿国雑誌　阿部正信著・中村元起校訂・写　昭和8年

愛知県

① 愛知郡誌　愛知郡役所　同　左　大12

② 愛知県六ツ美村誌　六ツ美村是調査会　日新堂　大15

③ 尾張の方言　加賀柴水　土俗趣味社　昭6

④ 小牧町誌　小牧町教育会　大15

⑤ 西春日井郡誌　西春日井郡役所　同　左　大12

⑥ 葉栗村誌稿　岩田儀蔵　同　左　大6

⑦ 東春日井郡誌　東春日井郡役所　同　左　大12

⑧ 碧海郡誌　碧海郡教育会　同　左　大5

⑨* 三河北設楽郡方言集　沢野　春陽堂　昭9

（『方言』第4巻3号所収）

⑩ 三河国額田郡誌　額田郡役所　同　左　大13

⑪ 南設楽郡誌　南設楽郡教育会　同　左　大15

⑫ 南知多方言集(1)　鈴木規夫　起町土俗趣味社　昭8

⑬ 方言やっとかめ　竹内向村　半田町郁文舎　大12

⑭* 愛知県北設楽郡振草村語彙　瀬川清子　春陽堂　昭11

（『方言』第6巻8号所収）

15 宝飯郡八幡附近の方言研究（上）　榊原省三　昭7

（『愛知教育』昭和7年1月号所収）

16 愛知県方言集（愛知県女子師範学校郷土研究紀要第1輯）

黒田鉄一　同　左　昭9

17 尾張之方言　続篇　加賀紫水　土俗趣味社　昭7

18 名古屋のことば　今枝清胤　同　左　昭7

19 なごやことば　芥子川律治　名古屋市経済局貿易観光課　昭31

20 名古屋言葉辞典　山田秋衛　泰文堂　昭36

21 名古屋方言の研究　芥子川律治　泰文堂　昭46

22 なほしてほしい東参方言　宇井　英　豊川堂　大15

23 日本の家と村（渥美半島）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43

24 三河方言拾遺　島田タダス

25 一宮市地方の方言　加賀紫水　三元社　昭5

（『旅と伝説』第3年9号所収）

26 方言雑記（三河足込）　山本靖民　三元社　昭5

（『旅と伝説』第3年7号所収）

27 三河奥設楽方言　佐々木弘之　三元社　昭5

（『旅と伝説』第3年12号所収）

28 日本の民俗23　愛知　礒貝　勇・津田豊彦　第一法規出版　昭48

岐阜県

① 大垣市史　大垣市役所　同　左　昭5

② 北飛騨の方言　荒垣秀雄　刀江書院　昭7

③ 岐阜県方言集成　瀬戸重次郎　大衆書房　昭9

④ 城山村を中心としたる方言集　服部俊三　城山尋常高等小学校　昭9

⑤ 東濃方言集　恵那郡教育会　同　左　明36

⑥ 飛州志　長谷川忠崇　住伊書店　明42

⑦ 東白川村誌　苅田乙三郎・佐伯吉六　苅田乙三郎　大3

⑧ 洞戸村誌　古田広一　洞戸村教育会　大15

⑨ 岐阜県益田郡誌　益田郡役所　同　左　大5

⑩ 本巣郡誌　本巣郡教育会　同　左　昭12

⑪ 美濃梅原村附近の方言　信田葛葉　天王寺郷土研究会　昭6

⑫ 山県郡誌　福井清通　山県郡教育会　大7

13 揖斐郡徳山村方言　岐阜大学教育学部　同　左　昭44

14 恵那ことばの研究——中津川を中心として——
岐阜県立中津川高等学校郷土研究部言語班　同　左　昭31

15 春日村方言集　春日第二小学校　同　左　昭15

16 岐阜県方言　岐阜県師範学校　同　左　明36

17 郷土調査——方言調べ——　揖斐郡清水尋常小学校　同　左　昭13

18 郡上方言（第1輯語彙編）　野田直治　県立郡上高校方言研究会　昭27

19 飛騨のことば　土田吉左衛門　濃飛民俗の会　昭34

20 美濃徳山村民俗誌　桜田勝徳　刀江書院　昭26

21 岐阜方言(1)(2)　大田栄太郎　三元社　昭5
（『旅と伝説』第3年4号・5号所収）

22 岐阜県加茂郡黒川村方言　鈴木規夫　土俗趣味社　昭7
（『土の香』第8巻2号所収）

㉓ 御大典記念袖川村誌　袖川村教育会　大6

三重県

① 阿山郡方言訛語集　阿山郡教育会　同　左　明37

② 伊賀国名張町方言　菊沢季生　一言社　昭5
（『方言と土俗』第1号所収）

③ 員弁郡郷土資料　員弁郡役所　同　左　大4

④ 宇治山田市史　宇治山田市役所　同　左　昭2

⑤ 尾鷲地方方言集（『桂林』10周年記念号）　尾鷲中学校校友会　昭８

⑥ 紀伊南牟婁郡誌　南牟婁教育会　同　左　大14

⑦ 鈴鹿郡郷土誌　鈴鹿郡教育会　同　左　大４

⑧ 地方方言集　度会郡教育会　大３

⑨ 三重郡誌　三重郡役所　同　左　大９

⑩* 三重県北牟婁郡須賀利村語彙　牧田　茂　春陽堂　昭13
（『方言』第８巻１号所収）

⑪* 志摩崎島方言集　玉岡松一郎　春陽堂　昭10
（『方言』第５巻９号所収）

12 尾鷲のことば　大田　寿　尾鷲市立中央公民館　昭33

13 鳥羽志摩の民俗　岩田準一　中村幸昭　昭45

14 日本の家と村（志摩地方）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43

15 三重県名張方言集　富森盛一　同　左

16 三重県方言（方言集覧稿）　大田栄太郎　同　左　昭５

17 三重県方言資料集　伊賀篇　北岡四良　同　左　昭33

18 三重県方言資料集　志摩篇　北岡四良　同　左　昭32

19 三重県方言資料集　南勢篇　北岡四良　同　左　昭34

20 志摩国船越村の方言　小坂孤堂　春陽堂　昭９
（『方言』第４巻９号所収）

21 三重県北牟婁郡尾鷲方言　高田　昇　国学院大学方言研究会　昭10
（『方言誌』第15輯所収）

22 三重県山村語彙――志郡境村・飯南郡森村――
（『方言誌』第15輯所収）　最上孝敬　国学院大学方言研究会　昭10

23 伊賀国名張町方言(1)(3)　菊沢季生　一言社　昭５
（『方言と土俗』第１巻３号・５号）

24 日本の民俗24　三重　堀田吉雄　第一法規出版　昭47

和歌山県

① 紀州内郷村近傍方言

② 下里町誌　下里小学校　同　左　昭13

③ 新宮地方方言集　新宮高等女学校　同　左　昭10

④ 南紀土俗資料　森彦太郎　大13

⑤ 東牟婁郡新宮地方訛音及方言調査　東牟婁郡教育会第一部会　同　左　昭５

⑥ 和歌山県西牟婁郡串本町誌　串本町役場　同　左　大13

⑦ 和歌山県方言　和歌山女子師範学校・日方高等女学校　同　左　昭8

⑧ 和歌山方言集　杉村広太郎　刀江書院　昭11

9 海南地方に於ける郷土研究第1編方言集　吉村隆三郎　同　左　昭6

10 紀州の方言　松本正信　同　左　昭11

11 田辺方言　多屋梅園　多屋秀太郎　昭3

12 田並村郷土誌　田並尋常高等小学校　同　左　昭9

13 本校生徒ヲ通ジテノ方言卑語訛語集　県立粉河高等女学校　同　左　昭6

14 三栖村に於ける方言訛音調　西牟婁郡三栖公民学校　同　左　昭6

15 和歌山県方言（其一）（其二）　大田栄太郎　方言協会　昭5（其一）

16 紀州上山路村の語彙　倉田一郎　春陽堂　昭10

（『方言』第5巻5号所収）

17 高野口町方言集　高瀬軍治　春陽堂　昭8

（『方言』第3巻2号所収）

18 日本の民俗30 和歌山　野田三郎　第一法規出版　昭49

19 下里町を中心とせる訛言・方言・迷信調査　――――

下里尋常高等小学校　昭6

奈良県

① 菟田之方言　辻村佐平　同　左　昭14

② 輝く郷土誌（土俗之部第五篇方言編）　高市郡真菅小学校　昭6

③ 奈良県南葛城郡誌　南葛城郡役所　同　左　大15

④ 奈良県吉野郡方言

⑤ ふるさと　沢田四郎作　三省堂　昭6

⑥ 南大和方言語彙　野村伝四　昭11

⑦ 大和方言集　奈良県学務課　昭10

（『国語研究』所収）

8 十津川・熊野川・北山川流域方言実地踏査概要

京都帝国大学文学部内近畿国語方言学会　同　左　昭7

9 奈良県方言（方言集覧稿）　大田栄太郎　同　左　昭5

10 奈良の方言　奈良市教育会　森口奈良吉　昭6

11 奈良の方言（黙魯庵漫録第6）　新藤正雄　新藤地学文庫　昭6

12 大和方言集　広瀬保

13　大和方言集　新藤正雄　大和地名研究所　昭26

14　奈良県吉野郡の方言調査　岸田定雄　春陽堂　昭7

（『方言』第2巻2号所収）

15　日本の民俗29　奈良　保仙純剛　第一法規出版　昭47

滋賀県

①　近江八幡地方方言集　山本小太郎　同　左　昭7

②　滋賀県方言集　大田栄太郎　刀江書院　昭7

3　近江方言集　東洋大学滋賀県人会　同　左　大15

4　滋賀県言語の調査と対策――方言調査編――

（滋賀県立短大雑誌第1巻1号所収）　井之口有一　滋賀県立短期大学　昭27

5　滋賀県方言取調書　井之口有一　同　左　昭25

6　女子言葉遣　滋賀県女子師範学校・県立大津高等女学校　同　左　大11

7　方言訛語調査　愛知郡方言訛語調査委員会　同　左　明36

8　日本の民俗25　滋賀　橋本鉄男　第一法規出版

上方・近畿地方

1　上方語源辞典　前田　勇　東京堂出版　昭40

2　近世上方語辞典　前田　勇　東京堂出版　昭39

3　関西方言のしをり　須田敬義　従吾所好堂　昭15

4　近畿方言の綜合的研究　楳垣　実　三省堂　昭37

京都府

①　石川村誌　石川村　同　左　大15

②　京都府天田・加佐・向鹿三郡方言調査書　京都府立第3中学校　同左　明43

③　京都府下方言一覧　京都府師範学校　明39

④　丹後加悦谷方言調査書　加悦谷教育研究会　同　左　明36

⑤　伏見誌　伏見町　同　左　大12

⑥　与謝郡誌　与謝郡小学校校長会　同　左　昭8

7　京言葉　楳垣　実　高桐書院　昭21

8　京ことば　中田余瓶　昭33

9　竹野郡方言調査書　竹野郡各小学校長会　同　左　明38

10　丹後網野の方言　井上正一　近畿方言学会　昭39

11　京都方言襍記　高萩精玄　春陽堂　昭8

（『方言』第3巻9号所収）

⑫* 白川村カミンチョの方言　浅田　茂　春陽堂　昭12

13　方言雑記　山本靖民　三元社　昭5

（『旅と伝説』第3年8号所収）

14　日本の民俗26　京都　竹田聽洲　第一法規出版　昭48

大阪府

①　和泉郷荘村方言　南　要　郷荘民俗学　昭10

②　郷土和泉方言号　郷土和泉刊行会　昭6

③　新撰大阪詞大全　大阪心斎橋通柏原屋　天保15

④　田辺町誌　田辺町誌編纂委員会　田辺町役場　大14

⑤　浪花聞書（浪花方言）　文政年中

⑥　布施町誌　布施町役場　同　左　昭4～12

7　大阪方言事典　牧村史陽　杉本書店　昭30

8　日本の民俗27　大阪　高谷重夫　第一法規出版　昭47

兵庫県

①　淡路方言資料　玉岡松一郎　兵庫県民俗研究会　昭8

②　淡路方言の研究　田中万兵衛　淡路福浦藻文堂　昭9

③　神戸方言集　鹿谷典史　神戸郷土研究会　昭14

④　校補但馬考　桜井　勉　私立但馬連合教育会　大11

⑤　多可郡誌　多可郡教育会　同　左　大12

⑥　但馬方言　中島貞一郎　但馬五郡綜合教育会　昭6

⑦　播州小河の方言　高田十郎　同　左　昭5～6

⑧　兵庫県佐田郡方言の調査(1)　県立佐田農学校　昭10

⑨　兵庫県方言集成　河本正義　兵庫県民俗研究会　昭9

⑩　養父郡誌　養父郡教育会　同　左　昭3

⑪* 兵庫県揖保郡河内村方言　高瀬軍治　春陽堂　昭7

（『方言』第2巻2号所収）

12　伊川谷方言集　森　俊秀　昭26

13　印南郡方言集（第一集）　印南郡中学校国語主任会　同　左　昭31

14　但馬国温泉町方言記　岡田荘之輔　同　左　昭11

15　但馬方言集　井上一男　天理図書館　昭15

（『日本文化』17号・18号所収）

16　日本の家と村（兵庫県淡路島）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43

17　播州赤穂方言集　佐伯隆治　同　左　昭26

18　兵庫県佐用郡俗語方言集　井口宗平　村田勝写堂　昭40

19　方言ところどころ――ことば兵庫県――　坂口　保　のじぎく文庫　昭38

20　淡路島由良町方言集　玉岡松一郎　土俗趣味社　昭8

（『土の香』第10巻5号所収）

21　播磨国赤穂郡・佐用郡方言資料　玉岡松一郎　春陽堂　昭9

（『方言』第4巻12号所収）

22　播磨加古郡北部方言記録　中島信太郎　武蔵野書院　昭47

23　兵庫神戸の方言小纏　壁谷真蔭　春陽堂　昭10

（『方言』第5巻11号所収）

24　氷上郡黒江町の方言　河本正義　土俗趣味社　昭9

（『土の香』第12巻5号所収）

中国地方

①　中国地方語彙　川崎　甫　同　左　昭6

②*　瀬戸内海島嶼方言資料　山田正紀　春陽堂　昭7

（『方言』第2巻6号所収）

鳥取県

①　因伯方言考　生田弥範　就将小学校　昭12

②　東伯方言輯録

③　鳥取郷土誌　本城常雄　鳥取市役所　大6

4　因幡伯耆方言輯録　岩田勝市　同　左　昭13

5　鳥取県方言辞典（前編）　石黒武頭　鳥取県方言研究会　昭27

6　鳥取県岩美郡岩井町方言集　岸本弥三郎　国学院大学方言研究会　昭7

（『方言誌』第4輯所収）

7　鳥取県気高郡大和村方言調査稿　近藤喜博　国学院大学方言研究会　昭7

（『方言誌』第4輯所収）

8　鳥取県西伯郡逢坂村方言　遠藤　茂　春陽堂　昭8

（『方言』第3巻9号所収）

島根県

①　出雲方言考　後藤蔵四郎　松江市郷語改善会　昭2

②　石見山間部方言　石田春昭　同　左　昭7

③　隠岐島方言の研究　島根県女子師範学校　同　左　昭11

（島根県女師郷土研究第３輯）

④　隠岐島の昔話と方言　横地満治・浅田芳朗　郷土文化社　昭11

⑤*　島根県邑智郡市山村方言　牛尾三千夫　国学院大学方言研究会　昭７

（『方言誌』第３輯所収）

⑥　島根県に於ける方言の分布　島根県女子師範学校　同　左　昭７

⑦　島根県仁多郡誌　上田富太郎　仁多郡役所　大６

８　島根県方言辞典　広戸　惇・矢富熊一郎　島根方言学会　昭38

９　日本の家と村（島根県石見地方）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43

10　石見方言集　千代延尚寿　春陽堂　昭７

（『方言』第２巻５号所収）

11　島根県八束郡古江村方言　小笹　功　国学院大学方言研究会　昭７

（『方言誌』第３輯所収）

12　日本の民俗32　島根　石塚尊俊　第一法規出版　昭48

⑬　島根県鹿足郡方言の調査研究　篠原　実　津和野高等女学校　昭11

岡山県

①　阿哲郡誌　阿哲郡教育会　同　左　昭４～６

②　岡山県浅口郡方言訛語調査案　岡山文献研究会　同　左　昭６

③　岡山県邑久郡方言　時実黙水　中国民俗学会　昭９

④　岡山県小田郡方言集（趣味叢書第19編）　佐伯隆治　土俗趣味社　昭10

⑤　岡山方言（方言叢書第５編）　島村知章著・桂又三郎訂　中国民俗学会　昭10

⑥　邑久郡誌　小林久磨雄　私立邑久郡教育会　大２

⑦　久米郡誌　久米郡教育会　同　左　大12

⑧　児島湾方言集　岡　秀俊　中国民俗学会　昭９

⑨　上道郡誌　上道郡教育会　同　左　大11

⑩　上房郡誌　上房郡教育会　荘活版印刷所　大２

⑪　西美作方言集（方言叢書第４篇）　岡崎忠志　中国民俗学会　昭９

⑫　備中北部方言集（岡山民俗叢書第２編）　桂又三郎　中国民俗学会　昭７

⑬　方言訛語調査書吉備郡　私立吉備郡教育会　同　左　明37

⑭　和気郡誌　片尾章之丞　山陽新報社　明42

15　岡山県下の方言　桂　又三郎　岡山，文献研究会　昭４

16　岡山方言彙　三浦瓊村　昭６

（『汎岡山』昭和６年８・９・10・12月号所収）

17　岡山方言集　　島村知章・桂又三郎　　岡山，文献研究会　昭5

18　かもだにことば　　加茂郷土史研究会方言部会　加茂郷土史研究会　昭44

19　教育の郷土化の実際　　小田郡矢掛尋常高等小学校　　同　左

20　児島地方の方言集　　十河直樹　　同　左　　昭41

21　那岐山麓地方方言集第1輯　　名扇会　　同　左　　昭25

22　西美作方言集（方言叢書第4篇）　岡崎忠志　　中国民俗学会　　昭9

23　日本の家と村（美作地方）　　竹田　旦　　岩崎美術社　　昭43

24　方言調査　　岡山県津山高等女学校　　同　左　　昭4

25　方言郡語調　　赤磐郡千種小学校

26　岡山市方言集稿本　　内田百閒　　春陽堂　　昭10～11

（『方言』第5巻7号・10号・11号，第6巻8号所収）

27　勝田町地方語集　　福田満州男他　　勝田町教育会　　昭40

28　備中小田郡方言集　　佐伯隆治　　春陽堂　　昭8

（『方言』第3巻11号所収）

29　日本の民俗　33　岡山　　土井卓治・佐藤米治　　第一法規出版　　昭47

広島県

①　長谷村誌　　安久善二他　　同　左　　大11

②*　広島県安芸郡坂村方言集　　藤河喜美江　　国学院大学方言研究会　昭9

③　広島県双三郡誌　　双三郡役所　　同　左　　大12

④　広島県方言の研究　　広島県師範学校郷土研究室　　広島市芸文堂　　昭8

（郷土研究叢書第1編）

⑤　備後備中方言集

⑥　備後府中方言集　　清水範一　　同　左　　昭6

⑦　沼隈郡誌　　沼隈郡役所　　失侯会　　大12

8　郷土調査第2輯（方言篇）　　峰田村青年団　　同　左　　昭10

9　高田郡方言集　　小都勇三　　郷土史調査会　　昭34

10　広島県方言概要　　原田英雄　　同　左　　昭30

11　安芸郡中野村語彙　　大間知篤三　　春陽堂　　昭11

（『方言』第6巻3号所収）

⑫*　広島県安芸郡倉橋島方言　　西林源次郎　　春陽堂　　昭6

（『方言』第1巻1号・4号所収）

13　広島の方言　　奥田太郎　　三元社　　昭4

（『旅と伝説』第２年１号所収）

14　備後国三次町の方言　千代延尚寿　春陽堂　昭10

（『方言』第５巻７号所収）

15　日本の民俗34　広島　藤井　昭　第一法規出版　昭48

山口県

①　周防大島方言集　柳田国男・原安雄　中央公論社　昭18

②　村誌附録防府方言　御薗生翁園　昭２

③　長門方言集（防長方言資料第１編）　重本多喜津　防長文化研究会　昭12

④　防長方言調査表（防長史学附録）　防長史談会　同　左　昭８

⑤　山口県柳井町方言集　森田道雄　橋　正一　昭６

6　ふるさとのことば――阿武郡福栄村方言――

波多放彩　防長民俗研究所　昭42

7　防長の方言　岡崎忠祐　山口響海館　昭17

8　防長方言考・防長民謡集　山口県文化史編纂委員会　岡不可止　昭27

9　山口県岩国地方方言集　江木健太郎　明39

10　山口県方言辞典　山中六彦　山口県地方史学会　昭42

11　日本の民俗35　山口　宮本常一・財前司一　第一法規出版　昭49

香川県

①　香川県農村漁村の生活

②　讃岐方言の研究　脇田順一　香川師範附属小学校　昭13

3　香川県綾歌郡坂本村地方方言集　田中　重　昭６

4　郷土俚語方言集――高松市並ニ香川郡地方――第１輯

加藤増夫稿・香川県教育会図書館編　昭６

5　讃岐高松ことば　陸田　稔　昭７

6　讃岐高松叢誌　宮武省三　共英社　大14

7　讃岐高松方言第１輯　陸田　稔　昭７

8　讃岐の方言　草薙金四郎　讃岐史談会　昭22

9　島の方言（正・続篇）　滝本利雄　小豆高女校友会　昭８・10

（『神懸』所収）

10　小豆島方言（方言叢書第１篇）　桂　又三郎　中国民俗学会　昭８

11　高松地方の方言　木内桂華　明36

（『風俗画報』所収）

12　香川県三豊郡五郷村語彙　瀬川清子　春陽堂　昭11
（『方言』第6巻11号所収）
13　讃岐特殊方言　陸田　稔　春陽堂　昭9
（『方言』第4巻2号所収）
14　讃岐の方言(4)(5)　草薙武吉　三元社　昭11～12
（『旅と伝説』第9年12月号・第10年3月号所収）
15　日本の民俗37　香川　武田　明　第一法規出版　昭47

愛媛県

①　伊予大三島北部方言集　藤原与一　中央公論社　昭18
②　いよのことば（全5冊）　杉山正世　同　左　昭6～9
③　伊予松山方言集　岡野久胤　春陽堂　昭13
④　愛媛県新居郡誌　新居郡役所　同　左　大12
⑤*　愛媛県温泉郡神和村語彙抄　武田　明　春陽堂　昭13
（『方言』第8巻1号所収）
⑥　愛媛県周桑郡丹原地方言語集　杉山正世　昭5
⑦*　続南伊予の方言　江湖山恒明　春陽堂　昭7
（『方言』第2巻4号所収）
8　愛媛の方言　武智正人　愛媛大学地域社会綜合研究所　昭32
9　国語拾遺語原考――愛媛県新居方言精典――　久門正雄　新紀元社　昭35
10　日本の家と村（宇和地方）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43
⑪*　愛媛県周桑郡庄内村実報寺方言　四之宮サカエ　春陽堂　昭8
（『方言』第3巻1号所収）
12　南伊予の方言　江湖山恒明　高知高校文芸部　昭6
（『学友会誌』13号所収）
13　宇和島方言語彙　森田虎雄　同　左　昭47
14　日本の民俗38　愛媛　野口光敏　第一法規出版　昭48

徳島県

①　阿波方言集（阿波民俗叢書）　森本安市　博栄堂書店　昭18
②*　阿波美馬郡方言語彙　金沢　治　春陽堂　昭9
（『方言』第4巻2号所収）
③　郷土研究阿波の言葉　橋本亀一　同　左　昭5
④　徳島県祖谷方言語彙　井上一男　春陽堂　昭11

（『方言』第６巻７号所収）

⑤　徳島鴨島方言調査　　鴨島小学校　　同　左　　昭５

⑥　新野町誌　　新野町役場　　同　左　　大15

⑦　西祖谷山村史　　喜多源内　　西祖谷山村役場　大11

⑧　美馬郡一宇村誌　　西内滝三郎　　一宇村　　大９

⑨　美馬郡郷土誌　　美馬郡教育会　　同　左　　大４

⑩　名西郡誌　　名西郡役所　　同　左　　大５

11　阿波言葉の辞典　　金沢　治　　徳島県教育会　　昭35

12　阿波の国言葉　　橋本亀一　　同　左　　昭14

13　海部郡の方言調査――牟岐のことば――　川島信夫　海部郡牟岐中学校　昭39

14　三好郡東部地方方言集　　辻高校生徒　　徳島県方言学会　　昭27

（『阿波方言』第１巻４号所収）

⑮　大典記念市場町史　　市場町役場　　大５

高知県

①　土佐の方言　　高橋日羊

（『民俗学』昭和５年11月号所収）

②　土佐の方言　　土井八枝　　春陽堂　　昭10

③*　土佐方言集　　宮地美彦　　富山房　　昭12

④　土佐方言の研究　　高知県女子師範学校郷土室　　高知県女子師範学校　昭11

⑤　幡多方言　　鹿持雅澄　　文化14

6　大方町方言集　　浜田敬義　　県立中村高校大方分校　　昭28

7　土佐言葉　　土居重俊　　高知市立市民図書館　　昭33

8　土佐方言集　　橋詰延寿　　高知県教育会

（『高知教育』第601号～628号に連載）

9　土佐方言小記（郷土叢書第５集）

桂井和雄　　高知市役所・高知観光協会　　昭28

10　幡多方言集　　幡多郡中央区教育会読方科研究部会　　昭10

11　幡西方言抄　　上岡望洋・沖本白水　　弘美尋常高等小学校　　昭６

12　方言採集手帖（注）

（注）　高村晴義氏が昭和６年６月に高知県長岡郡中部地方で調査したもの。

13　鹿持雅澄先生の「幡多方言」　　橋詰延寿　　日本方言学会　　昭15

（『方言研究』第１輯所収）

14　土佐方言語法（上）　土居重俊　春陽堂　昭11

（『方言』第6巻12号所収）

15　日本の民俗39　高知　坂本正夫・高木啓夫　第一法規出版　昭47

福岡県

①　企救郡誌　伊藤尾四郎　企救郡教育会　昭6

②　博多方言集　竹田秋楼　土俗玩具研究会　昭6

③　はまおき（筑後旧久留米藩方言集）

野崎平八著・黒岩万次郎補　黒岩万次郎　昭10

④　福岡県内方言集（注）　福岡県教育会本部　同　左　明32

（注）　複製本が福岡土俗玩具研究会から昭和9年に刊行。

⑥　望春随筆第5巻方言　平田胤富　天保5

7　思出のふるさと（付）方言集（注）　梅林新市　福岡土俗玩具研究会　昭6

（注）　福岡県築上郡東吉富村の方言を扱ったもの。

8　川筋方言集　山近弥生　同　左　昭43

9　筑豊炭坑地区の習俗と方言　三松荘一　福岡県郷土研究会　昭5

10　博多仁和加集付博多の方言　竹田秋楼　善教堂　大3

11　博多方言　原田種夫　文林堂　昭31

12　福岡県築上郡東吉富方言集　梅林新市　土俗玩具研究会　昭7

13　方言集（福岡県八女郡八幡村）　境　学

14　筑紫方言（つくしことば）　春陽堂　昭6

（『方言』第1巻3号所収）

15　筑後方言誌　石橋幸雄　三元社　昭4

（『旅と伝説』第2年3号所収）

16　福岡県三井郡方言私考　平野彦次郎　野口一郎　昭47

佐賀県

①　最新佐賀案内　久原秋紅　大坪惇信堂　大4

②　佐賀県大観　佐賀県師範学校　佐賀県郷土研究会　昭8

③　佐賀県方言辞典　佐賀県教育会　河内汲古堂　明35

4　佐賀の方言上巻体言編　志津田藤四郎　佐賀新聞社　昭45

5　佐賀県唐津地方方言　戸川健太郎　国学院大学方言研究会　昭7

（『方言誌』第3輯所収）

6　佐賀県藤津郡久間村方言集　小田寛次郎　国学院大学方言研究会　昭10

（『方言誌』第14輯所収）

7　佐賀県三養基郡上峰村方言　原　義武　国学院大学方言研究会　昭10

（『方言誌』第14輯所収）

8　佐賀県（元）東松浦郡唐津市方言集　吉村一男　国学院大学方言研究会　昭10

（『方言誌』第14輯所収）

9　日本の民俗41　佐賀　市場直次郎　第一法規出版　昭47

⑩　西松浦郡誌　西松浦郡役所　大10

長崎県

①　壱岐島方言集　山口麻太郎　刀江書院　昭5

②　続壱岐島方言集　山口麻太郎　春陽堂　昭12

③　五島民俗図誌　橋浦泰雄・久保清　一誠社　昭9

④　佐世保郷土誌　佐世保市役所　同　左　大8

⑤　対島南部方言集　柳田国男・滝山政太郎　中央公論社　昭19

⑥*　対島北端方言集　大浦政臣　春陽堂　昭7

（『方言』第2巻第2号・3号所収）

⑦*　対島方言集　鳥居　伝　橋　正一　昭5

（『方言と土俗』第1巻～4号所収）

⑧　長崎県郷土誌　長崎県史談会　同　左　昭8

⑨　長崎県東彼杵郡誌　東彼杵郡教育会　同　左　大6

⑩*　肥前五島方言集　橋浦泰雄　春陽堂　昭6

（『方言』第1巻第2号所収）

⑪　肥前千々石町方言誌　山本靖民　同　左　昭4

⑫　平戸郷土誌　平戸尋常高等小学校　同　左　大6

13　島原半島方言集　山本靖民　長崎県南高木郡湯江中学校　昭28

14　長崎県西彼杵郡樺島方言　小川信一　中国民俗学会　昭9

15　肥前島原語彙稿　山本靖民　土俗玩具研究会　昭6

16　肥前平戸方言集　日本民俗研究会　同　左　昭6

17　分類長崎方言語彙　本山桂川　日本民俗研究会　昭6

（『民俗研究』第33号所収）

18　上五島方言考　頴原謙三稿・頴原退蔵補　春陽堂　昭12

（『方言』第7巻7号・9号所収）

19　対馬民俗語彙稿　鈴木栄三　春陽堂　昭12

（『方言』第７巻７号所収）

20　長崎方面の方言――彼杵附近――　辻山生　土俗趣味社　昭７

（『土の香』第７巻４号所収）

㉑*　長崎県下，西彼・東彼両郡に於ける方言分布の若干に就て

（『方言』第３巻６号所収）　本山桂川　春陽堂　昭８

㉒*　長崎県南松浦郡五島語彙　瀬川清子　春陽堂　昭10

（『方言』第５巻12号所収）

㉓*　肥前大江方言(1)　山本靖民　一言社　昭５

（『方言と土俗』第１巻１号所収）

熊本県

①　葦北郡誌　熊本県教育会葦北郡支部会　同　左　大15

②　阿蘇郡誌　熊本県教育会阿蘇郡支部会　稲本報徳舎　大15

③*　天草島牛深町方言集　江上たつえ　春陽堂　昭８

（『方言』第３巻８号所収）

④　宇土郡誌　宇土郡役所　同　左　大10

⑤　鹿本郡誌　鹿本郡役所　同　左　大12

⑥　菊池俗言考　永田直行　嘉永７

⑦　九州阿蘇地方の方言訛語　信田葛葉　天王寺郷土研究会　昭７

⑧　熊本県葦北郡津奈木郷土誌　六車茂一郎　津奈木村　昭11

⑨　熊本県方言音韻語法　池辺用太郎　九州方言研究所　昭８

⑩　熊本県玉名郡腹赤村郷土誌　岡村喜之　同　左　大３

⑪　肥後葦南方言考　斎藤俊三　同　左　昭７

⑫　肥後方言考（第１編）　田中正行　長崎書店　昭５

⑬　肥後方言と普通話言葉改良の栞　熊本県私立玉名郡教育会　同　左　明40

⑭*　肥後南関方言類集　能田太郎　盛岡，一言社　昭８

15　天草の方言　天草国語研究会　天草教育研究所　昭32

16　牛深弁考　山下拓情　同　左　昭42

17　熊本県方言風土記　田中正行　日本談義社　昭41

18　笑訳熊本方言字典　福田秀蔵　九州毎夕新聞社　昭13

19　肥後方言集　倉岡幸吉　昭13

20　方言の性格と分布相　田中正行　広川書店　昭17

21　敬称ジョのつく肥後方言　能田太郎　一言社　昭６

（『方言と土俗』第2巻1号所収）

㉒* 熊本県山村語彙　最上孝敬　春陽堂　昭11

（『方言』第6巻12号所収）

23 熊本方言　宮本勢助　土俗趣味社　昭10

（『土の香』第14巻3号所収）

24 球磨山村語彙——熊本県球磨郡五木村方言——　能田太郎　春陽堂　昭10

（『方言』第5巻8号所収）

25 肥後方言集　宗　要吉　春陽堂　昭9

（『方言』第4巻6号所収）

㉖ 熊本県阿蘇郡小国郷土誌　橋本　浩　阿蘇郡北部教育会　大12

大分県

① 大分県方言考　堀江与一・原田兵太郎　大分県師範学校国漢学部会　昭8

② 大分県方言の研究　三ケ尻浩　明文堂　昭12

③ 大分県方言分類集　土肥健之助　大分，甲斐書店　明35

④ 豊後方言集一輯　市場直次郎　県立第一高等女学校　昭8

5 今市村方言集　渡辺之夫　今市小学校　昭28

6 日本の家と村（国東半島）　竹田　旦　岩崎美術社　昭43

7 大分方言語彙の考察　三ケ尻　浩　春陽堂　昭9

（『方言』第4巻号6所収）

8 西臼杵方言考　原田欣三　高橋書店　昭43

9 日本の民俗44　大分　染矢多喜男　第一法規出版　昭48

宮崎県

① 椎葉紀行　楢木範行　昭8

（『旅と伝説』昭和8年8月号所収）

② 延岡大観　山口徳之助　大成舎　大14

③ 日向語彙形容詞（人倫部）　日野　巌・遠藤　茂　昭7

④ 日向の言葉（Hiuga no Kotoba）　若山甲蔵　宮崎県政評論社　昭5

⑤ 都城地方方言集輯　山元都星雄　昭6

6 北日向方言圏紀行　加藤　諄　昭27

（『早稲田法学会誌』第3巻所収）

7 郷土の研究（方言集）　南那賀郡市木小学校　同　左　昭7

8 国語資料——方言——（東諸県郡）

東諸県郡穆佐尋常高等小学校　同　左　昭7

9　方言集（東臼杵郡門川村地方）　石川茂夫　同　左　昭7

鹿児島県

①　姶良地方の研究　松山雅雄　鹿児島県女子師範学校校友会　昭10

②　大隅肝属郡方言集　柳田国男・野村伝四　中央公論社　昭17

③　鹿児島県史　鹿児島県　昭14～19

④　鹿児島見聞記　松山　敏　松木盛芳　大2

⑤　東南方村郷土誌　川辺郡東南方村教育会　同　左　明43

⑥　鹿児島方言辞典　島戸貞良　同　左　昭10

⑦　種子島方言考　鹿児島教育会　同　左

（『鹿児島教育』第41号所収）

⑧　南方薩摩方言　福里栄三　春陽堂　昭7

（『方言』第3巻1号所収）

9　かごしま語あんない　竹村　清　かごしま語あんない社　昭44

10　鹿児島語と普通語　町田佐熊　鹿児島新聞社　昭8

⑪*　鹿児島方言集　鹿児島教育会　久永金光堂　明39

12　甑島方言の研究　上村孝二　満鉄教育研究所　昭12

（『満鉄教育研究所研究要報』第11輯所収）

13　大隅方言概観　福里栄三　春陽堂　昭9

（『方言』第4巻5号所収）

⑭*　大隅百引事物名集　桜田勝徳　春陽堂　昭10

（『方言』第5巻4号所収）

⑮*　鹿児島県鹿児島郡谷山町方言集（上）（下）　山下光秋　国学院大学方言研究会　昭8

（『方言誌』第6輯・第8輯所収）

16　鹿児島方言（鹿児島市外蒐集）　野村綱任　土俗趣味社　昭7

（『土の香』第6巻5号所収）

17　南方薩摩方言　福里栄三　国学院大学方言研究会　昭8

（『方言誌』第5輯所収）

18　南隅高山方言考　野村伝四　春陽堂　昭8～9

（『方言』第3巻10号，第4巻1号・6号・11号所収）

⑲*　屋久島方言　井上一男　春陽堂　昭9

（『方言』第4巻4号所収）

⑳* 種子島方言研究　井上一男　春陽堂　昭8
（『方言』第3巻7号所収）

21 「種子島方言研究」正誤並に補遺　井上一男　春陽堂　昭8
（『方言』第3巻11号所収）

㉒* 種子島方言集　鮫島松下　春陽堂　昭8
（『方言』第3巻3号所収）

㉓* 硫黄島方言集　井上一男　春陽堂　昭9
（『方言』第4巻9号所収）

㉔* 宝島方言集　敷根利治　春陽堂　昭7
（『方言』第2巻1号所収）

奄美

① 奄美大島語概観　大島中学校　昭8

② 奄美大島語案内　北村力馬　古仁屋港窓月堂　昭2

③ 奄美大島民族誌　茂野幽考　図書院　昭2

④ 奄美大島語彙

⑤ 南島方言えらぶ語の研究　安藤佳翠　一誠社　昭9

⑥ 喜界島方言集　柳田国男編・岩倉市郎著　中央公論社　昭16

7 奄美方言の研究（第4編語い）　寺師忠夫　同　左　昭33

8 徳之島民俗誌　徳之島民俗研究学会　奄美社　昭37

⑨* 名瀬町金久方言　山本靖民　春陽堂　昭10
（『方言』第5巻5号所収）

10 南島方言与論島語彙　山田　実　武蔵野書院　昭42

沖縄本島

① 国頭郡誌　比嘉徳甫　国頭郡教育会　大3

② 沖縄案内　島袋源一郎　沖縄図書　昭7

③ 南島方言資料　東条　操　刀江書院　昭5

④ 混効験集　旧琉球政府　康熙49

⑤ 採訪南島語彙稿　宮良当壮　大15

6 沖縄語辞典　国立国語研究所　大蔵省印刷局　昭38

7 沖縄の親族語彙——首里士族の用語——　徳川宗賢　沖縄文化協会　昭38
（『沖縄文化』第13号所収）

8 琉球方言第7号　琉球大学琉球方言研究クラブ　同　左　昭41

9　おもろさうし辞典・総索引　　中原善忠・外間守善　　角川書店　　昭42

10　おもろ語辞書——沖縄の古辞書混効験集——　　外間守善　　角川書店　昭47

11　首里・那覇方言に於ける親族関係の語に就いて　金城朝永　　春陽堂　　昭9

（『方言』第4巻1号所収）

⑫* 南島八重垣——明治初年の琉球語彙——

（『方言』第4巻10号所収）　山内盛熹遺稿・伊波普猷補註　　春陽堂　昭9

13　琉球語と壱岐方言との比較対照　　伊波普猷　　三元社　　昭6

（『旅と伝説』第4年1号所収）

14　日本の民俗47　沖縄　　源　武雄　　第一法規出版　　昭47

⑮　琉球語文典及語彙　　チェンバレン　　明28

（『日本亜細亜協会会報』第23巻附録）

先島

①　先島の研究　　比嘉重徳　　日及出出版社　　大13

②* 八重山語彙　　宮良当壮　　東洋文庫　　昭5

3　人倫に関する宮古方言　　国仲寛徒　　春陽堂　　昭7

4　波照間島民俗誌　　宮良高仏　　木耳社　　昭47

5　琉球八重山群島の社会組織——その概観と問題点——

（『民族学ノート』所収）　江守五夫　　平凡社　　昭38

昭和54年1月

国立国語研究所

東京都北区西が丘3丁目9番14号
電話東京(900)3111(代表)

UDC 301:809.56-087
NDC 810.13

本書の市販品発行所
東京都新宿区納戸町40 電話東京(260)5281
株式会社 秀英出版

国立国語研究所刊行書一覧

国立国語研究所報告

1	八丈島の言語調査	秀英出版社	品切れ
2	言語生活の実態 ——白河市および付近の農村における——	〃	〃
3	現代語の助詞・助動詞 ——用法と実例——	〃	700円
4	婦人雑誌の用語 ——現代語の語彙調査——	〃	500円
5	地域社会の言語生活 ——鶴岡における実態調査——	〃	品切れ
6	少年と新聞 ——小学生・中学生の新聞への接近と理解——	〃	〃
7	入門期の言語能力	〃	〃
8	談話語の実態	〃	〃
9	読みの実験的研究 ——音読にあらわれた読みあやまりの分析——	〃	〃
10	低学年の読み書き能力	〃	〃
11	敬語と敬語意識	〃	〃
12	総合雑誌の用語(前編) ——現代語の語彙調査——	〃	〃
13	総合雑誌の用語(後編) ——現代語の語彙調査——	〃	〃
14	中学生の読み書き能力	〃	400円
15	明治初期の新聞の用語	〃	品切れ
16	日本方言の記述的研究	明治書院刊	〃
17	高学年の読み書き能力	秀英出版刊	〃
18	話しことばの文型 (1) ——対話資料による研究——	〃	〃
19	総合雑誌の用字	〃	〃
20	同音語の研究	〃	〃
21	現代雑誌九十種の用語用字 (1) ——総記および語彙表——	〃	〃
22	現代雑誌九十種の用語用字 (2) ——漢字表——	〃	〃
23	話しことばの文型 (3) ——独話資料によ研究——	〃	〃

24	横組みの字形に関する研究	秀英出版刊	品切れ
25	現代雑誌九十種の用語用字(3) ——分　　析——	〃	〃
26	小学生の言語能力の発達	明治図書刊	2,100
27	共通語化の過程 ——北海道における親子三代のことば——	秀英出版刊	品切れ
28	類義語の研究	〃	〃
29	戦後の国民各層の文字生活	〃	400円
30-1	日本言語地図(1)	大蔵省印刷局刊	品切れ
30-2	日本言語地図(2)	〃	〃
30-3	日本言語地図(3)	〃	〃
30-4	日本言語地図(4)	〃	〃
30-5	日本言語地図(5)	〃	〃
30-6	日本言語地図(6)	〃	10,000円
31	電子計算機による国語研究(1)	秀英出版刊	450円
32	社会構造と言語の関係についての基礎的研究(1) ——親族語彙と社会構造——	〃	品切れ
33	家庭における子どものコミュニケーション意識	〃	350円
34	電子計算機による国語研究(II) ——新聞の用語用字調査の処理組織——	〃	品切れ
35	社会構造と言語の関係についての基礎的研究(2) ——マキ・マケと親族呼称——	〃	450円
36	中学生の漢字習得に関する研究	〃	5,000円
37	電子計算機による新聞の語彙調査(I)	〃	1,300円
38	電子計算機による新聞の語彙調査(II)	〃	2,800円
39	電子計算機による国語研究(III)	〃	700円
40	送りがな意識の調査	〃	1,500円
41	待遇表現の実態 ——松江24時間調査資料から——	〃	900円
42	電子計算機による新聞の語彙調査(III)	〃	1,200円
43	動詞の意味・用法の記述的研究	〃	5,000円
44	形容詞の意味・用法の記述的研究	〃	3,000円
45	幼児の読み書き能力	東京書籍刊	4,500円
46	電子計算機による国語研究(IV)	秀英出版刊	700円
47	社会構造と言語の関係についての基礎的研究(3) ——性向語彙と価値観——	〃	700円

48	電子計算機による新聞の語彙調査(IV)	秀英出版刊	3,000円
49	電子計算機による国語研究(V)	〃	900円
50	幼児の文構造の発達 ——3歳～6歳児の場合——	〃	品切れ
51	電子計算機による国語研究(VI)	〃	1,000円
52	地域社会の言語生活 ——鶴岡における20年前との比較——	〃	1,800円
53	言語使用の変遷 (1) ——福島県北部地域の面接調査——	〃	2,500円
54	電子計算機による国語研究(VII)	〃	1,000円
55	幼児語の形態論的な分析 ——動詞　形容詞　述語名詞——	〃	1,300円
56	現代新聞の漢字	〃	3,000円
57	比喩表現の理論と分類	〃	6,000円
58	幼児の文法能力	東京書籍刊	5,500円
59	電子計算機による国語研究(VIII)	秀英出版刊	1,300円
60	X線映画資料による母音の発音の研究 ——フォネーム研究序説——	〃	2,500円
61	電子計算機による国語研究(IX)	〃	1,300円
62	研究報告集 (1)	〃	1,700円
63	児童の表現力と作文	東京書籍刊	6,000円

国立国語研究所資料集

1	国語関係刊行書目(昭和17～24年)	秀英出版刊	45円
2	語彙調査 ——現代新聞用語の一例——	〃	品切れ
3	送り仮名法資料集	〃	〃
4	明治以降国語学関係刊行書目	〃	〃
5	沖縄語辞典	大蔵省印刷局刊	3,800円
6	分類語彙表	秀英出版刊	1,600円
7	動詞・形容詞問題語用例集	〃	1,700円
8	現代新聞の漢字調査(中間報告)	〃	500円
9	牛店雑談 安愚楽鍋用語索引	〃	1,500円
10	方言談話資料(1)——山形・群馬・長野——		

国立国語研究所論集

1	ことばの研究	秀英出版刊	品切れ
2	ことばの研究 第2集	〃	750円

3	ことばの研究	第3集	〃	品切れ
4	ことばの研究	第4集	〃	1,300円
5	ことばの研究	第5集	〃	1,300円

国立国語研究所年報　秀英出版刊

1	昭和24年度	品切れ	15	昭和38年度	250円
2	昭和25年度	〃	16	昭和39年度	品切れ
3	昭和26年度	160円	17	昭和40年度	250円
4	昭和27年度	160円	18	昭和41年度	380円
5	昭和28年度	品切れ	19	昭和42年度	300円
6	昭和29年度	200円	20	昭和43年度	品切れ
7	昭和30年度	品切れ	21	昭和44年度	〃
8	昭和31年度	〃	22	昭和45年度	400円
9	昭和32年度	〃	23	昭和46年度	450円
10	昭和33年度	〃	24	昭和47年度	450円
11	昭和34年度	〃	25	昭和48年度	品切れ
12	昭和35年度	350円	26	昭和49年度	600円
13	昭和36年度	160円	27	昭和50年度	700円
14	昭和37年度	220円			

国語年鑑　秀英出版刊

昭和29年版	品切れ	昭和42年版	1,100円
昭和30年版	〃	昭和43年版	品切れ
昭和31年版	〃	昭和44年版	1,500円
昭和32年版	〃	昭和45年版	1,500円
昭和33年版	〃	昭和46年版	2,000円
昭和34年版	〃	昭和47年版	2,200円
昭和35年版	〃	昭和48年版	2,700円
昭和36年版	〃	昭和49年版	3,800円
昭和37年版	〃	昭和50年版	3,800円
昭和38年版	〃	昭和51年版	4,000円
昭和39年版	〃	昭和52年版	4,500円
昭和40年版	1,100円	昭和53年版	4,600円
昭和41年版	品切れ		

日本教育教材

1 日本語と日本語教育 —国語シリーズ別冊—	国立国語研究所 文化庁共編	大蔵省印刷局刊	650円
2 日本語と日本語教育 —国語シリーズ別冊—	国立国語研究所編	〃	850円
3 日本語の文法（上）	〃	〃	〃

高校生と新聞	国立国語研究所 日本新聞協会 共編	秀英出版刊	280円
青年とマス・コミュニケーション	日本新聞協会 国立国語研究所 共著	金沢書店刊	品切れ

日本語教育教材映画一覧

（各巻16ミリカラー，5分，日本シネセル社販売）

巻	題名	プリント価格
第1巻	これはかえるです ——「こそあど」+「は～です」——	30,000円
第2巻	さいふはどこにありますか ——「こそあど」+「が～ある」——	〃
第3巻	やすくないです，たかいです ——形容詞とその活用導入——	〃
第4巻	なにをしましたか ——動　詞——	〃
第5巻	しずかなこうえんで ——形容動詞——	〃
第6巻	さあ，かぞえましょう ——助数詞——	〃
第7巻	うつくしいさらになりました ——「なる」「する」——	〃
第8巻	きりんはどこにいますか ——「いる」「ある」——	〃
第9巻	かまくらをあるきます ——移動の表現——	〃
第10巻	おかねをとられました ——受身の表現——	〃
第11巻	どちらがすきですか ——比較・程度の表現——	〃
第12巻	もみじがとてもきれいでした ——「です」「でした」「でしょう」——	〃
第13巻	きょうはあめがふっています ——「して」「している」「していた」——	〃

（第1巻～第3巻は，文化庁との共同企画・VTR価格1/2インチオープンリール21,000円，3/4インチカセット20,000円）

LINGUISTIC SOCIOLOGICAL STUDY ON THE KINSHIP VOCABULARY OF JAPANESE DIALECTS (1)

Foreword

Introduction

1. Aims of the Study
2. Method of the Study
3. My Standpoint to Linguistic Sociology and Sociolingustics

I The Specific Characters of Individual Kinship Terms Referring to Family Members

II The Types of Reference and Address of the Japanese People to Their Family Members

III Data Concerning the Change of Individual Kinship Terms into Age Group Terms

IV How Do the Youth of Today Understand the Popular Song "You live to be a hundred, I live to be ninety nine ～ "?

V Tadayosi Sasaoka and Kinship Terminology

VI A Case Study on the Ambiguation of Japanese Kinship Terms

VII The Dialectal Words of Various Parts of the Country Referring to Younger Sons and Daughters

Appendix

Index to Tojo Cards and Supplementary Cards

THE NATIONAL LANGUAGE
RESEARCH INSTITUTE
3-9-14 NISIGAOKA KITA-KU TOKYO
1979

各地方言親族語彙の言語社会学的研究　正誤表

ページ	行	誤	正
12	― 2	行動機式	行動様式
29	6	ソーリョムスメ	ソーリョームスメ
61	― 6	オカカ・ヤヤ	オカカ・ヤヤ・
76	7	(b)原則	(b)の原則
90	―14	(渡辺サントコ	「渡辺サントコ
98	―10	referrnce	reference
106	― 8	ヲさん夫妻	オさん夫妻
114	6	のおにさん	のおにいさん
126	12	正真正明	正真正銘
130	― 3	使用する型。	使用する型
202	― 2	「さらに他出しな	さらに「他出しな
212	9	『叱られる」	『「叱られる」
261	―13	Cの級合せ	Cの組合せ
裏表紙	8	Sociolingustics	Sociolinguistics